

史料目録 第96集

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録
(その5)



写真1 包紙と綴による文書管理の痕跡 (No.1020)

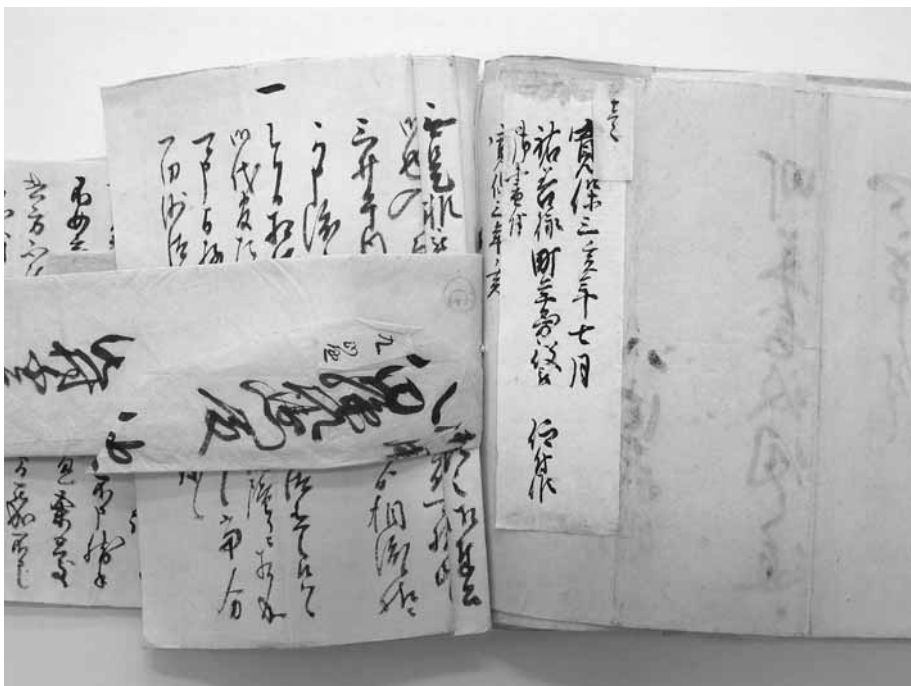


写真2 貼紙と番号による文書管理の痕跡 (No.1020)



写真3 八田家の帳箱1 (個人蔵)



写真4 八田家の帳箱2 (個人蔵)

凡 例

- 本目録は『史料目録』第96集として「信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その5）」(28 B)を収めた。信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書（以下、八田家文書と略す）に関しては『史料目録』第41集・第48集・第50集・第94集、第97集にも収録しており、合わせて参照頂きたい。
- 文書群の編成にあたってはISAD (G)（国際標準：記録記述の一般原則）の考え方も参考にしつつ、文書群を発生させた組織体・集団の役割や活動に留意し、文書群の持つ内的構造を復元することに努めた。その際、既刊の八田家文書目録の階層構造を生かすように心掛けた。
- 解題は八田家文書全体とサブフォンドごとからなっている。サブフォンドの下部のシリーズについても特徴的なものについては解題を付けた。
- 本目録に収録した文書では、袋・包紙を含めた綴りで一括されたものが非常に多く、当館への譲渡後の仮整理段階で一括されたと推定されるものを含め、そのまとまりを尊重し、原則として最も適切と考えられる項目に一括掲載した。したがって、文書1点ごとのレベルで見ると必ずしも当該項目にふさわしくない内容のものが含まれている場合がある。
- 項目中の文書の配列は原則として年代順とし、年欠文書は末尾に配列した。
- 本文記載は(1)表題、(2)作成者または差出人、(3)宛名、(4)作成年月日、(5)形態・数量、(6)整理番号の順である。一括情報は、(5)形態に続けて半角スラッシュ“/”で区切った上で、これを明記した。また、紙質、文書の保存状態などの情報も同様に適宜注記した。なお、一括情報は、各々冒頭の一括表題のみに付すこととした。
- 表題は原表題のあるものはそれを採録し、ないものについては半角丸カッコ“()”を付して仮表題を与えた。また、表題のみでは内容が判別できないものについても、簡単な内容摘記をおこない、同様に半角丸カッコを付した。また、詠句の書付などについては、特徴的な部分を鍵カッコ“[]”で記した。
- 作成年月日は和年号で示し、干支だけの場合はそれを採録した。推定年次については、半角丸カッコを付した。
- 史料の形態は、煩雑となるのを避けるため、冊子型史料では半(半紙縦折判)、横長半(半紙横折判)、横半折(半紙横折紙半折判)などとし、美濃紙の場合は「美」と付した。また、書付型史料では縦紙、縦継紙、横切紙、横切継紙、横折紙、札と表記することで、料紙の使用法と原書の大概の違いを示した。また、綴じられた文書の場合は綴じとして、どの番号からどの番号まで綴じられているかを明記した。
- 整理番号は仮整理時で保管された状態を踏まえ今回付与した。
- 本目録は、研究部の工藤航平がこれを担当し、調査収集事業部の清水善仁、日裏祥子、上川准がこれを補佐した。文書の目録データの作成にあたっては澤村怜薫、芹口真結子、武子裕美、武林弘恵、望月良親、以上の各氏の協力を得た。また、系図は上川准が、松代城下町図は北村厚介と工藤航平が作成した。本目録の作成に際しては、降幡浩樹氏、山中さゆり氏（以上、松代文化施設等管理事務所学芸員）に多大な御協力を頂いた。

総目次

口絵

凡例

総目次

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その5）本文細目次	1
解題	5
伊勢町八田家文書の伝来と整理方法	5
伊勢町八田家の歴史	6
伊勢町八田家の経営	7
糸会所・産物会所の歴史	8
八田家における文書管理の痕跡と目録編成	9
文書群の階層構造と内容	10
参考文献	16
伊勢町八田家略年表	19
木町八田家系図	20
伊勢町八田家系図	22
松代城下町図	24
目録本文	25
内方	25
店方	83
町年寄	85
糸会所	86
産物会所	87
松代商法社	147
内方・産物会所混合文書	150

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その5）本文細目次

<u>内方</u>	25
家族・奉公人	25
儀礼	25
役代	26
家政	27
賄い	29
給人格取立・扶持加増	29
金銭穀物請払	30
藩への上納金・才覚金	30
金融	37
質地・借金	37
無尽	42
借入金・預り金・貸付金	44
飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件	51
伊勢山田御師廣田筑後一件	62
外交・軍事情報	69
寺社奉加	70
文芸	71
書状類	73
諸書類	79
<u>店方</u>	83
呉服	83
酒店・酒造株	83
諸勘定	84
<u>町年寄</u>	85
触留	85
宗門改	85
<u>糸会所</u>	86
糸元師の統制	86

借入金・預り金・貸付金	86
<u>産物会所</u>	87
諸産物の統制	87
蚕種・絹紬	87
触留	87
仕法替え	87
糸繭取引	88
紬ほか売り代金書上	91
荷札	94
陶器竈	96
明礬	99
木綿	100
麻	100
杏仁・甘草	101
鑑札給付	101
蚕種・絹紬	101
天秤振	101
楮	102
関係書類綴	103
近郷での取引	105
江戸での取引	107
諸品	107
取引	107
売り捌き金滞り	108
大坂での取引	108
嘉永期杏仁・甘草大坂取引	108
安政期杏仁・甘草大坂取引	109
北国への荷物運送駄賃・取引	116
炭屋孫七関係書状など綴	116
京都での取引	118
その他地域での取引	119
江戸への荷物運送駄賃・取引	119
会所より貸下げ品・拝借金	120
藩よりの拝借金	123

会所運営	124
役人任免・俸禄	124
用地取得	124
賄い領収書	125
相場情報	132
川船会所	132
領内他地域の産物会所	133
諸書類綴	138
<u>松代商法社</u>	147
<u>内方・産物会所混合文書</u>	150
書状・領収書ほか一括	150
白紙・断簡	164

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その5）解題

文書群記号 28B

文書群名 信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書

年代 享保20年（1735）～明治14年（1881）

数量 3062点

伊勢町八田家文書の伝来と整理方法

松代伊勢町八田家文書は、宝永6年（1709）に松代城下町の伊勢町（長野県長野市松代町）に居を構えて以来、今日に至っている八田家に伝来した文書群である。昭和28年（1953）、9代目当主八田恭平氏（明治33年、1900年生まれ。昭和36年、1961年死去）によって、文部省史料館（現国文学研究資料館）へ譲渡された。

譲渡当時の整理の様相については不明であるが、吉永昭氏（元福山大学学長、当時は文部省史料館臨時筆生）によってカード状の目録が作成された。その後、昭和33年（1958）に吉永氏が愛知教育大学へ転出したために整理作業が中断されたが、昭和56年（1981）頃、大藤修氏（現東北大学教授、当時は国文学研究資料館史料館助手）によって整理作業が再開された。『史料目録第50集信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その3）』（以下、『八田家文書目録』とする）刊行後、担当していた大藤氏の転出によって再度整理作業が中断したが、平成22年（2010）に再開された。

大藤氏の整理作業に基づいて『八田家文書目録（その1）』が昭和60年（1985）に刊行されたが、当時の概算で数万点にのぼると推定されたため、逐次分冊で刊行していくことになったと記されている。以後、その1からその4までの4冊が刊行されている。また、『八田家文書目録（その1）』では、「冊子型史料の大半と、伝存形態の上で冊子と密接に関連している書付型史料若干」を収録するという整理・刊行方法が提示されている。そのため、『八田家文書目録』全体の構成としては、初期の目録には冊子型史料が、その後の目録には書付型史料が各々まとめられて掲載されるかたちとなっており、併せて参照されたい。

その1（第41集、1985年）請求番号あ1～3411

その2（第48集、1989年）請求番号い1～1046

その3（第50集、1990年）請求番号う1～937

その4（第94集、2011年）請求番号え1～870

八田家文書は、その3まで分冊ごとに「あ」から「え」の整理番号が冠されることとなった。その4においても従来の整理方法に準じて「え」と冠されているが、煩雑となるのを避けるため、その4以降は全て「え」で統一することとした。

再開された『八田家文書目録（その4）』刊行に向けての整理作業開始段階において、八田家文書の未整理分は、衣装箱と目される黒塗りの箱9箱、段ボール箱3箱、AFハードボード製（中性紙）箱23箱であった（以上、

「旧箱」とする)。黒塗りの箱への文書の収納については、文部省史料館へ譲渡された後に行われたものと推定される。旧箱にはそれぞれ番号が付されており、以前の整理段階の様相を反映している可能性もあるため、現在行っている整理作業でも旧箱1から順次開始し、旧箱4の途中から旧箱7の途中までを『八田家文書目録(その5)』として収録した。今後の整理作業および史料目録刊行の際も、現状を尊重することを目的とするため、この原則を遵守する。

未整理文書のほとんどは文部省史料館の酸性紙封筒に収められていたが、番号は付与されておらず、ひとつの封筒に複数の文書が入れられていた。そこで、現状を活かしながら、新しい番号を付与し、中性紙封筒へ入れ替えた。但し、虫損が甚大である文書も多く、保存措置になお多くの時間を費やす必要があるため、閲覧請求に十分応じられない場合があることは否めない。

また、『八田家文書目録(その5)』刊行に向けた整理作業のなかで、仮整理段階で付与された文書番号のうち、「え834～え838」の5件(13点)が重複していることが判明した。既に整理作業と新しい文書番号の付与は進んでおり、「え839」の前後に重複分を加えることは困難な状況となっていた。仮整理段階でも文書群の秩序を尊重した番号付与が行われていたと考えられ、その順番を崩さない形での対応が求められるところであった。今回は、重複が確認された段階で新しい文書番号の付与が完了していた「え2288」後に追加することとした。その際、1つの文書番号に一括ではない複数の文書が充てられていたため、各々異なる新しい文書番号を付与することにもした。そのため、本目録に収録された文書は「え871～え1342」であるが、「え2289～え2295」の7点も含まれていることを記しておく。

文書群の整理・分類編成については、「文書群の階層構造と内容」において後述する。

伊勢町八田家の歴史

真田家が領有した松代城下町は、馬喰町・紙屋町・紺屋町(以上、“上三町”)、伊勢町・中町・荒神町(以上、“本三町”)、肴町・鍛冶町(以上、“脇二町”)があり、“町八町”と称された。このほかに、伊勢町の枝町として木町・鏡町があり、これらの町を統括したのが町年寄4名と検断1名であった。(解説末尾の絵図参照)

伊勢町八田家は、松代城下町の木町に居住した八田家より分家した家である。そのため、本家を木町八田家、分家を伊勢町八田家と呼び分けている(後掲の「木町八田家系図」「伊勢町八田家系図」を参照)。移住当初は呉服と酒造を経営したようで、財力を背景にして藩権力との結び付きを強めた。

3代目長左衛門庸重の二男孫左衛門重以は、宝永4年(1707)6月に分家し、同6年6月より伊勢町に居を構え、伊勢町八田家の初代となった。商業活動のほか、町年寄役を務め、松代藩の財政悪化に伴う多額の才覚金の上納により享保期には御目見を許されている。一方の木町八田家では、早世や出奔により享保期には断絶し、以後は伊勢町八田家からの養子が継承した。

ここでは、本目録を構成する文書群の中心となる江戸時代後期から明治初期に関し、伊勢町八田家の歴史について簡単に見ることとする。各当主の概略については、後掲の「伊勢町八田家略年表」を参照していただき、本目録と関係する人物についてまとめておく。

2代目嘉助芳茲は養父である初代孫左衛門重以同様、藩より30人扶持が給され、寛保3年(1743)12月には御用金の切り捨てによって20人扶持が増加されている。その後、宝暦6年(1756)に芳茲が死去すると、3

代目庸重が家督と 50 人扶持の相続を藩へ願い出ているが、家督と 30 人扶持が給付されることとなった。

3 代目孫左衛門以親以降は、給人格の御勝手御用役という士分格に任命された。

4 代目嘉右衛門知義は、明和 8 年(1771)に生まれた。寛政 3 年(1791)3 月に町年寄役に就任し、享和 3 年(1803)に父孫左衛門以親の死去に伴って家督を相続している。藩からは 30 人扶持が給付され、父同様給人格の御勝手御用役にも取り立てられた。また、町人の人別から除かれ、別帳扱いとなっている。文化 10 年(1813)10 月には、白鳥宮普請の才覚金上納の功績により、5 人扶持が加増されている。この加増された 5 人扶持をもって、弟喜兵衛の分家が許可されている。この分家となった喜兵衛は、のちに糸会所や産物会所の要職を歴任している。さらに、文政元年(1818)12 月には、聳養子の辰三郎が嘉右衛門の功績によって召し出され、分家独立して 10 人扶持の給付と御勝手御用役に任命されている。

嘉右衛門は、文化・文政期に産物御用掛、川船運送方御用役、糸会所取締役、産物会所取締役など松代藩による国産品の流通・統制に関して、多くの役職を務めている。また、松代藩家中との縁戚関係の形成にも積極的で、実娘 2 名を小山田六郎兵衛の悴藤四郎と師岡七郎右衛門の悴治助へ嫁がせたほか、増田徳左衛門と八田辰三郎の娘を養女にした上で、大瀬登と岡野弥右衛門の悴陽之助に嫁がせている。

6 代目慎蔵知道は、文政 12 年(1829)に生まれ、嘉永 4 年(1851)4 代目嘉助知則の死去に伴って家督を相続した。父祖同様に、30 人扶持が給付され、御勝手御用役に取り立てられた。一方、史料からは、当主相続以前より産物会所の業務を務めていたと推察される。明治 2 年(1869)に設立された松代商法社では、取締役に次ぐ商法掌に任命されている。

伊勢町八田家の経営

八田家の組織は時期的にかなり変化が見られるが、その大枠を示すと、「内方(御茶之間)」とそれぞれの店(総称として「店方」とする)とに組織機能を分けることができる。

八田家の家政と各店を統括していたのは「内方」で、まだ「店」として分離独立するに至っていない営業部門も内包していた。八田家による店経営は、酒造方(酒蔵・酒店)、呉服店(角店)、油店、醤油店(松井店)、質店として専門独立していた。天保期の各部門を見ると、八田家の構成および管理機構は次のようになっている。「内方(御茶之間)」は、「元方」「吟味役」「賄方」「買物方」「作事方」「部屋遣い」「台所」「供廻」「地方掛取立役(地方掛取立対談役)」「耕作見廻方」「伝兵衛名目」「役人名目」という掛りが存在した。一方、「店方」に関する役職は、「酒蔵支配」「杜氏」「質店支配」「酒店支配」「醤油店」という各店の責任者が存在した。

各店の営業成績は、内方の総務的役割を果たす「元方」において集約されていた。元方と各店との関係は、元方から各店へ店付元金をはじめとした資金が融資され、一方、店から元方へ収益金が上納されるという仕組みであった。元方を中心とする管理システムが確立されたのは天保期の家政改革で、それ以前は当主の名代役である「役代」(代々「傳兵衛」を名乗る)が統括機能を担っていたと考えられる。

営業成績の上では、酒造方が八田家の営業の中心であったという。酒店では時期によって油・味噌・醤油も扱っていた。呉服店は京都・大坂・伊勢より呉服太物類を購入して松代で売り捌くとともに、江戸や上方へ紬・生糸などを出荷していたが、営業成績は不振であったという。油店は 18 世紀中期には存在していたが、安永期に規模縮小、天明初年に閉店、天保期に再開という流れを辿っている。また、八田家では早くから貸金を行っ

ており、この機能が拡大して寛政期には独立した質店が開設された。但し、質店開設後も、内方において貸金が行われており、貸金機能が質店に集約されたということではないようである。内方と質店の貸金機能の関係については明らかでない。

八田家の家計は、各店からの上納金、家屋敷を貸した家賃、所持田畑からの小作料などで賄われていた。天保期には営業不振に陥り、奉公人の削減などの緊縮策で乗り切っている。

寛政期以降、八田家の経営において、高利貸の機能と土地集積・小作地の管理が大きな比重を占めるようになった。しかし、天保期になると、貸付資金の回収が大きな問題となっていた。貸付金が多額に上ったのに対して内方有金（手元に保有する現金）が少ないため、貸付金の回収が滞ると直接的に打撃を受ける状態となっていたのである。そのために、所持田畑や屋敷地の売却とともに、松代領内外町村への貸出金の回収や小作料・家賃の徴収などを専門に行う「地方掛取立役」（地方掛取立対談役）が新しく設置されている。

糸会所・産物会所の歴史

信濃国の養蚕業は18世紀後半から発展していく。藩も養蚕を広めるべく、寛政年間に物産掛を設置し、養蚕全書の刊行や桑苗植え付けの奨励などを行った。文化6年（1809）には糸市が開かれ、松代や周辺地域の特定商人によって取引がなされている。松代藩は、悪化した藩財政の補完を目的として、養蚕・製糸業の奨励を行ったのである。

松代藩領内の製糸業の育成と統制を目的とした糸会所は、藩からの拝借金と商人たちからの借入金・預り金を資金として運営された。そして、文政13年（1830）には糸会所が設置され、取締役には伊勢町八田家4代目の嘉右衛門知義、惣元方には分家の八田嘉兵衛と八田辰三郎が任命された。糸会所は喜兵衛の役代である惣兵衛の屋敷の一部を借り上げて設置されており、松代藩による統制は八田家一族によって差配されていたことがわかる。

製糸業が盛んになるのに伴い、絹織物業も行われるようになった。この紬生産の隆盛にも対応するため、糸会所の機能を拡充した産物会所（会所の設置場所は糸会所と同じ）が天保4年（1833）に設置され、引き続き八田家一族が要職を担った。

産物会所の機能は、①藩からの資金調達（中借金）と問屋への貸付、②問屋からの紬買い占め、③鑑札発行による取引の統制と冥加金の徴集、④江戸・上方での売り捌き、⑤取引をめぐる調停であった。特に設置当初は、紬を独占的に仕入れての江戸での一手捌きを計画していたが、藩の財政難や凶作によって失敗に終わった。

天保8年（1837）に仕法替えが行われ、松代藩からの資金貸下が廃止されたことにより、取引の実権が松代城下の有力商人である菊屋傳兵衛（取締役八田嘉右衛門の役代）、菊屋孫兵衛（八田家の親戚、増田姓）、菊屋惣兵衛、柏屋藤吉、鍵屋伴之介の5名へ譲渡された。これらの商人は、藩からの貸下金が廃止されたため、資金を三都の本店に求めて彼らの買宿となった。天保8年に柏屋藤吉が江戸の大丸屋、翌9年に菊屋傳兵衛が上州高崎の布袋屋善右衛門、同14年に菊屋孫兵衛が江戸の三井店、菊屋惣兵衛は岩城升屋の買宿となっている。但し、菊屋孫兵衛は弘化元年（1844）に売捌代金の滞りから自害したため、代わって八田家が買宿となっている。

大坂との取引では、弘化4年（1847）に炭屋彦五郎（大坂平野町1丁目の両替商）が松代藩御用達となった。翌年には杏仁・甘草・硫黄などが大坂へ廻送され、薬種となる杏仁や甘草は薬種問屋の小西彦七と鍵屋彦右衛

門が売り捌きを行った。この大坂取引の第一義的な目的は、藩財政の補完のための甘草・杏仁を引当とした御用金の借入であり、発案者は佐久間象山であった。当初予定された産物は、領内からは甘草・杏仁など、上方からは瀬戸内海産の塩のほか、那覇や徳之島の砂糖、蠟や琉球表などであった。嘉永3年（1850）には一度頓挫してしまうが、安政2年（1855）に小西彦七より松代藩御用場守の津国屋友七（炭屋の出入頭）に取引が申し込まれて再開した。

慶応元年（1865）には領内23ヶ所に産物改所を設置し、それぞれに取締役と世話役が任命された。村々に設置された産物改所は、主に横浜交易で飛躍的に需要の増した生糸・蚕種を対象とし、周辺地域での生産物を改めるとともに、冥加金を徴収した。会所未設置の地域には、松代の産物会所より役人が出張して改めを行った。産物会所は明治4年まで存続し、松代藩における産物統制機能を果たしたのである。

八田家における文書管理の痕跡と目録編成

本目録に収録した文書の形態を見ると、1点単独のものは342件、袋や包紙を上にして紙縫で綴じたものは38件（口絵写真1）、袋や包紙が無く紙縫で綴じたものは99件であり、紙縫で綴じたものが多く含まれていることがわかる（その他、巻込一括など36件）。この紙縫綴じは、和紙の反故紙を用いた紙縫が多用されているが、非常に細い市販の紙縫や紐も用いられており、当館に受け入れられた後の仮整理段階で新たに綴じられた可能性が高く、当館教授であった原島陽一氏の談話からもそのことが確認できている。

平成22年（2010）より再開した八田家文書の目録刊行作業においては、現状を尊重する方針により、仮整理段階での綴じも解体せずに編成作業を行なっている。また、上記のような仮整理の状況であるため、特に包紙や袋が無い綴り一括文書において、内容的に多種多様な文書が混在していることが確認できる。これらの目録上での編成は、「〇〇関係書類綴」などと表記し、最も適切と考えられる項目に一括して掲載した。

八田家に所蔵されていた段階の文書管理の方法については、現在、袋・包紙を上にして綴じられているものやそれらで一括されているものは、移管以前より一括してまとめられていたことが推察され、八田家による主体的な管理の痕跡を伺うことができる。一方で、袋や包紙が無いものについては、八田家に所蔵されている段階でどのような管理がなされていたのかは不明である。

また、個別史料ごとに端裏書・貼紙によって表題や整理番号が付与されたものも多く、移管前の八田家における文書管理の方法の一つの痕跡として興味深い。例えば、「〔御用金上納・扶持加増ほか関係書類綴〕」（え1024）を見ると、全19点のうちの9点に、端裏に付箋や番号が貼付されていることが確認できる（口絵写真②）。さらに、仮整理段階に綴られた現状では、番号順とはなっていないが、貼付された番号通りに並べ直すと、綴りの一番上に配置された袋（え10241）の表書きと一致することがわかる。つまり、まず個別史料の蓄積が一段落した段階で、一連の関連するまとまりとして端裏に表題や年代順の番号が付されて整理され、さらに袋で一括扱いとされたと考えられる。その後発生した関係文書が同じ袋のなかに入れ、継続的な蓄積・管理がなされてきたと推察される。端裏貼紙や書き込みによる表題や整理番号の付与は、飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件関係の史料にも複数確認できる。このような表題や整理番号の付与、袋や包紙による管理方法は多く見られ、八田家における文書管理の主たるものであったと考えられる。

目録編成や階層構造分析を行う際、出所の組織構造と機能から大項目（サブフォンド）・中項目（シリーズ）・

小項目を設定する方法が採られるが、家文書のように内部組織が存在しない場合も多い。その場合は、組織そのものを見いだすことよりも、家・当主の活動や機能に注目して項目設定することも指摘されている。特に、八田家文書のような膨大な文書群の場合、目録も何冊もの分冊となってしまうため、全体像を把握することは困難となり、目録ごとの文書のまとまりのなかで判断せざるを得ない。

八田家の組織は、「内方」と「店方」が分離し、さらに「店方」は営業の種類に応じて専門分化していった。一方、八田家当主は町年寄役や産物会所の要職、松代藩の御用を担っており、それに関係した文書も八田家に伝来している。そのため、八田家文書の構造を把握するには、一つには組織や役職から解明することが不可欠であるが、それらが判明する文書は多くない。

これら八田家の内的構造や機能を把握して項目設定を行う際の参考として、文書管理の痕跡からも探ることができると考えられる。ここでは、先に示した綴一括文書、端裏貼紙や包紙等による管理のほかに、八田家に残されている帳箱（個人蔵）に付された貼紙による分類について触れておきたい。保管容器からは、内部組織や機能を判断する際の情報の抽出が可能であり、史料整理や目録編成作業を迅速かつ的確に行うための有益な情報を得ることができる。但し、これらの帳箱も、使用された年代が不明であるため、あくまで参考とする手段の一つであることに注意する必要がある。

・帳箱①（口絵写真③）

「料紙」「当座証文印書類」「店方」「差引方」「公用書類」「要用文章類」「無尽方」「当用方」

・帳箱②（口絵写真④）

「飯山」「御用」「記録 入用書類」「御用日記」「浄福寺」「田埜口村・三ッ塚邑 佐久郡口々借付 小縣郡手塚村山極一郎右衛門証文 五加村甲田重左衛門 海野宿平吉証文」「戸隠山小川録兵衛方頼母市差引一卷 岩村田法華堂渡辺武左衛門差引勘定一卷入 右同所無尽帳入」

・帳箱③

「御郡中」「御家中」「諸方掛合紙面」「御町方」

帳箱の貼紙からだけでは断定できないが、帳箱②は無尽や質地・貸金など金融に関係した書類を収納していたと考えられる。また、帳箱③も、郡中・家中・町方で共通のものは金融と考えられ、「諸方掛合紙面」もそれに関係する書類と推察される。

文書群の階層構造と内容

本目録では、文書群の階層構造を追求することに努めた。八田家の内部組織・機能や当主の役職などを基準に大項目（サブフォンド）を設定し、各々の組織体や役職の機能に応じて中項目（シリーズ）・小項目の編成を行った。本目録に収録する文書は、大きく八田家の内部組織・機能に関わるもの（「内方」「店方」）、八田家当主の役職と深く関係するもの（「町年寄」「糸会所」「産物会所」「松代商法社」）、八田家の家政に関わる文書と産物会所に関わる文書が混合している綴り文書（「内方・産物会所混合文書」）とから構成されている。ただし、分冊となっている『八田家文書目録』において、相互の統一性・利便性を考慮するため、既刊の『八田家文書目録』、特に本目録と収録文書の内容に共通性の多い「その4」の編成を基本的には踏襲することとした。階層構造の概略についても、「その4」を合わせて参照されたい。

本目録に収録した文書の内容の概要は、内方 991 点 (32%)、店方 33 点、町年寄 4 点、糸会所 17 点、産物会所 1658 点 (54%)、松代商法社 51 点、内方・産物会所混合文書 308 点 (10%) となっている。『八田家文書目録 (その 4)』では産物会所関係が、『八田家文書目録 (その 6)』では内方関係が多くを占めていることから、本目録で収録した範囲は産物会所関係と内方・店方関係のまとまりのあいだに位置しているといえる。

以下、大項目 (サブフォンド / 二重線) ごとに階層構造と内容を示すとともに、これまでの編成と異なる点など、特記すべき中項目 (シリーズ / 一重線) について記しておく。

内 方

内方は、八田家の家政機関であるとともに、店方の統轄も行ってた。内方には先述したもののほかに材木方・通船方などの掛りが存在しているが、本目録においても収録した文書からは掛りといった組織・機能が読み取れるものはほとんどなかった。そのため、中項目以下では断片的に把握することのできる八田家の機能から編成を行った。

八田家による貸付金などの金融は早くから行われており、寛政期には独立した質店が開設されていた。この質店開設後も内方において貸金が行われており、貸金機能が質店に集約されたということではなく、内方と質店の貸金機能の関係については明らかでない。本目録に収録した文書でも、明確に質店に関するものと判断できる文書はない。そのため、「内方」のなかに金融に関する文書を編成し、さらに八田家による金融の特徴を踏まえて「藩への上納金・才覚金」と「金融」とを分けて中項目を設定した。

また、八田家による金融で大きな比重を占めるものに、藩から預かった資金を運用する繰廻金の存在があった。これは、八田家が藩からの依頼によって藩資金の運用を任されるようになり、八田家が拝借金 (拝借・中借など) を商人などに貸し付け、その利潤をもって逼迫した藩財政の立て直しに利用しようとしたものである。八田家からも藩へ多額の貸し付けが行われており、両者の間で運用した資金・利潤との差額で決算されていたことも確認できる。八田家からは村や町、武士や藩といった幅広い貸し付けも行われており、八田家による独自の貸付と藩資金の運用とを明確に区別することができない文書が多く存在する。そこで、八田家から藩への上納金については先述のように「金融」とは別の項目を設定し、藩資金の運用については「金融」のなかに「借入金・預り金・貸付金」という項目を設定した。八田家による個別の貸付金についても、後者へ入れることとした。

金 融

本目録に収録した文書のうち、飯山藩・岩村田藩領の小作年貢米滞り一件に関するものが非常に多く含まれている。これに関係する文書は他の『八田家文書目録』にも収録されており、その 1 では「土地経営」(中項目)のなかで「小作年貢滞納出入」(小項目)、その 2 では「小作年貢滞り一件」(中項目)として編成されている。既刊の目録でも飯山藩・岩村田藩領の小作年貢米滞り一件に関する文書が多く収録されているため、併わせて参照されたい。

八田家では、飯山藩へは金 3000 両を文政 7 年より 5 ケ年季、岩村田藩へは金 2000 両を文政 5 年より 10 ケ年季で貸し付けていた。両藩からは、各々の領内から抵当として相当分の質物を八田家へ出していた。これら

岩村田藩の質地では、村役人が毎年作徳を納めることとなっていたが、滞納により八田家からの訴訟にまで及んでいる。

以上のことから、八田家の飯山藩および岩村田藩領の質地関係文書は、御用金と密接な関係があるものと判断できる。一方で、質地として受け取った段階で、八田家のなかでは御用金問題とは離れて小作地からの年貢米徴収という機能に限定されることとなる。そこで本目録では、中項目に「金融」を設定し、無尽、質地・貸金、借金に関係する文書を編成することとした。特に、飯山藩・岩村田藩領の質地関係は金額も大きく、関係史料も膨大であり、先述した帳箱でも特別に扱われていたことから、「飯山藩・岩村田藩領年貢米滞一件」として小項目を設定した。

これ以外では、「内方」で解説した「借入金・預り金・貸付金」のほか、同じく資金運用を目的とした「無尽」、八田家の質地小作経営や借金をまとめた「質地・借金」、他家の借財整理である「伊勢山田御師廣田筑後一件」という小項目を設定し、八田家の金融部門を編成している。なお、松代藩や飯山藩・岩村田藩といった藩・藩主家への上納金、勝手向きの世話御用に関するものは「藩への上納金・才覚金」に入れ、それ以外の藩士や商人、寺院や町村への貸付金・繰廻金については「借入金・預り金・貸付金」へ収載した。これは、金融関係の史料は金額のみが判明する書付形態のものがほとんどであり、それら個々の性格を判断することは困難であるため、便宜的に「借入金・預り金・貸付金」へ編成したものである。そのため、両項目を併せて参照されたい。

外交・軍事情報

ここでは、幕末期の異国船渡来や幕府・松代藩の警衛に関する情報（風説書）を収録した。八田家は、藩主真田幸貫が老中海防掛となった松代藩と深い関係を有し、松代藩の軍議役にもなった佐久間象山とも密接な交流を持っていた。幕末期の松代藩の軍備に際しても御用金の上納を指示されるなどした関係から、異国船渡来や軍事に関する情報を収集していたと考えられる。一方、八田家当主は産物会所の取締役を務めており、江戸や大坂・京都などと廻船を利用した交易を取り仕切っていた。そのため、航路による廻送に支障を来す異国船渡来や海防などの情報を収集して対応しなければならない必要性に迫られていたとも考えられる。実際に、異国船渡来により、大坂からの廻送に支障を来しているという報告が寄せられている（え880）。そのため、八田家に蓄積された外交・軍事情報は、“個人的趣味”の範疇で収集されたものではなく、八田家の組織・機能と密接なものといえ、それに対応した編成が必要となる。しかし、上記のような推察は可能であるが、目的や収集した人物の組織や役職などが明確となっていないため、ここでは既刊の目録の編成を踏襲して「内方」に編成し、「外交・軍事情報」という中項目を設定するにとどめた。

諸書類

先述したように、八田家文書には関連した文書を綴った一括文書が多い。八田家による文書管理として行われたほか、当館受け入れ後の仮整理段階において紙繕で一括されたものも多く存在するため、一括されたなかでも内容が多岐にわたるものも少なくない。内容が多岐な綴り一括文書は、目録上では1点ごとに解体して編成することも考えられるが、仮整理段階で綴じられたものとそうでないものとを明確に判断するのは困難である。そこで、このような現状を尊重するため、「諸書類綴」という中項目を設定し、内容が多岐にわたる綴一

括文書を編成することとした。

書状類

諸品代金勘定書・領収書や書付などが混在した綴り文書とは別に、大部分を書状から構成された一括文書も見受けられる。「書状」は書き出しや止め文言、書式などから判断し、表題には「(書状、···)」と表記した。そのため、「諸書類」とは別けて中項目を設定した。なお、他の綴り一括文書と同様に、書状以外の諸品代金勘定書や文芸関係などの文書も混在しており、利用にあたっては留意されたい。

店方

八田家の営業部門である「店方」は、先述したように、酒造方(酒蔵・酒店)、呉服店(角店)、油店、醤油店(松井店)、質店が存在した。時期によって営業していたかどうか異なるが、これら店ごとの組織を中項目として設定した。既刊の『八田家文書目録』でも同様の設定がなされており、「店方」については一貫性をもった項目設定がなされている。ただし、本目録に収録した文書では、呉服店1点と酒造方18点のみであるため、項目もこれらに限っている。

各店の営業は「内方」の元方という掛りによって総轄されており、業績などが元方へ報告・集約されていた。そのため、各店での各種勘定などの帳簿とは別に、元方で作成された文書が存在することとなる。本来であれば、これらの帳簿は「内方」と「店方」とで分けて編成されるべきであるが、作成主体が判明しないものも多く、推察で区別するのは誤解を生じる可能性もあるため、本目録では「店方」に中項目「諸勘定」を設定し、店方の勘定関係の帳面を入れておくこととした。

町年寄

伊勢町八田家では、初代孫左衛門重以より4代目嘉右衛門知義まで、代々町年寄役を務めていた。享和3年(1803)に嘉右衛門知義が家督相続の上、30人扶持・給人格勝手御用役に任じられ、町の人別とは別帳扱いとされたため、以後は町年寄役に就任していない。そのため、基本的には、八田家文書のなかの町政関係の文書は、これ以前のものということになる。

本目録に収録された町政関係の文書は、触留1点と宗門人別改関係の文書が3点含まれるのみである。そのため、当主の役職・機能という側面からも、「町年寄」という大項目を設定し、中項目として「宗門改」を設定した。

糸会所

糸会所は先述の通り、文政9年(1826)に松代藩領における製糸業の育成と統制のために設置され、後に産物会所へと継承された。八田家では4代目当主である嘉右衛門知義が取締役に就任している。糸会所に関する文書については、既刊の目録では、その1で大項目「会所・商社」、その3・その4で大項目「糸会所」が設定されている。本目録でも、八田家当主の役職と関係するものとして、「糸会所」を「産物会所」「松代商社社」とともに大項目に設定した。

糸会所の機能は、①藩や商人からの資金調達（拝借金、借入金・預り金）、②貸下金、③挽子への糸挽道具の貸与と繭の販売、④糸元師からの冥加金の徴収、⑤鑑札の発行である。本目録に収録された文書は17点と少なく、中項目はその4を踏襲して「糸元師の統制」と「借入金・預り金・貸付金」を設定した。

産物会所

八田家の当主は代々産物会所の要職に就いていたため、産物会所に関係する多岐にわたる文書群も八田家に残されている。

産物会所の機能は、先述したように、①藩からの資金調達（中借金）と問屋への貸付、②問屋からの袖買い占め、③鑑札の発行による統制と冥加金の徴収、④上方・江戸での売り捌き、⑤産物取引をめぐる調停であった。そのため、これらの機能に基づいて、中項目を設定した。

本目録に収録した文書では、③④に関わる文書が多く、③については産物ごとに中項目を設定した。また、④については産物の売り捌きを行った地域ごとに中項目を設定した。一方、綴り一括文書のうち機能が判然としないものについては「諸書類綴」として中項目を分けて設定することとした。

諸産物の統制／陶器竈

松代荒神町の陶器竈は八田家の店方である陶器方が差配して設置され、製品は松井陶器店で販売された。『八田家文書目録（その2）』では、「店方」に「陶器方」、「会社・商社」に「陶器竈」という項目を設定し、前者では松井陶器店や陶器販売関係の文書を、後者では産物会所への届書などを編成している。

弘化・嘉永期に荒神町の陶器竈が設置されるが、当初より産物会所の取り扱いとするように八田家役代の伝兵衛から願い上げられている（え985）。嘉永7年（1854）正月、竈場は産物会所の取り扱いとし、竈焚き代金などの規定書を作成している。それ以前の弘化4年（1847）には、東寺尾村の者たちが産物会所へ陶器竈の拝借願いを出していることから、陶器竈の取扱いは産物会所が差配していたことがわかる。

本目録では、八田家の陶器方・松井陶器店など「店方」関係の文書は含まれていないことから、産物会所による職務機能とし、他の産物と同様の統制を受けていたことから、「諸産物の統制」（中項目）に「陶器竈」（小項目）を設定して編成を行った。

諸産物の統制／鑑札給付

産物会所の重要な機能として、鑑札の発行による統制と冥加金の徴収というものがある。本目録では、中項目「諸産物の統制」の下に産物ごとの小項目を設定している。各産物・商売とも生産者には鑑札が給付されており、その4の編成方法のように、それぞれの小項目において「鑑札給付」という項目を設定することが考えられる。しかし、本目録に収録した文書のなかでは、鑑札給付に関する文書のみ産物・商売も多いことがわかる。そこで、生産者へ鑑札を給付することが産物会所の重要な機能と判断できることから、「蚕種・絹紬」「明礬」「木綿」「陶器竈」以外は各産物・商売ごとに小項目を設定するのではなく、中項目「鑑札給付」を設定し、各産物・商売を小項目として編成することとした。

大坂での取引／安政期杏仁・甘草大坂取引

産物会所による大坂での取引については、その4を継承する形で「嘉永期杏仁・甘草大坂取引」「安政期杏仁・甘草大坂取引」「炭屋孫七関係書状など綴」を設定した。

特に、安政2年（1855）に再開された大坂との取引に関係して、同4年8月に炭屋（白山）彦五郎や手代の増田孝兵衛らが松代へ来訪している。これは、取引に関係した現地調査であったと考えられる。炭屋彦五郎は松代藩の大坂取引における蔵元的存在であり、松代藩における産物取引の実務を担う産物会所は丁重な接待をもって対応した。

一般的に近世大坂で諸大名が経済活動を行うために設置するのは「蔵屋敷」であるが、松代藩では御用場を設置していた。御用場は大家家所有ではない「借家」であったと推察され、松代藩以外で御用場を設置していたのは旗本であり、御用場を拠点とした大家家の事例は他に見られない。嘉永年間の大坂交易計画を契機に大坂御用場の設置を検討するが、自前での拠点設置ができずに炭屋孫七方に御用場を置くこととなった。その後、孫七は松代藩との取引が失敗に終わった責任をとって炭屋彦五郎家を去ったとされ、それに伴って一時的に松代藩大坂御用場はなくなったものと考えられている。

一方、松代藩は大坂の提携商人それぞれに御用場の看板を掲げさせており、炭屋は蔵元的存在でありながらも、松代藩との取引商人すべての商業活動を統轄する立場になく、最も主要な御用場であるに過ぎなかった。

本目録には、炭屋彦五郎ら一行が来訪した際の宿所となる旅宿の整備や食事などに関する請求書・領収書の綴りが収録されている。炭屋彦五郎に視点を置くと大坂御用場による現地調査という機能に基づいて「大坂御用場」という項目が設定できるが、本目録に収録した文書は、現地調査に対する産物会所側の記録ということになる。そのため、炭屋彦五郎らの来訪に関する文書は、安政期の大坂での杏仁取引に関係したものと判断し、「安政杏仁大坂取引」の項目へ編成した。

領内他地域の産物会所

松代藩では、慶應元年（1865）に領内23ヶ所に産物改所（産物会所）が設置され、それぞれに取締役と世話役が任命された。慶應3年と明治2年（1869）にも増設されており、松代の産物会所を中心に藩による産物統制が厳重に行われていたことがわかる。村々に設置された産物改所は、主に横浜交易で飛躍的に需要の増した生糸・蚕種を対象とし、周辺地域での生産物を改めるとともに、改め冥加金を徴収した。会所未設置の地域には、松代の産物会所の役人が出張して改めを行っていた。

本目録に収録した文書では、廻村した産物会所役人からの冥加金の報告が主である。そのため、1点ごとの文書の範囲は広範にわたる場合も多く、産物改所ごとに分けて編成することが困難である。そこで、産物改所ごとに小項目を設定することはせず、領内の産物改所関係や産物会所役人による報告をまとめて編成することとした。

松代商法社

松代商法社は、松代藩領内の商人資本を結集して横浜交易を進めるため、明治2年（1869）に設立された。取締役には横浜交易で成功した羽尾村（長野県千曲市）出身の大谷幸蔵（屋号「大黒屋」）が任命され、その

他に商法掌 9 名、商法方 22 名、商法方補 25 名によって構成された。商法社は松代城下と羽尾村に設置され、伊勢町八田家 6 代目の八田慎蔵が明治 2 年 12 月に商法掌に任命されている。

商法社の活動主体は在村の横浜交易商人であり、規模も圧倒的に羽尾村の商法社の方が大きかったという。そのため、八田家文書のなかに商法社関係の文書は少ない。本目録においても、領内村々に対して、産物会所へ提出すべき去午年の産物改帳および冥加金取立帳を早急に差し出すように指示した廻状の綴りが 1 件(12 点)あるのみである。その内容を見ると産物会所の事務引き継ぎという側面が強く、産物会所の「藩内他地域の産物会所」(中項目)へ編成しても良いかと思われたが、「商法方役所」という組織が独自に行ったものであるため、「松代商法社」として編成することとした。

内方・産物会所混合文書

糸会所・産物会所の設置場所は、八田家一族である八田喜兵衛(4 代目嘉右衛門の養弟)の役代である菊屋惣兵衛の屋敷の一部を借り受けたものであり、産物会所自体も惣兵衛家に設置されたと言われている。内方と産物会所とは空間も組織も異なるため、如何なる理由で内方と産物会所との文書が一緒に綴じられたのかは不明である。後に会所が伊勢町八田家へ移転してきたことなど、様々な要因も想定できる。先述したように、当館で受け入れた後の仮整理段階で混合されてしまった可能性も考えられるが判然としない。そこで、本目録においても、内方や産物会所などとは別に、「内方・産物会所混合文書」という中項目を設定して編成を行うこととした。

参考文献

- 荒武賢一朗「松代真田家の大坂交易と御用場」(渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政 信濃国松代藩地域の研究Ⅱ』岩田書院、2008 年)
- 荒武賢一朗「在坂役人の活動と蔵屋敷問題－幕末維新期の混乱とその特質－」(荒武賢一朗・渡辺尚志編『近世後期大名の領政機構 信濃国松代藩地域の研究Ⅲ』岩田書院、2011 年)
- 大藤修「信濃国松代八田家文書の整理を担当して」(『史料館報』第 53 号、1990 年)
- 藤田雅子「天保期松代藩における国産紬の販売」(吉田伸之編『流通と幕藩権力』山川出版社、2004 年)
- 古川貞雄「松代藩における非常出費時の御用金・借入金政策」(『市誌研究ながの』第 5 号、1998 年)
- 望月良親「近世後期における松代八田家と松代藩財政」(渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政 信濃国松代藩地域の研究Ⅱ』岩田書院、2008 年)
- 吉永昭「松代商法会社の研究」(『社会経済史学』第 23 巻第 3 号、1957 年)
- 吉永昭「専売制度についての一考察」(『史学研究』第 65 号、1957 年)
- 吉永昭「紬市の構造と産物会所の機能－信州松代藩の場合－」(『歴史学研究』第 204 号、1957 年)
- 吉永昭「幕末期における専売制度の性格とその機能－信州松代藩の場合－」(『歴史学研究』第 218 号、1958 年)
- 吉永昭「製糸業の発展と糸会所の機能－信州松代藩の場合－」(『史学雑誌』第 62 編第 2 号、1959 年)
- 吉永昭「商家における『家政改革』について－信州松代八田家の場合－」(『愛知教育大学研究報告 人文科学・社会科学』第 22 輯、1973 年)

渡辺浩一「神戸家所蔵犬山屋神戸家文書の保管容器について」(『史料館報』第63号、1995年)

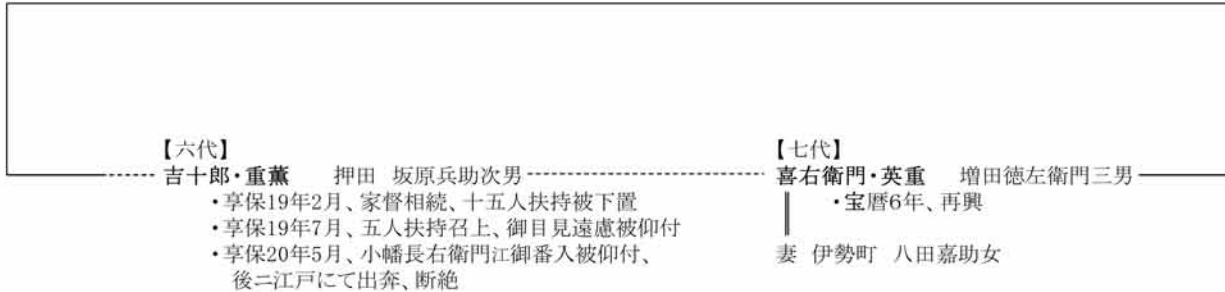
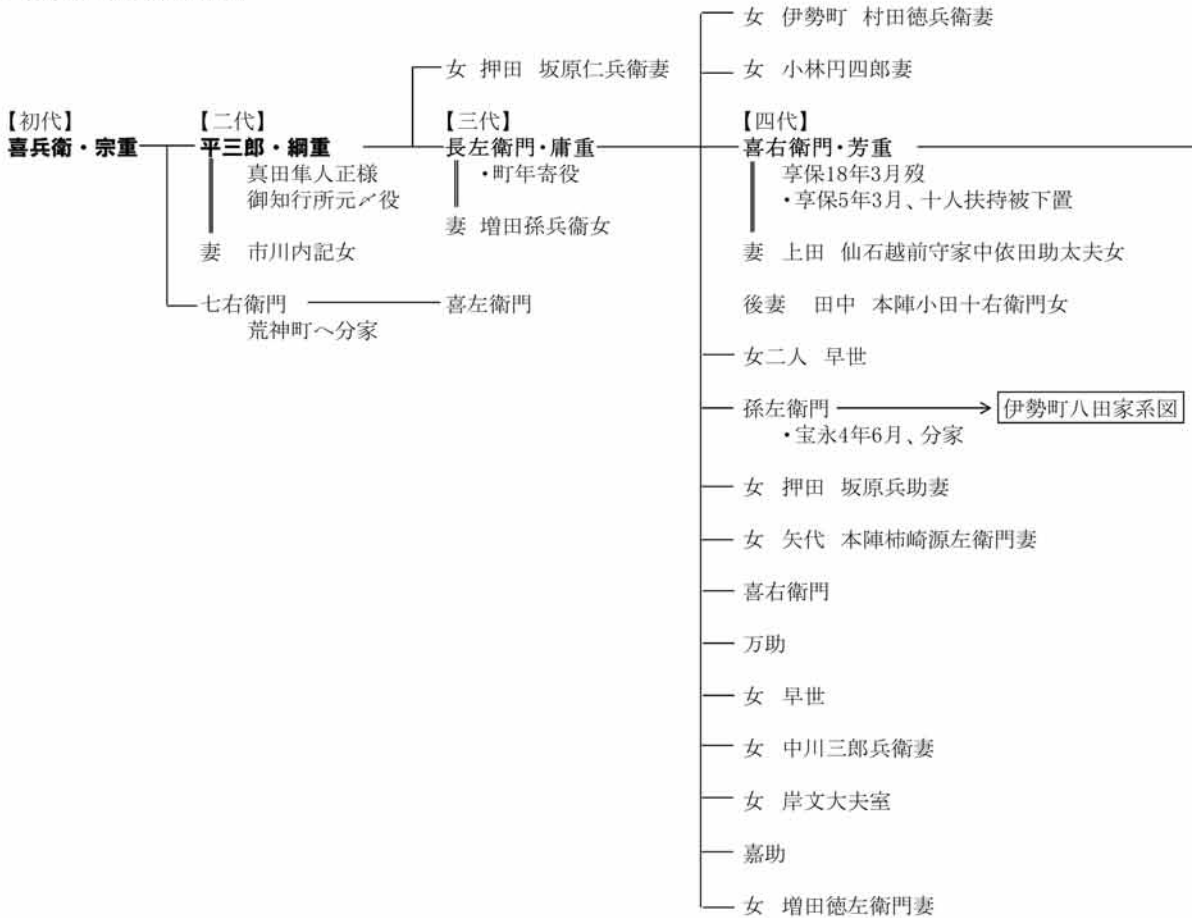
伊勢町八田家略年表

年代	人物	出来事
宝永 4.6	①孫左衛門重以	分家
宝永 6.6	①孫左衛門重以	伊勢町に居住。この年に町年寄就任
享保 11.4.6	①孫左衛門重以	御用金才覚により御目見
享保 12.12.23	①孫左衛門重以	御用金才覚により 30 人扶持
寛保 3.7	①孫左衛門重以	病気により町年寄退任
寛保 3.7	②嘉助芳茲	町年寄就任
延享 4.5.23	①孫左衛門重以	死去
延享 4.7.12	②嘉助芳茲	30 人扶持
寛延 3.12.1	②嘉助芳茲	御用金切り捨てにより 20 人扶持加増 (計 50 人扶持)
宝暦 6.7.9	②嘉助芳茲	病気により町年寄退任
宝暦 6.7.15	②嘉助芳茲	死去 (60)。鉄治郎 (③孫左衛門以親) への相続と 50 人扶持下付を藩へ願い出る。ならびに養子嘉右衛門に本家再興を遺言
宝暦 6.9.20	③孫左衛門以親	30 人扶持
宝暦 8.11.28	③孫左衛門以親	元服して鉄治郎より孫左衛門と改める
宝暦 11.3.19	③孫左衛門以親	町年寄就任
寛政 3.3.22	④嘉右衛門知義	町年寄就任
寛政 4.2.15	③孫左衛門以親	病気により町年寄退任
寛政 10.7	③孫左衛門以親	金三百両才覚御用達
享和 2.3.25	③孫左衛門以親	300 両を藩に献上
享和 2.12.25	③孫左衛門以親	祖父以来の出精により給人格御勝手御用役
享和 3.1.1	③孫左衛門以親	死去 (62)
享和 3.2.9	④嘉右衛門知義	家督相続の上、30 人扶持・給人格御勝手御用役。ならびに町の人別と別帳になる
文化 3	④嘉右衛門知義	御用金を申し付けられる
文化 4	④嘉右衛門知義	御用金を申し付けられる
文化 10.5.10	④嘉右衛門知義	白鳥宮普請のため 100 両を献上
文化 10.10.7	④嘉右衛門知義	5 人扶持加増 (計 35 人扶持)。この年、加増分を義弟喜兵衛に与えて分家させる
文化 13.5.11	④嘉右衛門知義	産物御用掛就任
文化 14.3.28	④嘉右衛門知義	川船運送方御用就任
文政 7.⑧.11	④嘉右衛門知義	数代御用を勤めたことにより給人永格
文政 7.11.7	④嘉右衛門知義	社倉調役就任
文政 9.9.10	④嘉右衛門知義	糸会所取締役就任
天保 4	④嘉右衛門知義	産物会所取締役就任
天保 5.3	⑤嘉助知則	御勝手御用役見習就任
天保 8.12.28	④嘉右衛門知義	切米納納 30 俵下付
嘉永元 .12.9	④嘉右衛門知義	死去 (78)
嘉永 2.2	⑤嘉助知則	家督相続の上、30 人扶持・御勝手御用役本役
嘉永 4.11.23	⑤嘉助知則	死去 (45)
嘉永 5.1.16	⑥慎蔵知道	家督相続の上、30 人扶持・御勝手御用役
明治 2.12.13	⑥慎蔵知道	商法掌就任
明治 3.⑩.11	⑥慎蔵知道	士族に列する
明治 4.8.19	⑥慎蔵知道	商法掌免職。権少属補助商法方就任
明治 7.7	⑥慎蔵知道	第 13 大区 4 小区副区長就任
明治 7.8	⑥慎蔵知道	(同上) 免職
明治 12.7	⑥慎蔵知道	第六十三国立銀行頭取就任
明治 13.3	⑥慎蔵知道	第六十三国立銀行頭取退任
明治 40.10.8	⑥慎蔵知道	死去 (79)

註：丸数字は当主として何代目かを示したものの。() は享年。

出典：既刊目録第 94 集に補訂した。

木町八田家系図



.....養女 伊勢町八田孫左衛門女、岡野甚十郎室(享保14年)

【五代】

長左衛門・昭重

享保19年2月歿

- ・享保9年7月、被召出七人扶持被下置、刀御免御物成御用勤被仰付
- ・享保11年12月、給人格被仰付
- ・享保12年10月、御郡奉行支配ニ被仰付
- ・享保13年8月、種貸役被仰付
- ・享保18年3月、家督相続、十五人扶持被下置

妻 伊勢町 八田孫左衛門女

惣三郎 後ニ競ト改ム

- ・十人扶持被召出御番入
- 後信安公御近習被仰付
- 名競ト被下置御加恩百石被下置馬場屋敷被下置

室 岡野甚十郎女

女 樋口一角室

女 高田幾田室

競

室 木町 八田嘉右衛門女

【八代】

嘉右衛門・嘉重 伊勢町
八田嘉助四男

女

女 八田競室

女 大瀬登養女

【九代】

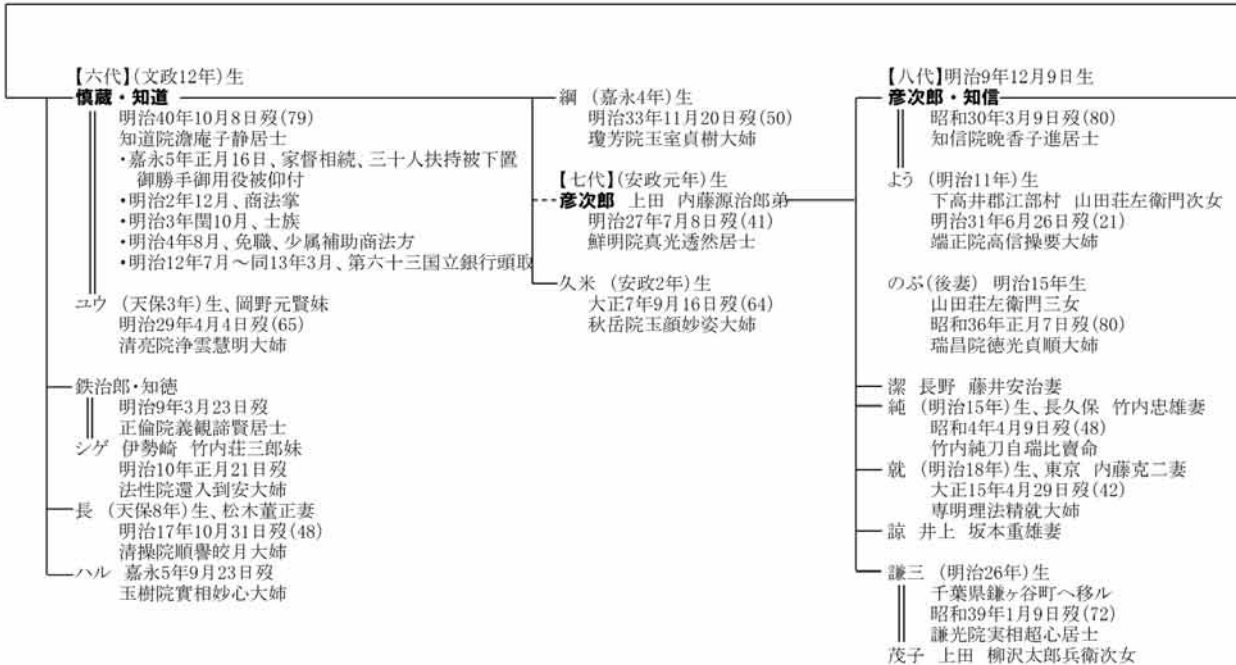
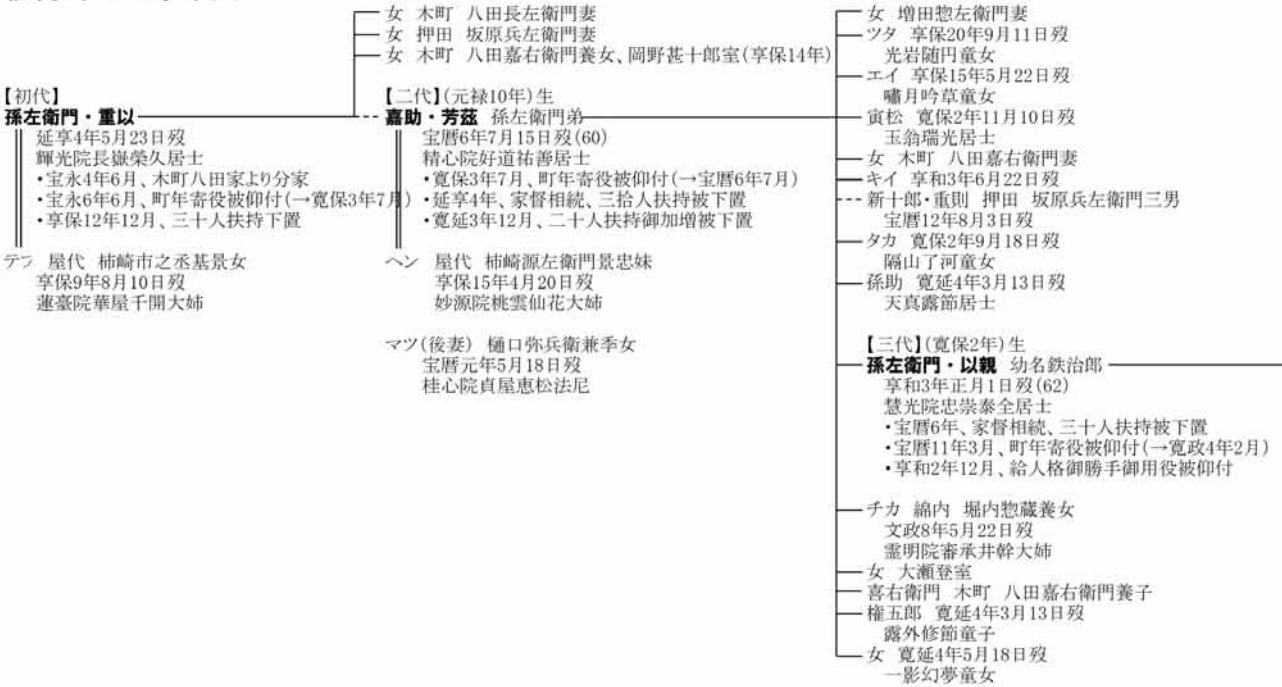
長左衛門・賛親

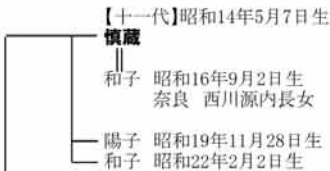
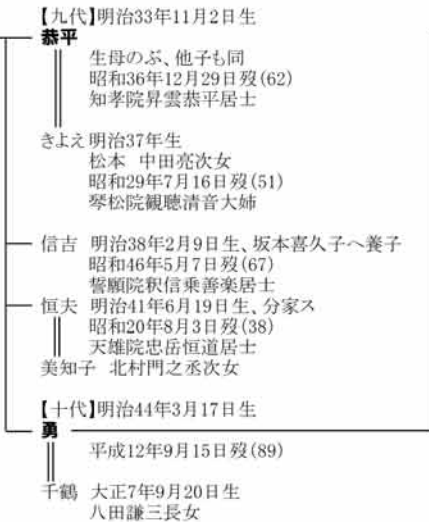
【十代】

喜兵衛

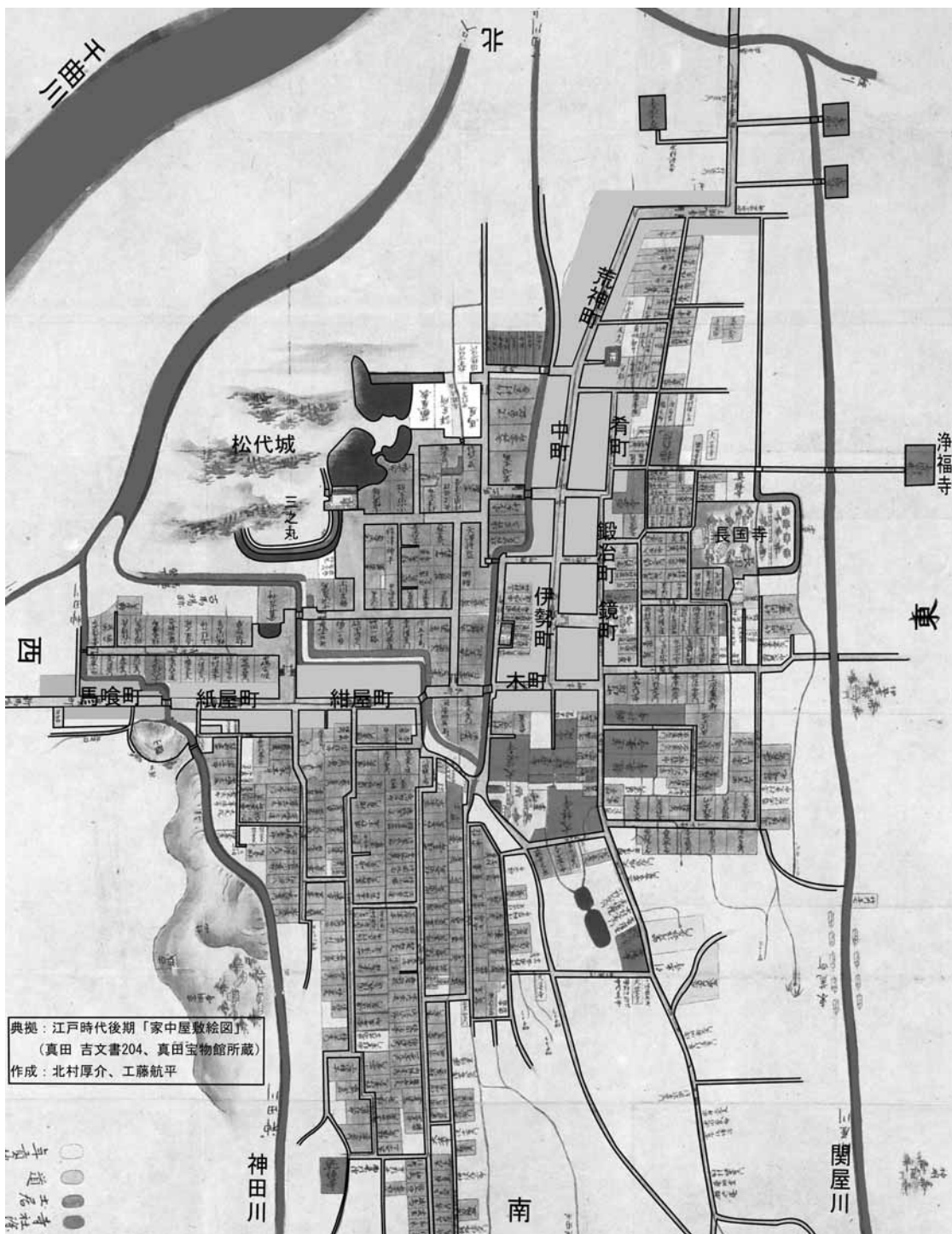
◎『史料館所蔵史料目録』第41集152頁～153頁に基づいて、加筆の上、作成した。
◎点線は養子・養女・養弟を示す。二重線は夫婦を示す。

伊勢町八田家系図





◎『史料館所蔵史料目録』第41集154頁～157頁に
基づいて、加筆の上、作成した。
◎点線は養子・養女・養弟を示す。二重線は夫婦を



表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
内方 / 家族・奉公人 / 儀礼			
慶雲院様十七回御忌四月廿七日御相当之所取越来ル 廿九日より朔日朝迄於浄福寺御法事執行取調帳 (慶雲院17回忌の入用物品ほか覚書)	元治2年乙丑歳3月	横長半美・1冊	え972
覚(禮養院13回忌にて浄福寺へ差遣わす布施50疋ほ か書付)	(慶応4年)	横切継紙・1通	え973
覚(布施30疋ほか受取に付) 浄福寺	(慶応4年)7月16日	横切紙・1通	え974
(大根・さつまいも・人参・蓮根・椎茸ほか食材代金書 上)	(近世)	横切継紙・1通	え975
覚(布施30疋ほか受取に付) 浄福寺納所→八田五十司様 御内萩野半右衛門様	(近世)3月	横切紙/(包紙 とも)・1通	え976
(御肴料入熨斗袋)	(近世)	袋/(え1330～ え1342は括り 紐一括)/(括り 紐、水引とも)・ 1点	え1330
(御肴料入熨斗袋)	(近世)	袋/(え1330～ え1342は括り 紐一括)/(水引 とも)・1点	え1331
(御巡見の節大儀にて下賜状・熨斗袋一括)	(近世)	(え1330～え 1342は括り 紐一括)/(え 1332-1～2は 一括)・1点	え1332
(金300疋入熨斗袋)	(近世)	袋/(水引と も)・1点	え1332-1
(御巡見の節御貨物取り計らい大儀に付金300疋下賜 状) →八田嘉右衛門役代傳兵衛	(近世)12月29日	横切継紙・1通	え1332-2
(御巡見の節酒代銀下賜状・熨斗袋一括)	(近世)	(え1330～え 1342は括り 紐一括)/(え 1333-1～2は 一括)・1点	え1333
(銀1片入熨斗袋)	(近世)	袋/(水引と も)・1点	え1333-1
(御巡見の節下宿共1軒に取計らい都合宜しきに付酒 代銀1片下賜状) →八田嘉右衛門役代傳兵衛	(近世)12月29日	横切紙・1通	え1333-2
(御肴料金100疋入熨斗袋)	(近世)	袋/(え1330～ え1342は括り 紐一括)/(水引 とも)・1点	え1334
(御巡見の節酒代下賜状・熨斗袋一括)	(近世)	(え1330～え 1342は括り紐 一括)/(1335-1 ～2は一括)・1 点	え1335
(金200疋入熨斗袋)	(近世)	袋/(水引と も)・1点	え1335-1
(御巡見の節御宿亭主相勤るに付酒代200疋下賜状)	(近世)12月29日	横切継紙・1通	え1335-2

内方 / 家族・奉公人 / 儀礼

→八田嘉右衛門役代傳兵衛			
(御肴料入熨斗袋)	(近世)未11月	袋/(え1330～え1342は括り紐一括)/(水引とも)・1点	え1336
(御肴料入熨斗袋)	(近世)未11月	袋/(え1330～え1342は括り紐一括)/(水引とも)・1点	え1337
(御樽代300匁入熨斗袋)	(近世)未極月	袋/(え1330～え1342は括り紐一括)/(水引とも)・1点	え1338
(酒代100匁入熨斗袋)	(近世)	袋/(え1330～え1342は括り紐一括)/(水引とも)・1点	え1339
(金100匁入熨斗袋)	(近世)	袋/(え1330～え1342は括り紐一括)・1点	え1340
(金200匁入熨斗袋)	(近世)	袋/(え1330～え1342は括り紐一括)/(水引とも)・1点	え1341
(金300匁入熨斗袋)	(近世)	袋/(え1330～え1342は括り紐一括)/(水引とも)・1点	え1342

内方 / 家族・奉公人 / 役代

(御役代請証文一件書類綴)	(寛政9～文政2年)	綴/(え1020-1～5は一綴)・1綴	え1020
御役代請証文之事(八田家所持の田畑高11石4斗8升の役代引受に付) 西寺尾村之内神明組役代九郎左衛門印・同断〔欠損〕右衛門印・忠右衛門印・中沢村立合長右衛門印・〔奥書〕同村名主〔欠損〕郎印・組頭政五郎印・長百姓治左衛門印	寛政9巳年11月	堅継紙/(虫損甚大)・1通	え1020-1
御役代請証文之事(八田家所持の田畑高11石4斗8升の役代引受に付) 岡神明村与右衛門印・請人忠右衛門印・〔奥書〕西寺尾村名主政五郎印・組頭金治印・長百姓佐吉印→伊勢町傳兵衛殿	享和元酉年6月	堅継紙/(虫損甚大)・1通	え1020-2
差上申一札之事(上納金再日延べに付/端裏貼紙あり) 西寺尾村岡神明組九郎助印・重郎治印・佐太夫印→八田嘉右衛門様御内	文政2卯2月	堅紙/(虫損甚大)・1通	え1020-3
御役代請証文之御事(八田家所持の田畑高6石2斗2升の役代引受に付/端裏貼紙あり) 西寺尾村之内岡神明組御役代重郎治(印)・御請人金三郎(印)・〔奥書〕西寺尾村名主徳右衛門(印)・組頭弥平(印)・長百姓平助(印)→八田嘉右衛門様御内衆中	文政2卯年9月	堅継紙・1通	え1020-4
御借用金年賦証文之御事(上納金年賦支払に付/端裏貼紙あり) 西寺尾村之内岡神明組御借主重郎治(印)・御請人左金治(印)・〔奥書〕西寺尾村名主徳右衛門(印)・組頭弥平(印)・長百姓平助(印)→八田嘉右衛門様御内衆中	文政2卯年9月	堅継紙/(虫損甚大)・1通	え1020-5

内方 / 家政

(住居替関係綴)	(天保3年)	綴/(え1309-1 ~14は一綴)・1 綴	え1309
(袋、袋上書「天保三辰年裏之方住居替致候付品々取調書類入」)	天保3辰年	袋・1点	え1309-1
住居替ニ付省略心得方(江府詠物之事、学文武芸之事ほか、下案)	天保3辰年正月	横切継紙・1通	え1309-2
(近年不練合の儀にて差支えにより勝手向万端取縮せ別段の住居向にて暮方致すつもりに付心得勤向書上)	(近世)	横長半・1冊	え1309-3
(書状、住居普請にて縁石・外向石垣など指示に付)	(近世)巳7月9日	横切継紙・1通	え1309-4
(酒造方・借出金・預金方ほか今年取計い始末取調書雛形)	(近世)	横切継紙・1通	え1309-5
(八田家内方店方格別の手段見込申上書) 忠七・六左衛門・和七・常八	(近世)正月	横切継紙・1通	え1309-6
(書状、木町屋敷今年万端改正にて召仕決評の上取計向申し談ずる旨)	(近世)正13日	横切継紙・1通	え1309-7
(書状、暮金損失に付元に復し兼ね、暮らし方取り詰め省略すれども手段検討もつき兼ねるに付、住居替いたしたき旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1309-8
(書状、町屋敷相応利潤の場所を選び調証文は傳兵衛名前にて証文極置き、町方の約定にて町方130両年切りにて取集め町方用水普請などに用いるべき旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1309-9
(書状、口上書下案御覧入らせられ、卿在宅にて仰せを蒙り次第罷出伺うべき旨)	(近世)正月10日	横切紙・1通	え1309-10
(書状、妻科村一件に付数右衛門・傳兵衛引取になり別段申し上げず、迷惑にていずれ一同飯山まで罷出申談ずる旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1309-11
住居替ニ付省略心得方(江府詠物之事、学文武芸之事ほか、下案)	(天保3)辰年正月14日	横切継紙・1通	え1309-12
(書状、内談の儀末妹女もあり規矩立てる時節にて家内の始末に付申し入れの通り願ひ入れる旨、下案) (八田)嘉右衛門→(八田)喜兵衛殿	(近世)	横切継紙・1通	え1309-13
茶之間諸函面(茶之間改築に付)	(近世)	鋪(27.6× 39.2cm)・1点	え1309-14
(取続手段関連一綴)	(天保9年)	綴/(え1015-1 ~40は一綴)・1 綴	え1015
(袋、袋上書「取続手段書 天保九戌年八月」)	天保9戌年8月	袋・1点	え1015-1
(書状、暮らし方取続きかね何事も出精すべき旨)	(天保9年)戌9月3日	横切継紙・1通	え1015-2
(書状、茶の間より浦向取り計らい及び通船、酒造株の旨)	(天保9年)戌8月28日	横切継紙・1通	え1015-3
覚(手元分・寺町分ほか元高内訳金銭書上)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-4

内方 / 家政

(向々取締申渡に付手配いたす旨申送状)	(天保9年)戌9月9日7日	横切紙・1通	え1015-5
(向々へ勝手次第申渡すに付日延べ差し支えにて向々へ申渡状)	(天保9年)戌9月9日11日	横切継紙・1通	え1015-6
明和九辰年之取調を以尚又取調(親類方寄合・儉約・着服ほか取調書上)	(天保9年)戌9月4日	横折紙・1通	え1015-7
(書状、取続手段腹蔵なく教示・勘考頂きたき旨)	(天保9年)戌8月7日	横切継紙・1通	え1015-8
(書状、御茶の間御用繁多の節、店方へ子供召遣わすこと勘弁の件、世話方へ仰せ渡されたき旨)	(天保9年)8月	横切継紙・1通	え1015-9
口上覚(役代傳兵衛所持地所に付、傳兵衛は住所替えにて地所は伊勢町傳兵衛へ預け置きたき旨)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-10
極御内々(役代傳兵衛所持の地所打続く違作に付鏡屋町へ住居替えにて是までの住居は伊勢町伝兵衛へ預け置きたき旨)	(天保9年)8月	横切継紙・1通	え1015-11
(山場・寺町屋敷ほかメ金600両下屋敷へ渡したきに付金銭書上)	(天保9年)戌8月	横切紙・1通	え1015-12
月々定米金受取規定(月毎の受取金銭並びに米高書上)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-13
(御用金返済に付中町店ほか家財・居付き人数粗々書上)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-14
明和九辰年之取調を以尚又取調(親類方寄合・儉約・着服ほか取調書上)・明和九辰年之取調を以尚又取調(親類方寄合・儉約・着服ほか取調書上)	(天保9年)	横切紙・1通	え1015-15
(書状、取続方手段店々出精の趣にて不行届の儀心外に付この度取計らいの儀幾重にも取用い申すべく永続願いの旨)	(天保9年)戌9月	横切紙・1通	え1015-16
(表門口開き置く旨ほか覚書)	(天保9年)	横切継紙/(虫損あり)・1通	え1015-17
(御家万全永続のため重役を設けて人撰致し、諸向規定相究め評議致すべき旨申上書)	(天保9年)9月	横切継紙・1通	え1015-18
(書状、手元繰合差支えに付田野屋敷へ引越、片付手段仕度に付ご勘考下されたき旨)	(天保9年)戌8月朔日	横切継紙・1通	え1015-19
此度暮方手段替ニ付内評之趣書取(勝手向き繰り合わせ差し支えに付暮らし方手段・家・酒造・鏡見屋町引越など仕法書上、下案)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-20
有所(貸出金・質店・屋敷・酒造株など所有物書上)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-21
(質店・呉服店賄方申立の通り聞済にて明日11日より勝手次第の旨ほか申送状)	(天保9年)	横折紙・1通	え1015-22
(店方専一の儀家名取続の手段申付ける旨書付)	(天保9年)	横切紙・1通	え1015-23
(書状、この度申立ての趣残らず聞済にて取計らい、家内へも申し聞かせ服蔵申し聞く様致したく、三店寄合の旨/後欠)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-24
(書状、店の取続手段御工夫の趣仰渡されたき旨)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-25
(手元取調延引の場合当暮いかがすべきや取調に掛かりたき旨申上書)	(天保9年)戌9月10日	横切継紙・1通	え1015-26

(質屋・呉服店賄いの儀申立の趣尤もにて明日11日より勝手次第に付申付書)	(天保9年)9月10日	横切紙・1通	え1015-27
(引越日取り来る28日にて取り決めの旨伺書)	(天保9年)8月20日	横切紙・1通	え1015-28
(飯菜請方1人ほか奉公人名書上)	(天保9年)	横折紙・1通	え1015-29
(酒店締の儀一向解り兼ねにて勤め方及び損金の場合如何にや伺書)	(天保9年)8月19日	横切継紙・1通	え1015-30
(角屋敷への引越即刻差支、来月引越の趣伺書)	(天保9年)8月16日	横切継紙・1通	え1015-31
茶之間人調伺(源吾ほか茶之間詰奉公人書上)	(天保9年)	横切紙・1通	え1015-32
人数調伺(源吾ほか茶之間方奉公人名書上)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-33
(引越により持山・店・屋敷・暮らし方に付勘考いただききたき旨伺書)	(天保9年)戊7月	横切継紙・1通	え1015-34
(年中遣払小遣分金5両ほか金銭書上)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-35
(年中品々付届物金12両ほか金銭上覚)	(天保9年)	横切紙・1通	え1015-36
(年中惣メ金3兩3分と錢3051貫376文金銭書上、下案)	(天保9年)	横切紙・1通	え1015-37
(甚だ差支に付一兩日中に取決め手配方差図くださったき旨申上書)	(天保9年)	横切継紙・1通	え1015-38
覚(借金返済にて儉約致し下屋敷助成金・売払いの入金にて返済の手段とすべき旨)	(天保9年)	横切紙・1通	え1015-39
(住居引き移りにて持山・屋敷ほか取扱書上)	(天保9年)	横折紙・1通	え1015-40

内方 / 賄い

現金御通帳(鈴木大1本・塩海老ほかメ金1兩1分3朱と銀11匁と錢8貫170文金銭書上) 木町能登屋富作→菊屋傳兵衛様	安政4年巳正月吉日	横半半折・1冊	え992
覚(麦から代金1分2朱ほかメ1兩2朱錢238文金銭書上) 家祢屋藤七→御下家敷御茶屋様	(近世)巳8月	縦紙・1通	え1203
覚(具足1料代金11兩請取に付) 上田横町喜兵衛(印)→松代鍛冶町清次郎様	(近世)未4月22日	堅切紙・1通	え1216
喜兵衛手二而払之分(利左衛門給金雑用金4兩余他金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え1100

内方 / 給人格取立・扶持加増

(八田嘉右衛門宛5人扶持加増祝状綴)	(近世)	綴/(え1310-1・2は旧封筒一括)/(え1310-2-1~14は一綴)・1綴	え1310-2
(書状、御前今般日光御宮へ竹千代様名代にて御供致すに付有難き旨) 小山田主膳元光(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)11月7日	横切継紙・1通	え1310-2-1
(書状、倅久太郎へ本多豊前守様家来高瀬六郎左衛門孫女縁組致す旨) 前田喜右衛門周明(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)11月朔日	横切継紙・1通	え1310-2-2

内方 / 給人格取立・扶持加増

(書状、私儀出精貞実に付1人扶持加増並びに未3月中まで滞府仰せ付けられ有難き旨) 南田安助〔虫損〕(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)11月朔日	横切継紙・1通	え1310-2-3
(書状、預け舟に付忝き旨) 成澤縫殿右衛門直格(花押)・白川寛藏親賢(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月12日	横切継紙・1通	え1310-2-4
(書状、勤向今般結構仰付けられご挨拶の旨) 廣野外守是富(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月20日	横切継紙・1通	え1310-2-5
(書状、年来勤向出精にて5人扶持加増に付挨拶の旨) 矢野半左衛門清武(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月15日	横切継紙・1通	え1310-2-6
(書状、年来御用向心懸け宜しきにて5人扶持加増に付挨拶の旨) 南沢甚之丞〔虫損〕(花押)・両角要助正寛(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月15日	横切継紙・1通	え1310-2-7
(書状、年来御用向心懸け宜しきにて5人扶持加増に付挨拶の旨) 白川寛藏→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月20日	横切継紙・1通	え1310-2-8
(書状、御加恩拝領めでたきに付挨拶の旨) 大里惣助→八田嘉右衛門様参人々御中	(近世)10月15日	横切継紙・1通	え1310-2-9
(書状、家督に付有難き旨) 小川文次→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)11月11日	横切継紙・1通	え1310-2-10
(書状、年来出精にて5人扶持加増に付挨拶の旨) 玉川菊作・前田久太郎・鎮目兵藏・富永諫・馬場糺・師田幾五郎・加藤勘作・小宮山要・清水今平・里見武右衛門・金井左源太・桂木直勝・富永治左衛門・寺内多宮・近藤武助→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月23日	横切継紙・1通	え1310-2-11
(書状、出精にて5人扶持加増に付挨拶の旨ほか) 小松軍左衛門政武(花押)→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月16日	横切継紙・1通	え1310-2-12
(書状、年来出精にて5人扶持加増に付挨拶の旨) 岡崎莊藏・座間百人・磯田亀之進・白井初平・谷口喜間太・小川多次・佐久間三之丞・渡辺清右衛門・鹿野平太・片岡天尚・久保九十郎・長谷川藤藏・榎田忠治→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月21日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1310-2-13
(書状、年来出精にて5人扶持加増に付挨拶の旨) 廉野伴次郎・瀧村右源太・畑小藤太・谷口民馬・高山内藏進・岡嶋平治→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)10月19日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1310-2-14

内方 / 金銭穀物請払

覚(暮方見積り書上)	(近世)	横長半・1冊	え1092
------------	------	--------	-------

内方 / 藩への上納金・才覚金

(御用金書上一括)	(近世)	(え1007-1~8は包紙一括)・1点	え1007
(包紙、包紙上書〔御用金書上ケ扣〕)	(近世)	包紙・1点	え1007-1
覚(午年御納戸御用として呉服代金125両2分ほか32口金銭書上)	(寛延元)辰年	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1007-2
覚(亥から巳年まで年月ごと御用金済・滞り書上)	(近世)8月	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1007-3
(辰年二ノ丸御用として諸色代金18両3分余ほか6口金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1007-4

覚(羽二重御表10反ほか呉服類4口書上)	(近世)8月	横切継紙・1通	え1007-5
覚(伊勢町・木町分高メ143石5斗4升4合6夕書上)	(近世)	横折紙・1通	え1007-6
(元文5申年金800両2分余ほか14口金銭書上)	(享保13～延享元年)	横折紙・1通	え1007-7
(八田嘉助金500両に付、元利金・封書上)	寛延元辰年極月	横切紙・1通	え1007-8
(御用金上納・扶持加増ほか関係書類綴)	(享保12～寛延3年)	綴/(え1024-1 ～19は一綴)・1 綴	え1024
(袋、袋上書「一寛保三亥年年七月町年寄役被仰付候御書付、一延享四卯年七月十二日御家督被仰付三拾人御扶持被下置候御書付、一右二付御目見被仰付候御書付、一寛延三午年十二月朔日式拾人御加持御頂戴之御書付、一御用金之御書付、一寛保元酉年御年貢頭被 仰付候御書付、一寛延三午年十二月朔日御用金被仰付候御書付、一御用金之御書付」)	(近世)	袋・1点	え1024-1
(御用金1,000両差出すべく旨書付/端裏貼紙「七」あり) →八田嘉助	(寛延3年)12月朔日	横切継紙・1通	え1024-2
(先達での御用金700両調達に及ばずに付、追って仰せ付けの金300両調達致すべく旨書付/端裏貼紙「五」あり) →八田嘉助	(近世)4月25日	横切継紙・1通	え1024-3
(御前様出産前入用多きに付御用金500両差出すべき旨書付/端裏貼紙「八」あり) →八田嘉助	(近世)5月12日	横切紙・1通	え1024-4
(20人扶持加増に付達書/包紙貼紙「四」あり) →八田嘉助	(寛延3年)12月朔日	横切紙/(包紙とも)・1通	え1024-5
(御用につき八田嘉助私宅へ罷越す旨書付/包紙貼紙「弐」あり) 祢津数馬→奥山勘助殿・金井市之丞殿	(延享4年)7月12日	横切継紙/(包紙とも)・1通	え1024-6
(八田嘉助へ30人扶持申渡す旨書付/端裏貼紙あり) 御町奉行中→八田嘉助	(延享4年)7月12日	横切継紙・1通	え1024-7
(八田嘉助扶持方拜領のため御目見登城の旨書付/端裏貼紙「弐」あり) 望月治部左衛門→矢島源右衛門殿・金井市之丞殿	(寛延元年)11月24日	横切紙・1通	え1024-8
口上覚(御用金間合い兼ねるに付急ぎ金600両才覚致すべき旨/包紙上書あり) 池村与兵衛→八田孫左衛門様	(近世)2月25日	横切紙/(包紙とも)・1通	え1024-9
(書状にも書印ではなく判鑑にて差遣わすべき旨書付) 田村半右衛門→八田嘉助殿	(近世)	横切紙・1通	え1024-10
覚(御町年寄役八田嘉助扶持加増履歴に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1024-11
(八田嘉助上納御用金の利分取扱いに付伺書/包紙上書「六」あり)	(近世)9月22日	横切継紙/(包紙とも)・1通	え1024-12
(八田嘉助へ町年寄役申付られべき旨書付/端裏貼紙「壹」あり) →小野喜平太殿・山越嘉膳殿	(寛保3年)7月	横切紙・1通	え1024-13
覚(御用金1,000両上納に付規定書上/包紙貼紙「九」あり) 山越一之丞・大嶋太右衛門・池村与兵衛→八田孫左衛門殿	(近世)3月2日	横折紙/(包紙とも)・1通	え1024-14
三月九日御意之趣(勝手不如意にて屋敷へ申し立て工面致されるべく伺いの旨/包紙上書あり)	享保12年末3月9日	横切継紙/(包紙とも)・1通	え1024-15

内方 / 藩への上納金・才覚金

(書状、内談の書付の趣難しき意味合いにて私思慮に及ばず、孫左衛門様・喜左衛門様と相談の上認めるべき旨) 圓四郎→(八田)嘉助様	(近世)10月13日	横切継紙・1通	え1024-16
口上覚(御用金粉元利滞りに付是迄の御用金大概別紙書付申し上げるので、返済の筋を立てるよう願う旨)	(寛保3年)10月	横切継紙・1通	え1024-17
覚(享保13年・14年上納金粉並びに元利書上/1024-17と関連)	(寛保3年)亥10月	横切継紙・1通	え1024-18
口上覚(御用金粉元利滞りに付是迄の御用金大概別紙書付申し上げるので、返済の筋を立てるよう願う旨/端裏貼紙あり) 八田孫左衛門→山(山岸)文太夫様・湯(湯本)十学様・宮(宮下)傳藏様	(寛保3年)亥年10月	横切継紙・1通	え1024-19
(内藤下総守家才覚金に付寺院祠堂金繰廻関係書類綴)	(文化9~12年)	綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1127-1~9は一綴)・1綴	え1127
覚(金子300両証文1通内藤下総守仕送り用達金不都合に付、後来安堵として証文預り置く旨/端裏書込あり) 八田嘉右衛門→五加村甲田勝太郎殿・別所村倉沢七大夫殿・手塚村山極八郎右衛門殿	文化9申年12月26日	縦紙・1通	え1127-1
覚(金子300両証文1通内藤下総守仕送り用達金不都合に付、後来安堵として証文預り置く旨) 八田嘉右衛門(印墨消)→五加村中田勝太郎殿・別所村倉沢七大夫殿・手塚村山極八郎右衛門殿	文化9申年12月	縦紙・1通	え1127-2
覚(金2500両入用の儀、寺院祠堂金繰廻しにて証文請取に付) 松代町傳兵衛(印墨消)→内藤式部少輔様御内 後閑莎右衛門様・後閑元吾様・藤田百助様	文化10酉年12月	縦紙・1通	え1127-3
目録(金子請取及び証文書上)	(近世)寅6月	横切継紙・1通	え1127-4
覚(金2500両入用の儀、寺院祠堂金繰廻しに付証文請取の旨、下案) 松代町傳兵衛→内藤式部少輔様御内 何守様御内一様	文化10酉年12月	縦紙・1通	え1127-5
借入金一札之事(寺院祠堂金繰廻金より金2500両請取に付、下案) 御名内→小縣郡五加村一・松代町傳兵衛	文化10酉年12月	縦紙・1通	え1127-6
覚(借入金2500両の内書面の通り請取に付、下案)	文化10酉年12月	縦紙・1通	え1127-7
覚(寺院祠堂金繰廻金より金2500両のうち金1250両御渡し、残金は入用次第御渡しの約定の旨/端裏書込あり) 松代町傳兵衛(印墨消)→内藤式部少輔様御内 後閑莎右衛門様・後閑元吾様・藤田百助様	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1127-8
覚(金2500両印書1通・時々差出金証文6通私方より差出の印書と引替えにてお返し)の旨/端裏書込あり) 松代町傳兵衛(印墨消)→後閑元吾様	文化12亥年12月	縦紙・1通	え1127-9
(御用達金返済受取関連書類綴)	(文化13~15年)	綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1131-1~7は一綴)・1綴	え1131
覚(去亥12月取替申置き)の元金600両請取に付) 松代町傳兵衛(印)、[奥書]八田嘉右衛門(印)→後閑茂右衛門様・後閑元吾様・藤田百助様	文化13子年5月8日	縦紙・1通	え1131-1
覚(岩村田様仕送金利分のうち金100両受取に付) 松代町傳兵衛(印)→工藤傳兵衛殿	文化13子年11月8日	横切紙・1通	え1131-2

覚(受取書1通見兼ねるにて見当たり次第返却致すべきに付その他の請取書返却願いの旨) 望月輔(印)・出府二付無印富田九郎兵衛→八田嘉右衛門殿	(文化15年)寅6月	横切紙・1通	え1131-3
覚(子年利足のうち金40両請取に付) 八田嘉右衛門(印)→後閑藤右衛門殿・高橋八郎殿・後閑又衛殿・望月輔殿	文化13子年12月29日	横切紙・1通	え1131-4
覚(御印紙1通受取にて金2900両預け置に付) 八田嘉右衛門(印)→後閑藤右衛門殿・望月輔殿	文化13子年12月	堅紙・1通	え1131-5
覚(御用達金返済のうち金94両請取に付) 八田嘉右衛門(印)→望月輔殿	文化15寅年2月	堅紙・1通	え1131-6
覚(私発起無尽去子年懸戻金のうち金57両2分請取に付) 八田嘉右衛門(印)→望月輔殿	文化14丑年3月11日	横切継紙・1通	え1131-7
乍恐以書付ヲ奉願上候御事(江戸表御屋敷類焼のため上納金100両のうち半金日延の旨) 柿野沢村伊平次・同村伝右衛門、[奥書]同村庄屋金兵衛→竹佐御役所	文化8年未ノ3月	堅紙・1通	え1229
(岡川左十郎殿をもって懸合の主人借入金・仕送金・無尽差引等につき規定書) 内藤豊後守内後閑彦三(印)・望月左大夫(印)→八田嘉右衛門殿	文政2卯年正月	堅継紙/(包紙とも)・1通	え1316
(朱膳椀20人前下賜に付目録等一括)	(文政7年)	(え1317-1~3は包紙一括)・1点	え1317
(包紙、包紙上書「文政七甲申十二月飯山より寒中御尋交肴一折、吉松高田御両子より手帖到来外、頼母敷一件付為御挨拶朱膳椀二十人前御送可被成下之所製方間合兼候付右目録而已到来追而山岸三四郎取計候趣」)	文政7甲申12月	包紙・1点	え1317-1
(書状、朱膳椀二十人前頂戴に付宜しく申上げたき旨) →兩人様	(文政7年)	横切継紙・1通	え1317-2
(目録、皆朱膳椀式拾人前)	(文政7年)	堅紙・1通	え1317-3
(包紙、包紙上書「文政十一子年十二月 飯山大和屋嘉兵衛発起頼母敷二付書類入」)	文政11子年12月	包紙・1点	え1107
(岩村田藩勝手向世話関係書類綴)	(文化13~天保14年)	綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1144-1~55は一綴)・1綴	え1144
(書状、勝手方議定取調べてよりお頼みすべきところ江戸表金談差支え当惑に付、追々相談取り決めたき旨) 望月輔→八田嘉右衛門様	(近世)2月25日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1144-1
(書状、歳末祝儀として鯛3贈呈に付礼状) 深井傳之丞重連(花押)・吉松四郎左衛門集美(花押)・三橋新五右衛門当栄(花押)→八田嘉右衛門様	(近世)12月22日	横折紙・1通	え1144-2
(書状、岩村田より飛脚別紙の通り申来にて、思し召しも無ければ明日私方より差し遣わす旨) 吉村→いせ町様	(近世)9月10日	横切紙・1通	え1144-3
(書状、金1000両調達にて上納し、残金も来月中に上納仕りたき旨) 渡辺武左衛門・並木七左衛門・甚右衛門改名並木清一郎→中嶋三右衛門様・八田嘉右衛門様	(近世)正月25日	横切継紙・1通	え1144-4
(書状、赤倉普請は仕事師1人遣わし置いた旨ほか) →伊勢町様	(近世)8月晦日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1144-5
(書状、年頭祝儀申し上げる旨) 渡辺武左衛門済(花押)	(近世)正月25日	横折紙・1通	え1144-6

内方 / 藩への上納金・才覚金

・並木七左衛門信(花押)・並木清一郎良(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中			
(書状、当役所用向等相談致したきところ、種々取込にて延引用捨下されたき旨) 渡辺武左衛門→八田嘉右衛門様	(近世)正月25日	横切継紙・1通	え1144-7
(書状、逗留中に願う帳面の儀差急ぎ取調べたきにて使の者お渡し下されたき旨) 望月輔→八田嘉右衛門様	(近世)重陽	横切継紙・1通	え1144-8
(書状、勝手向の儀にて帳面へ付紙並びに別帳を差し上げる旨、下案) →望月輔様	(近世)9月	横折紙・1通	え1144-9
(書状、其元様勝手向の儀にて、このたび渡辺武左衛門遣わし下さる旨、下案)	(近世)	横切紙・1通	え1144-10
(書状、以来御勝手向へ立ち入り仕送取締命ぜらるところ、御請しない方が実意に相当する旨) 八田嘉右衛門→望月輔様人々御中	(近世)12月26日	横切継紙・1通	え1144-11
(勝手向以後御世話に付奉書) 内藤豊後守正繩(花押)→八田嘉右衛門殿	(近世)6月15日	横折紙・1通	え1144-12
(書状、主人勝手向年来預り御世話として古借金のうち献金あるにて謝儀の旨) 梶田隼人克重(花押)・伊藤重蔵弘貞(花押)→八田嘉右衛門様	(近世)12月17日	横折紙・1通	え1144-13
(書状、岩村田一件の儀迷惑かけ申訳無きにて、岩村田村へ今一応懸合い委細申上げべく旨) 柳沢与惣左衛門→八田嘉右衛門様御取次中様	(天保14年)8月3日	横切継紙・1通	え1144-14
乍恐以書取申上候(与惣左衛門と面談にて、まずは対談書認め、その上で相談致したき旨) (花井)沖八・(丸澤)栄八・源吾	(近世)閏正月21日	横切継紙・1通	え1144-15
(書状、中之条鶴屋罷出たが留守にて叶わず、この度はお会いできるや否や伺いたき旨) 治之助→(八田)嘉助様	(近世)4月11日	横切紙・1通	え1144-16
(書状、中之条鶴屋は外用にて罷り出たが、お逢い下さるか様子伺いの旨) 治之助→伊勢町様	(近世)4月11日	横切継紙・1通	え1144-17
(書状、先達て栄八出府の節、書状返報到来にて差し上げる旨) 忠蔵→(八田)嘉助様	(近世)9月25日	横切紙/(宿紙)・1通	え1144-18
(書状、岩村田への御紙面相談にて、文言追々手強くなっては如何の旨) 土口村→伊勢町様	(近世)9月10日	横切継紙・1通	え1144-19
(書状、使いを以って旦那印紙差し遣わすので落手下されたき旨) 望月輔・後閑又衛・高橋八郎・後閑茂右衛門→八田嘉右衛門様	(近世)12月28日	横切継紙・1通	え1144-20
(書状、昨25日朝岩村田領内百姓騒立ての儀にて後藤良介・庄右衛門親子咎めに付、用立金出金出来かねにて、困りいる旨) 左一兵衛→(八田)嘉右衛門様尊下	(近世)12月28日	横切継紙・1通	え1144-21
(書状、貴所様発起無尽懸戻金の儀不都合にて暫く延引下されたき願いの旨) 後閑又衛→八田嘉右衛門様	(近世)12月28日	横切継紙・1通	え1144-22
(書状、無尽加入格別の勘弁にて増口等お持ち下さる段お礼の旨) 望月輔→八田嘉右衛門様	(近世)12月26日	横切継紙・1通	え1144-23
(書状、後藤良佐私方貫請ける旨および取込中にて未だ評議も出来かね追って返書差上げる旨極内々申上書) (望月)輔→(八田)嘉右衛門様	(近世)12月27日	横切継紙・1通	え1144-24

覚(子年利息のうち金40両受取に付) 八田嘉右衛門→望月輔殿	文化13子年12月29日	横切継紙・1通	え1144-25
覚(金2900両印紙1通受取預り置に付) 八田嘉右衛門→後閑茂右衛門殿・高橋八郎殿・後閑又衛殿・望月輔殿	文化13子年12月29日	横切紙・1通	え1144-26
(書状、関山無尽取金3両1分余は借用扱いとなっているが、当年取金は来会に返金される旨ほか写) →(大石清右衛門)	(近世)4月28日	横切継紙・1通	え1144-27
口上之覚(関山無尽勘定合伺い、金談案事取極め、捲塩荷代金支払方に付、取極め頼む旨) 大石清右衛門→中嶋(三右衛門)様・八田様	(近世)4月27日	横切継紙・1通	え1144-28
(書状、関山無尽当年の取分は私共方へ差廻し下されたく頼む旨ほか) 大石(清右衛門)→御両所様	(近世)4月27日	横切紙・1通	え1144-29
(書状、大石氏よりの書状に尊宅へ参るようにとあるが、今日は甚だ世話敷にて罷り出兼ねる旨) 学海→八田様	(近世)27日	横切継紙・1通	え1144-30
(書状、大石よりの来状披見のところ、たとえ利益になる儀にても手数減らす取計方に致したき心底の旨) (八田)嘉右衛門→学海様	(近世)4月27日	横切継紙・1通	え1144-31
(書状、関山宝蔵院無尽残らず私方引受け仰せ付けられる旨、能登塩取極の儀は塩問屋掛物等追年過分に掛かるので勘弁下されたく旨ほか) 大石清右衛門→中嶋(三右衛門)様・八田様	(近世)4月26日	横切継紙・1通	え1144-32
口上(関山宝蔵院無尽金を塩代金方へ差廻し下されたくほか付、立寄り下され内談致したき旨) 大石(清右衛門)→明徳寺様	(近世)4月27日	横切継紙・1通	え1144-33
(書状、宝蔵院無尽金を塩飯山表へ送る内金に廻す儀、取り究め無くては商売人の手合にはなし難きに付願いの旨) 大石(清右衛門)→中嶋(三右衛門)君・八田君	(近世)4月27日	横切継紙・1通	え1144-34
口演(今町着船又は稲田町問屋の2か所にて信州向極上塩に仕立て駄数改め渡したきに付、荷駄数ほか頼む旨) 大石清右衛門→中嶋三右衛門様・八田嘉右衛門様	(近世)4月26日	横切継紙・1通	え1144-35
(書状、伊勢町より岩村田へ懸かる一件は3年に及ぶところ、近きうちに落着取り計らい下されたく旨、下案) 嘉助→水井様	(近世)9月5日	横切継紙・1通	え1144-36
(書状、主人勝手向年来世話のところ、古借入金1300両献上にて謝儀の旨) 梶田隼人克重(花押)・伊藤重蔵弘貞(花押)→八田嘉右衛門様	(近世)12月5日	横折紙・1通	え1144-37
(書状、借入金のうち金150両返納にて新証文350両高調印のところ、別紙預り切手を差し出すので追って印形持参されたく旨) 八田嘉右衛門→並木清一郎様・並木七左衛門様・渡辺武左衛門様貴報	(近世)3月16日	横切継紙・1通	え1144-38
(書状、拝借金のうち金150両上納の金子を落手し、新証文350両高に調印したので古証文お戻し下されたく旨) 渡辺武左衛門・並木七左衛門・並木清一郎→八田嘉右衛門様	(近世)3月8日	横切継紙・1通	え1144-39
(書状、今晚は権堂村別荘において一献したく、早々出駕下さるたく旨) 屏山→学道様さし置	(近世)正月22日	横切継紙・1通	え1144-40
(書状、岩村田よりの書状拜見返上し、私への一封も高覧に入れる旨ほか付)	(近世)晦日	横切継紙・1通	え1144-41

内方 / 藩への上納金・才覚金

(書状、持参茶されて困り入にて有合煎茶少し頂戴したき旨) 渡辺武左衛門→笠井和七様几下	(近世)22日	横切継紙・1通	え1144-42
(書状、主人勝手向年来預り世話のところ、借用金のうち献金にて謝儀の旨/端裏書込「に印」あり) 梶田隼人克重(花押)・伊藤重蔵弘貞(花押)→八田嘉右衛門様	(近世)12月17日	横切継紙・1通	え1144-43
(3人借用金100両ほか借用金高書上)	(近世)	横切紙・1通	え1144-44
(書状、昨夕平兵衛殿が書類写持参したので差し上げる旨) 菊屋太助→松永丁(花井)沖八様・(丸澤)榮八様	(近世)神無月24日	横切継紙・1通	え1144-45
(主人勝手向年来世話のところ、古借用金1300両献上にて謝儀の旨奉書/端裏書込「は印」あり) 梶田隼人克重(花押)・伊藤重蔵弘貞(花押)→八田嘉右衛門様	(近世)12月5日	横切継紙・1通	え1144-46
(天保4年寺社奉行土屋相模守より松代町嘉右衛門吟味筋にて呼出に付、召仕平兵衛差し出す旨書付写/端裏書込「壺印」、端裏貼紙「四」あり) 御名家来座間百人	(天保4年)正月24日	横切継紙・1通	え1144-47
(松代城下住居家来八田嘉右衛門の身分・格式等についての問合せ及び返答書2通写/端裏貼紙「三」あり) 内藤豊後守内田村進六→座間百人様・津田転様	(近世)10月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1144-48
口上覚(岩村田領分村々作徳米代金上納滞りにて種々懸合致し候えども、村役人・代人等他行きに付、一先ず日限延引にて引き取る旨) 平兵衛	(近世)3月	横切継紙・1通	え1144-49
(我等勝手向以後世話にて扶持方差遣わず旨奉書写/端裏書込「い印」あり) 内藤豊後守正繩(花押)→八田嘉右衛門殿	(近世)6月15日	横切継紙・1通	え1144-50
(我等勝手向以後世話にて扶持方差遣わず旨奉書写/端裏書込あり) 内藤豊後守正繩→八田嘉右衛門殿	(近世)6月15日	横切継紙・1通	え1144-51
岩村田村取極之方(岩村田・祢津村・海野宿ほか作徳米取極書)	天保6末年3月	横切継紙・1通	え1144-52
(書状、主人勝手向年来世話のところ、古借用金1300両献上にて謝儀の旨写) 梶田隼人克重判・伊藤重蔵弘貞判→八田嘉右衛門様	(近世)12月5日	横切継紙・1通	え1144-53
(書状、昨日御状到来のところ、仰せ越しの書類はないが少々見出ししたので、御披見下されたき旨) 喜久や市兵衛→花井沖八様・丸澤榮八様	(近世)10月18日	横切継紙・1通	え1144-54
御内用差出金印形帳面(桑紙させるや・荒神町新竈方ほか申借金等差引覚) (中島)三右衛門	(近世)卯7月10日	横切継紙・1通	え1144-55
(勝手向請払関連書類綴)	(近世)	綴/(え998-1~11は一綴)・1綴	え998
(袋、袋上書「御掛り江御郡方より被差出候御勝手御請払帳面写」)	(近世)	袋・1点	え998-1
(勝手向不足に付入箇規定取極め等手段の上、尊君様御指揮を蒙りたき旨内々奉申上書)	(近世)6月8日	横切継紙・1通	え998-2
(伝兵衛多忙により手も届き兼ね店方引負い等多く売捌き不出来にも成るに付取扱人引替等申上書、下案)	(近世)	横切継紙・1通	え998-3
(書状、飯山辺り吹雪に付宿泊の旨ほか) (中島)三右衛門→(八田)嘉右衛門様	(近世)10月2日	横切継紙・1通	え998-4
(尊命の義勘弁仕度く、御調帳面2帳喜兵衛を以て返	(近世)6月2日	横切紙・1通	え998-5

上致し候旨申上書写) (八田)嘉右衛門			
(勝手向不足に付入箇規定取極め等手段の上、尊君様御指揮を蒙りたき旨内々申上書/え998-2の下案)	(近世)	横切継紙・1通	え998-6
(仰せ渡す義あるに付勘定所へ罷出る旨呼出状) 矢野倉惣之丞・斎藤善九郎→八田喜兵衛様・八田辰三郎様	(近世)6月25日	横切継紙/(宿紙)・1通	え998-7
(返上致し候帳面2帳落手の旨書付) (矢野倉)惣之丞→(八田)辰三郎様	(近世)26日	横切継紙/(宿紙)・1通	え998-8
(暮方諸払積書上げに付今朝までに返上されたき旨書付) 矢野倉惣之丞→八田辰三郎様	(近世)6月25日	横切紙/(宿紙)・1通	え998-9
(御金諸払積帳面拜見の上、取続の手段勝手方へ差出す旨達書)	(近世)6月24日	横切継紙/(宿紙)・1通	え998-10
口上覚(身上向取続手段見込み申上に付/端裏書込あり) 八田嘉右衛門→(勝手方)	(文政3年)7月4日	横切継紙・1通	え998-11
(寛政11年河々浚御手伝御用懸につき御用金300両八田孫左衛門上納請書並びに返済方覚書) 八田知義	(近世)亥4月	縦継紙・1通	え1017
(高遠様・諏訪様・飯山様・福嶋様・岩村田・木曾岡田氏・諏訪大橋氏ほか金高書上)	(近世)	横長美・1冊	え1093
(金961両1分2朱銀1匁4分1厘ほか頼母子講掛金書上)	(近世)	横折紙・1通	え1109
(金970両1分上納金書上)	(近世)	横切紙・1通	え1110
(御夫君様身上向用意ならざるに付意見書) 八田嘉右衛門	(近世)9月	横長半/(虫損甚大)・1冊	え1119

内方 / 金融 / 質地・借金

売証文之事(東寺尾村高辻の内卯新田畑高1石4斗5升代金1両にて売渡すに付) 東寺尾村三之丞(印)・買主源八(印)→売主高林権右衛門様	寛保3年亥11月14日	縦紙・1通	え1294
質田地添証文之事(金520両借用につき東条村・東寺尾村のうち田畑102石書入の旨) 質主八田嘉助判・立合同嘉右衛門、[奥書]宮下七左衛門判・塩野入久右衛門判・宮下喜八判→宮下七左衛門殿・塩野入久右衛門殿・宮下喜八殿	宝暦6子年5月28日	縦継紙・1通	え1022
売渡シ申畑地之事(上納金差詰りにより東条村子新田高1石8斗2升代金19両にて売渡すに付) 売主長大夫(印)・肝煎平助(印)・組頭長大夫(印)・長百姓甚三郎(印)・口入仙助(印)→長国寺御隠居様・御領所井上村御立合安養寺様・御弟子同断実仙様	明和5年子6月	縦紙・1通	え1297
藤野御隠居様西御年貢并御小役目録 南堀村御蔵本久兵衛(印)→藤野御隠居様[(虫損)]	寛政元年酉12月	横長半・1冊	え1059
(網懸村小宮山弥次兵衛口入金返済滞り一件関係書類綴)	(寛政11~享和元年)	綴/(え1016-1~8は一綴)・1綴	え1016
(袋、袋上書「網懸村小宮山弥次兵衛口入金返済滞りニ付御札願口上書壺通 関田守之丞口上書取壺通 証文写壺綴 差引書写壺帳 八田嘉右衛門」)	(近世)	袋・1点	え1016-1
口上覚(網懸村小宮山弥次兵衛の口入金返済滞りに付御札願) 八田嘉右衛門	(近世)8月	横切継紙・1通	え1016-2

内方 / 金融 / 質地・借金

口上書取(網懸村小宮山弥次兵衛の口入金返済滞に付御札依頼) 関田守之丞→八田嘉右衛門様	(近世)8月	横切継紙・1通	え1016-3
網懸村小宮山弥次兵衛御取立已前口入金差滞差引取調覚(口入金書上)	寛政11年末11月27日～文化11戌年	横長半・1冊	え1016-4
(網掛村小宮山弥次兵衛借金返済滞出入一件関係書類写留帳)	(天保3年11月)	半・1冊	え1016-5
御借入金証文之事(金4両年利1割5分にて口入金内借に付、写) 網懸村御借主久右衛門印・名主和助印・組頭彦左衛門印・長百姓政野右衛門印→関田庄助様、[奥書]八田嘉右衛門殿	寛政11年末12月	縦継紙・1通	え1016-6
御借入金証文之事(金10両年利1割5分にて口入金内借に付、写) 網掛村御借主久右衛門印・同断和助印・名主和助印・組頭彦左衛門印・長百姓政野右衛門印→関田庄助様、[奥書]八田嘉右衛門殿	寛政11年末12月	縦継紙・1通	え1016-7
借入金証文之御事(金25両月1両銀7分5厘懸りにて口入金内借に付) 網掛村名主御借主和助印・組頭三郎右衛門印・長百姓磯右衛門印・頭立政聊右衛門印→関田庄助様、[奥書]八田嘉右衛門殿	享和元酉年12月	縦継紙・1通	え1016-8
(森村屋敷地絵図) 森村名主勇右衛門(印)・組頭与左衛門(印)・長百姓長七(印)・売主八郎左衛門(印)	文化2年丑11月22日	鋪(47.0×57.0cm)・1点	え1235
卯之御年貢御小役御目録 南堀村御蔵本藤蔵(印)→山越市之丞様御内	文化4卯年12月	横長半・1冊	え1058
郷借入金証文之事(9ヶ年季にて金250両借用に付) 小泉郡五加村庄屋借主甲田勝太郎(印)・右村庄屋甲田繁太郎(印)・同村組頭源兵衛(印)・同惣三郎(印)・同武平治(印)・同唯右衛門(印)・同村百姓代清吉(印)・同富右衛門(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	文化8年末11月	縦継紙・1通	え1314
申御年貢御小役御目録 南堀村御蔵本藤蔵(印)→山越市之丞様御内所	文化9申年12月	横長半・1冊	え1057
山越市之丞様 亥之御年貢御小役目録覚帳(八田様上納金2分の記述あり) (三輪村)御蔵本弥惣治→山越市之丞様御内	文化12年12月	横長半・1冊	え1055
亥御年貢御小役目録 南堀村御蔵元藤蔵(印)→山越市之丞様御内所	文化12亥年12月	横長半・1冊	え1056
(東寺尾村字村西悪水のため堀広げ並びに堰筋立替の場所とも明細改絵図) 小野唯□(右カ)衛門・町田権之助	文政元寅年5月	鋪(37.5×140.0cm)/(虫損甚大)・1点	え1237
(八田嘉右衛門宛森村八郎左衛門書類綴)	(文政元年8月)	綴/(え1018-1～4は一綴)・1綴	え1018
御借蔵并御借道具規定書之御事(八田嘉右衛門所持の森村地内酒造蔵・土蔵及び諸道具の借受に付、雛形) 森村一卷御借主八郎左衛門 未連印本証文通→八田嘉右衛門様御内 何之誰宛所	文政元寅年8月	縦紙・1通	え1018-1
壳渡申一札之御事(森村八郎左衛門所持酒造蔵・春屋・酒造道具他壳渡証文、雛形) 森村壳主八郎左衛門印・親類唯七印・同俣久米吉印・世話人佐久郡野沢村孫兵衛印・請人柏原氏印・戸左衛門印・金兵衛印・民左衛門印・三役人印・年番頭立印→八田嘉右衛門様御内 何之誰様	文政元寅年8月	縦継紙・1通	え1018-2
讓渡申島地証文之御事(森村八郎左衛門所持島地讓渡証文、雛形) 森村地所讓主八郎左衛門印・同断親類唯七印・同断俣久米吉印・同受人柏原氏印・戸左衛門印・金兵衛	文政元寅年8月	縦継紙・1通	え1018-3

印・民左衛門印・三役人印・年番頭立印→八田嘉右衛門様御内 何之誰様			
差上申小作控規定書之御事(八田嘉右衛門所持地を10年間小作控に下げ渡しに付、雛形) 森村小作地控人八郎左衛門印 未連印本証文通→八田嘉右衛門様御内 何之誰宛名	文政元寅年8月	縦紙・1通	え1018-4
小作証文之事(10ヶ年季にて小作年貢年々金20兩と錢20文に付) 佐久郡田野口村小作人瀬左衛門・同断又右衛門・瀬左衛門親類八大夫・又右衛門親類辰五郎、[奥書]佐久郡田野口村名主文左衛門・同銀右衛門・年寄惣代三大夫・角大夫・百姓代太惣治→松代御城下伊勢町傳兵衛殿	文政2己卯年5月	縦継紙・1通	え1313
以上書奉願候御事(嘉右衛門産物無尽より出金にて木町弥左衛門役銀上納屋敷譲渡に付名前引替願) 八田嘉右衛門役代傳兵衛(印)→御代官所	文政2卯年12月	縦紙・1通	え1287
(土口村入上糺差引調帳ほか綴)	(文政3~12年)	綴/(え1023-1~5は一綴)・1綴	え1023
(袋、袋上書「文政十一子年土口村入上糺差引調帳外金式兩三分式朱錢百九拾四文受取候請取印書遣不申候 同十二丑年九月八日岡川公御持参」)	(文政12)丑年9月8日	袋・1点	え1023-1
覚(金1兩借用に付) 安藤玄台(印)→八田嘉右衛門殿	文政3年辰10月	横切紙・1通	え1023-2
(松2間末口4寸2本ほか材木代・人足賃×銀16匁7分9厘金銭差引書上) 役元→与三郎殿	(文政)	横切紙・1通	え1023-3
亥御年貢皆済之事 名主平左衛門(印)→与三郎殿	文政10年12月	横切継紙・1通	え1023-4
子御年貢皆済之事(本口糺8俵2斗1升3合4勺・銀×143匁2分6厘皆済証文) 名主清左衛門→八田様分与三郎殿	文政11年12月	横切継紙/(貼紙あり)・1通	え1023-5
酉御年貢皆済之事 名主市郎兵衛(印)→八田様御役代	文政8年12月	横切継紙・1通	え1293
(金子借用書ほか綴)	(文政9~12年)	綴/(え933-1~4は一綴)/(綴じは糊付)・1綴	え933
覚(且中寄附地東寺尾村分松原にて売払代金18兩預置に付) 八田嘉右衛門(印切取)→浄福寺方丈江	文政9戌年4月20日	横切紙・1通	え933-1
覚(金27兩時借に付受取に付) 八田辰三郎(印墨消)→片岡主計殿	(近世)卯12月11日	横切紙・1通	え933-2
覚(利銀233匁6分受取に付) 八田鉄之助(印切取)→糸方御会所	文政12丑年2月25日	縦紙・1通	え933-3
年賦割合請取通 八田嘉右衛門(印墨消)→大嶋磯右衛門殿	文政9戌年12月	縦紙・1通	え933-4
(貸付金額等取調書類綴)	(天明2~文政12年)	綴/(え997-1~28は一綴)・1綴	え997
(袋、袋上書「戊子冬 歳暮取調一巻入」)	(近世)	袋・1点	え997-1
覚(金1兩荒神町惣右衛門ほか貸出金31口分金銭人名書付)	(近世)	横長半・1冊	え997-2
(書状、坂本氏書状の通り金子取立方ほか)に付) 兵助→(八田)孫左衛門様	(近世)3月24日	横切継紙・1通	え997-3
覚(拝借金29口分利金×金80兩2分5匁並びに払方金銭人名書上) 坂本常左衛門	(近世)寅3月	横切継紙・1通	え997-4

内方 / 金融 / 質・借金

(11口分ノ金69兩1分金銭人名書付)	(近世)	横切紙/(扶込)・1通	え997-5
覚(子冬・丑・卯年分貸付金並びに差引残金・人名書上)	(近世)	横切継紙・1通	え997-6
(書状、金4兩時借仕りたき旨) しけ→(八田)鉄之助様御中	(近世)	横切継紙・1通	え997-7
覚(寅5月17日金3兩坂本氏へ渡す分ほか8口分ノ金53兩2分金銭書付)	(近世)	横切継紙・1通	え997-8
申之暮御差引覚(元金・利銀5口分差引ノ金3兩1分と114文書上)	(近世)	横切継紙・1通	え997-9
覚(金5兩平左右衛門ほか3口分金銭人名書上)	(近世)	横切紙・1通	え997-10
覚(金5兩小松原村利右衛門ほか5口分ノ金38兩金銭人名書上)	(近世)	横切継紙・1通	え997-11
覚(元金15兩の利金・払方書上)	(近世)	横切継紙・1通	え997-12
覚(25口分ノ金134兩2分金銭人名書上)	(近世)	横切継紙・1通	え997-13
覚(12口分ノ金100兩3分金銭人名書上)	(近世)	横切継紙・1通	え997-14
覚(嘉右衛門様御入料六味地黄丸1箱ほか亥・子年諸品代金差引余金2分14匁2分8厘差戻しの旨) (関田)守之丞→(八田)鉄之助様	(近世)子12月	横切継紙/(宿紙)・1通	え997-15
覚(発当懸戻しの金子出来兼ねに付、来会迄借用の旨) 安藤劉庵(印)→八田辰三郎殿	文政9年12月	横切紙・1通	え997-16
(書状、長国寺祖山二代尊狐雲裳祖大和尚550回遠忌のため本山諸堂修復のところ、近年末派銘々難渋に付助成諸仕法方取計願いの旨、及び諸寺院方丈への副達に付) 長国寺印→諸寺院衆中	文政12年己丑3月	横切継紙・1通	え997-17
覚(文化13年4月・文政元年6月貸付金2口分ノ金28兩3分と銀7匁5分のうち差引残金19兩2分金銭書上)	(近世)正月	横切継紙/(宿紙)・1通	え997-18
覚(金2朱兩替884文払切りに付)	(近世)丑6月	横切継紙/(宿紙)・1通	え997-19
荒神町幸蔵返金覚(家賃ほか貸付金3兩3分2朱返金に付)	(近世)丑6月	横切紙/(宿紙)・1通	え997-20
(経文抜粋カ)	(近世)	横折紙・1通	え997-21
覚(飯山酒送り駄賃金7兩3分と錢687文払に付拝借願)	(近世)戌12月6日	横切紙・1通	え997-22
覚(借入金1兩返済のため証文返済申す旨) (関田)守之丞	(近世)丑4月	横切継紙・1通	え997-23
覚(去丑暮勘定差引金2兩余に付届書) 坂本常左衛門(印)→八田孫左衛門様	天明2寅年4月	横切継紙・1通	え997-24
覚(清助無尽取入金・忠兵衛無尽割返金ほか差引ノ金4兩2分6匁6分上納に付)	(近世)5月	横切紙・1通	え997-25
(品代等入用金15口分ノ51兩3分4匁6分9厘書上)	(近世)	横折紙・1通	え997-26
(江戸大火の様子並びに屋敷引移ほか申上書)	(近世)3月22日	横切継紙・1通	え997-27
覚(刀3腰・脇差1腰・小脇差1腰ノ5品にて金12兩借入に付) 坂原兵助(印)景□→八田嘉右衛門様	寛政8辰年正月	横切継紙・1通	え997-28

譲渡申畑地証文之事(東条村上畑高6畝27歩代金17両3分にて譲渡に付、弘化5年2月写) 小野道安役代和吉、荒町世話人音右衛門、東条村北組名主弥藤太・組頭彦左衛門・長百姓喜右衛門→忠治殿	天保4巳年12月	堅紙・1通	え1295
(絵図/虫損甚大のため開披不可)	嘉永3戌年10月	鋪/(破損甚大)・1点	え1239
(傳兵衛抱屋敷・酒造株等質入証文綴)	慶応2年	綴/(え1318-1~4は一綴)・1綴	え1318
差出申一札之事(酒造株鑑札質入に付証文) 松代伊勢町質入主傳兵衛(印墨消)・請人傳右衛門(印墨消)→色部儀太夫殿	慶応2寅年8月	堅継紙・1通	え1318-1
質入申家屋敷証文之事(所持家屋敷のうち酒蔵等並びに酒造株6ヶ年季にて金500両借用に付) 松代伊勢町質置主傳兵衛(印墨消)・組合傳右衛門(印墨消)・同仁兵衛(印墨消)・同北村源之助(印墨消)、[奥書]名主嶺村榮左衛門(印墨消)→杭瀬下村色部儀太夫殿	慶応2寅年8月	堅継紙/(添絵図)・1通	え1318-2
役代請負証文之事(質入の酒蔵等に付金70両にて役代勤める旨) 松代伊勢町役代人傳兵衛(印墨消)・受人傳右衛門(印墨消)→色部儀太夫殿	慶応2寅年8月	堅継紙・1通	え1318-3
添証文之事(伊勢町抱屋敷・酒造蔵・土蔵その他慎蔵役代傳兵衛質入相違なき旨に付) 八田慎蔵(印墨消)→色部儀太夫殿	慶応2寅年8月	堅紙・1通	え1318-4
(御下屋敷へ貸しの箇所絵図)	明治3午年閏10月7日	鋪(27.5×38.5cm)・1点	え1238
(高懸御用金之内金40両上納覚) 西寺尾村	(近世)	堅紙/(え1158~え1163は巻込一括)・1通	え1163
一札之事(伊勢町家屋敷代金110両請取に付) 宮下伊右衛門(印)・佐川又左衛門(印)→八田長左衛門殿	(近世)	堅切紙・1通	え1214
(重左衛門屋敷譲渡関連書類綴)	(近世)	綴/(え948-1・2は一綴)・1綴	え948
(書状、重左衛門屋敷譲渡の件は元金利分差引金7両余にて口々引き上げで手一杯の片付きと成り、右料金の内にて御引き上げ下されたき旨ほか) 忠左衛門→(中島)三右衛門様	(近世)12月29日	横切継紙/(宿紙)・1通	え948-1
覚(重左衛門家屋敷金25両より元返済金ほか差引き残金7両余勘定書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え948-2
覚(高懸り御用金10両差上に付) 長井村	(近世)8月25日	堅紙/(え1158~え1163は巻込一括)・1通	え1161
(高懸御用金之内金5両上納覚) 日影村三役人	(近世)9月18日	堅紙/(え1158~え1163は巻込一括)・1通	え1162
覚(長屋表口ほか借用覚) 五郎助(印)→甚助殿	(近世)10月	堅紙・1通	え1205
(石高書付書類)	(近世)	(え956-1・2は紙縫一括)・1点	え956
(2町2反3畝29歩の初高40石3斗1升4合他ノ初314石6斗6升4合石高書上)	(近世)	横切紙/(紙縫とも)・1通	え956-1
(下札一括、3反8畝13歩ほか反別書付)	(近世)	札/(え956-2は紙縫一括)・1綴(10点)	え956-2

内方 / 金融 / 質地・借金

(南堀村、田之口村丑寅両年分御物成金差引書上)	(近世)	横折紙・1通	え965
(北長池村入作福嶋新田村の月毎の金銭・粉量書付)	(近世)	横折紙/(え1158～え1163は巻込一括)・1通	え1158
(原村の月毎の金銭・粉量書付)	(近世)	横折紙/(え1158～え1163は巻込一括)・1通	え1159
(北徳間村・檀田村・三輪村・妻科村・宮平組・日名村・小鍋村国見組・夏和村ほか11ヶ村人名・金銭書上)	(近世)	横折紙/(え1158～え1163は巻込一括)・1通	え1160
(原村文五郎ほか御高譲渡人別書上)	(近世)	横折紙・1通	え1170
家賃小作年貢取立之事(証文ほか表題下案)	(近世)	縦紙・1通	え1197
(屋敷絵図、部分)	(近世)	鋪(39.0×81.5cm)・1点	え1231
(屋敷内絵図、部分)	(近世)	鋪(26.0×31.5cm)・1点	え1232
(敷地絵図)	(近世)	鋪(37.5×28.0cm)・1点	え1234
(松代往来・用水絵図)	(近世)	鋪(2.5×87.0cm)・1点	え1240
(土口村周辺小作地石高書入絵図)	(近世)	鋪(88.3×106.1cm)・1点	え1241
(伊勢町河内屋慶兵衛家屋敷絵図)	(近世)	鋪(37.1×28.0cm)・1点	え1242
譲渡申畑証文之事(東寺尾村畑高6斗4升5合代金14兩にて譲渡に付、下案カ) 伊勢町讓主傳兵衛・名主團右衛門・組頭織右衛門・同宗助・長百姓善兵衛→新左衛門殿	(近世)	縦紙・1通	え1296
覚(金75兩借用証文、下案) 松代いせ町傳兵衛・抱屋敷役代市兵衛→殿	(近世)	縦紙・1通	え1298

内方 / 金融 / 無尽

覚(小児勇吉殿無尽鬮当りに付取金50兩のうち金12兩と銀1匁5分6厘預り証文) 河原惣兵衛内永原伊惣治(印)→増田惣右衛門殿	安永8亥年5月	縦紙・1通	え1271
借入金証文之事(無尽懸返金出来兼にて金2兩借用に付) 堀田七郎(印)→八田孫左衛門殿	天明7年末4月	縦紙・1通	え1269
覚(八田競発起無尽掛金不調にて金3分銀6匁借用証文) 増沢彦五郎・大瀬又右衛門(印)→小森村幾右衛門殿	寛政7卯年12月	縦紙/(え1274～え1282は巻込一括)・1通	え1278
(無尽関係書類一括)	(寛政7年)	(え1274～え1282は巻込一括)/(え1279-1・2は一括)・1点	え1279
覚(八田競発起無尽掛金不調にて金3分6匁借用証文) 増沢彦五郎・大瀬又右衛門(印)→弘田村又市殿	寛政7卯年12月	縦紙・1通	え1279-1
(慶長金懇望にて差遣わす一札書上)	(近世)	横切紙・1通	え1279-2

覚(八田競発起無尽取番にて貴殿懸金2両3分と銀11匁9分3厘受取に付) 木町圓藏(印)→水井平之丞殿	寛政8辰年12月	堅紙/(え1274～え1282は巻込一括)・1通	え1280
覚(八田競発起無尽貴殿懸出金2両2分と銀3匁8分5厘受取に付) 木町久兵衛(印)→水井平之丞殿	寛政8辰年12月	堅紙/(え1274～え1282は巻込一括)・1通	え1281
覚(無尽懸金調達出来兼ねるにて金5両3分と銀9匁借用証文) 八田競(印)→松坂屋久兵衛殿	寛政11未年12月	堅紙/(え1274～え1282は巻込一括)・1通	え1282
覚(発起頼母敷圖当にて金250両受取に付) 八田嘉右衛門(印墨消)→堀内五十治殿	文化9申年12月	堅紙・1通	え1290
覚(無尽圖当にて金50両預置き年々掛戻し申すべく旨) 御預主浄福寺(印)・請人八田嘉右衛門(印)→竹内藤馬殿	文化10酉年12月	堅継紙/(え1274～え1282は巻込一括)・1通	え1277
覚(金1両7匁5分借用証文) 大坂屋磯右衛門(印)・御肴屋角左衛門(印)→関田庄助様	文化11戌年12月	堅紙・1通	え1273
覚(発起無尽私知行所名目を以て加入の処懸金調達致し兼ねるにて金10両借用証文) 松本源八(印)・加判八田嘉右衛門(印)→高山内蔵進殿	文化12亥年5月	堅紙・1通	え1291
覚(無尽加入3口分金4両2分借用証文) 小林三左衛門(印)→大草仲岱殿	文化12亥年10月	堅紙・1通	え1257
借用申金子之事(私発起無尽金調達仕兼ねにて金子8両2分と銀3匁7分5厘借用に付) 借用主柿崎源左衛門(印)・受人市之丞(印)→浄福寺様	文化13子年12月	堅紙・1通	え1256
覚(無尽より金7両3分2朱拝借証文) 片岡俊藏(印)・高田孝七(印)→八田辰三郎殿	文化13子12月19日	堅紙・1通	え1260
覚(御発起無尽藤岡甚右衛門殿半口取入れ分金255両受取に付) 藤岡甚右衛門殿分代判大嶋武左衛門(印墨消)→八田嘉右衛門殿	文政元寅年12月	堅紙・1通	え1245
覚(松代無尽金300両差引金銭書上)	(文政2年4月19日)	堅紙/(え1274～え1282は巻込一括)・1通	え1276
(無尽関連書類)	(文政3年)	(え1270-1・2は一括)・1点	え1270
覚(善光寺本願上人発起無尽金のうち掛戻金60両受取に付) 八田嘉右衛門→栗地孝助殿・海沼与兵衛殿・宮沢彦左衛門殿	文政3辰年11月	堅切紙/(黄紙)・1通	え1270-1
覚(病気金去卯年分金2両1分と銀4匁3分5厘請取に付) 野村雄藏(印)→八田嘉右衛門殿	文政3辰年11月	横切紙/(黄紙)・1通	え1270-2
覚(宮内発起無尽掛金50両受取に付) 祿津宮内内石坂柳右衛門(印)・恩田靱負内加判和田九郎右衛門(印)・中村与惣左衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政5午年12月	堅継紙/(え1274～え1282は巻込一括)・1通	え1274
覚(宮内発起無尽掛金25両受取に付) 祿津宮内内石坂柳右衛門(印)・恩田靱負内加判和田九郎右衛門(印)・中村与惣左衛門(印)→八田嘉右衛門様	文政5午年12月	堅紙/(え1274～え1282は巻込一括)・1通	え1275
覚(澤守礼殿発起無尽掛金114両1分と銀2匁1分5厘受取に付) 森五郎右衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文政6未年12月18日	堅切紙・1通	え1243
覚(田中井右衛門在命中発起無尽積金のうち金54両1分と銀8匁3分8厘請取に付) 小野唯右衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文政6未年12月	堅紙・1通	え1267

内方 / 金融 / 無尽

奉差上御請一札之事(私発起無尽加入にて来丑年懸金まで出金に下されるに付) 傳治、[奥書]増田孫兵衛(印)→伊勢町様御内	文政11子年5月	縦継紙・1通	え1286
文政十三寅年十二月十八日初会(無尽掛金18両内訳書上)	文政13寅年12月18日	縦継紙・1通	え1289
覚(町方一統無尽会休みに付日延べ願ひ) 丸山善左衛門(印)→片岡源左衛門様	天保5年12月20日	横切継紙・1通	え1261
御借入金証文之事(無尽金の内より金30両借用に付) 大久保村御借主弥曾左衛門(印)・受人良右衛門(印)→八田嘉助様御内	天保12丑年12月	縦紙・1通	え1258
覚(無尽積金6両3分2朱と銀4匁7分7厘預り証文) 八田慎蔵(印墨消)→神戸源左衛門殿	安政4巳年12月	縦継紙・1通	え1264
記(無尽満会掛金10円受取に付、写) 埴科郡松代町松木董正印→上水内郡鶴賀村永井幸成殿	明治14年12月	縦紙・1通	え1288
覚(十式番会掛金7両3分2朱と銭177文受取に付) 落合彈蔵手代七郎兵衛(印)→八田嘉右衛門様御手代中	(近世)子	縦紙・1通	え1194
覚(地藏院無尽金メ金2両3分銭180文覚) 坂原兵左衛門→八田新十郎様	(近世)子極月	縦切紙・1通	え1204
子十二月十八日弍会金寄(無尽金銭書上)	(近世)子年12月18日	縦継紙・1通	え1259
子十二月廿日五会目(無尽金銭書上)	(近世)子12月20日	縦継紙・1通	え1265
覚(無尽掛金50両内訳書上)	(近世)丑4月	縦紙・1通	え1292
寅十二月十日終会(無尽金144両内訳書上) 終会取番菊屋傳兵衛	(寅12月10日)	縦継紙・1通	え1285
覚(無尽掛金52両2分内訳書上)	(近世)卯12月27日	縦継紙・1通	え1283
辰十二月廿四日九会目金寄(無尽金銭書上)	(近世)辰12月24日	縦継紙・1通	え1263
辰会合懸金覚(掛金60両内訳書上)	(近世)巳2月6日	縦紙・1通	え1284
覚(金250両のうち差引金30両余御渡しに付) 八郎右衛門発起無尽会元→八田嘉右衛門殿御名代和七殿	(近世)巳12月7日	縦紙・1通	え1272
申十二月廿五日拾弍会目金寄(無尽金銭書上)	(近世)申12月25日	縦継紙・1通	え1266
(書状、無尽江府連中ほか掛金不払いの旨) 善蔵→(八田)辰三郎様	(近世)正月朔日	横切紙/(え1247~え1255は括り紐一括)/(宿紙)・1通	え1250
寅初会金寄(12口メ金18両書付)	(近世)	横切紙・1通	え1246
覚(金15両のうち江府連中ほか掛不足に付残金7両差し上げる旨)	(近世)	横切紙/(え1247~え1255は括り紐一括)/(宿紙)・1通	え1249
無尽割(初会から終会まで無尽割金銭書上)	(近世)	横長半・1冊	え1262
(無尽金10両受取証)	(近世)	横切継紙・1通	え1268

内方 / 金融 / 借入金・預り金・貸付金

(借用証文綴)	(享和2~文化14年)	綴/(え1244-1~13は一綴)・1綴	え1244
---------	-------------	----------------------	-------

覚(遠国公茶杓引当にて金3両借用証文) 木縫藤助 (印)→八(八田)嘉右衛門殿	(文化14年)12月29日	横切継紙・1通	え1244-1
覚(金12両借用証文) 金井市之丞(印)→八田嘉右衛門殿	文化14年丑年9月29日	横切紙・1通	え1244-2
金子請取一札(金7両借用証文) 小県郡上丸子村外屋伝 兵衛(印)→松代伊勢町菊屋(八田)伝兵衛殿	(文化14年)丑8月27日	横切継紙・1通	え1244-3
覚(駒及式左衛門様無尽掛金48両受取に付) 堀内千吾 代友八→八田嘉右衛門様御役人(丸澤)栄八殿	(文化14年)丑12月18日	横切紙・1通	え1244-4
覚(長国寺拝借金30両にて仮受取に付) 大林寺→八田 嘉右衛門様	(文化14年)丑11月12日	横切継紙・1通	え1244-5
覚(金6両借用にて仮請取に付) 大林寺祖輪(花押)→八 田嘉右衛門様	(文化14年)丑12月19日	横切紙・1通	え1244-6
覚(金26両3分と銀4匁9分8厘請取に付) 長谷川善兵衛 (印)→八田嘉右衛門殿	文化14年丑12月26日	横切継紙・1通	え1244-7
覚(金1両借用証文) 安藤玄台(印)→八田嘉右衛門殿	文化11年戌8月	横切紙・1通	え1244-8
覚(勢州へ飛脚金1両2分借用証文) 旅家世話人惣代惣 八(印)→八田嘉右衛門様	(文化13年)閏8月4日	横切継紙・1通	え1244-9
覚(金1両借用証文) 安藤玄台(印)・安藤刻庵(印)→八田 嘉右衛門殿	文化12年亥12月	横切紙・1通	え1244-10
覚(金5両借用証文) 金井市之丞(印)→八田嘉右衛門殿	文化14丑年9月6日	横切紙・1通	え1244-11
覚(とらや素碗・福祿寿かけ物引当にて金2両2分借用 証文) 辰之口村才次・御受合未休(印)→八田嘉右衛門様 御内衆中	(文化14年)丑2月26日	横切紙・1通	え1244-12
覚(金1両借用証文) 安藤玄台(印)→八田嘉右衛門殿	享和2年戌4月	横切継紙・1通	え1244-13
御金請払御積一紙・粉御積一紙(御収納初受払積り書 上帳合冊) 御郡方	(文政3年)辰5月	横長半・1冊	え1061
乍恐以書付御内々御縫奉申上候(八田家より借用金 子返済出来兼ねのところ、永く御領分住居相成る 様お継りの旨願書) 沓野村助治郎→佐竹周蔵様	天保9戌年8月	縦継紙・1通	え1021
天保十五辰年十一月品々差上金御繰廻	(天保12~安政6年)	横長半/(え 1062~え1091 括り紐一括)・1 冊	え1068
(諸種金銭書上綴)	(天保12~弘化2年)	綴/(え1062~ え1091括り 紐一括)/(え 1073-1~5は一 綴)・1綴	え1073
差上金覚(田中万治金15両ほか金銭人名書上)	天保12年~安政6年	横長半・1冊	え1073-1
御払差上金(御勝手方へ差出陶器代金50両ほか金銭 書上)	天保13年~安政4年	横折紙・1通	え1073-2
御礼金差上金之口(弘化2年金1両分ほか金銭書上)	弘化2年巳~未	横折紙・1通	え1073-3
御納戸預差上金(才覚金預金500両ほか金銭書上)	天保15年辰~安政6未 年	横折紙・1通	え1073-4
(安澤助之丞殿分割金・礼金ほか差引金銭書上)	(近世)	横長半/(宿 紙)・1冊	え1073-5

内方 / 金融 / 借入金・預り金・貸付金

(天保十三寅年御趣意有之御借入金七分以上御返済御引当口・弘化三年御勝手評議役へ被下御手元金御引当書上帳)	(天保13～安政2年)	横長半/(え1062～え1091括り紐一括)・1冊	え1065
(繰廻金関係書類一括)	(天保13～安政6年)	(え1062～え1091括り紐一括)/(1090-1～4は折込一括)/(綴穴あり)・1点	え1090
元ノ手才覚金御内借入御繰廻	(嘉永元年～同2年)	横折紙・1通	え1090-1
天保十三寅年御趣意有之御借入金七分以上御返済御引当口	(天保13年～弘化4年)	横折紙・1通	え1090-2
(鉄砲ほか武器類買上代金書上)	(近世)	横折紙・2通	え1090-3
元ノ手才覚金御借入御繰廻	(嘉永元～安政6年)	横折紙・1通	え1090-4
(弘化元辰年大砲御入料御引当・天保十四卯年御武器御入料御引当・別段御馬飼料御引当・郷夫与松原者御扶持被下増算御到来白銀御払代等御繰廻・弘化二巳年評定所御勘定所御普請御入料御引当・弘化二巳年御当用辰巳年御残金之分御繰廻書留帳)	(天保14年～嘉永5年)	横長半/(え1062～え1091括り紐一括)・1冊	え1067
(御借入金元金・残金等書付綴)	(天保14～嘉永5年)	綴/(え1062～え1091括り紐一括)/(え1069-1・2は一綴)・1綴	え1069
一紙八枚之寄(元ノ御役方取計御上納金之口・元ノ御役方取計御手段之口・御武器之口・大砲之口・御馬之口・郷夫之口・御勘定所之口・御残金之口差引書上)	(天保14～嘉永5年)	横長半・1冊	え1069-1
御当用・献金・質方・御困穀(元金・礼金ほか差引書上)	(近世)	横長半・1冊	え1069-2
(借用金銭書上綴)	(近世)	綴/(え1062～え1091括り紐一括)/(え1070-1～4は綴一括)/(綴穴あり)・1綴	え1070
別段御趣意拝借(中借金ノ1万9172両金銭書上)	(天保14～嘉永2年)	横折紙・1通	え1070-1
(元金・利金並びに払分差引ノ金609両1分余金銭書上)	(安政元～6年)	横折紙・1通	え1070-2
(元金・利金並びに払分差引残金ノ金1両余金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え1070-3
御借入金御繰廻(元金627両ほかノ1585両余金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え1070-4
覚(品々差引残金27両3分余上納する旨) 八田嘉助(印)・[奥書]水井忠蔵(印)→水井忠蔵様	弘化元年辰12月29日	横切紙・1通	え1098
(封金調書へ印形して差し上げるので落手されたき旨書付) (水井)忠蔵→(八田)嘉助様	(弘化元年12月)29日	横切紙・1通	え1099
御勝手評議役江被下御手充金御引当御繰廻	(弘化元～安政2年)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1083

(御武器之口・手段金之口・預金之口・難物之口・教練方入用など金銭書上)	弘化2年巳～午	横長半/(え1062～え1091括り紐一括)・1冊	え1074
弘化四未年御当用御繰廻	(弘化4～安政6年)	横長半/(え1062～え1091括り紐一括)・1冊	え1091
(礼金等金銭書上綴)	(嘉永元～6年)	綴/(え1062～え1091括り紐一括)/(え1071-1～10は一綴)・1綴	え1071
(御囲御元・御礼金取立辻)	嘉永元年申10月～嘉永6年	横折紙・1通	え1071-1
御囲御納之分	嘉永元年～安政6年	横折紙・1通	え1071-2
(中条村唯助分割金・礼金ほか差引ノ金3兩余金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1071-3
(樋口与兵衛分礼金ほか差引ノ金2兩余金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1071-4
(細懸九郎兵衛分ノ金2兩余金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1071-5
(松原村茂左衛門分割金・礼金ほか差引ノ金9兩余金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1071-6
(三輪村吉五郎分割金・礼金ほか差引ノ金11兩余金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1071-7
(椿峯村勘之丞分割金・礼金ほか差引ノ金1兩余金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1071-8
(牧嶋村源十郎分割金・礼金ほか差引ノ金2分余金銭書上)	(近世)	横切紙/(灰色宿紙)・1通	え1071-9
(中山村七兵衛分割金・礼金ほか差引ノ金8兩余金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1071-10
江府御囲穀御引当御繰廻	(嘉永元～安政6年)	横長半/(え1062～え1091括り紐一括)・1冊	え1066
質方上納金之内御繰廻	(嘉永2～安政6年)	横長半/(え1062～え1091括り紐一括)/(括り紐とも)・1冊	え1062
(断簡、八田慎蔵拝借払切分金1463兩ほか繰廻金ノ金3457兩1分余金銭書上)	(嘉永3～安政6年)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1084
(金銭借用書上綴)	(弘化4～安政3年)	綴/(え1062～え1091括り紐一括)/(え1078-1～4は一綴)・1綴	え1078
覚(申年貸付元金7340兩3分6匁9分7厘のうち返済見込み書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1078-1

内方 / 金融 / 借入金・預り金・貸付金

田中増治手 御武器之口・大砲之口・御馬之口・郷夫之口・御勘定所之口・御残金之口(元金・礼金メ金3万9373両3分12匁3分8厘金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え1078-2
御上納金元メ中借を以御借入御繰廻	(弘化4年～安政3年)	横折紙・1通	え1078-3
元メ手才覚金を以御借入御繰廻	(嘉永元～5年)	横折紙・1通	え1078-4
借用申事(金1両と銀26匁と銭150文借用証文) 西町佐五右衛門(印)・同(西町)請人名右衛門(印)→松代長右衛門殿	(近世)子極月28日	堅切紙・1通	え1218
一札之事(種手金3両借用に付) 清野村肝煎銀右衛門(印)・長百姓七左衛門(印)・立合伴右衛門(印)→木町(八田)清六殿	(近世)丑5月13日	堅紙・1通	え1210
(小山田主繕殿へ御口入金受取の旨書付/前欠) 徳嵩甚蔵(印)→八田嘉右衛門殿	(近世)丑12月	堅継紙・1通	え1223
借用申種手金之事(御公儀上納金差詰りに付金3両2分借用証文) 預り主権左衛門(印)・請人彦五郎(印)・口入式右衛門(印)→八田清六様	(近世)卯之極月12日	堅紙・1通	え1211
覚(元利金27両銀5匁ほかメ金68両1分銀5匁金銭書上)	(近世)卯12月	横切紙・1通	え1101
覚(志村宇右衛門貸金元金の内金5両受取に付) 八田孫左衛門(印)→北村茂兵衛殿	(近世)辰2月28日	堅切紙・1通	え1221
覚(新田代金10両受取に付) (八田)嘉右衛門(印)→八田孫左衛門様	(近世)辰極月18日	堅紙・1通	え1195
覚(中嶋三右衛門様御手内御内用のため金5両借用にて請取に付) 御飛脚組春蔵(印)→八田喜兵衛様御内	(近世)巳11月27日	堅紙・1通	え1315
指上申一札之事(御恩借金返済滞りに付願書) 紺屋町願人勘右衛門(印)・同断忠大夫(印)→八田孫左衛門様	(近世)未12月大晦日	堅紙・1通	え1209
覚(金7両時借金請取に付) 宗光寺(印)・善導寺(印)→八田嘉右衛門殿	(近世)申11月12日	堅紙・1通	え1208
覚(諸方貸方メ高金52両1朱銭33貫54文ほかメ金84両2分1朱銭36貫123文金銭書上) 長左衛門→御上様	(近世)酉8月	横切継紙/(え1247～え1255は括り紐一括)・1通	え1251
覚(金子5両預りに付) 卯兵衛(印)→(八田)嘉右衛門様	(近世)戌5月18日	堅紙・1通	え1215
覚(造酒仕入要用のため金15両恩借に付) 松坂屋善五郎(印)・伊左衛門(印)→八田孫左衛門様	(近世)亥12月27日	堅紙・1通	え1222
覚(金子10両借用証文) 万屋与惣次(印「松代中町萬屋」)→八田孫左衛門様	(近世)亥12月	堅紙・1通	え1217
覚(繰廻金差引内訳金銭書上) 御番人	(近世)3月7日	横切継紙・1通	え1097
(7月中、松弥御礼金ほか金銭書上)	(近世)7月中	横折紙/(綴穴あり)・1通	え1114
(水災御手充下金受取請書並びに印判所持願書下案) 多之助→喜代之助様・佐兵衛様・庄右衛門様	(8月13日)	横折紙・1通	え1167
(書状、友野おはつ方差引金子の繰廻し先日2枚の書付の通りこの者へ下されたき旨) 源八→(八田)孫左衛門様	(近世)12月21日	横切紙・1通	え962

(諸品代金書上綴)	(近世)	綴/(え1062～え1091括り紐一括)/(え1072-1・2は一綴)・1綴	え1072
覚(葉代7両余など金銭書上)	(近世)辰12月～未12月	横切紙/(宿紙)・1通	え1072-1
(御払物81両余など金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え1072-2
(質方御礼金払関係綴)	(近世)	綴/(え1062～え1091括り紐一括)/(え1063-1～3は一綴)・1綴	え1063
質方御礼金調(酉年金101両2分余ほかメ金1965両3分余金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え1063-1
質方御払分(酉年12両1分余ほかメ金509両2分余金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え1063-2
御礼金御払切之分(八田喜兵衛メ金154両ほか4名分金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え1063-3
(先日の御書付に付/え963と関連カ)	(近世)	横切紙・1通	え961
覚(段々御取替金1分1貫880文ほか金銭書上/え961と関連カ)	(近世)	横切紙・1通	え963
覚(段々御取替金1分1貫880文ほか差引勘定書上)	(近世)	横切継紙・1通	え964
(片桐重之助・高野覚之進元金・滞り金メ金1065両1分余金銭書上)	(近世)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1064
覚(山中分・里分・御家中町ほか元金・返済金差引残メ金3138両余金銭書上/端裏書込あり)	(近世)	横切継紙/(え1062～え1091括り紐一括)/(宿紙)・1通	え1075
覚(片桐十之助内借御礼金滞3口金12両3分余金銭書上)	(近世)	横切継紙/(え1062～え1091括り紐一括)/(え1076～え1077は巻込一括)/(宿紙)・1通	え1076
(高野礼金滞金4両2分余金銭書上)	(近世)	横切紙/(え1062～え1091括り紐一括)/(宿紙)・1通	え1077
(元金・払金の増分・減分内訳金銭書上)	(近世)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1079
(繰廻関係金銭書上綴)	(近世)	綴/(え1062～え1091括り紐一括)/(え1080-1～4は一綴)・1綴	え1080
御当用(中借金高・滞払切の分ほか差引金銭書上)	(近世)	横長半・1冊	え1080-1
御当用御元金之内納戸へ上納分	(近世)	横長半・1冊	え1080-2

内方 / 金融 / 借入金・預り金・貸付金

御礼金之内御納戸へ上納并御払之分	(近世)	横長半・1冊	え1080-3
御礼金(末年363両2分余ほか金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え1080-4
滞之内追々上納并御払切致候分	(近世)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1081
(堀普請入用の内へ払増金10両ほか払金・御礼金書上)	(近世)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1082
(断簡、雪火銃出来等品々御入料金73両1分余ほか武器類出来・修復金銭書上)	(近世)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1085
(断簡、戌元利メ金110両と10ケ年分残金書上)	(近世)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1086
(断簡、丑利金1両と3ケ年分残金書上)	(近世)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1087
(断簡、亥利金2両1分9厘と9ケ年分残金書上)	(近世)	横折紙/(え1062～え1091括り紐一括)・1通	え1088
(小諸町大和屋利兵衛分金108両2分余ほかメ金371両余残金書上)	(近世)	横長半・1冊	え1094
(繰廻金内訳金銭書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1096
(松平飛騨守様御知行所塩崎村柳吉銀5匁ほか松代領内外町村金銭書上)	(近世)	横長半・1冊	え1112
(去寅12月取主東方伊右衛門金42両ほか差引金銭書上)	(近世)	横折紙/(え1115～え1117は巻込)/(綴穴あり)・1通	え1115
(大瀬御氏の子年元利金内訳書上)	(近世)	横折紙/(え1115～え1117は巻込)/(綴穴あり)・1通	え1116
(断簡、借入金取立に付)	(近世)	横折紙/(え1115～え1117は巻込)・1通	え1117
返上物覚(御幕・下田米・大豆・銭5貫800文)	(近世)	横折紙/(綴穴あり)・1通	え1118
覚(木町伊左衛門ほか金銭・品物書上)	(近世)	横切紙・1通	え1122
覚(金150両書上、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1168
(金10両書上、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1169
借入金証文之事(借入金100両返済日延べに付、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1212
御内借証文之事・添証文之事(蘭仕入支度金30両借用に付、下案)	(近世)年号月	縦紙・1通	え1213

御借入金証文之事(上納金差詰り金10両2分借用に付、 下案) 御借主為右衛門・三役人→八田嘉右衛門様御内長 崎源吾様	(近世)	縦紙・1通	え1219
(書状、米仕送り方の旨) 南原町大喜久→松代木町菊屋勝 之介様	(近世)	縦紙・1通	え1224
拝借金証文之事(家屋敷引当にて金ノ680両拝借に付、 下案)	(近世)	縦紙・1通	え1225

内方 / 金融 / 飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件

(岩村田質入借金規定ほか関係書類綴)	(文化15～文政9年)	綴/(え1123～ え1146括り 紐一括)/(え 1123-1～6は一 綴)/(麻紐と も)・1綴	え1123
(包紙、包紙上書「文化十五寅五月十七日岩村田倉持 氏書状富田九郎兵衛氏書状并並木清一郎・七左衛 門・渡辺武左衛門より之書状御高方規定御奥印添 候書状也 御次番上原一郎殿と申仁持参 返□(虫 損)案文も有之」)	(文化15年5月)	包紙・1点	え1123-1
(書状、地頭所相続向此度調印仕りに付金270両出金 一同頼み申し上げる旨) 渡辺武左衛門・並木七左衛門 ・並木清一郎→八田嘉左衛門様	(文化15年)5月6日	横切継紙・1通	え1123-2
(地頭所掛出金頼まれに付引当米代金等規定取極め ほか書状下案留帳) (八田嘉右衛門)→(倉持宝左衛門 様・富田九郎兵衛様・望月輔様・並木清一郎殿・並木七左衛門 殿・渡辺武左衛門殿)	(文化15年)	横切継紙・1通	え1123-3
(書状、別紙の儀藩中御方々差出すことあるまじき旨 有れば取扱方迷惑に付お断りの旨内々申し上げ) (富田)九郎兵衛・(望月)輔→(八田)嘉右衛門様	(文化15年)5月16日	横切継紙・1通	え1123-4
(書状、暮方帳・惣入用高出金月割調帳・規定書調印等 差上る旨並びに月割金1000両余出金くされ此者 へ渡されたき旨ほか) 望月輔・富田九郎兵衛→八田嘉 右衛門様	(文化15年)5月16日	横切継紙・1通	え1123-5
(下札か、「文政九戌四月・同年七月廿日迄飯沼村小作 人惣代百姓代兼宗十・請人鉄次良同年七月廿日迄 日延証文可返証文和七調」)	(文政9年)	札・1点	え1123-6
(佐久郡岩村田よりの来状綴)	(文政2～3年)	綴/(え1123～ え1146括り 紐一括)/(え 1137-1～10は 一綴)・1綴	え1137
(袋、袋上書「文政二卯年より同三辰年岩村田来状入」)	(文政2～3年)	袋・1点	え1137-1
(書状、参上の砌に馳走いただきお礼の旨) 十妙房亮 慶→八田嘉右衛門様貫下	(文政)4月13日	横折紙・1通	え1137-2
(飯沼村御村方借附の義にて申送状・端裏書込あり) (八田)嘉右衛門→佐一兵衛様几下	(文政3年)4月17日	横切紙/(宿 紙)・1通	え1137-3
(書状、勝手向き再勤につき精魂を尽して立直すべく に付、近々貴意得たき旨) 伊藤重蔵→八田嘉右衛門様	(文政)3月8日	横切継紙/(青 紙)・1通	え1137-4
(書状、後閑・池田源助・池田官蔵証文の旨)	(文政)	横切継紙/(破 損甚大)・1通	え1137-5

内方 / 金融 / 飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件

(書状、上丸子・飯沼両村拝借金返済滞りにて月延べ願う旨ほか) 鈴木直吉・後閑又衛・高橋八郎→八田嘉右衛門様	(文政)4月17日	横切継紙・1通	え1137-6
(書状、江戸より差し遣わす品届きに付御院主へも届け下されたき旨) 鈴木直吉・後閑又衛・高橋八郎→八田嘉右衛門様	(文政)3月19日	横切継紙/(破損甚大)・1通	え1137-7
(書状、江戸表より道中無事に帰郷致す旨並びに江戸よりの品届け下されお礼の旨) 八田嘉右衛門→高橋八郎様・後閑又衛様・鈴木直吉様	(文政)3月7日	横切継紙・1通	え1137-8
(書状、船乗りの儀少し病にて見合わせ致す旨ほか)	(文政)20日	横切継紙/(破損甚大)・1通	え1137-9
(書状、先達での規定書の通り取り計らうべく旨並びに勝手向き世話頼む旨) 田中小十郎(印)・倉持寛左衛門(印)・井上祐右衛門(印)・伊藤重蔵(印)→八田嘉右衛門様	(文政)3月6日	横切継紙・1通	え1137-10
(質地引渡・作徳米滞り一件書類綴)	(天明2~天保11年)	綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1130-1~7は一綴)・1綴	え1130
一札之事(岩村田町・野沢村・中小田切村新田質流地引渡の儀に付証文引替・作徳初代金84両渡方ほか規定) 池田源助(印)・依田弥五右衛門(印)→松代町平兵衛殿・徳左衛門殿	文政13寅年12月	縦継紙・1通	え1130-1
田方質地証文之事(3筆合反8畝のところ3ヶ年季にて金84両借用に付) 信州佐久郡上塚原村質置主源助・請人静作・組頭伊六・組頭甚兵衛→同国埴科郡松代町傳兵衛殿	天保4巳年12月	縦継紙・1通	え1130-2
乍恐以書付〔欠損〕申上候(池田源助相談の儀、滞り金無心申し、金高相極めにて証文取り交わし勘定致すべく、その後始末に付申し上げる旨) 福嶋村沖八・栄八	(近世)丑正月16日	縦継紙/(虫損甚大)・1通	え1130-3
覚(20筆合3町4反9歩のところ10ヶ年季にて金286両借用に付) 松平縫殿頭領分佐久郡三塚村質置主七左衛門・同断新八・七左衛門親類宗兵衛・新八親類彦八・同郡岩村田宿受人渡辺武左衛門、〔奥書〕同郡田野口村名主銀右衛門・同断文左衛門・年寄惣代三太夫・同断角太夫・百姓代太惣治→松代御城下伊勢町傳兵衛殿	文政2卯年5月	縦継紙/(挟込)・1通	え1130-4
乍恐書付奉申上候(岩村田御領村々に掛かる出入の儀、松平伊賀守様へ引渡しに付、白州にて吟味取調への旨写) 御領分信州埴科郡松代町百姓傳兵衛代沖八・栄八、〔写書面差出〕(花井)仲八・(丸澤)栄八→御留守居様御役所、〔写書面宛先〕八田嘉助様	天保11子年12月7日	縦継紙/(虫損甚大)・1通	え1130-5
乍恐以口上書申上候御事(紀州御領多気郡仁田村安兵衛より掛かる金子出入りの儀、吉村嘉右衛門双方貰受け事済みの旨) 伊セ町傳兵衛印・宗右衛門印→西倉寺様	天明2壬寅年4月	縦紙/(え1130-5に巻込)・1通	え1130-6
乍恐以書付奉願上候(一件の儀、年賦年限縮め示談に及ぶ旨仰せ付けられるに付、23日迄日延べ願ひ致す旨) 御領分信州埴科郡松代伊勢町嘉右衛門代平兵衛・差添人万右衛門→御留守居様御役所	(近世)巳4月19日	縦継紙・1通	え1130-7
(岩村田領質地・作徳米一件書類綴)	(文政12~天保10年)	綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1129-1~5は一綴)・1綴	え1129

<p>対談規定書之事(作徳滞りに付村別にて日延ほか濟方勘弁取極め) 御名御領分佐久郡野沢村質地置主並木甚左衛門・右小作人惣代〔(虫損)〕・質地置主並木□(虫損)左衛門・右小作人惣代平八・質地置主並木□(虫損)左衛門・右小作人惣代甚吉・名主五助ほか6ヶ村18名、〔奥書〕池田後・依田前→松代町傳兵衛殿代平兵衛殿・徳左衛門殿</p>	<p>文政13寅年12月</p>	<p>堅継紙/(虫損甚大)・1通</p>	<p>え1129-1</p>
<p>乍恐以書付奉願上候(佐久郡三塚村新八・七左衛門質流地の儀、小作作徳滞り彼は申紛れ懸合手段も無きに付、訴状を以て吟味願ひ) 伊勢町傳兵衛(印)、〔奥書〕名主伴之助(印)→御町御奉行所</p>	<p>天保10亥年8月</p>	<p>堅継紙・1通</p>	<p>え1129-2</p>
<p>一札之事(佐久郡岩村田町ほか3ヶ村質流地の儀、質流地見分の上にて証文書替え致すべきところ日延承知下されに付) 内藤豊後守領分佐久郡岩村田町質地主法華堂(印)・同渡辺武左衛門(印)・同郡野沢村質地主並木七左衛門(印)・同並木甚右衛門(印)・同並木晋右衛門(印)・同郡中小田切村質地主半左衛門(印)・同郡中小田切新田質地主宗左衛門(印)、〔奥書〕佐久郡八幡宿立入人依田弥五右衛門(印)・同郡上塚原村同断池田源助(印)・同郡岩村田町名主佐五右衛門(印)・同郡野沢村名主五助(印)・同郡中小田切村名主半左衛門(印)・同郡中小田切新田名主兵左衛門(印)→埴科郡松代町傳兵衛殿</p>	<p>天保2卯年5月</p>	<p>堅継紙・1通</p>	<p>え1129-3</p>
<p>乍恐以口上書奉願上候(佐久郡三塚村新八・七左衛門質流地の儀、小作作徳滞り彼は申紛れ懸合手段も無きに付、訴状を以て吟味願ひ) 御名領分信州埴科郡松代町病氣傳兵衛・代沖八・差添役人兼栄八→寺社御奉行所</p>	<p>天保10亥年8月</p>	<p>堅継紙・1通</p>	<p>え1129-4</p>
<p>質地証文之事(9ヶ年季にて金112両借用) 佐久郡上塚原村質置主政太郎印・同村受人甚兵衛印、〔奥書〕同郡平塚村名主弥十郎印・組頭清作印・百姓代勇助印→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政2己年正月</p>	<p>堅継紙・1通</p>	<p>え1129-5</p>
<p>(質地・小作証文書類綴)</p>	<p>(文政5~13年)</p>	<p>綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1132-1~3は一綴)・1綴</p>	<p>え1132</p>
<p>小作証文之事(7筆小作地都合390俵のところ、10ヶ年季にて金40両ずつ年々納めに付/端裏書込あり) 小縣郡飯沼村小作人喜重(印)・小作引受人万治(印)・受人弥右衛門(印)・同断七郎兵衛(印)、〔奥書〕右(飯沼)村名主文之助(印)・組頭鉄治郎(印)・百姓代宇平治(印)→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政5午年正月</p>	<p>堅継紙・1通</p>	<p>え1132-1</p>
<p>(小作証文雛形/端裏書込あり)</p>	<p>(近世)</p>	<p>堅継紙・1通</p>	<p>え1132-2</p>
<p>対談規定書之事(作徳滞りに付村別にて日延ほか濟方勘弁取極め) 内藤豊後守領分佐久郡野沢村質地置主並木甚右衛門(印)・右小作人惣代栄七(印)・質地置主並木七左衛門(印)・右小作人惣代平七(印)・質地置主並木晋右衛門(印)・右小作人惣代甚吉(印)・三役人兼名主五助(印)、ほか佐久郡・小縣郡6ヶ村質地置主・小作人惣代・三役人17名→松代町傳兵衛殿代平兵衛殿・徳左衛門殿</p>	<p>文政13寅年12月</p>	<p>堅継紙・1通</p>	<p>え1132-3</p>
<p>(岩村田領質流地書替え並びに作徳米滞一件書類綴)</p>	<p>(文政5~天保12年)</p>	<p>綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1128-1~11は一綴)・1綴</p>	<p>え1128</p>
<p>覚(先年太守様入料向へ用達金等致すところ近年勝手向き不足金多きにて15ヶ年の間金2000両入料筋へ献上致すべく取り計らいに付/端裏書込あり) 真田弾正大弼〔(虫損)〕衛門→内藤豊後守様御内 前田守右衛門殿・土井丈左衛門殿</p>	<p>文政5午年正月</p>	<p>堅紙・1通</p>	<p>え1128-1</p>

内方 / 金融 / 飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件

一札之事(質流地見分の上にて証文書替え致すべきところ日延承知下されに付) 内藤豊後守領分小縣郡上丸子村質地置主源吉・同断権右衛門、同郡飯沼村質地置主幸太郎、同郡御嶽堂村質地置主久七・同断半右衛門・同断勘三郎、[奥書]佐久郡八幡宿立入人依田弥五右衛門・同郡上塚原村立入人池田源助・小縣郡上丸子村名主七左衛門・同郡飯沼村名主文之助・同郡御嶽堂村名主与兵衛→埴科郡松代伊勢町傳兵衛殿	天保2卯年5月	縦継紙・1通	え1128-2
乍恐以書付御訴訟奉申上候(内藤豊後守領分1町5村のうち持地に付、作徳滞米相済む様訴訟致すべく旨) 真田信濃守領分信州埴科郡松代町傳兵衛預二付代弟沖八・町役人差添兼栄八→寺社御奉行所	天保11子年2月	縦継紙・1通	え1128-3
一札之事(佐久郡・小縣郡7ヶ村のうち傳兵衛方へ質流の地所、地代金2800両・滞り作徳米金700両にて元地主へ引戻し、そのほか金2100両勘弁下され忝き旨) 佐久郡野沢村・岩村田町・中小田切村・中小田切新田・小縣郡飯沼村・御嶽堂村・上丸子村右七ヶ村元地主小作人惣代小縣郡飯沼村幸太郎(印)・佐久郡下中込村藤治郎(印)・埴科郡中之条村与惣左衛門(印)→埴科郡松代町傳兵衛殿代沖八殿	天保12丑年8月	縦継紙・1通	え1128-4
内済規定為取替一札之事(佐久郡・小縣郡7ヶ村へ掛かる作徳出入一件、傳兵衛作徳米初代金ほか多分勘弁にて元地主へ請戻すことに取極め) 佐久郡野沢村・岩村田町・中小田切村・中小田切新田・小縣郡飯沼村・御嶽堂村・上丸子村右七箇村元地主・小作人惣代小縣郡飯沼村幸太郎(印)・佐久郡下中込村藤治郎(印)・埴科郡中之条村作郡内山村忠右衛門代兼立入人と惣右衛門(印)→埴科郡松代町傳兵衛殿代沖八殿	天保12丑年8月	縦継紙・1通	え1128-5
(作徳滞りに付11ヶ年分残金699両3分と永50文卯年年季明の節一同済ませるべき旨規定書、下案) 内藤豊後守領分佐久郡野沢村質地置主	文政13寅年12月	縦紙・1通	え1128-6
乍恐以書付奉申上候(岩村田領村へ用立金お尋ねの儀に付、返答書下案/後欠)	(近世)	縦紙・1通	え1128-7
乍恐以書付奉申上候(岩村田領野沢村ほか作徳米滞出入の儀、松平伊賀守様へ引渡しにて聞き済みとなる旨届書、下案) (松代町伝兵衛代沖八差添栄八)→御留守居様御役所	(近世)子12月	縦紙・1通	え1128-8
差上申御請書之事(信州松代町一件の者ども国許にて熟談致すべく帰村仰せ付けられる旨、下案/後欠)	(近世)	縦切紙・1通	え1128-9
(仙洞・大猷院様ほか和歌書上)	(近世)	縦紙・1通	え1128-10
おほえ(12月9日買物書上)	(近世)	横切紙・1通	え1128-11
(内藤豊後守領分村々小作出入関係書類類綴)	(文政5～天保12年)	綴/(え1123～え1146括り紐一括)/(え1142-1～19は一綴)・1綴	え1142
(袋、袋上書「当国岩村田内藤豊後守様御領分 岩村田町・野沢村・中小田切村・中小田切新田・御嶽堂村・飯沼村・上丸子村質地証文・右小作証文・右明細帳・籠絵図面右引請二付同所御役場江届書江御役人裏書有之証文并作徳初代金右領分塚原村源助引請地所質入証文共入」)	天保6乙未年3月	袋・1点	え1142-1
差出申拜見一札之事(貴殿より我等共へ懸かる作徳出入にて5月13日差日の旨通達に付請書) 内藤豊	天保11子年3月29日	縦継紙・1通	え1142-2

後守領分信州小縣郡飯沼村百姓又右衛門(印)・百姓代多市(印)・組頭嘉右衛門(印)・名主文之助(印)→松代町訴訟人傳兵衛殿代沖八殿			
差出申拝見一札之事(貴殿より我等共へ懸かる作徳出入にて5月13日差日の旨通達に付請書) 内藤豊後守領分信州佐久郡小田切新田百姓彦兵衛(印)・死失退転ニ付百姓勇吉(印)・同美之作(印)・百姓代五郎左衛門(印)・組頭喜左衛門(印)・名主宗左衛門(印)→松代町訴訟人傳兵衛殿代沖八殿	天保11子年3月27日	豎紙・1通	え1142-3
差出申拝見一札之事(貴殿より我等共へ懸かる作徳出入にて5月13日差日の旨通達に付請書) 内藤豊後守領分信州小縣郡御獄堂村百姓伊左衛門(印)・百姓代才次(印)・組頭倉之助(印)・兼帯名主飯沼村名主文之助(印)→松代町訴訟人傳兵衛殿代沖八殿	天保11子年3月29日	豎継紙・1通	え1142-4
差出申拝見一札之事(貴殿より我等共へ懸かる作徳出入にて5月13日差日の旨通達に付請書) 内藤豊後守領分信州佐久郡野沢村百姓榮兵衛死去ニ付三郎兵衛(印)・百姓甚右衛門(印)・百姓常右衛門(印)・百姓代文吉(印)・組頭好助(印)・名主吉右衛門(印)→松代町訴訟人傳兵衛殿代沖八殿	天保11子年3月26日	豎継紙・1通	え1142-5
差出申拝見一札之事(貴殿より我等共へ懸かる作徳出入にて5月13日差日の旨通達に付請書) 内藤豊後守領分信州小縣郡上丸子村周右衛門病死ニ付引請百姓忠左衛門(印)・百姓代九右衛門(印)・組頭庄治郎(印)・名主傳五郎(印)→松代町訴訟人傳兵衛殿代沖八殿	天保11子年3月29日	豎継紙・1通	え1142-6
差出申拝見一札之事(貴殿より我等共へ懸かる作徳出入にて5月13日差日の旨通達に付請書) 内藤豊後守領分信州佐久郡岩村田町百姓太右衛門(印)・同清太郎(印)・同直八(印)・百姓代弥八(印)・組頭健蔵(印)・名主平助(印)・同佐五右衛門(印)→松代町訴訟人傳兵衛殿代沖八殿	天保11子年3月25日	豎継紙・1通	え1142-7
差出申拝見一札之事(貴殿より我等共へ懸かる作徳出入にて5月13日差日の旨通達に付請書) 内藤豊後守領分信州佐久郡中小田切村百姓勘蔵(印)・同林蔵(印)・死失源太夫・百姓代利兵衛(印)・組頭武右衛門(印)・名主半左衛門(印)→松代町訴訟人傳兵衛殿代沖八殿	天保11子年3月27日	豎継紙・1通	え1142-8
差出申拝見一札之事(貴殿より我等共へ懸かる作徳出入にて5月13日差日の旨通達に付請書下案) 内藤豊後守領分信州佐久郡野沢村百姓永兵衛・百姓代誰・組頭誰・名主誰→松代町訴訟人傳兵衛殿代沖八殿	天保11子年3月何日	豎紙・1通	え1142-9
乍恐以書付奉願上候(松代町一件出入にて双方示談仕りたきに付来晦日迄日延願い) 松代町沖八・下中込村又兵衛・岩村田町多右衛門→寺社御奉行所様	(天保11年)子8月24日	豎紙・1通	え1142-10
乍恐以書付奉願上候(先般吟味中差し上げた籠絵図面2冊ほか下げ渡し願い) 真田信濃守領分信州埴科郡松代町百姓傳兵衛煩ニ付代同人弟沖八(印)→寺社御奉行所様	天保12丑年8月	豎紙・1通	え1142-11
小作証文之事(7筆小作初合387俵につき金24両来亥12月中旬限り納める旨) 佐久郡中小田切村小作人林蔵(印)・同源太夫(印)・同勘蔵(印)・受人次兵衛(印)・同所新田小作人権兵衛(印)・同次左衛門(印)・同宗右衛門(印)・同久五郎(印)・受人彦右衛門(印)・[奥書]中小田切村名主甚右衛門(印)・与頭傳左衛門(印)・百姓代嘉蔵(印)・同所新田名主忠左衛門(印)・与頭庄右衛門(印)・百姓代勇助(印)→松代町傳兵衛殿	文政9戌12月	豎継紙・1通	え1142-12
小作証文之事(3筆小作初合129俵につき金8両来亥12月中旬限り納める旨/端裏書込あり) 佐久郡野澤村	文政9丙戌年12月	豎継紙・1通	え1142-13

内方 / 金融 / 飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件

<p>小作人栄七(印)・請人市右衛門(印)・小作人左吉(印)・請人重兵衛(印)・小作人平八(印)・請人栄八(印)、[奥書]右(野澤)村名主彦市(印)・組頭和助(印)・百姓代弥重郎(印)→松代町傳兵衛殿</p>			
<p>小作証文之事(4筆小作都合443俵につき金53両1分と永50文年々11月中旬限り納める旨/端裏書込あり) 小縣郡御嶽堂村小作人忠五郎(印)・同小作世話引請人伴次郎(印)・同(御嶽堂村)同(小作世話引請人)倉之助(印)、[奥書]小縣郡御嶽堂村名主周助(印)・組頭久兵衛(印)・百姓代与市(印)→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政5午年正月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1142-14</p>
<p>小作証文之事(4筆小作都合110俵につき金8両来亥12月中旬限り納める旨/端裏書込あり) 佐久郡岩村田町小作人喜兵衛(印)・同所請人連藏(印)・同所小作人多助(印)・同所請人松三郎(印)・同所小作人三次(印)・同所請人吉太郎(印)、[奥書]同郡同村(佐久郡岩村田町)名主晋平(印)・組頭藤兵衛(印)・百姓代喜惣次(印)→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政9戌年12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1142-15</p>
<p>小作証文之事(1筆小作都合316俵につき1ヶ年金39両3分2朱と永100文ずつ納める旨/端裏書込あり) 小縣郡上丸子村小作人忠左衛門(印)・同断徳藏(印)・同断周右衛門(印)・小作請人嘉右衛門(印)・受人栄右衛門(印)、[奥書]同郡同村名主七左衛門(印)・百姓代膳左衛門(印)→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政5午年正月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1142-16</p>
<p>小作証文之事(2筆小作都合120俵につき金8両来亥12月中旬限り納める旨/端裏書込あり) 佐久郡野沢村小作人甚吉(印)・請人萬蔵(印)・小作人源右衛門(印)・請人七兵衛(印)、[奥書]同郡同村(佐久郡野沢村)名主彦市(印)・組頭六左衛門・百姓代弥重郎(印)→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政9丙戌年12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1142-17</p>
<p>小作証文之事(3筆小作都合135俵につき金8両来亥12月中旬限り納める旨/端裏書込あり) 佐久郡野沢村小作人平八(印)・請人嘉右衛門(印)・小作人千蔵(印)・請人市蔵(印)・小作人李次郎(印)・請人織之助(印)、[奥書]同郡同村(佐久郡野沢村)名主彦市(印)・組頭利助(印)・百姓代弥重郎(印)→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政9丙戌年12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1142-18</p>
<p>小作証文之事(3筆小作都合105俵につき金8両来亥13月中旬限り納める旨/端裏書込あり) 佐久郡岩村田町小作人吉三郎(印)・請人彦右衛門(印)・小作人辰蔵(印)・請人团治(印)・小作人彦助(印)・請人清兵衛(印)、[奥書]同郡同村(佐久郡岩村田町)名主晋平(印)・組頭八之助(印)・百姓代所助(印)→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政9戌年12月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1142-19</p>
<p>(御上納諸役粉60俵7升9合の儀水旱凶作のため来る11月中旬限り納めるべき旨一札) 佐久郡岩村田町小作人喜兵衛・同所請人建蔵・小作人多□(虫損)・同所請人松三郎・同所小作人三次治・同所請人吉太郎、[奥書]名主晋平・組頭藤兵衛・百姓代嘉右衛門→松代町傳兵衛殿</p>	<p>文政9戌年11月</p>	<p>縦紙/(え1247～え1255は括り紐一括)・1通</p>	<p>え1248</p>
<p>(質流地引渡証文取極め日延願書綴)</p>	<p>(享保20～天保4年)</p>	<p>綴/(え1123～え1146括り紐一括)/(え1125-1・2は一綴)・1綴</p>	<p>え1125</p>
<p>一札之事(岩村田領小縣郡上丸子村・飯沼村・御嶽堂村の質年季質流になり引渡証文書留致すべき儀日延願い) 内藤豊後守領分小縣郡上丸子村質地置主源吉(印)・同断権右衛門(印)・同郡飯沼村質地置主幸太郎(印)・同郡御嶽堂村質地置主久七(印)・同断半右衛門(印)・同断勘三郎(印)、[奥書]佐久郡八幡宿立入人依田弥五右衛門(印)・同郡上塚原村立入人池田源助(印)・小縣郡上丸子村名主七左衛門(印)・同郡飯沼村名主文之助(印)・同郡御嶽堂村名主与兵衛(印)→埴科郡松代伊勢町傳兵衛殿</p>	<p>天保2卯年5月</p>	<p>縦継紙・1通</p>	<p>え1125-1</p>

日延一札之事(私共預り田地初代金上納の儀日延べ願い) 飯沼村小作人惣代百姓代兼宗十(印)・受人組頭鉄次郎(印)・名主文之助(印)→松代伊勢町傳兵衛殿	文政9年戌4月	縦継紙・1通	え1125-2
(静岡村質地代金滞一件関係書類綴)	(近世)	綴/(え943-1~4は一綴)・1綴	え943
覚(当巳年賦金100両受取に付) 真田伊豆守領分埴科郡松代町(八田)嘉右衛門代源吾→本多豊後守様御領分水内郡静岡村名主市郎右衛門殿・同郡蓮村名主平吉殿	天保4巳年12月	縦紙・1通	え943-1
乍恐以口上書奉願候(静岡村・蓮村地所預人ら作徳初代金滞に付) 真田伊豆守領分埴科郡松代町煩傳兵衛(印)・代平兵衛(印)・親類差添人役人兼長左衛門(印)→飯山御役所	文政13寅年5月	縦継紙・1通	え943-2
乍恐以口上書奉願候(静岡村・蓮村質地代金滞に付) 真田伊豆守領分埴科郡松代町煩傳兵衛(印)・代平兵衛(印)・親類差添人役人兼長左衛門(印)→飯山御役所	文政13寅年5月	縦継紙・1通	え943-3
(知行所百姓田畑質地入れ金子借りさせまじき旨触書写) →大目付江	(享保20年)卯5月	縦紙・1通	え943-4
(岩村田町ほか町村田地質地流及び作徳関連書類綴)	(文政13~天保11年)	綴/(え1303-1~6は一綴)・1綴	え1303
一札之事(岩村田町ほか田地質地流に付作徳初ほか取極) 池田源助・依田弥五右衛門→松代町平兵衛殿・徳左衛門殿	文政13寅年12月	縦継紙・1通	え1303-1
書附を以御届申上候(小県郡・佐久郡10ヶ村田地質流に付石高・質代金書上) 埴科郡松代町傳兵衛代和七(印)・平兵衛(印)・[裏書]出澤喜右衛門(印)・若林武太夫(印)・小泉嘉助(印)・神津定蔵(印)→内藤豊後守様岩村田御役所	天保3辰年3月	縦継紙・1通	え1303-2
乍恐以書付奉申上候(佐久郡ほか村々作徳5ヶ年滞りに付) 真田信濃守領分信州埴科郡松代町百姓傳兵衛煩二付代同人弟沖八→寺社御奉行所様	天保11子年10月	横切継紙・1通	え1303-3
乍恐以返当書奉申上候(内藤豊後守領分作徳滞り出入に付) 内藤豊後守領分信州佐久郡野沢村百姓甚右衛門・同常右衛門、同領分同州同郡小田切新田同彦太郎・名主惣左衛門、同領分同州同郡岩村田町百姓多右衛門・同清太郎・同直八、同領分同州同郡中小田切村同林蔵・同勘蔵、同領分同州小県郡御嶽堂村同伊左衛門、同領分同州同郡上丸子村同忠左衛門、右11人惣代 同領分同州佐久郡下中込村組頭又兵衛・岩村田町百姓多右衛門・飯沼村同孫太郎→御評定所	天保11子年5月	縦継紙・1通	え1303-4
乍恐以口上書奉出訴候(持地小作人作徳滞り出入に付) 御名領分信濃国埴科郡松代町病床傳兵衛・代沖八・差添人役人兼栄八、[奥書]伊勢町傳兵衛(印)・名主伴兵衛(印)→寺社御奉行所様	天保11子年正月	縦継紙・1通	え1303-5
(岩村田町作徳滞一件に付評定所白州にて寺社奉行取調経過書上)	(天保11年)6月18日	縦紙・1通	え1303-6
一札之事(佐久郡中小田切村ほか7ヶ村今般質流に付松代町傳兵衛方受取る旨) 埴科郡松代町傳兵衛代和七・平兵衛→佐久郡上塚原村池田源助殿、同(佐久)郡八幡宿依田弥五右衛門殿	天保3辰年3月	縦紙/(え1247~え1255は括り紐一括)/(括り紐とも)・1通	え1247
田地質流地証文之事(証文雛形) 信濃国何郡何村元地主某・同村親類某・同村受人某、[奥書]同郡同村三役人→同(信濃)国埴科郡松代町傳兵衛殿	天保3辰年3月	縦継紙/(え1247~え1255は括り紐一括)/(虫損甚大)・1通	え1253

内方 / 金融 / 飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件

(小県郡御嶽堂村ほか7ヶ村田地質地請戻し出来兼ね 質流地として切替証文請取に付御届書写) 埴科郡 松代町傳兵衛代和七・同平兵衛→内藤豊後守様岩村田御役 所	天保3辰年3月	縦継紙/(え 1247～え1255 は括り紐一括) /(虫損甚大)・1 通	え1254
(岩村田村ほか作徳米始末一件書類綴)	(天保9年)	綴/(え1123～ え1146括り 紐一括)/(え 1126-1～3は一 綴)・1綴	え1126
去ル寅年以来岩村田御領分村々作徳始末覚書(寅年 より酉年まで作徳米代金受取ほか取調書上)	(天保9)戊正月	縦継紙・1通	え1126-1
口上覚(作徳米金子請取切手心得違ひ分引替え断ら れ難渋致す旨並びに上塚原村源助質地の儀掛合の 据末に勘弁致し延書請取の旨) 権左衛門・(富岡)良 右衛門	天保9年戊正月	縦継紙・1通	え1126-2
(田野口村一件手入等も無く出訴の旨ほか作徳米一 件に付取りはからいの旨書上)	(天保9年)	横長半・1冊	え1126-3
乍恐以書付御訴訟奉申上候(佐久群三塚村七右衛門・ 新八所持田畑質地に付、小作米代金滞り及び請戻 し埴明け願ひ/端裏書込あり) 真田信濃守領分信州 埴科郡松代町嘉右衛門支配人傳兵衛煩二付代訴訟人平兵衛 →寺社御奉行所様	天保9戌年3月	縦継紙/(え 1123～え1146 括り紐一括)/ (紙紐あり)・1 通	え1134
乍恐以書付御訴訟奉申上候(佐久郡岩村田村・小縣郡 御嶽堂村ほか2郡5ヶ村小作米不納出入りに付) 真 田信濃守領分信州埴科郡松代町嘉右衛門支配人傳兵衛煩二 付代平兵衛→寺社御奉行所様	天保9戌年3月	縦継紙/(え 1123～え1146 括り紐一括)・1 通	え1136
江府御内伺之趣申上覚(飯山領・岩村田領分村々・佐 久郡三塚村質地年季明作徳米代滞り出入りの取り 計らい方内伺の旨届書、下案) 平兵衛	(天保9)戌年4月23日	半/(え1123～ え1146括り紐 一括)・1冊	え1133
差上申一札之事(松平石見守様領国佐久郡三塚村新 八・七左衛門より田地10年季質地にて作徳初代受 取分並びに滞辻金高申上書) 伊勢町傳兵衛(印)→御 町御奉行所	天保10亥年8月	縦継紙/(え 1123～え1146 括り紐一括)・1 通	え1124
乍恐以書付御訴訟奉申上候(内藤豊後守領分野沢村 ほか作徳滞に付) 真田信濃守領分信州埴科郡松代町 百姓傳兵衛煩二付代同人弟訴訟人沖八→寺社御奉行様、[裏 判]因幡・伊賀・日向・丹後・遠江・御用方無加印飛騨・御用方 無加印隼人・左衛門・紀伊	天保11子年2月	縦継紙・1通	え1306
一札之事(小県郡・佐久郡7ヶ村に掛かる入質滞り出 入りに付) 信州佐久郡上塚原村源助(印)→松代町(花井)沖 八殿・(丸澤)栄八殿	天保11子年7月6日	縦紙/(え1247 ～え1255は括 り紐一括)/(虫 損甚大)・1通	え1255
(質地請戻出入内済証文/前欠) 真田信濃守領分信州埴 科郡松代町百姓傳兵衛煩付代同人弟訴訟人沖八、内藤豊後 守領分同州佐久郡野沢村百姓甚右衛門・同常右衛門、同領分 同州同郡小田切新田同彦兵衛・名主惣左衛門、同領分同州同 郡岩村田町百姓多右衛門・同清太郎・同直八、同領分同州同 郡小田切村同林蔵・同勘蔵、同領分同州小県郡御嶽堂村同伊 左衛門、同領分同州同郡上丸子村同忠左衛門、右拾老人惣代 同領分同州佐久郡下中込村組頭相手又兵衛・右岩村田町百 姓同多右衛門、[奥書]右(松代町傳兵衛代)沖八→御評定所	天保12丑年8月13日	縦継紙/(え 1247～え1255 は括り紐一括) /(虫損甚大)・1 通	え1252

(岩村田藩領作徳出入一件関係書類)	(天保11~12年)	綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1141-1~7は一綴)・1綴	え1141
(袋、袋上書「天保十二丑正月岩村田一件ニ付日延頼申来り候ニ付書類入 猶又再日延書類入」) 菊屋傳兵衛	(天保12年)	袋・1点	え1141-1
乍恐以書付奉願上候(信州松代町一件熟談内済したきにて懸合のため2月20日まで再日延願) 真田信濃守領分信州埴科郡松代町百姓傳兵衛頼二付代同人弟沖八(印)・内藤豊後守領分同州佐久郡野沢村百姓甚右衛門外拾壹人惣代下中込村組頭又兵衛(印)・内藤右近知行所同州同郡上塚原村元立入人源助(印)→寺社御奉行所様	天保12丑年閏正月	豎継紙・1通	え1141-2
(書状、出府惣代中内済したきにて書面調いに付受取り下されたき旨)	(天保12年)	豎紙・1通	え1141-3
乍恐以書付奉願上候(信州松代町一件熟談内済したきにて懸合のため閏正月晦日まで再日延願) 真田信濃守領分信州埴科郡松代町傳兵衛頼二付代同人弟沖八(印)・内藤豊後守領分同州佐久郡野沢村百姓甚右衛門外拾人惣代・同領分同州同郡下中込村組頭又兵衛(印)・岩村田町百姓太右衛門(印)・内藤右近知行所同州同郡上塚原村元立入人源助(印)→寺社御奉行所様	天保12丑年正月	豎継紙・1通	え1141-4
乍恐以書付奉願上候(信州松代町一件熟談内済したきにて懸合のため閏正月晦日まで再日延願写) 真田信濃守領分信州埴科郡松代町傳兵衛頼二付代同人弟沖八・内藤豊後守領分信州佐久郡野沢村百姓甚右衛門外拾人惣代・同領分同州同郡下中込村組頭又兵衛・岩村田町百姓太右衛門・内藤右近知行所同州同郡上塚原村元立入人源助、[奥書差出]御領分松代町傳兵衛代沖八・差添栄八、[裏書差出]伊勢町傳兵衛→寺社御奉行所様、[奥書宛所]御留守居様御役所、[裏書宛所]御奉行所	天保12丑年正月	豎継紙・1通	え1141-5
内済趣意書(小作料松代町下穀直段にて米250俵代金84兩定とするほか取極め)	(天保12年)	豎紙・1通	え1141-6
(天保11年10月岩村田藩領小作出入一件訴願書等写留帳)	(天保11年10月)	半・1冊	え1141-7
(中之条陣屋への上納金借り受けたきに付願書) 藤左衛門	(近世)10日	豎紙・1通	え1201
(幕府評定所敷地内絵図)	(近世)	鋪(40.0×28.0cm)・1点	え1233
御内々以書取申上候(岩村田・飯山質地貸付金滞のため江戸出訴に付) 八田嘉右衛門・八田喜兵衛・八田辰三郎	(近世)9月	横切継紙/(包紙とも)・1通	え1304
(飯山出入り一件に付勘定書綴)	(近世)	綴/(え1311-1~5は一綴)・1綴	え1311
(袋、袋上書「飯山出入一件雑用一卷書類、其後年賦懸合之度雑用等勘定書一色入」)	(近世)	袋・1点	え1311-1
覚(飯山一件江戸品々入料メ金145兩3分と銀5匁9分5厘差引書上) (水井)忠蔵→(八田)嘉右衛門様	(近世)巳12月	横切継紙・1通	え1311-2
覚(飯山御入用へ加え下されたき入料メ金8兩1分2朱と錢249文書上)	(近世)寅12月	横切紙・1通	え1311-3
覚(中奉書紙6枚代金119文ほかメ錢351文請取に付)	(近世)寅10月26日	横切紙・1通	え1311-4

内方 / 金融 / 飯山藩・岩村田藩領小作年貢滞一件

みのや喜兵衛(印「美濃屋」)→八田嘉右衛門様御内			
覚(飯山一件入料メ金21両3分と銭514文のうち金20両受取に付) 上九村直之進→松代傳兵衛様	(近世) 閏11月	横切継紙・1通	え1311-5
(飯山金子出入一件関係書類綴)	(近世)	綴/(え942-1~7は一綴)・1綴	え942
(袋、袋上書「巳春飯山一条書類」)	(近世)	袋・1点	え942-1
(書状、八田嘉右衛門呼出し内々承るところ飯山金子出入一件六ヶ敷訳合いに付出府の様子旨ほか/端裏書込「忝 極内密用」あり) 谷町→竹山町様	(近世) 12月19日	横切継紙・1点	え942-2
(書状、別紙の通り到来にて極内々ご覧に入れたき旨) 竹山町拜→伊勢町様	(近世) 極月26日	横切紙・1点	え942-3
覚(飯山侯より下され物ほか差上物書上控)	(近世) 巳正月24日	横切継紙・1点	え942-4
(書状、江戸表座間氏より返報到来にてご覧に入れる旨) 竹山町→伊勢町様	(近世) 5月12日	横切継紙・1点	え942-5
書取(飯山懸金子の儀は双方符合せざるため傳兵衛添翰頂戴し出向の趣に付内談の旨) (関田)守之丞→(八田)嘉右衛門様	(近世) 4月3日	横切継紙/(宿紙)・1点	え942-6
(書状、傳兵衛へ身元の儀ご心配なされぬよう、伊勢町様より御礼状お遣わし下されたき旨ほか) 増田孫兵衛→関田守之丞様人々御中	(近世) 2月朔日	横切継紙・1点	え942-7
(佐久郡三塚村質地小作米代滞り出入ほか公訴すべく江戸表御留守居中へ伺の上取り計らい方内々申上書) 八田嘉右衛門	(近世) 閏4月	横切継紙/(え1123~え1146 括り紐一括)/(宿紙)・1通	え1135
御扱人中江訴訟人松代町傳兵衛方迷惑品書立(年賦金返済滞り及び作徳不払い出入りほか訴訟方迷惑箇条書上帳)	(近世)	横長半/(え1123~え1146 括り紐一括)・1冊	え1138
松代町傳兵衛より岩村田領分村々江相掛り候作[(欠損)「徳出」]入(松代町一件御取調請候心得書)	(近世) 子年2月	縦継紙/(え1123~え1146 括り紐一括)/(虫損甚大)・1通	え1139
(佐久郡池田源助より送られる出入内済日延願書類綴)	(近世)	綴/(え1123~え1146括り紐一括)/(え1140-1~4は一綴)・1綴	え1140
(先方得と掛合内済致したく日延べ願書控) 傳兵衛代 沖八・栄八→御町御奉行所	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1140-1
(佐久郡より源助封書届くにて落手下さり、早速返書差出し下されたき旨届書) いつみや定右衛門→(花井)沖八様・(丸澤)栄八様	(近世) 21日	横切継紙・1通	え1140-2
(書状、出入内済致しく奉行所宛日延願書お送り致すので調印の上使いの者へ渡されたき旨) 池田源助→御苗沖八様・御苗栄八様	(近世) 正月21日	横切継紙・1通	え1140-3
(書状、江戸表奉行所宛日延願書調印にて紀伊國屋まで届け下されたき旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1140-4

(金銭貸付関係書類綴)	(近世)	綴/(え1123～え1146括り紐一括)/(え1143-1～17は一綴)・1綴	え1143
(書状、献上金300両の本請取書落手に付当座請取書返上の旨) 八田嘉右衛門→大島磯右衛門様	(近世)正月24日	横切紙・1通	え1143-1
(書状、献上金の本証文を差し上げるので当座証文と引替え下されたき旨) 大嶋磯右衛門→八田嘉右衛門様	(近世)正月24日	横切紙/(宿紙)・1通	え1143-2
(書状、田野口村ほか姓名書取調べほか用向の旨) (有賀)平兵衛→(笠井)和七様	(近世)4月25日	横切継紙・1通	え1143-3
(書状、懸合の金子日延願の義に付御意を得たき旨、下案)	(近世)	横切継紙・1通	え1143-4
証文之趣(当卯年貢上納に差し詰まり無心するとの文言に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1143-5
心得書(松代へも罷越さず日延書も差出さざれば書状差遣しても受け取らぬ旨ほか返答書)	(近世)	横切継紙・1通	え1143-6
(書状、飯沼村庄之助殿方へ金子懸け合いのところ、領主より下知なければ懸け合わぬ旨にて、拠所なく出立の旨) 御使幸三郎	(近世)2月19日	横切継紙・1通	え1143-7
口上書取(伝兵衛の義貴殿書状の文言及び証文取極文面と相違致すところ等得心致さず付、私と同道にて松代表へ罷越し下されたき旨)	(近世)2月	横切継紙・1通	え1143-8
上塚原池田源助殿江懸合之覚(岩村田領分村々より納むべき作徳米代金未納の義、余儀なく当10月20日迄日延承知に付)	(近世)8月23日	横切継紙・1通	え1143-9
覚(酒肴・紙筆代ほか金銭書上) 元右衛門→御兩人様	(近世)9月18日	横切継紙・1通	え1143-10
(書状、陣屋引替御用に罷り出るところ、持病の痔難渋にて見合わせ下されたき旨) 並木甚右衛門→笠井和七様・有賀平兵衛様	(近世)12月21日	横切継紙・1通	え1143-11
(書状、先達て内密御談の儀、当時奥医山田正求は34.5円も借用金ある旨ほか)	(近代)	横切継紙・1通	え1143-12
(小郡郡上丸子質置主・小作人ほか33人名書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1143-13
覚(白紬1疋代銀89匁ほかメ1貫122匁余金銭書上) きくや傳兵衛→大坂御掛中様	(近世)9月7日	横切継紙・1通	え1143-14
(書状、兩人共海野にて平七殿へ懸合のところ、折節長久保表頼母敷へ出会にて帰宅の程も覚束なき旨ほか) (笠井)和七・(有賀)平兵衛→(浦野)忠七様尊酬	(近世)4月11日	横切継紙・1通	え1143-15
(書状、金子出来兼ねに付勝手懸り惣役人中名前にて証文入れるので聞き済み下されたき旨) 法華堂・渡辺大蔵→笠井和七様・浦野忠七様	(近世)8月16日	横切継紙・1通	え1143-16
覚(白木状箱1封受取に付) 祢津定蔵取次→八田嘉右衛門様御使中	(近世)10月23日	横切継紙・1通	え1143-17

内方 / 金融 / 伊勢山田御師廣田筑後一件

(廣田筑後借用金関連書類綴)	(明和6～安永5年)	綴/(え1321-1 ～13は一綴)・1 綴	え1321
一札之事(知行所200石収納金の内筑後方へ登金として年々金子送り達すべきに付) 八田孫左衛門(印)→廣田筑後殿・檜垣掃部殿	明和8卯年10月	豎紙・1通	え1321-1
口上覚(筑後方勝手向き不如意にて八田孫左衛門の世話をもって末々立ち行くよう取り計らい方に付) 廣田筑後親類松垣掃部(印)・廣田筑後名代吉村嘉右衛門(印)・廣田筑後家来喜多村徳左衛門(印) →宇佐美清十郎殿・伴伊右衛門殿	(明和8年)10月	豎紙・1通	え1321-2
覚(出立要用金1両借用証文) 吉村嘉右衛門(印)→八田孫左衛門殿	安永5年申8月	豎紙・1通	え1321-3
一札之事(岩出六右衛門借用金済切べく時節相見えず10か年賦にて返済に付) 廣田筑後代吉村嘉右衛門(印)・同人手代喜多村徳左衛門(印)、[奥書]宇佐美清十郎(印)・伴伊右衛門(印)→八田孫左衛門殿	安永5年申8月	豎継紙・1通	え1321-4
済口極メ証文之事(岩出六右衛門借用金出入内済時の諸証文受取に付) 廣田筑後代吉村嘉右衛門(印)・同人手代喜多村徳左衛門(印)、[奥書]宇佐美清十郎(印)・伴伊右衛門(印)→八田孫左衛門殿・八田喜右衛門殿	安永5年申8月	豎継紙・1通	え1321-5
一札之事(廣田筑後借用金出入双方内済得心に付約定書) 八田孫左衛門(印)・八田喜右衛門(印)、[奥書]宇佐美清十郎(印)・伴伊右衛門(印)・小布施方彦五郎(印)・湯田中村彦四郎(印)→廣田筑後殿	明和8卯年10月	豎継紙・1通	え1321-6
一札之事(岩出六右衛門信州出立諸々払方路用口入金57両及び口入金本金半金27両請取に付) 鈴木安兵衛→松代惣代佐藤伊兵衛殿	明和8卯年正月	豎継紙・1通	え1321-7
覚(金10両請取に付) 鈴木安兵衛(印「山田浦ノ橋鈴木安兵衛」)→岩出六弥殿・野崎兵助殿	(近世)寅10月15日	横切紙/(挟込) /(宿紙)・1通	え1321-8
乍恐口上書を以申上候御事(京都花山院御名目金拝借金8両3分上納遅延の義訳合い御尋ねに付) 伊勢町伊兵衛印・同所兵助、[奥書]名主茂兵衛印→御奉行所	明和9辰年3月	豎紙・1通	え1321-9
覚(出入一件片付のところ正金返済才覚出来兼ねに付一先ず堤佐治兵衛殿御懸御用金方より金30両内借されたき旨) 廣田筑後代吉村嘉右衛門(印)・立合星野幸左衛門(印)→八田孫左衛門殿	安永5年申8月	豎継紙・1通	え1321-10
当所いせ宮夜灯明料預候一札(金5両預り書) 廣田筑後代岩出六右衛門(印)、[奥書]いせ屋守新右衛門(印)→八田孫左衛門殿・八田喜右衛門殿・北村茂兵衛殿・世話人亀田平助殿	明和6己丑年6月11日	豎継紙・1通	え1321-11
借借金証文之事(私要用金100両借用請取に付) 勢州山田廣田筑後(代)岩出六右衛門、[奥書]松代八田孫左衛門→信行寺・浄専寺・御口入中川伴左衛門殿	明和6丑年8月	豎継紙・1通	え1321-12
覚(当年物成収納金の内より金40両お送りにて請取に付) 廣田筑後代吉村嘉右衛門(印)→八田孫左衛門殿	(近世)未9月	豎紙・1通	え1321-13
(岩出六右衛門借用金出入関係書類綴)	(明和8～天明2年)	綴/(え1319-1 ～18は一綴)・1 綴	え1319
一札之事(勢州山田御師廣田筑後居宅普請金ほか借	明和9辰年11月	豎継紙・1通	え1319-1

金出入りに付済口証文) 勢州山田御師廣田筑後元手代岩出六右衛門(印)・信州埴科郡松代町八田孫左衛門(印)・同州高井郡中野町小町屋善右衛門(印)・同州埴科郡松代町泉屋伊兵衛(印)・同所俗屋惣八(印)・同州高井郡吉田村彦五郎(印)・同田中村彦四郎(印)・同中野町茂兵衛(印)・同州埴科郡差添松代名主茂兵衛(印)・同高井郡中野町太七(印)・宇右衛門、同吉田村弥治右衛門(印)、同田中村多吉(印)、[奥書]信州多高井郡中野町高井屋源介事川村孫兵衛(印)→川村孫兵衛殿、[奥書宛先]松代町八田孫左衛門殿			
済口極メ証文之事(岩出六右衛門借入金返済困難に付新規借用致す旨取極書、下案) 廣田筑後代吉村嘉右衛門・誰、[奥書]宇佐美清重郎・伴伊右衛門→八田孫左衛門殿・八田喜右衛門殿	安永5年申7月	豎継紙	え1319-2
(書状、印書飛脚にて返翰拜見の所当役所日記方より厳しき御尋ねご不審あれども願の儀貴殿・安兵衛相談にて済ますべく仰せの旨) 増田宗右衛門・佐藤伊兵衛→岩出六右衛門様	(近世)10月	横折紙・1通	え1319-3
(書状、嘉藤甚五郎より安田甚五兵衛差添え遣わずにて役人代わりに参るに付、下案カ)	(近世)	横折紙・1通	え1319-4
(中野表より筑後勸物金の内花山院様御名目金取込及び安兵衛願書入用金に付書上)	(近世)	横切紙・1通	え1319-5
(書状、安兵衛中野勸物を花山院様名目金に取込みなど不埒の旨、下案)	(近世)	横切紙・1通	え1319-6
覚(金8両3分残金返済方了簡に及ばずに付吟味願)	(近世)亥10月	横切継紙・1通	え1319-7
御申請上候御事(金8両3分貸付証文の義に付今日2両受取り残金は10日迄御渡しの旨) 紀州御領仁田村安兵衛・同村庄屋代甚兵衛→検断御役人衆中	(近世)亥10月6日	横切紙・1通	え1319-8
覚(借入金30両返済方に付一札雛形) 廣田筑後代吉村嘉右衛門・立合たれ→八田孫左衛門殿	(近世)年号 月	豎紙・1通	え1319-9
済切極証文之事(岩出六右衛門借入金返済困難に付新規借用致す旨取極書、下案) 八田孫左衛門・八田喜右衛門、[奥書]宇佐美清十郎・伴伊右衛門→廣田筑後様代吉村嘉右衛門殿	(近世)年号 月	豎継紙・1通	え1319-10
一札之事(岩出六右衛門返済金済切べく時節相見え新規借入金にて返済に付、下案) 廣田筑後代吉村嘉右衛門・たれ→八田孫左衛門殿・八田喜右衛門殿	安永5年申7月	豎継紙・1通	え1319-11
金子証文之事(岩出六右衛門借入金返済のため新規に正金100両差出し本金50両10年賦にて返済致す旨、下案) 廣田筑後代吉村嘉右衛門・誰、[奥書]宇佐美清重郎・伴伊右衛門→八田孫左衛門殿・八田喜右衛門殿	安永5年申7月	豎継紙・1通	え1319-12
一札之事(廣田筑後普請金出入に付熟談内済連印一札) 廣田筑後・廣田筑後親類松垣掃部・廣田筑後名代吉村嘉右衛門・右同断岩出六右衛門・喜多村徳左衛門、[奥書]宇佐美清十郎・伴伊右衛門・小布施方彦五郎・湯田中方彦四郎→八田孫左衛門殿	明和8卯年10月	豎継紙・1通	え1319-13
乍恐以口上書奉申上候御事(仁田村安兵衛追訴に付安兵衛・六右衛門金147両余印書の儀(ほか申上書)伊勢町伊兵衛・同惣右衛門、[奥書]名主徳兵衛→小野喜太右衛門様・山越六郎右衛門様御役所)	天明2壬寅年3月日	豎継紙・1通	え1319-14
(安兵衛訴え、諸入用金147両3分の件返答書、下案)	(近世)	豎紙・1通	え1319-15
(紀州御領仁田村安兵衛訴え、廣田筑後手代吉村嘉右衛門例年の土産荷物請負金子20両の件返答書、下	(近世)	豎継紙・1通	え1319-16

案)			
乍恐以口上書御尋之趣奉申上候御事(伊勢国多気郡仁田村安兵衛訴え、金147両3分銀10匁1分4厘返済遅滞出入に付申上書、下案)	(近世)	縦継紙・1通	え1319-17
乍恐以口上書奉申上候御事(仁田村安兵衛追訴に付安兵衛・六右衛門金147両余印書の儀ほか申上書/え1319-14の控か)	(近世)寅3月	半・1冊	え1319-18
乍恐以口上書ヲ以申上候御事(紀州御領分仁田村安兵衛願書返答に付) 伊勢町(佐藤)伊兵衛印・(増田)惣右衛門印、[奥書]名主茂兵衛印→検断御役所	安永8亥年9月14日	縦継紙・1通	え1323
(廣田筑後普請材木請合一件関連書類綴)	(安永8年)	綴/(え1324-1~10は一綴)・1綴	え1324
覚(廣田筑後普請材木請合の安兵衛去去年罷登り訴訟致し心得違いの儀、中野平懸合の者より岩出六右衛門へ申談じ致せば事済むべき旨)	(安永8年)	横切継紙・1通	え1324-1
(廣田筑後普請材木請合の安兵衛去去年罷登り訴訟致し心得違いの儀、中野平懸合の者より岩出六右衛門へ申談じ致せば事済むべき旨書付、下案)	(安永8年)	横切継紙・1通	え1324-2
目録(廣田筑後一件書類28点書上/端裏書込あり)	(安永8年)7月16日~10月20日	横切継紙・1通	え1324-3
(書状、鈴木安兵衛の岩出六右衛門への借金の旨) 八田孫左衛門→廣田筑後様・檜垣掃部様	(安永8年)亥10月	横切継紙・1通	え1324-4
(書状、鈴木安兵衛方への御普請金に付安兵衛紀州様領の添翰を以って願う旨、下案) 増田宗右衛門・佐藤伊兵衛→(廣田筑後)	(安永8年)亥10月19日	横切継紙・1通	え1324-5
(岩出六右衛門不在の節書状等扱い方書上)	(安永8年)	横切紙・1通	え1324-6
(書状、六右衛門と異論あるに付嘉左衛門方にて詮議下されたき旨) 八田孫左衛門→廣田筑後殿	(安永8年)10月19日	横切紙・1通	え1324-7
安兵衛へ尋書覚(安兵衛所持の証文願いの通り江戸表にて済口及び詮議の旨/端裏書込「第十五」あり) 御町検断	(安永8年)9月日	横切継紙・1通	え1324-8
(書状、六右衛門の儀、筑後出訴の処一向片付かず、六右衛門への書面他出とも落手されたき旨) 八田孫左衛門→吉村嘉右衛門様	(安永8年)亥10月19日	横切継紙・1通	え1324-9
乍恐以口上書御尋之趣[(欠損「意」か)](廣田筑後一件に付、下案)	(安永8年)	縦紙/(下部欠損)・1通	え1324-10
(紀州御領仁田村安兵衛・廣田筑後出入関連書類綴)	(安永8年)	綴/(え1325-1~9は一綴)・1綴	え1325
紀州御領仁田村安兵衛又候願書差出候二付御尋之趣御答左二申上候御事(端裏書込「十」あり) (佐藤)伊兵衛・(増田)惣右衛門、[奥書]名主茂兵衛→検断御役所	(安永8年)亥9月28日	縦継紙・1通	え1325-1
差上申一札之御事(金8両3分のうち金6両3分返済日延願に付/端裏書書込「十二」あり) 伊勢町(佐藤)伊兵衛・宗右衛門(増田惣右衛門)、[奥書]名主茂兵衛→検断御役所	(安永8年)10月6日	縦紙・1通	え1325-2
御請申上候御事(今日金2両受取にて残金6両3分返済日延承知に付/端裏書込「十三」あり) 紀州御領仁田村安兵衛・同村庄屋代甚五兵衛→検断御役人衆中	(安永8年)亥10月6日	縦紙・1通	え1325-3

乍恐以口上書奉願候御事(廣田筑後手代嘉右衛門と安兵衛金錢出入に付願書、下案/端裏書込「十一」あり) 伊勢町(佐藤)伊兵衛・同宗右衛門(増田惣右衛門)、[奥書]名主茂兵衛→御町御奉行所日記方御役所	安永8亥年9月29日	豎継紙・1通	え1325-4
口上(加藤甚五郎殿返札のうちの文言に付申上書/端裏書込「式拾三」あり) 庄屋代甚五兵衛→検断御役人衆中	(安永8年)亥10月11日	横切紙/(下部欠損)・1通	え1325-5
御達奉申上候口上(御役所にて御裁許に付/端裏書込「式拾四」あり、下部欠損) 仁田村安[兵衛カ]・庄屋代甚[五兵衛カ]→検断御役人衆中様	(安永8年)亥10月13日	豎継紙/(下部欠損)・1通	え1325-6
乍恐口上書を以奉申上候御事(安兵衛願書差上申候に付) (佐藤)伊兵衛・(増田)惣右衛門、[奥書]八田孫左衛門→御町御奉行所御日記方御役所	安永8年亥9月	豎継紙/(下部欠損)・1通	え1325-7
御尋ニ付口上書差上候御事(紀州御領仁田村安兵衛と出入に付/端裏書込「三」あり) (佐藤)伊兵衛印・(増田)惣右衛門印→西念寺様	安永8年亥8月11日	豎継紙/(下部欠損)・1通	え1325-8
乍恐以口上書奉願候御事(紀州御領仁田村安兵衛出入にて町検断所まで罷越に付/下部欠損) 伊勢町[欠損]・親類鍛冶町[欠損]・木町[欠損]・親類同町[欠損]→西念寺様	(安永8年)亥10月20日	横切継紙/(下部欠損)・1通	え1325-9
(廣田筑後一件関連書類綴)	(安永8年)	綴/(え1326-1~15は一綴)・1綴	え1326
差上申一札之事(金8両3分受取に付/端裏書込「十四」あり) 紀州御領仁田村安兵衛・同村庄屋代甚五兵衛→検断御役人様	安永8年亥10月9日	豎紙・1通	え1326-1
十七日御覧之上又十八日御不審并御答(花院様御名目金松代表へ取込候様安兵衛願ほか不審に付答書上/端裏書込「六七之内」あり) (佐藤)伊兵衛(印)・(増田)惣右衛門(印)	(安永8年)亥9月	豎継紙・1通	え1326-2
指上申御請一札之御[欠損](勢州仁田村安兵衛金子出入油断なきに付/端裏書込「二十八」あり、下部欠損) →御町年寄衆中検断伴三郎右衛門殿	安永8年亥10月	豎紙・1通	え1326-3
(勢州仁田村安兵衛金子出入にて訴訟申し立てに付、懸合油断無き様申渡書/下部欠損)	(安永8年)10月25日	横切継紙・1通	え1326-4
十八日御覧之上又十九日御不審并御答(金147両余の行方に付/端裏書込「六七之内」あり) (佐藤)伊兵衛(印)・(増田)惣右衛門(印)	(安永8年)亥9月	豎継紙・1通	え1326-5
十八日御覧之上又十九日御不審并御答(金147両余の行方に付、下案/端裏書込「六七之内」あり) (佐藤)伊兵衛・(増田)惣右衛門	(安永8年)	豎紙・1通	え1326-6
十九日御覧之上又廿日御不審并御答(此程差出す写証文に付/端裏書込「六七之内」あり) (佐藤)伊兵衛・(増田)惣右衛門	(安永8年)	豎継紙・1通	え1326-7
以口上書申上候御事(紀州御領多気郡仁田村安兵衛訴状差上に付/端裏書込「いろは附之答書」あり) 伊勢町(佐藤)伊兵衛・同宗右衛門(増田惣右衛門)、[奥書]名主茂兵衛→検断御役所	安永8年亥8月	豎継紙・1通	え1326-8
(書状、伊兵衛・宗右衛門への書付拜見にて兩人不行届き江戸表へ出訴願いに付貴意得たき旨) 八田孫左衛門書判→岩出六右衛門様	(安永8年)10月13日	豎継紙・1通	え1326-9
(書状、安兵衛よりの返書拜見のところ心得違いにも	(安永8年)10月13日	豎継紙・1通	え1326-10

内方 / 金融 / 伊勢山田御師廣田筑後一件

安兵衛聞き入れず不審等もあり厳しくお尋ねの旨) 佐藤伊兵衛印・増田惣右衛門判→岩出六右衛門様			
(安兵衛の儀花山院名目金証文の儀得心致さずに付申上書/端裏書込「十六」あり) →御町検断	(安永8年)10月9日	縦継紙/(下部欠損)・1通	え1326-11
(花山院様名目金返納滞り内済出来かねに付申上書/端裏書込「十七」あり) →御町検断	(安永8年)10月9日	縦継紙・1通	え1326-12
乍恐御尋ニ付申上候(紀州御領仁田村安兵衛願に付調べにてお答えの旨/端裏書込「第廿番」あり、下部欠損) (佐藤)伊兵衛・(増田)惣右衛門、[奥書]名主茂兵衛→年寄・検断	(安永8年)亥10月11日	縦紙/(下部欠損)・1通	え1326-13
以口上書申上候(今般願筋関係書類目録/端裏書込「二十一」あり) 紀州仁田村安兵衛判・同郡同村庄屋代甚五兵衛、[奥書]牛町宿五兵衛→検断御役所	安永8年亥10月13日	縦継紙・1通	え1326-14
奉願上候口上(金8両3分余返済延引に付/端裏書込「式拾式」あり) 願主安兵衛印・庄屋代甚五郎印→検断御役人様	(安永8年)亥10月4日	縦紙・1通	え1326-15
岩出六右衛門より書附差遣候ニ付返答之書覚(安兵衛紀州領分の金子につき六右衛門江戸へ欠込訴訟内済御頼みの旨に付)	(安永8年)	横長半美・1冊	え1327
(岩出六右衛門借入金関連書類綴)	(明和4~万延元年)	綴/(え1320-1~5は一綴)・1綴	え1320
覚(利足金19両2分11匁2分5厘ほか3ヶ年分書上) 八田嘉右衛門(印)	(近世)	横切紙・1通	え1320-1
(明和7年2月付花山院様御家本庄豊後守殿一色治部殿宛岩出六右衛門借金証文ほか2通伊兵衛・惣右衛門へ渡した訳合い糺し状)	(近世)	縦紙・1通	え1320-2
御拝借証文添書之事(無尽取入れ金をもって返納に付金35両拝借に付) 御借主小林桂治郎(印)・加判小池和吉(印)→鈴木東様御内	万延元年申年12月	縦紙・1通	え1320-3
借用申金子之事(御社修利金より小判金40両借用に付) 預り主岩出六右衛門印・請人廣田金五印・請人森忠八印→花山院様御内 鈴木安兵衛殿	明和4丁亥年5月	縦紙・1通	え1320-4
乍恐以書取奉言上候(力石村の者共御他領様方へ縋願いなども致すに付) 清十・市平→産物会所御掛り様	(近世)9月14日	縦紙・1通	え1320-5
覚(借入金利足に付覚) 吉村嘉右衛門印→竹後殿	(近世)寅4月21日	縦紙・1通	え1200
一札(金3両借用証文) 広田筑後代吉村嘉右衛門(印)→八田孫左衛門様	(近世)午ノ11月	縦紙・1通	え1220
(出入りにて退役致した六右衛門の儀、勢州廣田筑後出入りあるにて無心申す旨取り扱い伺書)	(近世)	縦切紙・1通	え1006
(紀州仁田村鈴木安兵衛より花山院稲荷社修復金拝借出入関連書類綴)	(近世)	綴/(え1322-1~14は一綴)・1綴	え1322
(花山院様御名目金拝借一件出入に付安兵衛申立に対する答書、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1322-1
乍恐以口上書奉申上候御事(紀州御領多気郡仁田村安兵衛より出訴の一件に付答書、下案)	(近世)	縦継紙・1通	え1322-2
(花山院様稲荷社修復金拝借一件出入にて安兵衛申立に対する訴状、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1322-3

(拝借金出入に付安兵衛へ勢州金子頼りの義無き旨申上書、下案)	(近世)	横切紙・1通	え1322-4
(廣田筑後殿手代吉村嘉右衛門例年の土産荷物請負金20両に付安兵衛申立に対する答書、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1322-5
(廣田筑後殿手代吉村嘉右衛門例年の土産荷物請負金21両に付安兵衛申立に対する答書、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1322-6
(内済証文下案か)	(近世)	縦紙・1通	え1322-7
(木町喜右衛門他3人へ花山院様御名目金拝借金依頼す等との安兵衛口上への答書、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1322-8
(諸入用借り主差出すべきほか安兵衛詮議願う旨書付、下案)	(近世)	横切紙・1通	え1322-9
御尋二付乍恐以口上書申上候御事(花山院様御家人様への証文ほか金子出入りに付口上書、下案) (増田惣右衛門印・伊平(佐藤伊兵衛)印→小野様山野内御役所)	天明2寅年3月	縦継紙・1通	え1322-10
(安兵衛借入金共六右衛門始終引受急度返済するべく印書差遣わされに付申上書、下案)	(近世)	縦紙・1通	え1322-11
(訴訟願書下案の下札か)	(近世)	横切紙・1通	え1322-12
乍恐(紀州仁田村安兵衛より相掛かる金子出入に付返済相滞り不埒至極の旨申上書、下案/後欠)	(近世)	縦紙・1通	え1322-13
乍恐以口上書奉申上候御事(紀州仁田村安兵衛より出訴に付印書金147両3分と銀10匁1分4厘借用などの儀御尋ねに付答書、下案)	(近世)	縦継紙・1通	え1322-14
(廣田筑後一件関係書類綴)	(近世)	綴/(え1328-1~32は一綴)・1綴	え1328
(書状、中野権化金滞り金に付証文私方へ御預け下さり内済致すべき旨) 岩出六右衛門→宇佐美清十郎様	(近世)4月21日	横長半・1冊	え1328-1
(書状、高野名左衛門・同弥五八無尽立て、支払延べ方宜しく申し聞き、名左衛門へ相談の旨) 岩出六右衛門→八田孫左衛門様・同(八田)喜右衛門様	(近世)12月23日	横長半・1冊	え1328-2
覚(林木・飛脚代金ほか廣田払方差引き内済にて勘弁くださり、私方より引替証文お渡しの旨) (岩出六右衛門)	(近世)	横折紙・1通	え1328-3
(書状、此方にて勘定致すため中野証文引渡し下されたく、引替証文差出す旨) 岩出六右衛門→八田孫左衛門様	(近世)4月21日	横折紙・1通	え1328-4
(書状、私ども中野在中大方廻り追って帳面に付御覧に入れ、早速私ども帰り片付荒々順宜しくなる旨) 岩出六右衛門→八田孫左衛門様・同(八田)喜右衛門様	(近世)12月11日	横折紙・1通	え1328-5
(書状、当勘定合差引き私風邪にて難儀に付宜しく願う旨) 岩出六右衛門→八田孫左衛門様	(近世)12月26日	横折紙・1通	え1328-6
(書状、奉加一件落着にて六右衛門その地へ差止め付、且廻り代役吉村嘉右衛門差下さす故宜しくお願い致す旨並びに自性借入金) 廣田筑後正直(花押)→八田孫左衛門様・八田喜右衛門様	(近世)10月21日	横折紙・1通	え1328-7
覚(初穂寄金ほか差引勘定書上の雛形)	(近世)	横切紙・1通	え1328-8

内方 / 金融 / 伊勢山田御師廣田筑後一件

(下札カ、「金子如何筋合にて借シ候哉当無之濟兼申候」)	(近世)	札・1点	え1328-9
(下札カ、「為土産仕入路金年々[判読不能]筑後殿名代へ相渡候金辻」)	(近世)	札・1点	え1328-10
(下札カ、「此金預り金相渡候哉、借金ニ候へハ引当如何候哉」)	(近世)	札・1点	え1328-11
(下札カ、「伊之かりニ候ハ、此帳ニ入事如何」)	(近世)	札・1点	え1328-12
(下札カ、「此金孫左衛門掛り合無之由之所利足払致義如何之筋合ニ哉、且引当等之儀如何心得ニ哉」)	(近世)	札・1点	え1328-13
(下札カ、「金拾兩相払残金何兩」)	(近世)	札・1点	え1328-14
(下札カ、「此15兩金何方よりかり候哉、又ハ兩人にて手前かしニ候哉、此帳面ニハ不入もの也」)	(近世)	札・1点	え1328-15
(下札カ、「有借二口分引当如何に付」)	(近世)	札/(挟込)・1点	え1328-16
(下札カ、「此金六右衛門引請金ヲ六右衛門へ心入ニ借り申候金子ニ哉引当無之にて分り兼申候」)	(近世)	札・1点	え1328-17
(岩出六右衛門諸勘定取り決めは何の年哉、勘定帳借入金高取調べ書付)	(近世)	横切紙・1通	え1328-18
(下札カ、「六右衛門相頼申候覚言有之哉…」)	(近世)	札・1点	え1328-19
(下札カ、「且又右之外ニ普請奉加金取集次第御渡し可申候間御済可被下定」)	(近世)	札・1点	え1328-20
(下札カ、「孫左衛門如何之筋合にて取替哉、引当無之候ニ付分り兼申候」)	(近世)	札・1点	え1328-21
(下札カ、「孫左衛門自性方へ心入にて借候哉、定て引当証文可有之事ニ候、左候へハ此帳面ニ印申不及奉存候」)	(近世)	札・1点	え1328-22
(下札カ、「此金子引当無之濟口如何候哉、但残年賦向何年有之哉」)	(近世)	札・1点	え1328-23
(下札カ、「相調候口入金と斗有之候…」)	(近世)	札・1点	え1328-24
(下札カ、「本金之払方ニハ孫左衛門懸り合無之候哉…」)	(近世)	札・1点	え1328-25
(下札カ、「利足本金共相済候ハ、本証文差戻し候ハ、本証文可有之候、払方相願候ハ、誰人」)	(近世)	札・1点	え1328-26
(下札カ、「随分検約ニ取計、御名代と立合勘定之上且廻諸入用引去之上余金を以」)	(近世)	札・1点	え1328-27
(下札カ、「一、金式拾六兩宛、無尽懸出シ壺ケ年分」)	(近世)	札・1点	え1328-28
(下札カ、「金三百六拾兩壺分、但シ御普請諸入用ニ付借り入口入金」)	(近世)	札・1点	え1328-29
覚(廣田筑後年々取納辻記、雛形)	(近世)	横切紙・1通	え1328-30
(下札カ、「別紙極メ書有之通引去之上」)	(近世)	札・1点	え1328-31
(下札カ、「廣田筑後奉加家作付、岩出六右衛門江八田孫左衛門口入金、明和五子年より之差引帳面相極メ、当卯秋改金高覚」)	(近世)	札/(挟込)・1点	え1328-32

内方 / 外交・軍事情報

薩州御届・浦賀御届(琉球那覇沖へ異国船1艘渡来に付薩摩藩上申及び浦賀沖異国船到来に付浦賀奉行上申并異国軍船2隻明細書上) (「八田印」蔵書印、「八田氏之蔵」朱筆あり)	(弘化3年)閏5月27日	半・1冊	え1044
(異国船近來、南部・津軽他に出没、測量等を行うに付対処方書上覚写) (「八田印」蔵書印あり)	嘉永2酉年仲夏写	半・1冊	え1035
庚戌年海防掛り御目付より阿部伊勢守殿御直ニ進達(浦賀等海防に付阿部伊勢守直々進達書上写)	(嘉永3)庚戌年	横長半・1冊	え1032
(異国船渡来・政治社会動静情報関連書類綴)	(嘉永6年)	綴/(え1027-1~6は一綴)・1綴	え1027
(書状、浦賀へ異国船渡来の件に付) 八田鉄治郎→八田慎蔵様	(嘉永6)丑年6月6日夜	横切継紙・1通	え1027-1
(書状、松前にて通信通商の件に付長崎奉行申渡写ほか)	(近世)	横切継紙・1通	え1027-2
(水戸様御詠歌2首覚書)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1027-3
丑七月奥州盛岡領騒動の次第聞書(嘉永6年の三閉伊一揆に関する聞書ほか)	(嘉永6年)	横切継紙・1通	え1027-4
(勘定奉行川路左衛門尉ほか幕府役職人名書上)	(近世)	横切継紙/(緑紙)・1通	え1027-5
南部願書写(三閉伊一揆願書写か)	(近世)9月1日	横切継紙・1通	え1027-6
(嘉永6年6月亜米利加船浦賀渡来に付、江戸湾警固・亜米利加船種大砲数・江戸中騒動ほか聞書等書留帳) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年6月)	半・1冊	え1034
(亜米利加国親書要求許諾可否に付松平越中守書状写)	(嘉永6年7月13日)	半・1冊	え1036
(横浜にて亜米利加へ応接の節、武者奉行星月主水ほか御人数大概、寺町より借り写)	嘉永7甲寅年2月10日	横切紙・1通	え1029
(合衆国伯理璽大徳書翰和解写) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年)	半・1冊	え1037
(亜米利加船渡来・浦賀他諸所様子・諸侯固め方など事実委細穿鑿調べの馬場茂八郎・近藤友喜書上写) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年)	半・1冊	え1038
(相模国城ヶ崎沖合に異国船相見えに付浦賀奉行戸田伊豆守届書写) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年)	半・1冊	え1039
(亜美理駕大合衆国大統領姓斐謨名美辣達・米国大統領国書ほか写、下巻) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年)	半・1冊	え1040
(袋、袋上書表「夷 異来雑集」、裏「嘉永六年六月三日未之刻頃相州浦賀辺へ異国船渡来本国北亜米利駕州之内チココセイノチワシタトン都府使節船之よしフレカツト船二艘蒸気船二艘滞船十二日辰之刻頃帰帆品々別條入 義井堂」 義井堂)	(嘉永6年6月)	袋・1点	え1041
(異国船到来に付浦賀奉行への届書写) (「八田印」蔵書印、「八田氏之蔵」朱筆あり)	(嘉永6年)	半・1冊	え1042

内方 / 外交・軍事情報

(相州浦賀に異国船到来に付防備方動静書上写) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年)	半・1冊	え1043
(嘉永6年海岸防御の事ほか書上写) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年)	半・1冊	え1045
(亜美理駕大合衆国大統領姓斐謨名美辣達及び米国大統領国書ほか写、上巻) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年)	半・1冊	え1046
(此度のアメリカの要求に付松平越中守書上)	(嘉永6年)	半・1冊	え1047
(相州・総州・武州、台場・固め場絵図) (「八田印」蔵書印あり)	(嘉永6年)	鋪(54.0×38.4cm)/(多色)・1点	え1048
(朝敵長岡あたりに屯集に付書付) 嘉吉→(八田)慎蔵様人々御中	(慶応4年)5月9日	縦紙・1通	え1198
(官軍連勝及び北陸道総督府御下がりの風聞などに付書付、後欠)	(慶応4年)	縦紙・1通	え1199
(警備及び調練関係書類綴)	(近世)	綴/(え996-1~9は一綴)・1綴	え996
(異国船渡来にて臨時警護防禦のため軍役人数・武器ほか書留帳)	(近世)	半・1冊	え996-1
(御先備・御旗本備番頭以下各役職人数並びに人馬数書上)	(近世)	半・1冊	え996-2
(日付ごと防禦諸役職人名書上)	(近世)2月朔日~16日	半・1冊	え996-3
附而申上候(御先手鉄砲御足軽5組新規組替仰せ渡され、振合わせに付相心得べく申置書)	(近世)申年9月	半・1冊	え996-4
別段申上(御備立軍役・武器員数など取調に付)	(近世)	半・1冊	え996-5
銃隊調練之法(戦場での押行方ほか書上)	(近世)	半・1冊	え996-6
火器隊銃士六拾騎一備大積(火器隊銃士陣容書上)	(近世)	半・1冊	え996-7
御先御右ニ御備調練之次第(鉄砲隊調練法並びに各御備図書上に付)	(近世)	半/(挟込)・1冊	え996-8
(戦士供奉の馬、若党、槍持、草履取数達し覚)	(近世)10月18日	横切紙・1通	え996-9
(異国船渡来、海岸防禦に付井伊公御陣へ人数取り集め及び食物賄いほか聞書)	(近世)	縦紙・1通	え1028
(相模国・安房上総・本牧御台場防禦担当大名書上)	(近世)	横切紙・1通	え1030
房相海岸砲台図 (「八田印」蔵書印あり)	(近世)	鋪(37.8×54.5cm)/(多色)・1点	え1031
於栗濱海岸御陣所書翰御請取場図 (「八田印」蔵書印あり)	(近世)	鋪(56.7×80.7cm)/(多色)・1点	え1033
(江戸市井のことなど聞書)	(近世)	半・1冊	え1228

内方 / 寺社奉加

御請書(八幡宮本社・本寺堂修復のため寄附金200疋ほか請取に付) 勅願所京極寺(印)→久世御殿様御役人中様	慶応2年寅6月28日	縦紙・1通	え1226
---	------------	-------	-------

内方 / 文芸

(浄瑠璃興行案内) 正銘板元ふきや町山本重五郎	寛政11年己未9月9日	半/(木版刷り)・1冊	え1166
(歳旦ほか詩) 向日楼菊貫	文化(11)年癸酉春	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)/(多色刷り)・1通	え1173
(富札)	(近世)辰6月15日	(え1052は旧封筒一括)・1点	え1052
(富札「五百両講」、3963番) 川中島南原村講元蓮香寺・金主勘定方当村方中・惣檀中世話方中・金子渡方高野儀右衛門・小出新平・大久保固左衛門・丸田次郎兵衛・堀門之丞	(近世)辰6月15日開	札・1点	え1052-1
(富札「五百両講」、4180番) 川中島南原村講元蓮香寺・金主勘定方当村方中・惣檀中世話方中・金子渡方高野儀右衛門・小出新平・大久保固左衛門・丸田次郎兵衛・堀門之丞	(近世)辰6月15日開	札・1点	え1052-2
(富札「五百両講」、4178番) 川中島南原村講元蓮香寺・金主勘定方当村方中・惣檀中世話方中・金子渡方高野儀右衛門・小出新平・大久保固左衛門・丸田次郎兵衛・堀門之丞	(近世)辰6月15日開	札・1点	え1052-3
(富札「五百両講」、3965番) 川中島南原村講元蓮香寺・金主勘定方当村方中・惣檀中世話方中・金子渡方高野儀右衛門・小出新平・大久保固左衛門・丸田次郎兵衛・堀門之丞	(近世)辰6月15日開	札・1点	え1052-4
(賢息は当月下旬首服の聞こしめしに付、手本カ) 愛長→兵部大輔殿	(近世)3月7日	縦紙/(え1153～え1156は巻込一括)・1通	え1153
(賢息は来28日首服の聞こしめしに付、手本カ) 愛長→兵部大輔殿	(近世)3月19日	縦紙/(え1153～え1156は巻込一括)・1通	え1154
(伊勢権介は従五位上昇殿等勅許に付、手本カ) 愛長→伊勢権介殿	(近世)3月28日	縦紙/(え1153～え1156は巻込一括)・1通	え1156
覚(道具の品々請取に付) 大瀬弥門内宮沢善左衛門(印)→八田競様御使者	(近世)6月朔日	縦紙・1通	え1206
(除服出仕復任の旨宣下に付、手本カ) 愛長→伊勢権介殿	(近世)7月21日	縦紙/(え1153～え1156は巻込一括)・1通	え1155
おぼへ 信陽埴科郡縣壯安井卿藤澤里(松代城下の歴史・人数など書上) 八田喜蔵	(近世)	横長半・1冊	え1053
(諸店商い広告絵)	(近世)	縦紙/(木版刷り)・1通	え1164
(諸店商い広告絵)	(近世)	縦紙/(木版刷り)・1通	え1165
(詩歌書留帳) 董胤上	(近世)	横長半美/(え1171～え1192は括り紐一括)・1冊	え1171
(寺社仏閣案内一括)	(近世)	(え1171～え1192は括り紐一括)/(え1172-2～4は包紙一括)・1点	え1172
(包紙、包紙上書「此内いろいろ入」)	(近世)	包紙・1点	え1172-1

内方 / 文芸

(鎌倉円覚寺正統院仏牙舍利絵入り案内)	(近世)	鋪(32.7×15.3cm)/(木版刷り)・1点	え1172-2
(日光山宝塔五智如来図)	(近世)	鋪(46.0×32.8cm)/(木版刷り)・1点	え1172-3
江之島金亀山三宮細見之図	(近世)	鋪(34.4×46.5cm)・1点	え1172-4
書画帖姓名扣	(近世)	横長半/(え1171～え1192は括り紐一括)・1冊	え1174
音無之記(公卿飛鳥井雅章詩歌)	(近世)	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)/(え1175～1178は巻込一括)・1通	え1175
不二無音(元稲葉丹後守所持、後阿部豊後守所持、当時土井大炊守所持の壺「不二無音」の概要書)	(近世)	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)/(え1175～1178は巻込一括)・1通	え1176
みなへの河(遠州公筆色紙の概要書)	(近世)	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)/(え1175～1178は巻込一括)・1通	え1177
みなへの河(元仙台所持、当時土井公所持の壺「みなへの河」の概要書)	(近世)	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)/(え1175～1178は巻込一括)・1通	え1178
(漢詩「不是花中偏愛菊・・・」、手本カ)	(近世)	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)・1通	え1179
(書翰書出し文、手本カ)	(近世)	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)・1通	え1180
(詩歌、手本カ)	(近世)	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)・1通	え1181
(詩歌、手本カ)	(近世)	縦紙/(え1171～え1192は括り紐一括)・1通	え1182
(詩歌書留) 董胤上	(近世)	横折紙・1通	え1183
春(漢詩/え1186の下案カ) 八田知道拜	(近世)	縦紙/(え1184～え1190は括り紐一括)/(括り紐1点とも)・1通	え1184
春(漢詩/え1187の下案カ) 八田知道拜	(近世)	縦紙/(え1184～え1190は括り紐一括)・1通	え1185
春(漢詩) 八田知道拜(印)	(近世)	縦紙/(え1184～え1190は括り紐一括)・1通	え1186

(星晴観八十三翁素弓色紙) 星晴観八十三翁素弓	(近世)	縦紙/(え1184～え1190は括り紐一括)・1通	え1187
(鳥藤門短歌色紙) 鳥藤門	(近世)	縦紙/(え1184～え1190は括り紐一括)・1通	え1188
(竹村族孝色紙) 竹村族孝拜(印)	(近世)	縦紙/(え1184～え1190は括り紐一括)・1通	え1189
(色紙)	(近世)	縦紙/(え1184～え1190は括り紐一括)・1通	え1190
(詩歌書留) 董胤上	(近世)	横折紙・1通	え1191
(詩歌書留) 董胤上	(近世)	横折紙・1通	え1192
田畑ニ積雪之事(積雪につき雑感)	(近世)	縦紙・1通	え1193
(詩文写) 書鳩拜	(近世)	縦紙・1通	え1202
(通議大夫季宝縣主古稀の寿を賀する歌) 散位久友	(近世)	縦紙・1通	え1230
(「樵人恵我作杖」扁額下案)	(近世)	鋪(116.0×27.0cm)・1点	え1236

内方 / 書状類

(八田嘉右衛門関係書状綴)	(文化9～11年)	綴/(え1310-1・2は旧封筒一括)/(え1310-1-1～24は一綴)・1綴	え1310-1
覚(金28両3分ほかメ金49両1分7匁5分金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え1310-1-1
(書状、長柄の銚子借用したき旨) 縫殿右衛門→(八田嘉右衛門様)	(近世)10月28日	横切紙綴り・1通	え1310-1-2
口上(上田頼母子懸出割合の儀2回目も脇懸50金に付伺書)	(近世)2月24日	横切紙・1通	え1310-1-3
竹山丁へ御挨拶之趣書取(嘉茅重郎痲瘡後眼疾宜しからず快方まで手元に差置き養生させたき旨)	(近世)24日	横切紙綴り・1通	え1310-1-4
口上(今朝願いの儀書取りの趣勘弁の旨)	(近世)2月24日	横切紙・1通	え1310-1-5
(書状、快気にも及びその節はご相談の旨)	(近世)	横切紙・1通	え1310-1-6
覚(国産方御用金堀田三左衛門より預け金元金50兩分の利足金6兩2分受取に付) 堀内与一右衛門(印)、野村重四郎(印)→八田嘉右衛門殿	文化11戊午年12月	横切紙・1通	え1310-1-7
覚(勘定吟味役所預け繰廻金50兩の利金4兩3分2朱請取に付) 野村重四郎(印)→八田嘉右衛門殿	文化10酉年12月	横切紙綴り/(茶紙)・1通	え1310-1-8
(長岡星野三太郎・立川左兵衛ほか江州八幡・月野の人名書上)	(近世)	横切紙・1通	え1310-1-9
(書状、堀三右衛門様家来安達与左衛門様へ厄介のところこの度加増にて相応の奉公筋へ勤めたき旨願書差出の旨) 八田嘉右衛門→落合孫藏殿・落合倉吉殿	(近世)10月6日	横折紙・1通	え1310-1-10
(書状、先々月中より御願の金子の儀ご挨拶下された)	(近世)10月25日	横切紙綴り・1通	え1310-1-11

内方 / 文芸

き旨) 青麻之助→八(八田)嘉右衛門様			
(書状、昨日御不快の中罷出ご面倒忝く、御挨拶として辰三郎殿お出で下され、御挨拶方々意見を得られたき旨) 青麻之助→八(八田)嘉右衛門様	(近世)8月26日	横切継紙/(青紙、茶紙)・1通	え1310-1-12
(書状、弟喜兵衛を養弟にして加増扶持方配分致し別家取立てたき願い聞き済み相成る旨) 安達與左衛門堯徳(花押)→八田嘉右衛門様	(近世)閏11月15日	横折紙・1通	え1310-1-13
(書状、此度ご加恩の仰せ蒙られる段お祝の旨) 良性院→八田嘉右衛門様	(近世)10月11日	横切紙・1通	え1310-1-14
(書状、産婦母子ともに肥え祝儀の旨ほか) 栗廣巖→光勉様	(近世)10月11日	横切紙・1通	え1310-1-15
(書状、子出生にて14日お七夜につき六尺人事13日晚方より御暇下されたき旨) 良性院→八田嘉右衛門様貫吾	(近世)初冬6日	横切継紙・1通	え1310-1-16
(書状、娘縁組の義願の通り仰せ付けの旨) 河原左近正雄(花押)→八田嘉右衛門様御報	(近世)9月21日	横切紙・1通	え1310-1-17
(書状、今般お出精お勤の旨/後欠)	(近世)	横切紙・1通	え1310-1-18
(書状、お願いの旨承知下されお礼の旨) 何左衛門→(八田)嘉右衛門様	(文化9年)12月18日	横切紙・1通	え1310-1-19
覚(金子不出来に付金1両3分10匁8分借用証文) 上村何左衛門(印)→八田嘉右衛門殿	文化9申年12月	横切紙・1通	え1310-1-20
(書状、当6日先達て御願の通り、御扶持方頂戴御役儀へ仰せつけられ御礼の旨) 源八・儀八郎→(八田)嘉右衛門様	(近世)11月15日暮時	横切継紙・1通	え1310-1-21
(書状、今般宛行頂戴、別家御願の通り仰せ付けにつき御礼の旨) 義八郎→(八田)嘉右衛門様	(近世)11月15日	横切継紙・1通	え1310-1-22
(殿様金100疋、大殿様金30疋ほか金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え1310-1-23
(書状、別紙にて申上げの甚之丞方へ御願の書状渡されたき旨)	(近世)15日	横切紙・1通	え1310-1-24
(岩村田小作年貢滞一件ほか書状綴)	(文政2年)	綴/(え1123～え1146括り紐一括)/(え1145-1～84は一綴)・1綴	え1145
(袋、袋上書「岩村田一件并高遠より之紙面其外越後大石より之紙面等 差当り不用之分」)	(近世)	袋・1点	え1145-1
(書状、今度下代盛八義荷物売支配に差上げるので宜しくお引き廻し願う旨) 越前屋与四郎(印「越後国出雲崎越前屋」)→八田嘉右衛門様	(近世)卯6月13日	横切継紙・1通	え1145-2
(書状、篠澤佐五右衛門借入金一件についての回答は、忝晋平帰国まで差置かれたき旨) 渡辺武左衛門→御院主様	(近世)12月15日	横切継紙・1通	え1145-3
(書状、万吉方への金談の儀は、赤沢氏頼母敷企にて借用仰せ付けらる旨、下案)	(近世)7月6日	横切継紙・1通	え1145-4
(書状、川船方運賃引き上げは不埒にて、書面を取り次ぎ指図成し下されたき旨ほか) (中嶋)三右衛門→(八田)嘉右衛門様尊酬	(近世)8月25日	横切継紙・1通	え1145-5

(書状、出立の御願い置き <small>の</small> 川筋絵図早速お送り下さり落手したお礼の旨/え1145-5の追啓) (中嶋三右衛門)→(八田嘉右衛門)	(近世)8月25日	横切紙・1通	え1145-6
(書状、工藤氏へ咄置 <small>き</small> 義に付、掛合い成し下され、掛合いの節は御地の名産品贈り下されたお礼の旨) 北原吉太郎・古田源左衛門・山下源太夫→八田嘉右衛門様人々御中	(近世)9月3日	横切継紙・1通	え1145-7
(隠遊女商売の禁止の触書写)	(近世)	横切紙・1通	え1145-8
覚(渋紙包1ツほか3品柄澤藤左衛門より送られてきたので落手下されたきに付) 七郎兵衛→(中嶋)三右衛門様	(近世)7月6日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1145-9
(書状、駄賃の儀は心掛下さるよう願う旨/え1145-9の追啓) (七郎兵衛)→(中嶋三右衛門様)	(近世)	横切紙/(挟込)/(宿紙)・1通	え1145-10
(書状、到来の2包と書状を高覧に入れる旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-11
(書状、金子15両差送り下され落手した旨並びにわら包徳利1ツなど送付願いの旨ほか) 梧窓→中嶋〔判読不能・三右衛門か〕	(近世)7月6日	横切継紙・1通	え1145-12
(書状、竹前氏内証向き行立ち兼ね家名極難のところ、拙家へ質地引き受け亡失せぬよう取り計らいたき存意の旨、下案/端裏書込あり) →(堀内半右衛門)	(文政2年)6月28日	横切継紙・1通	え1145-13
(書状、今年金子入用の旨和七への内話は、近年種々内用懸り申し付けられ、諸方金談差し湊り御用弁成り兼ねお断の旨、下案)	(近世)4月20日	横切継紙・1通	え1145-14
(元金250両の引当および返納方書付、雛型)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-15
(書状、明德寺発起無尽200両の義は、貴所様への返済分を私方にて引受けるに付、その他諸方借財払方は如何に片付けるか尋ねる旨、写)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-16
(書状、先達て勘弁した義、八田氏方よりは掛合もなく、私方も手元極難渋にて返金なく大手違いとなり甚だ迷惑である旨) 町田源左衛門→龍潭山方丈様	(近世)4月15日	横切継紙・1通	え1145-17
(書状、竹前氏屋敷地賃入を聞き入れくだされ、近々浄運寺方丈が参られる趣なのでよろしく願う旨) 堀内半右衛門→八田嘉右衛門様貴報	(文政2年)6月28日	横切継紙/(絵柄あり)・1通	え1145-18
(書状、今夕は客ある由にて明日お出で下されてもよき旨) 高橋八郎・後閑又衛→和合院様	(近世)11月3日	横切継紙/(黄紙)・1通	え1145-19
覚(御上より金125両ほかメ金193両より和合院様持参金70両ほかメ金190両差し引き、金3両金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え1145-20
(書状、一昨日は名産桑紙ご恵投のお礼、並びに八郎・又衛が旅宿へ罷り出るのでご示談下されたき旨) 春田彦太夫→和合院様復上	(近世)10月6日	横切継紙・1通	え1145-21
(書状、和七丈よりの御托毫下されるにて御礼の旨)	(近世)	横切紙・1通	え1145-22
(書状、収納時節にて約定の引渡し初取扱人差出の儀懸合のところ、当年出金分返納あり延引する旨) 後閑又衛・高橋八郎→八田嘉右衛門様	(近世)11月7日	横切継紙/(緑紙)・1通	え1145-23
(書状、岩村田より幸便にて送付に付、このたび惣右衛門罷り帰るので差し上げ落手下されたき旨) 左一兵衛→(八田)嘉右衛門様取次中	(近世)正月25日	横切継紙/(青紙)・1通	え1145-24

内方 / 書状類

(書状、年始の祝詞) 後閑又衛信潮(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中	(近世)正月5日	横折紙・1通	え1145-25
(書状、当春和合院院主出府の儀、旧臘江戸表へ遣わし置いたところ、程なく命駕ありお待ちする旨) 後閑又衛→八田嘉右衛門様	(近世)正月	横切継紙/(緑紙)・1通	え1145-26
(書状、改年の祝辞) 春田彦太夫普善(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中	(近世)正月5日	横折紙・1通	え1145-27
(書状、院主は種々用事あり一昨日其御地へ出立のところ、御用達中一同申し合い、以来約定取り乱し無きよう規定を立てるべき旨) 八田嘉右衛門→後閑又衛様貴報	(近世)	横切継紙・1通	え1145-28
(書状、内藤様屋敷へ罷り越し家老用人衆へ内話のところ、規定書に相違の取り計らいは不届き至極の旨ほか報告の旨) 学道→書鳩君貴下	(近世)	横切継紙・1通	え1145-29
(書状、年始の祝詞) 後閑又衛信潮(花押)・春田彦太夫普善(花押)→八田嘉右衛門様参人々御中	(近世)	横折紙・1通	え1145-30
(書状、和合院様此の地へお出で下さる様内談の儀、出産あるにて延引の趣承知したが、出産が済めば早速お出で下される敷伝え入れる旨) 後閑又衛・春田彦太夫→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-31
(和合院此の表へ出光延引の段承知の旨並びに当年仕送り金127両受取の旨書状および金127両受取書下案写)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-32
(書状、御地への出立は来月初旬に延引の段用捨下されたき旨並びに残金127両飛脚にて差遣わす旨) 後閑又衛・高橋八郎→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-33
(書状、佐一兵衛をもって頼みの儀承知下され有難く、飯沼・上丸子両村村役人差し遣わすにて御渡し下されたき旨) (春日)彦太夫・(後藤)又衛→(八田)嘉右衛門様	(近世)	横切紙・1通	え1145-34
(書状、岩村田・野沢3人の者共の儀に付、貴所様訴訟は如何様にも取成しく下さるべき旨) 後閑又衛・春田彦太夫→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-35
(書状、三塚箕輪・瀬下兩人拝借金の儀、暫く延引下されたき旨) 吉沢彦右衛門→皆神山御院主様	(近世)	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1145-36
口上(御書翰等下さる節は新八を初筆に成し下さるべき旨)	(近世)	横切紙・1通	え1145-37
(書状、三塚村へ使者差越された際に書状2通差上のところ、返却下されたき旨) 吉沢彦右衛門→和合院院主〔判読不能〕	(近世)	横切紙・1通	え1145-38
(書状、先達て不幸の砌、遠方より貴札頂き御礼の旨) 渡辺武左衛門→和合院様	(近世)	横切紙・1通	え1145-39
(書状、令閨様死去のお悔やみの旨、下案) (八田嘉右衛門)→渡辺武左衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-40
(書状、後閑彦三ら格別のご省略申立のところ聞受なく役儀免ぜらる等始末方報告の旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-41
(書状、このたび内沙汰にても3人共参上仕兼ね、岩村田渡辺民次郎より貴意を得るも、文通にては書き取り難く、民次郎へ得と申含み差上げる旨/端裏書込あり、え1145-44の写) 並木清一郎・並木七左衛門・	(近世)	横切継紙・1通	え1145-42

渡辺武左衛門→八田嘉右衛門様			
口演(内話したき儀があるので今夕なりともお逢い下さるよう願う旨) 渡邊(武左衛門)→八田君御直披	(近世)	横切紙・1通	え1145-43
(書状、このたび内沙汰にても3人共参上仕兼ね、岩村田渡辺民次郎より貴意を得るも、文通にては書き取り難く、民次郎へ得と申含み差上げる旨) 並木清一郎・並木七左衛門・渡辺武左衛門→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-44
(書状、借金の示談願いの儀延引下されたき旨) 並木清一郎→和合院様尊下	(近世)	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え1145-45
(書状、私同道出来兼ねに付、田中小十郎其御地へ罷り越すので、相談下されたき旨) 後閑又衛→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-46
(書状、其御方様子次第出張する旨) →瀬下箕輪	(近世)	横切継紙・1通	え1145-47
(書状、拝借金利足金35両差し上げる旨並びに和合院出向く節に元金延引願う旨) 並木清一郎→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-48
(書状、利分請取と本証文預り手形の2通差し上げるので落手下されたき旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-49
(書状、同苗方書替証文奥書文面の振合に相違あり、認め替え差し出すので落掌下され、八田氏より古証文引替え下されたき旨) 渡辺民治郎拜→和合院院主様玉座下	(近世)	横切継紙・1通	え1145-50
(書状、鉄之助様願いの通り嫡子仰せつけらるにて祝儀の旨) 左十郎→(八田)嘉右衛門様尊酬	(近世)	横切継紙・1通	え1145-51
(書状、太守様より拝領物お礼の旨) 和合院宥順(花押)	(近世)	横折紙・1通	え1145-52
(書状、佐五右衛門拝借金の儀、約定の通り証文認め差上げるにて、落手のうえ取り成し下されたき旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-53
(書状、和合院様へ願上の拝借金延引聞済下され、利分上納も暫く用捨下されたき願いの旨) 並木清一郎→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-54
(書状、私拝借金の利返済は当年は米穀下直により別して不融通にて証文書替年延に成し下さる様願う旨) 渡辺武左衛門→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-55
(書状、八田氏方へ書替証文差し上げるので、先証文と引き替えるよう口添下されたき願う旨) 渡辺武左衛門→皆神山御院主様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-56
(書状、川上引拔蕎麦2俵お礼の旨並びに和合院へ川上蕎麦1袋ご恵投のお礼の旨、下案) 八田嘉右衛門知義(花押)→高橋八郎様・後閑又衛様	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1145-57
(書状、拝借金返納は不融通にて延引下されたき旨) 並木甚右衛門→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-58
(書状、今町願ひ筋は金高10両以下と紙面にて申し上げたが聞済なき旨ほか) 吐愚痴→井養亭様	(近世)	横切紙・1通	え1145-59
(書状、牧野弥次馬殿に初めて掛合の旨ほか) 学道→書鳩様貴下	(近世)	横切紙・1通	え1145-60
(書状、川上蕎麦1駄進上の旨) 後閑又衛信潮(花押)・鈴木直吉平帷(花押)→八田嘉右衛門様	(近世)	横折紙・1通	え1145-61

内方 / 書状類

(書状、忠兵衛よりの御報を貴所様まで差上げるので、 お便りの節差し上げ下されたき旨) 伊藤忠兵衛内 沖源吾→松村和七様	(近世)	横折紙・1通	え1145-62
(書状、御預所一件は御同藩御両公当地へ出張の砌和 七より承る旨並びに此方役人未だ不案内の旨ほ か) 伊藤忠兵衛正方(花押)→八田嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-63
(書状、和合院御地出張の砌お礼の旨、下案) →上田中 司様・松本斧次郎様	(近世)	横切紙・1通	え1145-64
(書状、上田氏・松本氏への年頭御状下案差し上げる ので加筆願う旨ほか) 崎之ふ→鈴燐丁様	(近世)	横切継紙/(虫 損甚大)・1通	え1145-65
(年頭の祝詞書状及び和合院御地出張の砌お礼の旨 書状、下案)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-66
(書状、年始の祝辞、並びに旧臘中御地出張時のお礼 の旨、下案) (八田嘉右衛門か)→(上田中司・松本斧次郎 か)	(近世)	横切紙・1通	え1145-67
(書状、遠方の所見舞いとして御使札お贈り下された お礼の旨) 渡辺武左衛門→八田嘉右衛門様	(近世)	横切紙・1通	え1145-68
(書状、先達で面談の始末のお尋ねを蒙り恐縮だが、 心添えを願う旨ほか) 屏山人拜復→学道大真人玉几下	(近世)	横切継紙・1通	え1145-69
(書状、御忍借金の儀、当年も証文書替え延年下され たき旨) 法華堂→八田嘉右衛門様玉几下	(近世)	横切継紙/(多 色絵柄あり)・1 通	え1145-70
(書状、中島三右衛門より願う一条承諾お礼の旨ほか、 下案) 八田嘉右衛門→松本斧次郎様参人々御中	(近世)	横切継紙・1通	え1145-71
(書状、来る29日お隙があれば7時よりお出で下され、 一盃献じたき旨) 源五左衛門→(八田)嘉右衛門様	(近世)	横切継紙・1通	え1145-72
口上(昨夕は誠に熟酔し恐縮致す旨) 並木晋右衛門→ 八田嘉右衛門様貴下	(近世)	横切紙・1通	え1145-73
口上(和七様に今日お逢い下さるよう願う旨) 並木 晋右衛門→八田嘉右衛門様貴下	(近世)	横切継紙・1通	え1145-74
(書状、勝手懸役人中転役の心配を察する旨並びに和 合院出張は仰せあれば早速罷り出る旨、下案) 八 田嘉右衛門→並木晋右衛門様・渡辺民次郎様貴報	(卯年)7月19日	横切継紙・1通	え1145-75
(書状、勝手方役人中転役は心配にて助力願う旨並び に和合院様この節お出では如何の旨) 渡辺民次郎・ 並木晋右衛門→八田嘉右衛門様	(近世)7月18日	横切継紙・1通	え1145-76
(書状、田能村孫三ほか3名は領主勝手掛役人中転役 申し付けらる旨) 渡辺民治郎・並木晋右衛門→八田嘉 右衛門様貴下	(近世)7月18日	横切継紙・1通	え1145-77
(書状、御子も委しく存ぜず故、先ず返事のみ認め申 す旨)	(近世)	横切継紙・1通	え1145-78
(書状、和合院様・笠間和七殿へ挽拔蕎麦ほか進上致 すにて貴殿へ差送るのでお届け下されたき旨) 後 閑又衛・高橋八郎→八田嘉右衛門様	(近世)12月3日	横切継紙・1通	え1145-79
(書状、例年の通り川上蕎麦進覧するので請納下され たき旨) 後閑又兵衛信潮(花押)・高橋八郎信広(花押)→ 八田嘉右衛門様	(近世)12月3日	横折紙・1通	え1145-80
(書状、高遠山下源大夫殿妙義参詣の折お立寄りにて、 松代へ届物依頼するにより差上げるので落手くだ	(近世)9月7日	横切継紙・1通	え1145-81

されたき旨) 隠居→(八田)嘉右衛門様人々御中			
(書状、方丈不快にて何よりの御品、貴意を懸けられ忝くお礼の旨) 真田山侍者→八田嘉右衛門様貴答	(近世)12月[(虫損)]	横切紙・1通	え1145-82
(書状、名代倅を以って訴訟あり暫く不敬のところ、許容にて書状とも返却下されたので尊状も返上する旨ほか) 旭山下→書鳩尊君奉復	(近世)2月6日	横切継紙・1通	え1145-83
(書状、地所証文差上げるので落手下されたき旨並びに差引残金2両受け取る旨ほか) 書鳩→旭山様几下	(近世)3月23日	横切継紙・1通	え1145-84
(包紙、包紙上書「御内用 八田嘉助様 印書入 大塚孝三郎」) 大塚孝三郎→八田嘉助様	(近世)	包紙・1点	え1120
(包紙、包紙上書「御用 八田喜兵衛殿・堀内与一右衛門殿 印書入 大塚孝三郎」) 大塚孝三郎→八田喜兵衛殿・堀内与一右衛門殿	(近世)	包紙・1点	え1121

内方 / 諸書類

(諸品勘定差引書類綴)	(天保7年)	綴/(え1051-1~33は一綴)・1綴	え1051
(袋、袋上書「天保七申年 勘定指引之書類」)	天保7申年	袋・1点	え1051-1
覚(大麦20俵代残金7兩3分3朱受取に付) 福嶋宿彦兵衛→伊せ町御内喜左衛門様	(天保7年)申7月19日	横切紙・1通	え1051-2
覚(東條村北組分金4兩2分余ほか3ヶ村分メ金14兩3朱と錢848文金銭書上)	(天保)12月21日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1051-3
覚(縮面1反・帯1筋ほか代メ151匁6分9厘金銭書上) 木町→伊せ町様御取次	(天保)	横切継紙・1通	え1051-4
覚(給金2分受取に付) (金内)源吾(印)	(天保7年)申7月13日	横切紙/(宿紙)・1通	え1051-5
覚(給金3兩受取に付) 御給金内源吾・代判宗弥(印)→数右衛門殿・勝之助殿	(天保)6月21日	横切紙/(宿紙)・1通	え1051-6
覚(宗弥給分金3兩受取に付) (笠井)和七(印「信州松代菊傳」)→御元方	(天保7年)申7月3日	横切紙・1通	え1051-7
覚(松代舟修復大工福蔵代銀50匁ほかメ金2兩1朱と3貫852文と銀5匁金銭書上)	(天保)	横切継紙・1通	え1051-8
覚(金2兩3分2朱と錢387文にて船修復に付申上書) 圓蔵、[奥書](笠井)和七・宗弥	(天保)8月中	横切紙/(宿紙)・1通	え1051-9
口上(壽專願いの拝借金1兩2分落手仕り早速壽專へ差し遣わすべくに付) 増田茂右衛門→山本豫兵衛様	(天保)12月16日	横切紙・1通	え1051-10
(亥米10人扶持の儀4人よりは1割3分引きにて年中10月渡す分メ金11兩3分13匁2分6厘に付書上)	(天保)	横切紙/(宿紙)・1通	え1051-11
(高本知200石ほか本口初288俵2斗、代金72兩6匁書上)	(天保)	横折紙/(黄紙)・1通	え1051-12
覚(御掛金1兩3分と銀3匁指引金3分と銀1匁5分金銭書上) 西木町忠左衛門→長崎様	(天保)	横切紙/(宿紙)・1通	え1051-13
覚(小皿・井ほか代金1兩1分金銭書上) やまふき鉄蔵→傳治様	(天保)8月8日	横切紙・1通	え1051-14

内方 / 諸書類

藤屋忠左衛門無尽之義ニ付掛合及候段三拾両無尽一真寺様私も訳之節取斗向取調(金30両内訳書上/端裏書込あり)	(天保)4月26日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1051-15
覚(丑年より未年迄志川村文治郎質地作徳初代金滞り金9両受取に付/端裏書込あり)	(天保7年)申9月	横切継紙・1通	え1051-16
覚(赤倉清兵衛出奔後留守に付飯料手充ほかメ金3両2分金銭書上) 酒蔵→御買物方	(天保7年)申7月	横切継紙・1通	え1051-17
(書状、無尽金の儀日延べ願) 奥惣兵衛→(関田)守之丞様	(天保)11月8日	横切継紙・1通	え1051-18
覚(福嶋・川田両村飯米金納分として金2両錢280文受取に付) 池田良右衛門(印)→船元和七	天保7申年7月18日	横切紙・1通	え1051-19
覚(去午12月中頼みの金子元利共金5両3分返済請取に付) 岡野陽之助(印)→八田嘉助殿	天保7申年7月	横切継紙・1通	え1051-20
覚(初70俵・運賃懸共メ金3両1分と757文受取に付) 宗弥(印)	(天保)10月14日	横切紙・1通	え1051-21
口上(先様へ勘定辻の分未の畑方小作年貢の内にて差引の分取り極め下さるようお願い) 水野→関田様	(天保)9月	横折紙/(宿紙)・1通	え1051-22
覚(午年・未年年貢ほか差引メ金2朱と錢489文請取辻書上)	(天保)	横切継紙・1通	え1051-23
覚(午年・未年年貢メ金1分3朱5分1厘書落しのところ、懸合承知下され両年分御渡しにより請取に付) 東條村北組善之丞(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保7申年12月14日	横切継紙・1通	え1051-24
覚(香奠取替代・養気円1包ほかメ金3両2分と錢173文請取に付) きたや孫兵衛(印<角に勢>信州松代木町増田)→伊勢町様御茶之間	(天保)申7月	横切継紙・1通	え1051-25
覚(大麦代金の内金2両受取に付) 彦兵衛→(笠井)和七様	(天保)申7月6日	横切紙・1通	え1051-26
覚(50俵代金32両1分2朱ほか差引メ金32両2分と錢151文上納辻書上/端裏書込あり)	(天保)11月4日	横切紙/(宿紙)・1通	え1051-27
覚(扶持米として亥米20俵代金12両3分2朱と錢260文ほかメ金64両2分3朱と錢182文上納に付)	(天保)10月24日	横切紙・1通	え1051-28
覚(玄米10俵代金7両3分180文新山村名主善兵衛より預かりに付今日上納の旨) 奥井善右衛門	(天保7年)申3月19日	横切紙・1通	え1051-29
(大麦値段26匁位ほか付須坂中町伊八今日申談致すに付申上書) 喜左衛門	(天保)23日	横切紙/(宿紙)・1通	え1051-30
覚(辰年・巳年元金・諸式差引メ金34両3分2朱分金銭書上)	(天保)7月22日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1051-31
(栗材木の内金1両御内借願の旨書付) (佐竹)周蔵→(八田)嘉助様	(天保)3月26日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1051-32
栗伐木覚	(天保)	横折紙・1通	え1051-33
(包紙・断簡一括)	(万延元~明治)	(え1307-1~11は袋一括)・1点	え1307
(袋、袋上書「文化弘化嘉永 萩久保大池御普請記録」)		袋・1点	え1307-1
(袋、袋上書「千曲橋写濟」)		袋・1点	え1307-2

(包紙、包紙上書「落着一札 三ヶ尻村」) 三ヶ尻村		包紙・1点	え1307-3
(包紙、包紙上書「落着書之事 小二区武林村」) 小二区武林村	(明治)	包紙・1点	え1307-4
(書状、「…申渡候此段御知得貴意度…」 [(欠損)]→八田嘉助様		横切紙/(虫損甚大)・1通	え1307-5
(包紙、包紙上書「文久二年久離除帳願」) 御馬寄村→上	(文久2)	包紙・1点	え1307-6
(包紙、包紙上書「書送り一札 筑摩郡瀬津村」) 筑摩郡瀬津村		包紙・1点	え1307-7
(包紙、包紙上書「一札 次郎左衛門女房取置書面 申五月」)	(万延元)申年5月	包紙・1点	え1307-8
(包紙、包紙上書「頭鯉口栗形裏毛拍葉鏝」)		包紙・1通	え1307-9
(断簡、「勝勝義」ほか手習か)		断簡・1点	え1307-10
(白紙ほか断簡一括)		断簡/(虫損甚大のため開披不能)・1点	え1307-11
(金銭請取書関係綴)	(近世)	綴/(え875-1~19は一綴)・1綴	え875
覚(湯呑み1つ他2品代金3両並びに品物代金1両2朱差上に付、写) 茂左衛門→忠七様	(近世)7月26日	横切紙・1通	え875-1
(書状、大林寺地中惣助借屋乙蔵鑑札にて商いの旨人物書届) 寺町忠治事右町助左衛門	(近世)閏正月	横切継紙/(宿紙)・1通	え875-2
覚(金3両3匁5分受取に付) 小熊平太夫宅→御使	(近世)11月23日	横切紙・1通	え875-3
(3両1分208分已年店方諸品々御取替ほかメ金20両2朱62匁匁拝借に付上納の旨) 藤吉→[(欠損、御会所か)]	(近世)酉12月	横折紙・1通	え875-4
口上(御用番伺いの処江府において手寄を以て伺いに付仰せ渡す旨)	(近世)29日	横切継紙・1通	え875-5
覚(13匁9分5厘受取に付) 坂屋賀助(印)→豊三郎様	(近世)丑正月8日	横切継紙・1通	え875-6
覚(メ金23両3分2朱と420文請取に付)	(近世)丑正月29日	横切継紙・1通	え875-7
目録(田中村北沢ト吉30疋ほか3名書上)	(近世)	横切紙・1通	え875-8
覚(当卯掛金3分11匁請取に付) 萬屋藤藏(印)→八田加右衛門様・御役人中様	(近世)卯12月19日	横切紙/(宿紙)・1通	え875-9
覚(延享2巳極月金100両他惣メ差引金188両1分金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え875-10
覚(所持家屋敷当方へ質入れの処万端差配に付当丑年分借賃金5両請取に付) 八田嘉右衛門役代傳兵衛	文政12丑年12月	横切継紙/(宿紙)・1通	え875-11
(当国及び九州辺は高直でもいづれ新米が出れば少しは下落と察し賢考下されたき旨) すみ孫(炭孫)→御兩人様(菊傳・藤戸)	(近世)7日	横切継紙・1通	え875-12
(加州米・米子米ほか米相場書上) ミのや中徳	(近世)8月8日	横切紙/(宿紙)・1通	え875-13
覚(人參6わ代金106文ほかメ金1両3分と11貫265文代金書上) 酒みせ	(近世)亥2月	横切継紙・1通	え875-14
覚(筆1本1匁2分ほかメ65匁9分5厘と24文代金書上)	(近世)未7月	横切継紙・1通	え875-15

内方 / 諸書類

ミのや喜兵衛→八田慎蔵様御内			
覚(小たんす1つ金1両200文ほか建具代ノ金6両3分2朱と錢1貫702文受取に付) 越州赤倉棟梁清助(印)・吟蔵(印)	(近世)うし12月20日	横折紙・1通	え875-16
おほえ(大戸障子付金2分348文ほか建具ノ金1両2朱21貫120文受取に付) 越州赤倉棟梁清助(印)・吟蔵(印)	(近世)丑12月20日	横折紙・1通	え875-17
(書状、右の品見分の上思召しに叶わざれば引銀致すべき旨) 清助(印)・吟蔵(印)	(近世)丑12月	横切紙・1通	え875-18
覚(杭木・なわ・俵ほか諸品代金書上)	(近世)	横長半・1冊	え875-19

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

店方 / 呉服

仕切(糸代残り銀1貫899匁渡しに付、後欠) 井田屋善助(印)→八田喜右衛門殿	享保20年卯11月3日	堅紙/(虫損甚大)・1通	え1102
---	-------------	--------------	-------

店方 / 酒店・酒造株

(酒造関係証文類一括)	(文政8年)	(え1123~え1146括り紐一括)/(え1146-1~5は袋一括)	え1146
(袋、袋上書「文政八乙酉歳飯山御城下奈良屋甚右衛門・同御領内芝津村吉右衛門・浅野村坂爪九良兵衛方酒造及示談右為取替証文并貸附書面右酒造勘定仕立差引帳入置 懸り合和七・六右衛門」)	文政8乙酉歳	袋・1点	え1146-1
規定書一札之事(五尺桶10本酒造請負に付) 浅野村唯右衛門(印)・請人権右衛門(印)→松代町傳兵衛殿	文政8酉年11月	堅紙/(包紙とも)・1通	え1146-2
初受取証文之事(酒造粉350俵受取に付) 中野甚右衛門(印)→笠井和七殿	文政8酉11月	堅紙/(包紙とも)・1通	え1146-3
文政八酉年飯山御物成初并酒造一卷	文政8酉年	半・1冊	え1146-4
(酒造売払目録ほか書類一括)	(文政8~9年)	袋(え1146-5-1~6は袋一括)	え1146-5
(袋、袋上書「文政九戌年飯山造り酒勘定目録入」)	文政9戌年	袋・1点	え1146-5-1
覚(酉年酒造方雑用金25両受取に付) 坂爪唯右衛門(印)→笠井和七殿	(文政9年)戌8月	横切継紙・1通	え1146-5-2
覚(酒造米110石代ほか、金5両余より粕代等差引き金6両1分余受取に付) (坂爪)唯右衛門(印)→(笠井)和七殿	(文政9年)戌8月	横切継紙・1通	え1146-5-3
覚(初代等より酒造世話料等差引き金15両3分余取替金勘定に付) →ならや甚右衛門殿江	(文政9年)12月	横切継紙・1通	え1146-5-4
酒造一式差引帳 柴津村松屋吉右衛門→松城笠井和七様	文政9戌年9月4日	横長半美・1冊	え1146-5-5
飯山酒造売払目録 戊年改	文政8酉年	横長半・1冊	え1146-5-6
(傳兵衛所持酒造株にて千田村兼助酒造商売に付綴)	(天保5年10月)	綴/(え1312-1~6は一綴)・1綴	え1312
(袋、袋上書「天保五午年十月富竹御領千田村兼助方江酒造出造一件書類一卷入、文政十三寅年三月荒神町惣吉方江酒造出造一卷書類共一同入置」)	(天保5)	袋・1点	え1312-1
乍恐以書付奉願候(操高95石7斗9升6合私所持酒造株にて水内郡千田村へ出造許可の旨) 御名様御領分埴科郡松代伊勢町傳兵衛役代儀左衛門・名主忠八郎→松平周防守様御役所	天保5午年10月	堅切紙・1通	え1312-2
乍恐以書付奉願上候(松代伊勢町酒造人儀左衛門酒造株にて私所持の明蔵5ヶ年間酒造出造願、後に富竹役所へ提出) 水内郡千田村兼助・同人親類安兵衛、[上申につき裏書]水内郡千田村百姓代春吉・組頭豊左衛門・名主定右衛門→当村御役人中様、[裏書宛先]沢津傳八様	天保5午年10月	堅紙・1通	え1312-3

店方 / 酒店・酒造株

為取替規定書之事(儀左衛門所持酒造株にて兼助5ヶ年酒造商売に付利潤配分等の規定) 真田伊豆守領分埴科郡松代伊勢町伝兵衛・役代儀左衛門・親るい・組合→松平周防守様御領分水内郡仙田村兼助殿、[奥書]谷本惣五郎	天保5午年10月	縦継紙・1通	え1312-4
為取替規定書之事(儀左衛門所持酒造株にて兼助5ヶ年酒造商売に付利潤配分等の規定) 松平周防守領分水内郡千田村兼助(印)・親類作兵衛(印)・組合團六(印)、[奥書]千田村名主定右衛門(印)→真田伊豆守様御領分埴科郡松代伊勢町傳兵衛殿・御役代儀左衛門殿	天保5午年10月	縦継紙・1通	え1312-5
差出申添書一札之事(千田村兼助の儀傳兵衛所持酒造株にて酒造商売に付、別紙規定書の通り相違なき旨) 南長池村請合人壽吉(印)・親類彦左衛門(印)・組合又左衛門(印)→松代伊勢町傳兵衛殿・御役代儀左衛門殿	天保5午年10月	縦紙・1通	え1312-6
頭司江申開候書取(酒造の利潤薄く商売として成り難きことに付)	(近世)巳正月	横切継紙・1通	え1227
乍恐以書取奉申上候(油店酒造小売共手狭に付店拡張致したき旨伺書) 喜左衛門→(菊屋)傳兵衛様	(近世)8月	横切継紙・1通	え1019

店方 / 諸勘定

(質店差引勘定関連書類綴)	(近世)	綴/(え1049-1~8(は一綴)・1綴)	え1049
(袋、袋上書「質店指引向書」)	(近世)	袋・1点	え1049-1
覚(差引金1082両と銭265文に付)	(近世)申正月28日	横切継紙・1通	え1049-2
覚(寅年・卯年利揚帳メ辻ほか差引残金115両と銀8匁3厘に付)	(近世)辰2月	横切継紙・1通	え1049-3
覚(差引金103両3分9匁7分7厘に付)	(近世)卯2月	横切継紙・1通	え1049-4
覚(差引金1両1分1朱と銭1貫247文不足勘定に付)	(近世)辰正月晦日	横切継紙・1通	え1049-5
覚(去寅春改元金ほか差引銭935文上納過に付)	(近世)卯2月晦日	横切継紙・1通	え1049-6
覚(拝借銭代金ほか差引金2朱と銭160文上納過に付)	(近世)巳正月28日	横折紙・1通	え1049-7
覚(差引金2分[]11文過勘定に付)	(近世)	横折紙/(虫損甚大)・1通	え1049-8
(差引勘定関連書類綴)	(近世)	綴/(え1050-1・2(は一綴)・1綴)	え1050
(袋、袋上書「松坂や引渡候節諸品積り帳」)	(近世)	袋・1点	え1050-1
覚(梅花方代銭532文受取に付) 大好菴(印)→上	(近世)9月15日	横切紙/(宿紙)・1通	え1050-2
覚(棚卸帳面三帳にある通りに付)	(近世)	横切継紙・1通	え1050-3
覚(戌春棚卸帳三帳メ高金788両2分と銭1貫675文差引勘定に付)	(近世)4月	横切継紙・1通	え1050-4
覚(金715両ほかメ788両2分差引勘定に付)	(近世)	横折紙・1通	え1050-5
覚(大方金780両程戌棚卸改高など差引勘定に付)	(近世)2月戌	横長半・1冊	え1050-6

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

町年寄 / 触留

宝暦七丑年(他国・他所より参り呉服物・ふと物類・小間物他諸色より持来る商人売買禁止ほか触書写/文化10年写カ)	宝暦7丑年3月	半・1冊	え1026
---	---------	------	-------

町年寄 / 宗門改

町本帳案詞(宗門改請書及び人別帳雛形) 信濃国埴科郡松代何町肝煎たれ・検断たれ・御町年寄たれ・同たれ・同たれ・同たれ/何村何寺諱名判・何村何寺同断→片岡十郎兵衛様・小崎弾兵衛様	年号 月 日	半美・1冊	え1104
差上申一札之御事(切支丹宗門御座無きに付) 信濃国埴科郡松代馬喰町名主忠兵衛・紙屋町名主宇平治・同町長町人善助・紺屋町名主喜左衛門・同町長町人長左衛門・伊勢町名主茂兵衛・中町名主六之丞・荒神町名主新兵衛・同町長町人新八・肴町名主大治郎・同町長町人儀兵衛・鍛冶町名主徳治郎・同町長町人吉左衛門・検断伴三郎右衛門・御町年寄杭全平左衛門・同断八田孫左衛門・同断宇佐美清十郎→関根数之進様・関山治兵衛様	寛政7年卯8月	豎継紙・1通	え1105
差上申一札之事(切支丹宗門御座無きに付) 信濃国埴科郡松代馬喰町名主吉郎右衛門・紙屋町名主久作・同町長町人吉□(欠損)・紺屋町名主忠兵衛・同町長町人彦兵衛・伊勢町名主助□(欠損)・中町名主新之丞・荒神町名主権九郎・同町長町人喜□(欠損)・肴町名主惣右衛門・鍛冶町名主小三郎・同町長町人権左衛門・検断伴三郎右衛門・御町年寄北村甚兵衛・同断八田長左衛門・同断八田嘉□(欠損)・同断杭全平左衛門→湯本十学様・原九郎左衛門様	享和元年酉8月	豎継紙/(虫損甚大)・1通	え1106

糸会所 / 糸元師の統制

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
糸会所 / 糸元師の統制			
糸元師村方人別御書上帳 糸取師年番世話人馬喰町治助(印)・同町文三郎(印)・紺屋町嘉兵衛(印)・同町忠作(印)・伊勢町源左衛門(印)・同町助弥(印)・中町忠左衛門(印)・弥十郎(印)・荒神町平次郎(印)・同町宇三郎(印)	文政13寅年3月	半美・1冊	え1003
日記(用留帳) 糸会所	天保2卯年正月～天保3辰年正月	半・1冊	え1002
(挽子手売の儀に付糸方会所掛と発端世話人見込評議一件関係書類綴)	(近世)	横長半・1冊	え909

糸会所 / 借入金・預り金・貸付金

口上覚(糸会所中借金・貸下金受払の締方に付不時品物と金高突合わせ改むべき哉の尋書/端裏書込あり) 八田嘉右衛門	(近世)2月	横切継紙/(包紙とも)・1通	え917
(糸会所拝借金関係書類綴)		(え978-2・3は袋一括)/(え978-2・3は各綴一括)・1点	え978
(袋、袋上書「辰八月改 糸会所差引帳面 八田知則」)	(天保3年)	袋・1点	え978-1
(拝借金関係書類綴)	(文政10～天保3年)	綴/(え978-2-1～11は綴一括)・1綴	え978-2
拝借金覚(22口分元利ノ金491両3分6匁5分5厘書上)	(天保元)寅年12月	横長半・1冊	え978-2-1
拝借金覚(25口分元利ノ金1610両10匁8分5厘書上)	(天保元)寅年12月	横長半・1冊	え978-2-2
天保三辰年拝借金元利調帳(元利ノ金93両書上)	天保3辰年1月	横長半・1冊	え978-2-3
御望金覚(金43両15匁ほか金銭書上)	(天保)	横長半・1冊	え978-2-4
卯正月差出金証文三通(3通分元利ノ金141両3分26匁5分8厘書上)	(天保元)寅年1月～(天保2)卯年6月	横長半・1冊	え978-2-5
拝借金覚(20口分元利ノ金1398両2分2朱2匁8分7厘書上)	(天保元)寅年12月～(天保2)卯年12月	横長半・1冊	え978-2-6
(材木冥加等拝借金56口分元利ノ金1395両1分1匁8分7厘書上)	(天保元)寅年2月～(天保3)辰年8月	横長半・1冊	え978-2-7
預り金(20口分元利ノ金1358両1分10匁8分の内1086両2分返済、残金271両3分10匁8分書上)	(文政10)亥年12月16日～(天保3)辰年2月2日	横長半・1冊	え978-2-8
卯正月預り金証文三通(3通分9口元利ノ金340両書上)	(天保2)卯年1月～(天保3)辰年4月21日	横長半・1冊	え978-2-9
(借用金の内、角印分残金380両1分6匁3分3厘、丸印分240両、両方ノ599両3分10匁8分書上)	(天保)	横長半・1冊	え978-2-10
差出金覚(15口分元利ノ金646両5匁9分6厘書上)	(天保元)寅年12月～(天保3)辰年5月20日	横長半・1冊	え978-2-11
糸会所御貸下金御勘定帳 八田喜兵衛(印)・八田辰三郎、[奥書]八田嘉右衛門	天保3辰年4月	横長半・1冊	え1005

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 触留			
乍恐以書付奉願上候(裏絹織立産銘の障りにもなる品もあるため、私共へ織元世話方を任じられ取締り致したき旨/端裏書込あり) 五反田惣左衛門・紺屋町藤吉(印)・伊勢町徳兵衛(印)・荒神町武左衛門(印)・寺町助弥(印)→御産物方御会所	天保5午年10月	堅継紙・1通	え920
(生糸・蚕地種取引御触案ほか書留帳)	慶応2年5月～6月	横長半・1冊	え1001
産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 仕法替え			
以上上書奉願候(今般御城下御産物売買所を御立に付糸生相改めたき旨) 馬喰町藤屋文三郎同居喜八→糸売買所友吉殿	天保4巳年11月	堅紙・1通	え902
(産物会所仕法替関連書類一綴)	(天保8年)	綴/(え967-1～18は一綴)・1綴	え967
(袋、袋上書「御産物会所売買御手離御仕法替有之候付是迄、買役致居候友吉より願立致、且又御仕法被仰立之廉も御座候付、新座敷江店開致候始末一件書類 天保八酉年十一月 元方」) 元方	天保8酉年7月	袋・1点	え967-1
(産物諸方先立世話致す処、この上の世話引き受け方勘弁致したき旨申上書) (菊屋)傳兵衛	(天保8年)8月10日	横切紙・1通	え967-2
乍恐以書取御請申上候(産物仕法替に付私方へ向後産物品取扱い商売仕る様仰せ付けられに付)	(天保8年)	横切紙・1通	え967-3
(友吉町方人別になる旨此方へ罷り越すに付如何致すべきや当町人別に加りたき旨申聞くほかに付伺書)	(天保8年)7月	横切継紙・1通	え967-4
(住居場所所々破損にて手入れ致したく、殊に大切の御産物品取扱いに付手狭、火盗も心配にて傳兵衛店借用仕りたくに付届書、下案/同文書下書の紙背使用)	(天保8年)	横切継紙・1通	え967-5
(産物売買仕法替に付傳兵衛売捌方引受けるにより別段に見世開くのか、友吉・清重兩人を召抱え一手に引き受け取計らうのかなど伺書、下案)	(天保8年)	横切継紙・1通	え967-6
手[](店開きに付この度改めて頼み一札請取、案書御覧なされたき旨ほか) 勝之助	(天保8年)7月	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え967-7
(産物御会所の儀追々御手数のみ掛かり是迄御買上の品古品にも成り、その内には高直にて買上の品有るに付、買上の品始末下さるよう願ほか一札、下案)	(天保8年)	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え967-8
御頼申一札之事(産物会所仕法替に付、御抱御召遣分下し置かれる様頼む旨)	(天保8年)	横切紙・1通	え967-9
乍恐以書取御請申上候(御領産絹紬、御会所仕法替にて私へも産物取扱い商売仕る様尋ねられるに付精々心懸け永続商売仕りたく旨) (菊屋)傳兵衛	(天保8年)8月	横切継紙・1通	え967-10
(京問屋越後屋喜右衛門ほか紬市場取引商人書上)	(天保8年)	横切継紙・1通	え967-11
掟(商売日夜心がけ出精専要ほか6箇条、下案)	(天保8年)	横切継紙・1通	え967-12

産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 仕法替え

一札之事(産物売買仕法替に付私共御店にて奉公仕りたき旨頼状)	(天保8年)	横切継紙・1通	え967-13
(絵図面、朱引の通り手入れ普請したく伺いの一札)	(天保8年)	鋪(17.3×37.7cm)・1点	え967-14
(産物売買仕法替に付是迄買入れた品の始末方願書並びに売捌方取計方手段、徳居向取極ほか書上)	(天保8年)	横長半・1冊	え967-15
(産物売買手放しても、割下げゆえ先ず拝借金高元金は2,000両と相極めたく、年限明けの節兩人へお手当頂戴したき旨ほか友吉・清重見込み書上)	(天保8年)7月	横長半・1冊	え967-16
乍恐以書取奉申上候(仕法替にて産物売買手放しに付私見込みの趣申上書、下案)	(天保8年)	横長半・1冊	え967-17
(天保7年10月中産物方買次友吉より住居場所手狭にて抱屋敷の内を借用致したく願う旨断に付挨拶致す事留書)	(天保8年)酉年	横長半・1冊	え967-18
(産物会所仕法替に付一札綴)	(天保8年)	綴/(え968-1・2は一綴)・1綴	え968
御頼申一札之事(産物会所仕法替に付、私ども是迄紬その他取扱来るにより召遣に成し下されたき旨)友吉(印)・清十(印)→菊屋傳兵衛殿	(天保8年)酉年7月	縦紙・1通	え968-1
御頼申一札之事(産物会所仕法替に付、私ども是迄紬その他取扱来るにより召遣に成し下されたき旨離型) たれ・たれ→菊屋傳兵衛殿	年号 月	縦紙・1通	え968-2

産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 糸繭取引

(産物会所関連書類綴)		綴/(え885-1～49は一綴)・1綴	え885
(紬仕入れ大丸呉服店の為替金凡6500両願いに付、当年は仕入れ金用意なくご勘弁願いの旨伺書/端裏書込あり) 産物会所懸	(近世)9月	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-1
(産物縮紬買入代金を替の儀大丸店願い立てに付別紙会所掛申立の通りお聞き済なさるべく伺書/端裏書込あり) 岡嶋莊藏	(近世)9月	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-2
(別紙為替金の義正月より月割りにて江府御屋敷へ金子差出し置取計らいの旨申上書) 矢沢監物→岡嶋莊藏殿	(近世)9月13日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-3
(岩野村慶作母とみの儀不当の済方申立に付取り調べの上御賢慮仰せ下されたく申上書) (八田)喜兵衛・(八田)慎蔵→(水井)忠蔵様・(春日)儀左衛門様・(佐竹)周蔵様・(高野)覚之進様	(近世)11月11日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-4
(荒神町藤作糸買入一条一昨晚差し遣わし亀吉荷物当時の相場にて引き上げか会所より申立受取切手頂戴したき旨) (八田)喜兵衛・(八田)慎蔵→(水井)忠蔵様・(春日)儀左衛門様	(近世)10月24日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-5
(布施高田村嶋五郎儀懸茶仕候ものにて売払いの儀は歎願を以て勘弁申し入れるべき旨申上書) (八田)喜兵衛・(八田)慎蔵→(水井)忠蔵様・(春日)儀左衛門様・(佐竹)周蔵様	(近世)10月5日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-6
(書状、去秋中重五郎仕入れ物都合にて宿の義は増田氏へお断りに付、ご苦勞かけ申し訳なく挨拶御礼の旨) 岩城店徳右衛門・新左衛門→御会所御役人衆中様	(近世)2月20日	横切継紙・1通	え885-7

尊下			
覚(源十郎分金20両・御礼金1両2分6文受取ほか御礼金メ15両1分と12匁6分書上) 当番千助上納	(近世)11月3日	横切継紙・1通	え885-8
(武左衛門・藤吉糸4下げ他メ20両増田殿分等金銭書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-9
覚(重五郎・重助金136両ほかメ金201両と2匁は当番専助・彦兵衛にて上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え885-10
(書状、昨日御願いの金340両の内200両請取りたき旨) (松木)源八→(八田)喜兵衛様	(近世)9月23日	横切継紙・1通	え885-11
(糸市冥加銀上納滞りに付訳合早速申上げべく旨達) 産物会所→いせ町惣八郎	(近世)8月30日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-12
覚(繭中買鑑札・糸売買・倉科村・笹立村7月分冥加金メ金59両1分と13匁6分受取分ほか書上)	(近世)	横折紙・1通	え885-13
(仰せのごとく別紙の通り御評義致すべき旨書付) (堀内)与一右衛門→御会所様	(近世)5月19日	横切継紙・1通	え885-14
(廻達済み中勘定調下帳見え兼候に付追て差し戻し、そのほか書類は廻達の上差し戻すべき旨書付) 松木源八→八田喜兵衛様	(近世)5月14日	横切継紙・1通	え885-15
(伊勢町藤左衛門・中町久兵衛人名書付)	(近世)	横切紙・1通	え885-16
(金779両1朱の内600両中借、残金上納の金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え885-17
(別紙附札の通り心得るべき旨達) 恩田頼母→奥津権右衛門殿	(近世)7月13日	横切紙・1通	え885-18
(書状、2両2分程の内如何するべく伺書) (堀内)与一右衛門→(八田)喜兵衛様	(近世)26日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-19
(書状、悪金取替差上に付落手くださるべき旨並びにお役方に不都合の義にて寛恕くだされたく願ひ) 松本嘉十郎→八田喜兵衛様	(近世)12月27日	横切継紙・1通	え885-20
(書状、金30両の内、金5両御役方急場の防に遣い、まず金25両差上げ、残り金5両は明日夕刻迄に差し上げるべき旨) (松本)嘉十郎→(八田)喜兵衛様	(近世)25日	横切継紙・1通	え885-21
(書状、金2両2分落し切手組直金25両に仕り申す旨) (堀内)与一右衛門→(八田)喜兵衛様	(近世)27日	横切紙・1通	え885-22
(過刻の御金に付明日にも引き替え成るまじきやの旨堀内より申し来るに付書付) (八田)喜兵衛→(松本)嘉十郎様	(近世)26日	横切継紙・1通	え885-23
(書状、御用繁に付出光願いの旨) 伊勢町→(八田)喜兵衛様	(近世)12日	横切継紙・1通	え885-24
(書状、元方のお役を集める筋に付お手より堀内へ送り下さる旨) 松本嘉十郎→八田嘉兵衛様	(近世)26日	横切紙・1通	え885-25
(書状、先達て取調べの縮緬一件書類拝借願ひ) 松本(嘉十郎)→向様	(近世)8日	横切継紙・1通	え885-26
(いせ町傳左衛門ほか2名に付糸商売の中買は行司の手元引き離し、別段に二篇に仲買名目申付け別段手を訳ければ差支え無き旨申渡し書付)	(近世)	横切継紙・1通	え885-27
(書状、いさい仰せ下され懸り廻達の処引請あるとも苦しからず、その上会所にて段々世話も有難く受	(近世)正月19日	横切継紙・1通	え885-28

産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 糸織取引

納ある由達) (松木)源八→(八田)喜兵衛様			
(別紙の通り善光寺役人より行司差出しに付例の通り取計らいの旨書付) [(欠損)]惣右衛門→産物会所掛中	(近世)10月11日	横切紙・1通	え885-29
(善光寺領繭中買・杏干仁商売鑑札受けたく、行司の者申立てに付取り計らいの旨書付) 山寺源太夫→産物掛中	(近世)4月28日	横切継紙・1通	え885-30
(書状、産物荷物当4月25日出より6月7日出までの分別帳面の通り受取書お廻しにて請取り下さるべく旨) 江府懸り→御在所御掛様	(近世)6月25日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-31
(質方懸りの義に付表通の方式間口の所出入り勝手次第なる所以来自分仕入れの節は右の心得にも有るべく申し取り計らい願書) 嘉介→(八田)嘉兵衛様	(近世)晩春24日	横切継紙・1通	え885-32
口上覚(私儀昨夕方より病気に付引籠りて養生したき旨届出) 中町善左衛門(印)→産物御会所御掛り中様	(近世)巳7月6日	横切紙・1通	え885-33
覚(祖海長老御預元金10兩受取証文を以て引替に付) 八田嘉助(印)→八田喜兵衛殿	天保4巳年12月晦日	横切継紙・1通	え885-34
(帳面の儀昨日拝借いたさずに付再願) (八田)辰三郎→(八田)喜兵衛様	(近世)4月29日	横切継紙・1通	え885-35
(書状、今日勘定帳差上間に合い兼に付竹山丁へ御訴訟のもの哉御評議宜しく頼む旨) □久→御同懸様	(近世)4月29日	横切継紙・1通	え885-36
(今日御蔵へ出すべく願書矢野倉氏まで差し出すべく願書) [(欠損)]→[(欠損・嘉兵衛)様]	(近世)7月20日	横切紙・1通	え885-37
覚(糸32把代金70兩金錢書上) 治助	(近世)9月3日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-38
(書状、辰年糸方貸下金中借返上方調一紙並びに貸下金中借請払元帳ほか黒半紙に認めた書付差上げる旨) (八田)辰三郎→(八田)喜兵衛様	(近世)5月2日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-39
覚(1提銀440匁ほかメ銀864匁田中村勘治へ売り渡しに付代金上納の旨) 当番治助→御元方様	(近世)閏4月19日	横切紙・1通	え885-40
覚(武左衛門分酉10月5日元金7兩右月御礼金17匁5分メ金7兩1分と2匁5分上納皆済の旨) 当番治助→御元方様	(近世)閏4月19日	横切継紙・1通	え885-41
(書状、御礼金附にて金300兩中借の処金122兩にて承知下さるべく、後刻光来下さるべき旨) 拝借掛→(八田)喜兵衛様	(近世)10月朔日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-42
(書状、大判送り御世話ながら売口払い差し上げ、売口無ければ会所にて送り出し、この者に遣わし下さるべく願書) 亀三郎→松代木町荒物屋御両公様貴下	(近世)11月25日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-43
(書状、袖値段の儀は木町孫兵衛ほか兩人へ取締方申し渡す旨並びに御礼金拝借は差し支への有無評議の上にて指図願う旨/端裏書込あり) 石倉源五左衛門・松木源八・奥津権右衛門	(近世)6月	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-44
覚(金1分2朱と2匁4分8ほかメ金1兩3分3朱と2匁1分2厘葉鑑屋市右衛門糸買入役金上納の旨) 菊屋孫兵衛→御産物御会所	(近世)申極月20日	横切継紙・1通	え885-45
(書状、木綿師冥加・中買鑑札冥加・名古屋より大坂大鶴屋へ召し出し売り捌きの冥加などご勘弁の由伺う旨) (八田)慎蔵・(八田)喜兵衛→(水井)忠蔵様・(春日)	(近世)11月10日	横切継紙・1通	え885-46

儀左衛門様・(高野)覚之進様			
大丸傳八注文之引当白紬(い印74番金9両と銀6匁ほか金360両1分と銀11匁4分書上)	(近世)巳10月朔日	横長半・1冊	え885-47
(金5両1分銭5貫373文去未年中御内用荷駄賃・上包荷筥80枚代金近々廻し下さるよう願書) 御荷物方→産物方様	(近世)3月26日	横切継紙/(宿紙)・1通	え885-48
(上納金引渡書並びに冥加金請取辻上納勘定書、写か/前欠) 岡嶋莊藏、松木源八・奥津権右衛門/八田嘉右衛門・八田喜兵衛・八田辰三郎・八田嘉助・松本嘉十郎・立合佐竹周藏、[奥書]春日儀左衛門→岡野弥右衛門殿・金児丈助殿・寺内多宮殿	(天保7申年3月)	横折紙・1通	え885-49
(繭取引約定一件関係書類綴)	(天保11年)	綴/(え907-1~3は一綴)・1綴	え907
覚(繭26枚森村文大夫ほか繭直段取極め手合金を渡す人別書上) 下田町儀右衛門(印)→御産物方御会所	(天保)	縦継紙・1通	え907-1
乍恐以書付和談済口奉願候(繭買取約定破談訴訟は約定金替りとして酒代金1分差出し和談内済に付) 下田町同心丁訴訟人儀右衛門(印)、森村相手文大夫(印)、名主孫左衛門(印)、組頭吉左衛門(印)、長百姓金八(印)、生萱村相手銀之丞(印)、同断正庵(印)、同断藤助(印)、同断和藤治(印)、名主宇之丞(印)、組頭善右衛門(印)、長百姓儀左衛門(印)、御産物市場世話役立入暖人仁兵衛(印)→御産物御会所	天保11子年7月	縦継紙・1通	え907-2
乍恐以書付奉願上候(御鑑札頂戴繭中買渡世儀右衛門生萱村銀之丞ほかへ繭買取約定取極め手金渡し置のところ暫く病気の間に何方へ売却された旨) 下田町同心町儀右衛門(印)・組合直作(印)→御産物方御会所	天保11子年6月24日	縦継紙・1通	え907-3
御請一札奉差上候(糸買継代金の儀異論あるに付荷物何れへも渡さざる旨) 寺町善兵衛(印)→御産物方御会所	安政6未年10月	縦紙・1通	え934
(唐糸5把ほか金330匁書上) 表町	(近世)11月14日	横切継紙/(包紙とも)・1通	え950
(国産紬類手前店入用の分は引請、三季御仕入物・臨時御入用も手前方面にて引請仰せ付けられる旨関係書類写留帳) 通旅籠町大丸や正右衛門代七兵衛印・仕入懸忠四郎印・蛭子屋支配人代金兵衛印・仕入方伊兵衛印/白木屋七右衛門印、新兵衛印、忠七印→松代様御屋敷菅沼弥惣右衛門様/御役人衆中様/真田様菅沼弥惣右衛門様	天保4年3月	半・1冊	え951

産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 紬ほか売り代金書上

(松井久蔵売渡分紬反物代金書上関係綴)	(近世)	綴/(え877-1~3は一綴)・1綴	え877
松井久蔵殿売渡候分御書上覚(紬嶋1反3分300文ほか金16両1分2朱と銭11貫600文書上) 荒物や友吉	(近世)辰6月4日	横折紙・1通	え877-1
覚(絹紬1反3分600文ほか金17両3分2朱と650文松井久蔵へ売渡に付金銭書上) 善左衛門→(松井九蔵殿)	(近世)辰6月5日	横切継紙・1通	え877-2
書上覚(茶万金3分1貫文ほか反物メ14両4朱と550文書上) 重郎次	(近世)6月5日	横切継紙・1通	え877-3
(白紬・縮紬・生絹ほか取引関係書類綴)	(近世)	綴/(え935-1~30は一綴)・1綴	え935

産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 紬ほか売り代金書上

覚(払メ155両2分2朱余より古紬代金差引きメ金26両余金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え935-1
七月中四市分出(帯・白紬・縮緬ほか代金メ金194両余書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-2
(紬じま1疋1反代金1両2分余ほかメ金20両1分余金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-3
未十一月新地村次郎右衛門江売渡候御書上(友吉金20両ほかメ金60両)	(近世)未11月17日	横折紙・1通	え935-4
右三口分出(白紬・縮緬・絹紬ほか代金メ金140両余書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-5
(雑用1日5厘ほか金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え935-6
六月十二日出(縮緬・斜子縞・白紬代金メ金72両余明12日江府へ差出に付) 産物会所懸	(近世)6月11日	横折紙・1通	え935-7
(木町孫兵衛為替金50両ほか金銭書上/え935-9と関連)	(近世)	横切紙・1通	え935-8
(孫兵衛へ貸し未上納の儀同人へ掛合の旨他書付/え935-8と関連)	(近世)	横切紙・1通	え935-9
右三口分出(白紬・縮緬・絹紬・立紋上下地・帯地代金書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-10
(若宮村丹治龍門上下地上田表へ持参一条の儀、丹治答書及び村役人一同歎願書により吟味流し下されたき旨願書) 産物会所掛り	(近世)11月	横切継紙/(宿紙)・1通	え935-11
(若宮村丹治龍門上下地上田表へ持参一条の儀、丹治答書及び村役人一同歎願書により吟味流し下されたき旨願書) 産物会所掛り	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え935-12
(書状、先日御内意の上細美極上の品を笹平村世話人が持参するので、思召に叶わざる場合は再度注文下されたき旨)	(近世)12月20日	横切紙/(宿紙)・1通	え935-13
覚(給分・塩増・白米代金差引メ金2分余書上) 平治郎(爪印)	天保8酉年2月7日	横折紙・1通	え935-14
右四口分出(白紬・縮緬・絹縞・白斜子ほか代金メ金207両2分余書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-15
八市分出(白紬・白斜子・縮緬ほか代金メ金744両2朱余書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-16
増田(縮緬・紬ほか代金メ金217両3分1朱余書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-17
(麻72貫目代金11両1分余ほか代金メ46両3分余書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-18
沼田屋(2月渡金15両余ほか金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え935-19
(先頃越州宮川駅坪田左平治の手にて罷越した安達六兵衛より喜兵衛方へ別紙通りに申遣わしにて申上書/端裏書込あり) 産物会所懸	(近世)8月	横切継紙/(宿紙)・1通	え935-20
覚(6月より10月迄取集め金ほか差引勘定書上)	(近世)	横切継紙・1通	え935-21
(書状、羽二重の儀は織本共注文書差上げ御引合する旨他) 丸佐五右衛門→水井忠蔵様	(近世)10月7日	横切継紙・1通	え935-22

口上覚(当辰年番糸元師お届けに付宜しきように仰せられたき旨) 馬喰町勘治郎(印)・喜祖八弟清助→糸御会所御世話入衆中	(近世)辰正月晦日	横切紙・1通	え935-23
(「上徳間村亀三郎・上平村佐二郎」人名書付)	(近世)	横切紙・1通	え935-24
(内川村金作ほか2名買方へ差出したき旨書付)	(近世)	横切紙・1通	え935-25
(是迄買方5人のところ上平村左市買方に申立て、中買に若宮村新左衛門を入れるべきとの内評書付)	(近世)	横切紙・1通	え935-26
覚(金1分2朱に付) 平治郎	(近世)11月8日	横切紙/(宿紙)・1通	え935-27
(紬その他印鑑申し置き評議にて書付) 矢沢蔵→松木源八殿	(近世)10月2日	横切紙・1通	え935-28
(書状、御地紬の儀京都問屋至極よく出来に付引請けのところ下店にては不案内のため嘶したき旨) 業鑑屋市右衛門(印「<山に市>信州松本飯田町原市右衛門」)→山屋仙助様	(近世)9月29日	横切継紙・1通	え935-29
(書状、今江戸より注文にても品物左程なく延引と昨日極め置いた旨) (松本)嘉十郎→(八田)嘉助様御内	(近世)5月6日	横切継紙・1通	え935-30
(白紬・縮紬・生絹ほか取引関係書類綴)	(近世)	綴/(え936-1~12は一綴)・1綴	え936
(8月より12月迄各月毎の白斜子・絹縞・立紋上下地・染絹ほか代金書上)	(近世)8月~12月	横長半・1冊	え936-1
(斜子588疋ほか代金・口銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え936-2
(未年産物代金払の節両替分金12両1分余ほか金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え936-3
(御用紙代金1両1分余ほか金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え936-4
(未年中江戸出その他向々売捌金1571両1分と銀6匁9分書上)	(近世)	横折紙・1通	え936-5
未年中品々冥加銀上納控帳(繭中買未7月中上納分金38両1分余)	(近世)申3月	横長半・1冊	え936-6
(紬市織元差支えに付明7日に立てる旨廻状) 春日儀左衛門→八幡村米蔵・若宮村久蔵(印)・上山田村佐重・上平村佐市	(近世)3月6日	横切継紙/(宿紙)・1通	え936-7
(縮紬大中巾相違なく届ける旨申送状) (水井)忠蔵→(八田)喜兵衛様	(近世)11月3日	横切紙/(宿紙)・1通	え936-8
覚(玄米5石7升代金7両2分余ほか、金8両2分2朱余上納致す旨) (水野)友作→(八田)嘉助様	(近世)29日	横切継紙/(宿紙)・1通	え936-9
(重郎治 絹縞7疋2反・紬縞1反書上)	(近世)9月25日	横折紙・1通	え936-10
(十郎治分紬縞・海気・絹縞ほか数量書上) 水井(忠蔵)	(近世)巳正月5日	横折紙・1通	え936-11
(書付、表書「伊勢町辰之年番行司甚三郎・伊七」)	(近世)	横切紙・1通	え936-12
(古紬ほか取引関係書類綴)	(天保7年)	綴/(え937-1・2・3は各一綴)/(え937-1-1~12は一綴)・1綴	え937-1
(申5月21日芳三郎持参の受取書を差出し、金子残らず封金の旨書付) 八田嘉助	(近世)	横切紙・1通	え937-1-1

産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 紬ほか売り代金書上

覚(古紬代金のうち繰廻の分金165両受取に付) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	天保7申年4月	横切継紙・1通	え937-1-2
(布袋屋上納金の内尚又貸下あるに付金25両お廻し下されたき旨申送状) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)12月朔日	横切継紙/(宿紙)・1通	え937-1-3
(柏藤上納方へ受取にお立て下されたく大丸持替証文をお廻しする旨申送状) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)5月15日	横切紙/(宿紙)・1通	え937-1-4
(今朝帳面お廻しに付上納分記し差上げる旨並びに売買所拝借取立帳午未両年分お廻し願いたき旨申送状) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)6月8日	横切継紙/(宿紙)・1通	え937-1-5
(布袋屋古紬代金のうち上納残金10両は上田表より上納の由にて直様お廻しする旨) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)12月朔日	横切継紙/(宿紙)・1通	え937-1-6
(御手へ預り置の古紬代金のうち100両お渡し下されたき旨並びに帳面お廻し下さるよう依頼状/端裏書込あり) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(申6月)15日	横切継紙・1通	え937-1-7
(私封金のうち金20両の筈のところ金30両あった委細仰せられ恐れ入る旨書付) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)6月16日	横切継紙・1通	え937-1-8
(古紬代金のうち金100両受取に付) 八田喜兵衛(印)	(近世)申6月15日	横切継紙・1通	え937-1-9
(為替証文受取手紙は昨日到来分を差上げ、上納取極め迄切手同様仕廻し置く旨申送状) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様差上置	(近世)22日	横切継紙/(宿紙)・1通	え937-1-10
(右の金子のうち金40両使者へお渡し下されたきに付書付) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(6月)15日	横切紙・1通	え937-1-11
(書状、今日貸下にて古紬代金のうち金32両お廻し下されたき旨) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)6月23日	横切紙・1通	え937-1-12

産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹紬 / 荷札

(め八十四 生絹代2分1貫150文荷札) (印「信州松代出店高井」ほか)→(松弥)		札/(え1148は紙繕一括)・64点	え1148
(乙式百十 代金2分ト900文荷札) (信州松代出店 高井ほか)→(大徳)		札・1点	え1149-1
(乙式百九 代金2分ト750文荷札) (信州松代出店 高井ほか)→(大徳)		札・1点	え1149-2
(荷札一括) (信州松代 絹紬買次中清)→(新助)		札/(え1149-3は紙繕一括)・15点	え1149-3
(荷札一括) (信州 中伊)→(大徳)		札/(え1149-4は紙繕一括)・49点	え1149-4
(荷札一括) (信州 中伊)		札/(え1149-5は紙繕一括)・44点	え1149-5
(荷札一括)		札/(え1149-6は紙繕一括)・9点	え1149-6

(荷札一括) (松代 柏藤)→(治郎右衛門)	札/(え1149-7 は紙縫一括)・ 79点	え1149-7
(め三百三十式 生絹代金2ト800文荷札) (印「信州松代 出店 高井」)→柏藤	札・1点	え1150
(横麻1反など荷札綴)	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 1-1～12は一 綴)・1綴(12点)	え1151-1
(「ち」番荷札一括)	札(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 2-1・2は紙縫一 括)・1点	え1151-2
(ち壺 横麻上下6反代金2両1分荷札) (印「信州松代 絹 紬買次 綿重」)→下馬田村喜惣次	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)・1点	え1151-2-1
(七々子など荷札綴)	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 2-2-1～5は一 綴)・1綴(5点)	え1151-2-2
(「な」番荷札綴)	綴/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 3-1～8は一 綴)・1綴(8点)	え1151-3
(「桜式百十六番」荷札綴)	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 4-1～10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-4
(「竹二百二十三番」荷札綴)	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 5-1～10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-5
(「桜二百壺番」荷札綴)	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 6-1～10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-6
(「桜百九十三番」荷札綴)	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 7-1～10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-7
(「竹式百廿七番」荷札綴)	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 8-1～10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-8
(「改式番」荷札綴)	札/(え1151-1 ～19は紙縫一 括)/(え1151- 9-1～10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-9

産物会所 / 諸産物の統制 / 蚕種・絹細 / 荷札

(「竹式百廿五番」荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 9-1~10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-10
(「桜百九十二番」荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 11-1~10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-11
(「桜百九十八番」荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 12-1~10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-12
(「桜百九十七番」荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 13-1~10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-13
(「竹八百廿八番」荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 14-1~10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-14
(「竹式百廿六番」荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 15-1~10は一 綴)・1綴(10点)	え1151-15
(生絹代金荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 16-1~50は一 綴)・1綴(50点)	え1151-16
(生絹代金荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 17は一綴)・1綴 (58点)	え1151-17
(生絹代金荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 18-1~40は一 綴)・1綴(40点)	え1151-18
(生絹代金荷札綴)		札/(え1151-1 ~19は紙縫一 括)/(え1151- 19-1~30は一 綴)・1綴(30点)	え1151-19
(荷札一括)		札/(え1152-1 ~28紙縫一 括)・1綴(28点)	え1152

産物会所 / 諸産物の統制 / 陶器竈

御内々以書付奉願上候(荒神町陶器竈場に付産銘 追々広り取締方不行き届きにもなるため、産物方 取扱に致したき旨) 伊勢町傳兵衛(印)→御産物方御会 所	弘化2巳年2月	半・1冊	え918
---	---------	------	------

(陶器竈一件一綴)		綴/(え984-1～16は一綴)・1綴	え984
(袋、袋上書「弘化二巳年三月 陶器竈一件書類」)	弘化2巳年3月	袋・1点	え984-1
別書指添奉願候(陶器竈焼き上様より再応仰せのところが手回り不行き届きに付再応願の旨) 荒神町傳兵衛→御産物方御会所	嘉永3戌年12月	横切継紙・1通	え984-2
覚(8月中本竈焼き町内へ規定金1両受取に付) 名主佐吉(印)→当町浅右衛門殿	嘉永5子年11月13日	横切紙・1通	え984-3
(書状、盆前傳兵衛方へ規定書下案御渡し、規定書取り極め無き内は願書差出兼ねる旨) 文左衛門→周兵衛様・左兵衛様	(近世)8月	横切継紙・1通	え984-4
(書状、陶器一件に付和談書面振り落合い兼ね、始末別紙にて委細申し上げの通り、此の上会所取り計らい兼ねに付御賢慮成し下されたき旨) 産物会所懸	(近世)8月	横切継紙・1通	え984-5
(書状、昨日一件規定書添え済口書面差し出し落着仕り、且つ去々月御預かりの規定書下へ掛け紙致し立ち入り人へ申し含め通りに取り計らうにて別紙共返上落手成し下されたき旨) 文右衛門→(八田)喜兵衛様	(近世)10月17日	横切継紙・1通	え984-6
(荒神町陶器竈場産物方取扱申立ての儀、是迄通り取り計らいは勿論会所取扱いは新規の為私取調兼ねに付御賢慮下されたきに付申上一札) 産物会所懸	(近世)8月	横切継紙・1通	え984-7
(荒神町抱屋敷久左衛門へ譲渡の旨) 伊勢町傳兵衛・右傳兵衛役代栄左衛門・西尾村久右衛門		横切紙・1通	え984-8
(荒神町抱屋敷久左衛門へ譲渡の旨) 伊勢町傳兵衛・右傳兵衛役代栄左衛門・西尾村久右衛門		横切紙・1通	え984-9
(荒神町抱屋敷久左衛門へ譲渡の旨) 伊勢町傳兵衛・右傳兵衛役代栄左衛門・西尾村久右衛門		横切紙/(挟込)・1通	え984-10
(荒神町抱屋敷久左衛門へ譲渡の旨) 伊勢町傳兵衛・右傳兵衛役代栄左衛門・西尾村久右衛門		横切紙・1通	え984-11
(荒神町抱屋敷久左衛門へ譲渡の旨) 伊勢町傳兵衛・右傳兵衛役代栄左衛門・西尾村久右衛門		横切紙・1通	え984-12
(荒神町抱屋敷久左衛門へ譲渡の旨) 伊勢町傳兵衛・右傳兵衛役代栄左衛門・西尾村久右衛門		横切紙・1通	え984-13
覚(東条村牧内村山林代金520両ほかノ金800両金銭書上)		横切紙・1通	え984-14
覚(山代金560両ほかノ金600両金銭書上)		横切継紙・1通	え984-15
(書状、荒神町なども焼払いの張札傳兵衛役所へ持参し奉行御預かりの処、往々出火も有り相談の旨) 寺尾九右衛門→菊屋市兵衛様	正月29日	横切継紙・1通	え984-16
(陶器竈焼に付規定書等関係書類綴)	(天保14～嘉永7年)	綴/(え985-1～11は一綴)・1綴	え985
以書付御詫申上候(陶器竈場所年限にて借用の処竈焚方規定改めのため渡世差し支え難渋に付無心願い) 荒神町傳兵衛(印)・同町御請人三平(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保14年卯年6月	縦継紙・1通	え985-1
差出申証文之事(陶器竈場等伊勢町傳兵衛より年限借受渡世の処、年明にて引続き借り受けたく、文政	天保14年卯年6月	縦継紙・1通	え985-2

産物会所 / 諸産物の統制 / 陶器竈

度の規定差し替え竈焚の規定に付) 荒神町傳兵衛、 [奥書]伊勢町傳兵衛→御役人衆中・御町内中			
乍恐以書付申上候(陶器竈の儀産物方引受けの趣にて傳兵衛未だ規定書取極め兼ねに付、別紙写しを以て申し上げる旨) 中町左兵衛・伊勢町周兵衛→御産物方御会所	弘化2巳年8月	竪紙・1通	え985-3
差上申一札之事(産物方御会所より竈拝借したき儀御番所より内々執り成し下され有難き旨) 荒神町傳兵衛(印)・同所受人三平(印)→御会所御番人片桐庫之助様・荒井良作様	嘉永2酉年3月	竪紙・1通	え985-4
乍恐以書付御届申上候(双方和談の上竈焼き許可にて先かま傳兵衛方にて竈焼きし、後竈は当月12日迄に明け渡すべく規定の旨) 荒神町傳兵衛(印)・東寺尾村三之丞(印)→御産物方御会所	嘉永3戌年6月	竪紙・1通	え985-5
乍恐以書付奉願上候(大雪にて葉懸出来兼ねに付来春まで窯焼き期限日延べ願) 荒神町傳兵衛(印)→御産物方御会所	嘉永3戌年12月	竪紙・1通	え985-6
乍恐以書付奉願候(雨降り続き職人稼ぎ差支えに付、天候次第にかま積入れ勘弁の旨) 荒神町傳兵衛(印)→御産物方御会所	嘉永3戌年6月3日	竪紙・1通	え985-7
乍恐以書付奉歎願候(当町浅右衛門会所へ伺い無く火入れ致候儀私心得違いに付勘弁されたき旨) 荒神町傳兵衛(印)→御産物方御会所	嘉永5子年11月	竪紙・1通	え985-8
規定書之事(荒神町境屋敷地陶器竈に付産物会所取扱いに相成るにて竈焚方等規定) 東寺尾村惣代吉郎左衛門(印)・同断喜右衛門(印)・同断関治(印)・同断荘治(印)・立入人庫之助(印)・中町立入人左兵衛(印)→伊勢町傳兵衛殿	嘉永7寅年正月	竪継紙・1通	え985-9
(竈場伊勢町周兵衛・中町佐兵衛立入に付規定書、下案) いせ町傳兵衛・右傳兵衛抱屋敷役代荒神町栄左衛門・当町渡世人荒神町傳兵衛・町役人連名→御産物御会所	(近世)	竪紙・1通	え985-10
差出申一札之事(竈焼立に付規定書、下案) 東寺尾村渡世人誰印・同村請人誰印、[奥書]伊勢町竈主傳兵衛→荒神町御役人衆中・御町内衆中	(近世)	竪継紙・1通	え985-11
(荒神町陶器竈関係書類綴)	(弘化2~嘉永7年)	綴/(え986-1~14は一綴)・1綴	え986
(伊勢町傳兵衛所持荒神町抱屋敷陶器竈場にて竈焚煙薰除け等に付、町内隣家との一件関係書類下案写留帳) 荒神町役人・いせ町傳兵衛・同町立入人周兵衛・中町同佐兵衛→御産物方御会所	年号 月	半・1冊	え986-1
規定証文之事(拝借品物並びに冥加金上納方ほか規定書、下案) 東寺尾村拝借人三之丞・御受人→伊勢町傳兵衛様	(近世)	竪紙・1通	え986-2
(東寺尾村三之丞陶器竈渡世関係書類綴)	(近世)	綴/(え986-3-1・2は一綴)・1綴	え986-3
荒神町陶器竈渡世人相増候儀ニ付申上(竈度数増加のところ故障なきため願いの東寺尾村三之丞渡世永続申渡しの旨) 産物会所掛	(弘化4年)未3月	竪紙・1通	え986-3-1
乍恐以書付奉願候(陶器竈焼商売したく竈拝借願) 東寺尾村御願人三之丞、[奥書]右村(東寺尾村)名主治右衛門・組頭仙左衛門・同断富蔵・長百姓惣助→御産物方御会所	弘化4未年2月	半・1冊	え986-3-2

規定一札之事(荒神町村方隣家など竈焼きの御煙巻にて迷惑に付、産物方会所取扱いに付規定) 伊勢町竈主傳兵衛・立入人→東寺尾村御惣代吉郎左衛門殿・喜右衛門殿・関治殿・莊治殿	年号・月	半・1冊	え986-4
歎願案伺(西寺尾村久右衛門へ譲渡しの荒神町竈場に付、東寺尾村へ張札等ありにて久右衛門へ内談のところ、いずれにも心配なく取り計らいの旨)	(近世)	半・1冊	え986-5
乍恐以書付奉歎願候(荒神町陶器竈場に付東寺尾村より煙立迷惑に付金4両差出しの旨) 伊勢町竈主傳兵衛→御産物方御会所	嘉永6丑年12月	半・1冊	え986-6
(福德寺・長明寺への赤土堀取りの上納金値上仰せられに付上納方案)	(近世)	豎紙・1通	え986-7
御尋ニ付乍恐以書取奉申上候(荒神町竈場規定書下案荒神町より差し出し見分の上、町内へ仰せの旨) 伊勢町傳兵衛(印)→御産物方御会所	弘化2巳年7月	半美・1冊	え986-8
乍恐以書付奉願候(東寺尾村役場より福德寺・長明寺土堀出し差止めの儀、先の願書下げ願ひ) 荒神町傳兵衛(印)→御産物方御会所	嘉永7寅年6月	豎紙・1通	え986-9
御尋ニ付乍恐以書取奉申上候(竈場一件会所取扱ひ願ひのところ、今後は規定書にて取扱ひの儀町内へ仰せの旨) 伊勢町傳兵衛→御産物方御会所	弘化2巳年7月	半美・1冊	え986-10
乍恐以書付奉申上候(東寺尾村字城山にて土取陶器焼き渡世のところ、土取差し止め、増金要求に付) 東寺尾村康之介・中町左兵衛→御産物方御会所	嘉永7寅年2月	半美・1冊	え986-11
乍恐以書付御内々奉願候(福德寺・長明寺へ山年貢金差出し赤土堀取商売致す儀、東寺尾村より指図にて故障無き旨) 荒神町傳兵衛(印)→御産物方御会所	嘉永6丑年12月	半・1冊	え986-12
乍恐以書付御請申上候(領産陶器竈拝借に付、焼立日割り取り決めの旨証文) 荒神町渡世人傳兵衛(印)・同町受人三平(印)・東寺尾村渡世人三之丞(印)・同村請人喜代吉(印)→御産物方御会所	嘉永2酉年3月25日	半・1冊	え986-13
乍恐以書付奉申上候(加賀井村惣右衛門持山より土堀のところ、石穴より水涌きだし難渋にて石場所持ちの三平に伺いに付) 荒神町傳兵衛(印)→御産物方御会所	嘉永7寅年8月	豎紙・1通	え986-14
(役代傳兵衛より荒神町抱屋敷・陶器竈を西寺尾村久右衛門へ譲渡に付届書) 八田慎藏(印墨消)→荒神町名主佐吉殿	嘉永5子年4月	横切紙・1通	え1305
(昨年新座取立ての荒神町陶器竈場に付、養蚕の時節勝手焼立は差支えなき様に取計い方請書差出させたき旨伺書) 産物会所懸	(近世)3月	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え919
(書状、寺尾村三之丞勝手向き不如意により置き道具取置き覚の旨) 重藏→旦那様御手元御披見	(近世)12月15日	豎紙・1通	え1196

産物会所 / 諸産物の統制 / 明礬

(明礬江戸出相場・代金・冥加御免など伺書) (八田)喜兵衛→(春日)儀左衛門様	(近世)4月10日	横切紙/(破損甚大)・1通	え895
(書状、出来明礬は会所にて改め中町売捌所へ引き取り荷出すべき趣、見込み承りたき旨) 磯田音門→産物会所中	(近世)5月6日	横切継紙・1通	え894

産物会所 / 諸産物の統制 / 明礬

(明礬江府売捌の件に付評議書付)	(近世)	横切継紙/(宿紙)/(虫損甚大)・1通	え896
------------------	------	---------------------	------

産物会所 / 諸産物の統制 / 木綿

覚(木綿改方取立てに付荷物積入場所として貴殿所持の土蔵2か所借用証文) 木綿改方山屋専助・伊勢屋清助(印)・美濃屋源左衛門(印)・和泉屋忠左衛門(印)・藤屋弥十郎(印)・布屋平蔵(印)、[奥書]佐竹周蔵(印)・松本嘉十郎(印)・春日儀左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保5年年9月	縦継紙・1通	え908
乍恐以書付奉願上候(綿鑑札頂戴商売の栗田村物八繰綿代金25両偽取に付返済致すべく様取計い願書) 後丁口木綿行司惣代西後丁村清助(印)・御預所権堂村嘉七(印)→御産物御会所	天保15年辰4月	縦継紙・1通	え901
妻科村木綿師久右衛門綿内村江罷越綿買取一条二付申上(須坂領綿内村にて不正の秤用い口論の風聞に付、4ヶ村木綿師行司に問合せの旨申上書)	(近世)	縦紙・1通	え882
(唐糸師冥加鑑札関係書類)	(近世)	(え903-1~5は巻込一括)・1点	え903
(唐糸の儀は以後売捌締方規定を建て冥加上納並びに貸下金下されて商売致したき旨伺書)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え903-1
(唐糸の儀は以後売捌締方規定を建て冥加上納並びに貸下金下されて商売致したき旨伺書、下案)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え903-2
(真綿繰合方貸下金借用書雛形) →御産物御会所	(近世)	横切継紙・1通	え903-3
(差引金114両1分余金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え903-4

産物会所 / 諸産物の統制 / 麻

(新町村麻ほか関係書類綴)	(近世)	綴/(え937-1・2・3は各一綴)/(え937-3-1~5は一綴)・1綴	え937-3
(麻20束代駄賃共54両余ほかメ金205両金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え937-3-1
覚(青苧1束代2両2分2朱ほか代金より中借差引き残金使者へお渡し下されたきにて書上) 新町村名主馬七(印)→御産物方御役所	(近世)10月28日	横切継紙・1通	え937-3-2
差上申一札之事(大極上苧1束代金3両1分ほかメ金8両3分下渡し下されたきに付) 新町村名主馬七(印)信州新町[]屋]→産物方御役所	慶応元丑10月	横切継紙・1通	え937-3-3
覚(生細美1箇代21両1分ほかメ金80両2朱余金銭書上) 新町村名主馬七(印)・組頭源四郎(印)・同断源兵衛・長百姓栄重郎・同断伴右衛門→御産物方御役所	(近世)11月12日	横切継紙・1通	え937-3-4
差上申一札之事(極上の鹿子麻14束代金70両改めの上受取下されたきに付) 新町村金兵衛(印)→産物方御役所	慶応2年正月26日	縦紙・1通	え937-3-5

産物会所 / 諸産物の統制 / 杏仁・甘草

[]差引勘定調 店扣帳(杏仁勘定書上) 菊屋傳兵衛・東店太之八→立合人紙屋重藏殿・荷主廣澤屋佐太郎殿	嘉永4壬亥9月24日	横長半/(虫損甚大)・1冊	え906
(産物方世話役3人より杏仁方の儀川村利兵衛をもって杏仁商売並びに荷物引受け方申し立に付伺書、下案)	(近世)	横長半美/(え999-1・2は紙縫一括)・1冊	え999-1
(甘艸代銀3口分書上)	(近世)	横折紙/(綴穴あり)・1通	え1113

産物会所 / 諸産物の統制 / 鑑札給付 / 蚕種・絹紬

(達書、蚕種生糸商人へ株鑑札下げ渡しに付、東京産物御会所へ申し立てのところ、日限迄当役所より仮鑑札渡す旨達) 真田信濃守産物奉行岡野弥右衛門	(明治)己巳6月	堅紙・1通	え871
(糸繭・蚕種・木綿仲買関係書類綴)	(近世)	綴/(え932-1~8は一綴)・1綴	え932
(木綿中買小市村南兵衛ほか糸・繭・木綿仲買等11名の人名書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え932-1
(糸繭買鑑札27枚ほか鑑札枚数取調書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え932-2
(中御所村ほか14ヶ村書上)	(近世)	横切紙・1通	え932-3
覚(繭仲買幸九郎金1分ほかメ金3両2分金銭書上) 小市村名主喜代吉	(近世)8月13日	横切紙・1通	え932-4
(下八町村繭中買繁吉ほか3名・蚕種師繁吉ほか4名、上八町村繭中買利助ほか5名人書上)	(近世)	横折紙・1通	え932-5
(糸繭繭中蚕種師瀬脇村ほか6ヶ村書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え932-6
(木綿師布中買の者共鑑札下渡しに付触書) 産物方役所(印)→会村三役人	(近世)8月15日	横切継紙/(宿紙)・1通	え932-7
(建家譲渡証文写) 伊勢町讓主傳兵衛・田中村合地文左衛門・名主助右衛門・組頭喜惣太・長百姓菊左衛門・外田町肝煎清十郎・組頭与惣治→外田町義市殿	(近世)	横切継紙・1通	え932-8
(蚕糸株鑑札渡しに付取締人選別紙申渡案の通りに致したく伺書) 産物方	(近世)9月	横切継紙・1通	え1299
乍恐以書付御答申上候(鑑札冥加上納方増冥加等に付御尋ねの返答書、下案/後欠)	(近世)	堅紙・1通	え1300

産物会所 / 諸産物の統制 / 鑑札給付 / 天秤振

(天秤振商売関係綴)	(安政5年)	綴/(え886-1・2は各一綴)/(え886-2-1~18は一綴)・1綴	え886-2
(袋、袋上書「天秤振商売一件」) 産物方	安政5午年12月	袋・1点	え886-2-1
(天秤振諸商売鑑札返上致すべき旨達書、下案) 岡主膳・高(高田)幾太・宮(宮下)兵馬・磯(磯田)音門・山(山寺)源大夫・竹(竹村)金吾→何村一、右村々三役人	(安政5年)	横切継紙/(宿紙)・1通	え886-2-2

産物会所 / 諸産物の統制 / 鑑札給付 / 天秤振

(印形揃いに付差上げ申すにより、町方書面の通り名面書綴付にて差し出すべく依頼状) (高田)幾太→(八田)慎蔵様	(安政5年)12月10日	横切継紙・1通	え886-2-3
(取扱方は産物掛取計の旨幾太様より仰せ渡されにより鑑札改方元メ仲間取締へ御下げに付写取り差上げる旨廻状) (落合)本之進・(八田)喜兵衛・(八田)慎蔵→(水井)忠蔵様・(春日)儀左衛門様・(佐竹)周蔵様・(松本)嘉十郎様・(高野)覚之進様	(安政5年)12月9日	横切継紙・1通	え886-2-4
(香具師渡世鑑札冥加銀上納方別紙案の通り糺し郡方町方両御役にて取扱申すべく旨触書、下案) 町方・郡方連名→村々・町・町村役人	(安政5年)12月	横切継紙・1通	え886-2-5
(宛名・差出人名書上) (八田)慎蔵・(八田)喜兵衛・(落合)本之進→(水井)忠蔵様・(春日)儀左衛門様・(佐竹)周蔵様・(松本)嘉十郎様・(高野)覚之進様	(安政5年)	横切紙・1通	え886-2-6
覚(馬喰町傳右衛門1箇ほか手入金に付内々申し上げる旨)	(安政5年)	横切継紙・1通	え886-2-7
(天秤振諸商売鑑札渡しに付規定書、下案)	(安政5年)	横折紙・1通	え886-2-8
(伊勢町増田孫兵衛・望月主水殿下屋敷弥兵衛に天秤振諸商売鑑札改方元メ、紙屋町山下嘉兵衛に仲間取締を申付ける旨ほか達書)	(安政5年)12月10日	横切継紙・1通	え886-2-9
(伊勢町増田源兵衛・望月主水殿下屋敷弥兵衛ほか天秤振諸商売鑑札改方元メ並びに苗字御免申付ける旨達書) 高田幾太→八田慎蔵殿	(安政5年)12月晦日	横切継紙・1通	え886-2-10
(天秤振諸商売鑑札渡しに付当正月中鑑札改方元メを以て願出の趣村々三役人差添え届出るべき旨触書、下案) 高(高田)幾太・宮(宮下)兵馬・磯(磯田)音門・山(山寺)源大夫・竹(竹村)金吾→何村三役人・何村名主・肝煎	(安政5年)	横切継紙/(宿紙)・1通	え886-2-11
(天秤振商売の者1人銀1匁5分上納に付来春鑑札渡す旨達書) →産物会所掛中	(安政5年)12月10日	横切継紙・1通	え886-2-12
(書状、昨日仰せの書付写別紙にて御廻しの旨) 潤蔵→(八田)慎蔵様	(安政5年)12月11日	横切継紙・1通	え886-2-13
(「望月主水様御下屋敷弥兵衛」)	(安政5年)12月10日	横切紙・1通	え886-2-14
(紙屋町山下嘉兵衛・永之助・名主上野要助ほか2町役人名書上)	(安政5年)12月10日	横切継紙・1通	え886-2-15
(と組代官町横町半三・肝煎六郎治ほか役人名書上)	(安政5年)12月10日	横切紙・1通	え886-2-16
(大岡宮平組与五右衛門子重兵衛・組頭要左衛門ほか5ヶ村役人名書上)	(安政5年)12月10日	横切紙・1通	え886-2-17
(申渡す儀ありに付明後15日4つ時村役人の内1人差添え罷り出るべき旨達書) 高(高田)幾太→何村たれ・たれ石村三役人	(安政5年)12月8日	横切紙・1通	え886-2-18
乍恐以書付御請奉申上候(天秤振商売鑑札請書案文) 何町何村・役人之内→御産物方御会所	安政6末年正月	縦紙・1通	え1301

産物会所 / 諸産物の統制 / 鑑札給付 / 楮

(山中筋楮商人へ鑑札頂戴並びに荷宿を石川村藤左衛門・牧野島村友左衛門へ免許なされたき旨伺書/端裏書込あり) 産物会所掛り	(近世)11月	横切継紙・1通	え921
--	---------	---------	------

(山中筋楮商人へ鑑札頂戴並びに荷宿を石川村藤左衛門・牧野島村友左衛門へ免許なされたき旨伺書、下案/端裏書込あり) 産物会所掛り	(近世)11月	横切継紙・1通	え922
(楮商人鑑札給付・荷宿設置願書、下案)	(近世)	(え923-1・2は折疊一括)・1点	え923
(楮商人取締鑑札頂戴並びに荷宿を石川村藤左衛門・牧野島村友左衛門へ御許容成されたき旨願書、下案) 石川村楮商人惣代安左衛門・吉原村同断文蔵・庄之助・牧の嶋村同断吉兵衛	(近世)	縦紙・1通	え923-1
(楮商人取締鑑札頂戴並びに荷宿を石川村藤左衛門・牧野島村友左衛門へ御許容成されたき旨願書、下案) 吉原村楮惣代庄之助・石川村荷宿願人藤左衛門・牧の嶋村同断藤左衛門	(近世)	縦紙・1通	え923-2

産物会所 / 諸産物の統制 / 関係書類綴

(産物会所一件書類綴)		綴/(え960-1~47は一綴)・1綴	え960
(書状、在地木綿荷宿の儀先今1ヶ年試すこと心得た旨) 草間一路→産物会所懸中	(近世)2月24日	横切継紙・1通	え960-1
(亥九月改金銭差引勘定書上)	(近世)	横折紙・1通	え960-2
覚(亥年から丑年まで内方・上店・酒蔵分油代金差引書上、後欠)	(近世)	横切継紙・1通	え960-3
(差引残金2両と銀11匁2分5厘書上)	(近世)	横切紙・1通	え960-4
(差引残金8両1分と銀1匁7分9厘書上)	(近世)	横切継紙・1通	え960-5
(差引残金28両2分1朱と銀1匁1分2厘書上)	(近世)	横切紙・1通	え960-6
(差引残金2両1分と銀2分5厘書上)	(近世)	横切紙・1通	え960-7
覚(杏仁40貫買上の触達の願書) 御産物方世話役関新右衛門・堀内斧右衛門・中村市三郎→御産物方御役所	(天保7年)申8月	横切紙・1通	え960-8
(書状、買上杏仁貫目改に洩れた杏仁を早々私方へ納める様達書出されたき旨願書)	(近世)10月4日	横切紙・1通	え960-9
(産物会所木町小八より借入れの家屋・土蔵の儀以前の形に修復致されたき旨ほか) 八田慎蔵・八田喜兵衛	(近世)2月	横切継紙・1通	え960-10
(総冥加受取高金34両1朱差引書上)	(近世)	横切継紙・1通	え960-11
覚(巳年金高金2朱と銭176文ほか金銭書上) 丁子や喜三郎→御産物御会所	(近世)酉極月	横切紙・1通	え960-12
覚(16日市の産物買入代金17両受取に付) 八田喜兵衛(印)→八田嘉助殿	天保7申年8月17日	横切紙・1通	え960-13
覚(19日市の産物買入代金18両1分受取に付) 八田喜兵衛(印)→八田嘉助殿	天保7申年8月20日	横切継紙/(宿紙)・1通	え960-14
覚(古袖代金30両2分受取に付) 八田喜兵衛(印)→八田嘉助殿	天保7申年8月20日	横切紙/(宿紙)・1通	え960-15
(書状、御払代金御廻し下されたきに付) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)8月4日	横切紙/(宿紙)・1通	え960-16

産物会所 / 諸産物の統制 / 関係書類

(印判失念に付会所印鑑用いた旨届書) (八田)喜兵衛 →(八田)嘉助様	(近世)8月6日	横切継紙/(宿紙)・1通	え960-17
(書状断簡、差出・宛所のみ) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え960-18
覚(16日市の産物御買入代金40両受取に付) 八田喜兵衛(印)→八田嘉助殿	天保7申年8月16日	横切紙・1通	え960-19
覚(小売代の内産物払代金入用に付金60両受取に付) 八田喜兵衛(印)→八田嘉助殿	天保7申年8月3日	横切継紙/(宿紙)・1通	え960-20
覚(古袖代金40両受取に付) 八田喜兵衛(印)→八田嘉助殿	天保7申年8月19日	横切継紙/(宿紙)・1通	え960-21
(白袖勘定立不足の由穿鑿に付伺書) (八田)辰三郎→御会所様	(近世)5月9日	横切継紙・1通	え960-22
(取調のところ評議願いに付届書) (水井)忠藏・(春日)義左衛門→(八田)辰三郎様	(近世)2月15日	横切継紙/(宿紙)・1通	え960-23
(下小嶋田両人の種まゆ鑑札所持の件ほか伺書) (中嶋)三右衛門→御会処様	(近世)5月25日	横切継紙・1通	え960-24
(種まゆ鑑札所持の件に付呼出しお尋ねの旨伺書) (中嶋)三右衛門→(八田)辰三郎様	(近世)26日	横切継紙・1通	え960-25
(書状、若宮村丹治上下地上田表へ持参一条の儀新地村藤作より酒代として金子請取る旨申上書) 会所掛り	(近世)11月	横切継紙/(宿紙)・1通	え960-26
(書状、金14両3分銀7匁9分5厘御廻しに付落手の旨申送書)	(近世)26日	横切継紙・1通	え960-27
覚(紙代銀2匁4分ほか金銭書上) みのや彦兵衛→御産物御会所	(近世)酉7月	横切継紙・1通	え960-28
(藤吉書類見出し差上げるに付勘弁成されたき旨願書) (八田)嘉助→寺町様	(近世)4月19日	横切紙・1通	え960-29
八月十日御書上(6月8日迄上納残金ほか内訳および差引金23両2分銀6匁8分2厘の旨) 藤吉	(近世)8月10日	横折紙・1通	え960-30
申六月拝借上納御書上(金1538両程内訳および差引金103両余品物にて上納の旨) 藤吉(印)→御会所	(近世)6月	横折紙・1通	え960-31
覚(申6月中品物御買上願の分上納代金39両と銀11匁8分書上) 藤吉→御会所	(近世)6月	横切紙・1通	え960-32
申二月午未兩年拝借上納上納御書上(金1500両程内訳および差引金371両2分の旨) 藤吉(印)→御会所	(近世)申2月	横折紙・1通	え960-33
覚(御鑑札直し・新規作成代銭5貫51文書上) 塩屋義助→御産物御会所	(近世)酉4月	横切継紙・1通	え960-34
(御領産之儀町方への触面について内々評議仰せ渡され、評定については別紙の趣の旨申上書)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え960-35
(断簡、「二も相成兼前之通相心得…」)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え960-36
(断簡、「専御用ニ相立候…」)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え960-37
(金2両お渡しに付申上書) 両人→御両公殿	(近世)3日	横切紙/(宿紙)・1通	え960-38
(紺屋町善兵衛断り無く糸買取に付取扱い伺書/端裏書込あり) 産物会所懸	(近世)9月	横切継紙・1通	え960-39

(木綿師冥加上納方御尋ねに付申上書、下案/端裏書 込あり)	(近世)	横切紙・1通	え960-40
(縮緬織江戸表での様子に付申上書、下案/端裏書込 あり) 産物会所懸	(近世)8月	横切継紙・1通	え960-41
(縮緬織江府へ出方に付様子細承合の儀内々申上書、 下案/端裏書込あり)	(近世)	横切継紙/(宿 紙)・1通	え960-42
(書状、大きに延引致し心配懸けるところ別紙の通り 承知されたきに付) (磯田)音門→(八田)喜兵衛様	(近世)9月21日	横切紙・1通	え960-43
(駒村市兵衛出府の儀一同評議にて異存なきに付委 細取り計らい願いたく申送書) 磯田音門→産物会所 中	(近世)9月21日	横切継紙・1通	え960-44
(本文の趣御聞済の上は産物会所より江府会所懸ま で内々申送る旨書付、下案)	(近世)	横切紙・1通	え960-45
(御領産江戸表へ送る代金勘定向の儀江戸表へ罷り 越されたき内々願いに付申送書、下案) 産物会所掛	(近世)4月	横切継紙/(宿 紙)・1通	え960-46
(市場世話役取計向見習の俸共行状に付申送書/端裏 書込あり) 産物会所懸	(近世)6月	横切継紙・1通	え960-47

産物会所 / 近郷での取引

差上申一札之事(商売方に付上州高崎宿坂倉屋千之 助より為替取組の金500両のうち金100両受取に 付) 菊屋傳兵衛(印墨消)・同人手代和七(印)、[奥書]八田 嘉右衛門(印墨消)→御郡御奉行所	文政9戊年8月	堅紙/(包紙と も)・1通	え905
(小布施村寅之助産物品物代金上納請取書綴)	(天保5年)	綴/(え970-1~ 4は一綴)・1綴	え970
覚(産物品物代金の内上納金50両請取に付) 山崎久右 衛門(印)・水井忠藏→小布施村十八屋寅之助殿	天保5午年9月28日	横切継紙・1通	え970-1
覚(産物代金の内金50両請取に付) 山崎久右衛門(印) →(小布施村)十八屋寅之助殿	天保5午年11月3日	横切紙・1通	え970-2
覚(産物代金の内金50両請取に付) 山崎久右衛門(印) →小布施村(十八屋)寅之助殿	(天保5年)午11月16日	横切紙・1通	え970-3
覚(産物代金の内金65両請取に付) 山崎久右衛門(印) →小布せ村(小布施村)十八屋寅之助殿	(天保5年)午12月4日	横切継紙・1通	え970-4
(近郷商人への産物品物代金請取書一綴)	(天保5~7年)	綴/(え971-1~ 24は一綴)・1綴	え971
覚(産物代金66両の内金60両請取に付) 大塚孝三郎 (印)・山崎久右衛門・水井忠藏→清水屋善兵衛殿	(天保6)未年11月10日	横切紙・1通	え971-1
覚(産物代金66両の内金6両請取に付) 大塚孝三郎 (印)・山崎久右衛門・水井忠藏→清水屋善兵衛殿	(天保6)未年11月16日	横切紙・1通	え971-2
覚(産物代金125両請取に付) 大塚孝三郎(印)・山崎久右 衛門→中条村亀屋清吉殿	(天保6)未年3月9日	横切紙・1通	え971-3
覚(午年春中真綿拝借代金の内金22両請取に付) 八 田嘉助・八田辰三郎(印墨消)→内川村柳八	天保5午年10月3日	横切紙・1通	え971-4
覚(産物代金の内金25両請取に付) 山崎久右衛門(印) →福原村亀屋喜三郎殿	(天保5)午年12月25日	横切紙・1通	え971-5
覚(産物代金の内金15両請取に付) 山崎久右衛門(印) →福原村(亀屋)喜三郎殿	(天保5)午年11月29日	横切紙・1通	え971-6

産物会所 / 近郷での取引

覚(産物代金の内金30両請取に付) 松代江府懸山崎久右衛門(印)→福原村(亀屋)喜三郎殿	(天保5)午年12月19日	横切紙・1通	え971-7
覚(産物代金の内金6両請取に付) 松代産物方	(天保5)午年10月25日	横切紙/(挟込)・1通	え971-8
覚(産物品物代金83両請取に付) 山崎久右衛門(印)・水井忠蔵→善光寺信濃屋佐兵衛殿	(天保5)午9月28日	横切紙・1通	え971-9
覚(産物代金53両請取に付) 大塚孝三郎(印)・山崎久右衛門・水井忠蔵→(福原村)亀屋喜三郎殿	(天保6年)未12月26日	横切紙・1通	え971-10
覚(産物代金110両の内、亀屋喜三郎より差出しの金100両請取に付) 大塚孝三郎(印)・山崎久右衛門・水井忠蔵→伊賀屋太兵衛殿	(天保6年)未12月26日	横切紙・1通	え971-11
覚(産物代金の内金20両請取に付) 山崎久右衛門(印)→(小布施村)十八や寅之助殿	(天保6年)未7月26日	横切紙・1通	え971-12
覚(産物代金の内金25両請取に付) 山崎久右衛門(印)→小布施村十八屋寅之助殿	天保6年未4月6日	横切紙・1通	え971-13
覚(産物代金の内金50両請取に付) 大塚孝三郎・山崎久右衛門(印)→小布施村十八屋寅之助殿	天保6年未4月3日	横切紙・1通	え971-14
覚(産物代金の内金70両請取に付) 大塚孝三郎・山崎久右衛門(印)→小布施村十八屋寅之助殿	天保6年未3月晦日	横切継紙・1通	え971-15
覚(産物代金の内金80両請取に付) 松代江府懸山崎久右衛門(印)→中条村亀屋清吉殿	(天保5年)午11月19日	横切紙・1通	え971-16
覚(産物代金285両の内金120両請取に付) 大塚孝三郎(印)・山崎久右衛門・水井忠蔵→(小布施村)十八屋寅之助殿	(天保6年)未年11月3日	横切紙・1通	え971-17
覚(産物代金の内金210両請取に付) 大塚孝三郎(印)・山崎久右衛門・水井忠蔵→(小布施村)十八屋寅之助殿	(天保6年)未年12月19日	横切紙・1通	え971-18
覚(産物代金の内金110両請取に付) 大塚孝三郎(印)・山崎久右衛門→(善光寺)信濃屋佐兵衛殿	(天保6年)未11月19日	横切紙・1通	え971-19
覚(産物代金160両の内金50両請取に付) 大塚孝三郎(印)・山崎久右衛門・水井忠蔵→(善光寺)信濃屋佐兵衛殿	(天保6年)未年11月3日	横切紙・1通	え971-20
覚(産物代金の内金46両請取に付) 大塚孝三郎・山崎久右衛門(印)→善光寺信濃屋佐兵衛殿	(天保6年)未閏7月4日	横切継紙・1通	え971-21
覚(産物代金の内金50両請取に付) 大塚孝三郎・山崎久右衛門(印)→善光寺信濃屋佐兵衛殿	天保6年未4月3日	横切継紙・1通	え971-22
覚(産物代金の内金50両請取に付) 大塚孝三郎・山崎久右衛門(印)→善光寺信濃屋佐兵衛殿	天保6年未3月晦日	横切紙・1通	え971-23
覚(産物代金メ金400両請取に付) 大塚孝三郎(印)・山崎久右衛門・水井忠蔵→(善光寺)信濃屋佐兵衛殿・(小布施村)十八屋寅之助殿	(天保7年)申7月	横切継紙・1通	え971-24
乍恐以書付奉願上候(当村久蔵品々売掛代金5両貸方催促の件は笹吉より金2両2分差出し和談に付訴状下げ願書) 若宮村笹吉(印)・久蔵(印)・役人代立人弥右衛門(印)・同断九郎左衛門(印)・同町伊勢町傳兵衛代清十(印)→御産物方御会所	天保15辰年2月	縦継紙・1通	え889
覚(杏仁買請により代金下渡し請取証文雛形) 久保寺村三役人印→御産物方御会所	安政2卯年7月12日	縦紙・1通	え883
覚(杏仁代金の内金請取証文雛形) 何村三役人印→御産物方御会所	安政2卯年7月2日	縦紙・1通	え884

産物会所 / 江戸での取引 / 諸品

(産物会所関係書状綴)	(近世)	綴/(え891-1~4は一綴)・1綴	え891
(白紬新買入の分は捌方手段したく、並びに高井荷造のうち高直の分捌方は引直にても程合仰せ下されたき旨ほか申上書) 江府懸り→御在所御掛様	(近世)9月晦日	横切継紙/(宿紙)・1通	え891-1
(産物膳枕売捌にて直ちに代金上納の儀は勘弁下されたき旨口上覚ほか下案留帳) (菊屋)傳兵衛/八田嘉右衛門/いせ町→野中忠左衛門/片羽様へ	(5月)	横切継紙・1通	え891-2
(書状、巢売真綿他所売は致さざるよう触れ示し、御領分の中買共のみにて買い取らせたま旨内々申し上げの旨) 産物会所掛	(近世)6月	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え891-3
(書状、産物方紬荷は調帳の通り到着の旨並びに生絹捌口差し支えの件にて引受方取り極めるべき旨ほか) 江府懸り→御在所御懸り様	(近世)9月22日	横切継紙/(宿紙)・1通	え891-4
(断簡、買継人藤吉産物拝借代金上納方の儀に付取調書、下案)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通(2枚)	え1095

産物会所 / 江戸での取引 / 取引

(産物会所関係拝借証文綴)	(文化12~文政8年)	綴/(え925-1~4は一綴)・1綴	え925
御拝借金証文之事(御国産品売弘方仰せ付けらるに付、御金200両拝借のうち50両受取に付) 鏡屋町菊屋和七(印)・加判菊屋傳兵衛(印)→御勘定御吟味御役所	文化12亥年3月	縦継紙・1通	え925-1
御拝借証文之御事(御国産品売弘方仰せ付けらるに付、御金200両拝借のうち金80両受取に付) 産物会所菊屋和七(印)・菊屋傳兵衛(印)→御勘定御吟味御役所	文化12亥年12月	縦継紙・1通	え925-2
御拝借金証文之事(産物会所仰せ付けらるに付、去年中より御渡し残金70両受取に付) 会所御借主菊屋和七(印)・加判伊勢屋助弥(印)→御勘定御吟味御役所	文化13子年11月	縦継紙・1通	え925-3
覚(産物捌方代料損金に付112両2分受取に付) 八田嘉右衛門→堀田直右衛門殿・野村権兵衛殿	文政8酉年2月	縦紙・1通	え925-4
覚(亀屋清吉江府御屋敷へ出願の為替金150両受取に付) 友吉(印)・只吉(印)→御産物御会所	天保6未年11月29日	縦紙・1通	え898
(大丸屋手代為替金として金500両願いの旨書付/前欠) 八田嘉助(印)・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)・八田嘉右衛門(印)→佐藤左金吾殿・徳嶋恒吉殿・大嶋富作殿・斎藤善蔵殿	天保14卯年4月25日	縦継紙・1通	え931
(大丸屋手代為替金500両願いの通り相違なき旨証文/前欠) 八田嘉助(印)・八田辰三郎(印)・八田喜兵衛(印)・八田嘉右衛門(印)→佐藤左金吾殿・徳嶋恒吉殿・大嶋富作殿・斎藤善蔵殿	天保14卯年3月15日	縦継紙・1通	え938
(三井10月11日初市に付白紬・斜子ほか金銭書上)	(近世)	横折紙・1通	え1111
現金無掛直小間物諸色唐木類(品目書上) 江戸京橋南伝馬町二丁目松葉屋久兵衛	(近世)	縦紙/(木版刷り)・1通	え1157

産物会所 / 江戸での取引 / 売り捌き代金滞り

乍恐以書付申上候(三井八郎右衛門手代平七袖仕入れに付、勘定の儀申し遣わし受取の旨願書) 場造人十郎治(印)・買次善兵衛(印)・同断友吉(印)・同断伊左衛門(印)→御産物方御会所	天保5年年5月	縦継紙・1通	え872
(領内産物絹袖買入定宿増田孫兵衛買金のうち金200両引負の儀、菊屋傳兵衛引請け示談一件関係書類写留帳) 江戸駿河町三井八郎兵衛代文四郎印/増田徳左衛門印/伊勢町傳兵衛印→御産物御会所	弘化3年年正月	半・1冊	え955
(増田孫兵衛三井店買金滞り一条はこの表にて示談整いに付、別紙書類御一覽下されたき旨申送状) 磯田音門→産物会所中	(弘化)2月29日	横切継紙・1通	え954
(三井店買金増田孫兵衛滞り一条は菊屋傳兵衛立入り三井店買役文四郎へ申談のところ示談相整いに付申送状、下案)	(弘化)	横切継紙・1通	え953
(三井店より増田孫兵衛へ懸り一件関係書状一括)	(近世)	(え916-1~3は袋一括)・1点	え916
(封筒、封筒上書「御内用 春日儀左衛門殿 八田嘉兵衛殿 青柳丈左衛門 中嶋宇吉 印書入」) 青柳丈左衛門・中嶋宇吉→御内用春日儀左衛門殿・八田喜兵衛殿	(近世)	封筒・1点	え916-1
(書状、先日お頼みした儀は別紙の通りにて取扱いたき旨承知に付返答書) 三井喜太郎→青柳丈左衛門様・中嶋宇吉様尊答	(近世)6月6日	横切紙・1通	え916-2
(書状、三井店より増田孫兵衛へ懸り一件の趣意書にて御地で宜しき様取扱ひ頼む旨) (中嶋)宇吉・(青柳)丈左衛門→(春日)儀左衛門様・(八田)喜兵衛様	(近世)6月7日	横切継紙・1通	え916-3

産物会所 / 大坂での取引 / 嘉永期杏仁・甘草大坂取引

(御領産甘艸ほか大坂表売捌方は炭屋孫七一手に支配申付の儀関係書類下案書留帳) 産物会所懸/御名家来八田嘉助→御奉行所	(近世)戊11月	横長半美・1冊	え890
(大坂との諸品取引関係書類綴)	(近世)	綴/(え945-1~4は一綴)・1綴	え945
(内津宿白木屋与治右衛門殿より御産物麻苧荷物大坂継ぎ立て御用承知の旨並びに大坂行麻苧物諸掛り駄賃書上写留帳) (米屋祐藏)→(市川紋十郎様貴拜)	(午6月10日)	半・1冊	え945-1
乍恐以書取奉申上候(御国産荷物を融通し、荷塩壺俵につき銀壺分宛冥加上納したきに付願書、下案) 伊勢町傳兵衛・紙屋町戸佐久・小布施町太三郎・妻梨村喜兵衛子左右三郎→御掛り御役所	(近世)	半・1冊	え945-2
(書状、彦五郎手伝金1000両はお請けできぬ旨にて孫七・松兵衛懸合いの旨ほか、下案/前後欠)	(近世)	半・1冊	え945-3
嘉永六丑年大坂へ文通之壺番(甘草相場下落にても時々売り払い代金貸し付け、拝借金利銀は年賦にてお救い下されたき旨、下案/端裏書込あり) 松代町幾久屋傳兵衛・小布施町塩屋太三郎・松代町藤屋戸佐久→大坂炭屋孝兵衛様・炭屋松兵衛様・津国屋友七様参人々御中	(嘉永6丑年8月)	半・1冊	え945-4

産物会所 / 大坂での取引 / 安政期杏仁・甘草大坂取引

(白山彦五郎手代幸兵衛大坂滞留中諸事入用書類一綴)	(安政4年頃)	綴/(え959-1~38は一綴)・1綴	え959
(袋、袋上書「安政四丁巳年八月大坂御立入白山彦五郎殿手代幸兵衛罷越滞留中旅宿被仰付諸事入用之書類入」)(菊屋)傳兵衛	安政4丁巳年8月	袋・1点	え959-1
(御振舞代ほかメ金54両1分2朱金銭書上)	(安政)	横切継紙/(茶紙)・1通	え959-2
(料理方代銀500疋ほか金銭書上)	(安政)	横切継紙・1通	え959-3
覚(布団ほか諸品代金書上)	(安政)	横切紙・1通	え959-4
覚(岸縞3丈1尺2寸代銀40匁ほか金銭書上) きくや傳兵衛→上	(安政4年)巳9月	横切継紙・1通	え959-5
覚(くるみ代銀11匁ほか金銭書上) 現金屋祖吉→上	(安政)9月7日	横切紙・1通	え959-6
覚(ようかん代銀2匁ほかメ金3分銀11匁金銭書上) 御菓子屋忠左衛門→宮本慎助様御内	(安政)9月	横切継紙・1通	え959-7
覚(御菓子2人前代銀11匁ほかメ金1両と銀13匁9分5厘金銭書上)(松代中町)鳥飼常吉(印「松代中町鳥飼」)→高野覚之丞様御内	(安政4年)巳9月	横切紙・1通	え959-8
覚(善光寺より御菓子代銀28匁金銭書上) きく屋傳兵衛→上	(安政4年)巳9月	横切紙・1通	え959-9
覚(小杉6丸代銀36匁金銭書上) 紙屋忠兵衛→菊屋傳兵衛様	(安政4年)巳9月	横切継紙・1通	え959-10
覚(千代紙代銭172文金銭書上) 美濃屋与兵衛→菊屋傳兵衛様	(安政4年)巳9月	横切紙・1通	え959-11
覚(御膳酒5升代銀7匁ほかメ金1両1分と銀1匁1分3厘金銭書上)(松代伊勢町)水藤屋順ノ助(印「松代伊勢町水藤屋」)→菊屋傳兵衛殿	(安政4年)巳9月日	横切継紙・1通	え959-12
覚(御菓子2人前代銀11匁ほかメ金2両1分3朱と銀3匁7分金銭書上) 菊屋傳兵衛→大坂御掛り中様	(安政4年)巳9月	横切継紙・1通	え959-13
(鯛塩焼ほか献立書上)	(安政)	横切継紙・1通	え959-14
覚(小杉6丸代銀36匁ほかメ銀39匁6分金銭書上) 紙屋忠兵衛→菊屋傳兵衛様	(安政4年)巳9月	横切継紙・1通	え959-15
覚(善光寺参詣、増田氏・恩田氏へ振舞等の賄いに付書上)	(安政)	横切継紙・1通	え959-16
(書状、大坂御内用にて中町棧敷穿鑿の際、食料代料100疋お払い下されたき旨) 慎助→伊セ町佐助様	(安政)11月2日	横切継紙/(赤紙)・1通	え959-17
(西条行きの節人足1人に付書上)	(安政)	横切紙・1通	え959-18
(居風呂桶・手桶・座布団ほか書上)	(安政)	横切紙・1通	え959-19
(買上物代メ金25両金銭書上)	(安政)	横切紙・1通	え959-20
覚(白味噌代銭264文ほかメ銀1貫116文金銭書上) みよしや和助→八田様	(安政4年)巳10月	横切紙・1通	え959-21
(25人・傳治ほか人数書上)	(安政)	横切継紙・1通	え959-22

産物会所 / 大坂での取引 / 安政期杏仁・甘草大坂取引

(御振舞之節引物代書上)	(安政)	横切紙・1通	え959-23
(夜具代金4両2分2朱金銭書上)	(安政)	横切紙・1通	え959-24
(賄に付日付・人名書上)	(安政)	横切紙・1通	え959-25
(23日傳治金1両3分銀10匁ほか金銭書上)	(安政)	横切紙・1通	え959-26
凡之調(現金屋・能登屋ほか金銭書上)	(安政)	横切継紙・1通	え959-27
覚(善光寺まで駕籠賃金2分受取に付) 上真嶋村柳右衛門(印)→(菊屋)傳兵衛殿	(安政)9月7日	横切紙・1通	え959-28
覚(料理代銀72匁ほかメ金4両1朱と錢123文受取に付) (善光寺)藤屋庄三郎(印「善光寺鶴堂 隠宅」)→上	(安政)9月6日	横切継紙・1通	え959-29
覚(酒・さかな代金2朱と錢200文受取に付) (善光寺)いん宅(印「善光寺鶴堂隠宅」)→上	(安政)9月6日	横切紙・1通	え959-30
覚(料理番下女給金ほかメ金2両2分受取に付) 友左衛門→菊屋傳兵衛殿	(安政)9月6日	横切継紙・1通	え959-31
覚(善光寺より松代まで駕籠代金3分1朱受取に付) かご屋倉吉→上	(安政)9月6日	横切紙・1通	え959-32
覚(小市村より善光寺まで駕籠人足12人賃金887文書上) 小市村名主代権左衛門(印)→(菊屋)傳兵衛様	(安政)8月28日	横切紙・1通	え959-33
覚(山本屋みき他代メ金1両3分3朱受取に付) (善光寺)いん宅(印「善光寺鶴堂 隠宅」)→上	(安政)8月24日	横切継紙・1通	え959-34
覚(吸い物代銀6匁ほかメ金1両2朱と銀106匁と錢12貫文金銭書上) (善光寺)いん宅→上	(安政)8月	横切継紙・1通	え959-35
覚(酒代ほか代金3両と錢54文金銭書上) (善光寺)いん宅→上	(安政)8月	横切継紙・1通	え959-36
覚(早々料に付錢1貫876文書上) (信州川中島)丹波嶋村小松屋栄十郎(印「信州川中島丹波島宿小松屋」)→上	(安政4年)巳8月26日	横切継紙・1通	え959-37
覚(御肴代銀10匁ほかメ金1分余受取に付) (信州善光寺東之門町)麻屋廣吉(印「<八に一>信州善光寺東之門町麻屋廣吉」)→上	(安政)8月26日	横切継紙・1通	え959-38
(当産物杏仁買入売捌方等桑原村関新右衛門の儀、稲荷山村松林源之助同道にて上坂致す旨書状写留) 八田本之進・八田喜兵衛・八田慎蔵・松本嘉十郎・佐竹周蔵・春日儀左衛門・水井忠蔵→白山彦五郎様/堀田孝兵衛様・岡本松兵衛様	(3月15日)	半・1冊	え2289
(関新右衛門上坂の折、大坂・彦根・名古屋にて杏仁甘草等産物取引示談届出書ほか留帳)	(安政6年5月)	半・1冊	え2290
乍恐口上書(国産杏仁已年分買上げ荷物潰上げにて商人手元差支えの旨並びに関新右衛門等3人に売捌き任せ頂きたき旨) 稲荷山村御隠居松林源之助(印)→松代御産物方御会所御役人中様	安政4巳年10月	半・1冊	え2291
御内々御尋ニ付申上候(杏仁値段金1両に付錢11貫目の旨) 御産物方世話役関新右衛門・同中村市三郎(印)・同堀内曾右衛門・稲荷山村御隠居松林源之助(印)→産物方御会所	安政4巳年10月	縦紙・1通	え2292
御内々以書付奉申上候(産物杏仁売捌き手段に付) 桑原村御産物方申渡役関新右衛門印・石川村堀内斧右衛門印・同断市三郎印→御産物方御会所	安政5午年10月	縦紙/(糊付あり)・1通	え2293

杏仁冥加銀上納増之義奉伺(鑑札受け冥加銀3匁増し7匁となす義に付/望月主水より宮下兵馬宛の伺書とも) 産物会所掛	(安政)4月	半・1通	え2294
乍恐以書付奉願上候(大坂送り杏仁の儀江戸表へ差送・売捌致す様示談あるに付、私儀迷惑にて杏仁大買問屋御免願いの旨) 稲荷山村御徳居松林源之助→松代御産物方御会所	安政6未年6月	半・1冊	え2295
(産物会所関係書類綴)	(安政)	綴/(え1147-1~38は一綴)・1綴	え1147
(包紙、包紙上書「御用 六月十四日七時出ス 産物方会所生萱村 清野村・岩野村・土口村・雨宮村より可相達候」) 産物方会所(印)	(安政)6月14日	包紙・1点	え1147-1-1
(御領産杏仁の儀にて達しがあるので明後16日4時村役人1人ずつ差し添え出頭すべき旨廻状) 産物方会所(印)→生萱村(印)馬作・役人、倉科村(印)麦作・役人、森村(印)恒吉・役人、矢代村(印)新治郎・役人、八幡村(印)大助・役人、羽尾仙石組(印)与五郎・役人、若宮村(印)勇右衛門・役人、上山田村(印)九八郎・役人、上平村(印)佐市・役人	(安政)6月14日	横切継紙・1通	え1147-1-2
(杏仁代金を会所にて内渡すのでに付中買共は買入石数改め案文の通り認め提出すべき旨達、下案) 産物方会所→たれ	(安政)7月9日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-2
(御領産杏仁商売問屋同様仕来る上田藩領稲荷山村松尾源之助より杏仁御用向仰せ付けられたきに付伺書、下案) 産物会所懸	(安政)7月	横切継紙・1通	え1147-3
(貴命の通り御試中と申す事ならば子細もある間敷やの旨申上書) (八田)喜兵衛→松本(嘉十郎)様	(安政)11月3日	横切継紙・1通	え1147-4
(杏仁一条にて今日久保寺町より役人・弥助参るに付早速出張下されたき旨申入状) 佐竹(周藏)→松本(嘉十郎)様	(安政)6月24日	横切継紙・1通	え1147-5
(大津納屋甚兵衛より会所へ差出分金200両戸隠代官より拝借願ひある旨申送状) (水井)忠藏→松本嘉十郎様	(安政)28日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-6
(書状、杏仁捌方等の儀にて桑原村関新右衛門等より出された書面に付問合せの旨) (水井)忠藏→(八田)慎藏様・(八田)喜兵衛様	(安政)6月14日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-7
(中借高調べに付柴丁組合へも相談する旨申送状) (高野)覚之進→(松本)嘉十郎様	(安政)7月22日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-8
覚(9名分会所への杏仁収代金に付金100両中借願ひ上げのところ半減にて、再度金64両余中借願ひ致す旨)	(安政)7月	横切継紙・1通	え1147-9
(種々様々内評致したきに付出張願ひ旨申送状) (松本)嘉十郎→(春日)儀左衛門様	(安政)24日	横切紙・1通	え1147-10
(御領産杏仁の儀にて明後16日4時村役人1人ずつ差し添え出頭すべき旨差紙) 産物方会所(印)→後丁村清八・役人、久保寺村長藏・三組惣代役人	(安政)6月14日	横切継紙・1通	え1147-11
(尋ねの儀があるので明17日4時村役人1人ずつ差し添え出頭すべき旨差紙) 産物方会所(印)→腰村(印)和十郎・久保寺村義助	(安政)6月18日	横切継紙・1通	え1147-12
(御領産杏仁の儀にて明後16日4時村役人1人差し添え出頭すべき旨差紙) 産物方会所(印)→布施高田村	(安政)6月14日	横切継紙・1通	え1147-13

産物会所 / 大坂での取引 / 安政期杏仁・甘草大坂取引

(印)大太郎・役人、布施五明村(印)柳左衛門・役人、石川村(印)勝左衛門・役人			
(杏仁一条は代金下ケ方等に付早々内評下されたき旨申送状) (松本)嘉十郎→水井(忠藏)様・春日(儀左衛門)様	(安政)6月24日	横切継紙・1通	え1147-14
(稲荷山村源之助父子杏仁買取りたき旨委細申し聞等に付申送状) (松本)嘉十郎→馬喰町様	(安政)6月晦日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-15
(貴所様借用銀返済の手段出来兼ね長年賦にて承知下されたき旨申送状、下案)	(安政)	横切継紙・1通	え1147-16
(蚕種商売・杏干杏仁ほか鑑札差出し年の書上、雛形)	(安政)	横切継紙・1通	え1147-17
愚意(炭彦の次第は不実にて此表へ下り相談致してもらいたき旨) 松藤	(安政)3月2日	横切継紙・1通	え1147-18
(矢代辺大行司等催に付、金子手配のため出張御評義願いたき旨申送状) (松本)嘉十郎→(八田)慎藏様・(八田)喜兵衛様	(安政)6月6日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-19
(書状、お預りの書類は印形とも差し出すので落手下されたき旨) (八田)慎藏→(松本)嘉十郎様	(安政)17日	横切紙・1通	え1147-20
(杏仁の事は大坂にても是非お纏め下されたき旨ほか申送状) (松本)嘉十郎→(水井)忠藏様・(春日)儀左衛門様・(佐竹)周藏様・(八田)慎藏様・(八田)喜兵衛様・義太夫様・(高野)覚之進様	(安政)10月5日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-21
覚(杏仁中買共より売上代金受取に付、雛形)	(安政)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-22
(書状、大坂書状3通返上が延引したが御入手下されたき旨ほか) 善治・慎助→(松本)嘉十郎様	(安政)7月10日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1147-23
(書状、杏仁書類の義に付、受払元帳は手元になき旨) (落合)本之進→御兩人様	(安政)6月7日	横切継紙・1通	え1147-24
(書状、一昨已年杏仁買上書類貫目書上は、代金受取書貫目があるので、稲荷山外村にご一覧の上落手されたき旨)	(安政)6月7日	横切紙・1通	え1147-25
(書状、杏仁の儀は西澤又右衛門殿よりの別紙書取を差し上げるのでご覧下されたき旨ほか) 銀兵衛→松本嘉十郎様	(安政)7月26日	横切継紙・1通	え1147-26
(書状、森村杏干仁鑑札受取の八野右衛門内訴の旨) (松本)嘉十郎→(春日)儀左衛門様	(安政)13日	横切継紙・1通	え1147-27
(杏仁入札に付、村々売人物代・中買行司・中買惣代は10日4時会所へ出頭すべき旨達書) 産物方会所(印)→生萱村(印)・倉科村(下札「御用二付無印」)・森村(印)・矢代村 右村村三役人	(安政)6月8日	横切継紙・1通	え1147-28
(書状、当村落左衛門より当村福蔵へ杏干仁売渡の礼明のところ、鑑札頂戴の友作より頼まれた趣申送りの旨) 稲荷山村松林源之助→千本柳村御役人中様	(安政)7月3日	横切継紙・1通	え1147-29
覚(杏仁30俵稲荷山村安蔵ほか杏仁俵数・人名書上)	(安政)	横折紙・1通	え1147-30
(20日に罷り出る久保寺村西川原組名主大吉ほか6名人書上)	(安政)	横折紙・1通	え1147-31
拝借金証文之事(酒造仕入金差し支え金50両拝借に付) 伊勢町傳兵衛、[奥書]八田慎藏→水井忠藏様御内	(安政)10月	横切継紙・1通	え1147-32

(書状、尾州名古屋井沢屋新治郎へ大坂炭屋孫七より為替金一条濟方は、追々勝手向難洪の始末の旨)	(安政)	横切継紙・1通	え1147-33
(書状、借入金235両利付年賦のところ、段々難洪困窮にて、このたび名古屋井沢屋新治郎へ賄わせる旨)	(安政)	横切紙・1通	え1147-34
乍恐書付を以奉願上候御事(大坂表炭屋孫七内輪不練合にて、菊屋傳兵衛・藤屋戸佐久への預け置金子為替証文を私へ譲るところ、年賦金遲滞に付) 尾州名古屋井沢屋新治郎代井沢屋三千太郎印、[奥書]町年寄代伴六郎印→真田信濃守様御役所	安政6年未2月	横切継紙・1通	え1147-35
(書状、ご案内の国産方よりお送りの荷物、甘草・塩・小豆は追々入津する旨ほか) 炭屋孫七→水(水井)忠藏様・松(松本)嘉十郎様	(安政)10月15日	横切継紙/(多色絵柄)・1通	え1147-36
(書状、年賦兩年分に及び難題仰せられ不調法手代衆は心外千万にて、後悔なきよう早々お取り計らいなさるべき旨ほか/端裏書込「菊廿二」あり) 炭屋孫七→菊(菊屋)傳兵衛様	(安政)8月4日	横切継紙・1通	え1147-37
口上覚(小松原村善八他4名大行司に仰せ付けらるに付) 御産物方世話役関新右衛門・堀内斧右衛門・中村市三郎→八田喜兵衛様	(安政)6月8日	横切継紙・1通	え1147-38
(大坂白山彦五郎滞留中旅宿関係書類綴)	(近世)	綴/(え993-1~50は一綴)	え993
(袋、袋上書「大坂白山彦五郎様罷越ニ付滞留中旅宿之儀被仰渡候諸事取調書類入」) 傳兵衛	安政4丁巳年8月16日	袋・1点	え993-1
(書状、松本氏へ彦五郎扱いに付内評ある旨) 大坂懸り四人→八田慎藏様	(近世)8月4日	横切継紙/(宿紙)・1通	え993-2
増田孝兵衛着上之次第凡(8月13日~9月17日)	(近世)	横折紙・1通	え993-3
(白山彦五郎手代支配人増田孝兵衛、8月4日夕船にて大坂出立この表への手順書上御賢慮願いたき覚)	(近世)	横切継紙・1通	え993-4
(座敷掃除人ほか世話方の次第書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-5
(書状、当屋敷へ大坂炭屋代よりの菓子相廻すよう取り計らい下されたき旨) (増田)茂右衛門→(八田)慎藏様	(近世)8月21日	横切継紙/(宿紙)・1通	え993-6
(茶の間・雪隠・湯殿ほか新規手入れの場所書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-7
善光寺へ注文もの(茶・菓子・茶碗ほか書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-8
(白紬・足袋ほか下賜品代金書上)	(近世)	横切継紙/(茶紙)・1通	え993-9
(縞縮緬・白紬ほか下賜品書上)	(近世)	横切継紙/(茶紙)・1通	え993-10
(長熨斗は是非とも拝借したき旨ほか書付)	(近世)	横切継紙・1通	え993-11
(上の分・下の分献立書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-12
覚(朝夕夕献立書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-13
(夜具・箱火鉢ほか道具書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-14
江戸注文之品(煙草盆10面・蠟毛塗行燈ほか5品書上)	(近世)	横切継紙/(挟込)・1通	え993-15
(蓋茶碗ほか食器3品書上)	(近世)	横切紙・1通	え993-16

産物会所 / 大坂での取引 / 安政期杏仁・甘草大坂取引

(鯉節・大羽箒1本ほか13品書上)	(近世)	横切紙・1通	え993-17
(書状、友吉暮時迄桑原村へ帰らざるに付、同村へ昨晩到着致さざると松本氏より申来る旨) (高野)覚之進→(八田)慎蔵様	(近世)8月14日	横切継紙・1通	え993-18
(「右之通凡積を以奉申上候、以上」/前欠か) いせ町傳兵衛	(近世)巳7月	横折紙・1通	え993-19
勝手方働人別(頭取世話方2人ほかメ20人並びに臨時雇の節は増し雇としたき旨書付)	(近世)	横切継紙・1通	え993-20
(書状、明日棧敷・酒道具の儀、酒道具は間に合わせるので取り扱いの雇人を願う旨) (高野)覚之進→(八田)慎蔵様	(近世)17日	横切紙・1通	え993-21
覚(慎蔵より下賜の縞縮緬1端ほか3品お目に懸ける旨写)	(近世)9月8日	横折紙・1通	え993-22
(書状、友右衛門方より差出すべき酒肴は延引にて矢張り煮メ持参下されたく、上6,7人・下8,9人の積りを料理方へ伝えくれたき旨) 慎助拜→(八田)慎蔵様	(近世)	横切継紙・1通	え993-23
覚(石置屋根人足賃・材木代ほかメ錢1貫572文の内金2分受取に付) 御安口重吉→八田様御内御役人衆中様	(近世)巳8月23日	横切継紙・1通	え993-24
覚(手間賃・竹10本代ほかメ銀30匁5分金銭書上) 花や豊吉→上	(近世)8月16日	横切紙・1通	え993-25
(障子張替ほか紙代・手間賃メ銀166匁6分金銭書上) 松山町善蔵→上	(近世)8月23日	横切継紙・1通	え993-26
(祭礼の節御上より下賜の赤飯ほか書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-27
(御上より下賜の煮染を早く間に合わせれば別段なく済む旨ほか書付) (高野)覚之進	(近世)8月17日	横切継紙・1通	え993-28
祭礼之節棧敷御宿いたし候ものへ被仰渡被成下度事(毛氈・布団・酒器ほか書上)	(近世)	横切紙・1通	え993-29
(佐助より受取金8両ほか差引金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え993-30
(傳治3両ほか金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-31
覚(「上」銀120匁5分ほかメ銀363匁3分金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え993-32
(料理は此表振合い又は大坂表振合いどちらにても道具不足する旨ほか書付)	(近世)	横切継紙・1通	え993-33
(高田幾太様ほか14名書上)	(近世)	横切紙・1通	え993-34
(忍・望両家へ金花糖・アロヘイ糖、竹・山両家へ椀・砂糖漬献上品書上)	(近世)	横切紙/(茶紙)・1通	え993-35
(窪田へ真綿1分2朱ほか金銭書上)	(近世)	横切紙/(茶紙)・1通	え993-36
(別紙贈物伺いの通り差図済んだので用意取計らい願う旨書付) 兵之助→(宮沢)善治様・(高野)覚之進様	(近世)9月5日	横切紙・1通	え993-37
(白米・赤飯ほか数量書上)	(8月16日～9月10日)	横折紙・1通	え993-38
(書状、先般長々逗留中宿方世話及び饞別お礼の旨) 増田孝兵衛将順(花押)→八(八田)慎蔵様	(近世)10月6日	横折紙・1通	え993-39
(書状、先般長々逗留中宿方世話及び饞別お礼の旨) 泉卯助美在(花押)→八(八田)慎蔵様	(近世)10月6日	横折紙・1通	え993-40

(書状、先般長々逗留中宿方世話及び餞別お礼の旨) 白山彦五郎知彰(花押)→八田慎蔵様	(近世)10月6日	横折紙・1通	え993-41
(書状、先般長々逗留中宿方世話及び餞別お礼の旨) 増田孝兵衛将順(花押)→菊屋傳兵衛様	(近世)10月6日	横折紙・1通	え993-42
(書状、先般長々逗留中宿方世話及び餞別お礼の旨) 泉卯助美在(花押)→菊屋傳兵衛様	(近世)10月6日	横折紙・1通	え993-43
(書状、滞留中旅宿賄取計方御請のところ、御祭礼兩日手代重詰着物は外方へ仰せ付けられたき旨、下案)	(近世)	横切紙・1通	え993-44
覚(唐紙ふち5本分代銀25匁金銭書上) 芝町國吉→上	(近世)	横切紙・1通	え993-45
(彦五郎他ノ12人名書上)	(近世)	横切継紙・1通	え993-46
覚(高膳・中膳ほか賄書付)	(近世)	横切継紙・1通	え993-47
(料理膳部碗もの書付)	(近世)	横切紙・1通	え993-48
大坂風猷立(座着吸物ほか)	(近世)	縦紙・1通	え993-49
(書状、中町座頭富寿一に客の療治を願ったが、今後頼み置きに取り極めるか伺う旨) 松本嘉十郎→八(八田)慎蔵様	(近世)8月17日	横切継紙・1通	え993-50
(包紙綴)	(近世)	綴/(え994-1~5は一綴)・1綴	え994
(包紙、包紙上書「金壺両」) 増田→男衆四人中江	(近世)	包紙・1点	え994-1
(包紙、包紙上書)「二百疋」)	(近世)	包紙・1点	え994-2
(包紙、包紙上書「金壺両」) 増田→女中衆四人中江	(近世)	包紙・1点	え994-3
(包紙、包紙上書「金五百疋」) 増田→料理方御四人中江	(近世)	包紙・1点	え994-4
(包紙、包紙上書「金二百疋」) →御台所中江	(近世)	包紙・1点	え994-5
(手入れの所書上帳綴)	(近世)	綴/(え995-1~7は一綴)・1綴	え995
頼人(頼人支払金ノ17両金銭人名書上)	(近世)	横長半・1冊	え995-1
覚(夜具夜着損料・食事・祭礼兩日棧敷重詰ほか書上)	(近世)7月21日	横長半・1冊	え995-2
(表通・各座敷手入れケ所書上帳)	(近世)	横長半・1冊	え995-3
(表通・各座敷手入れケ所書上帳)	(近世)	横長半・1冊	え995-4
(表通・各座敷手入れケ所書上帳)	(近世)	横長半・1冊	え995-5
(表通・各座敷手入れケ所書上帳) いせ町傳兵衛	(近世)巳年7月	横長半・1冊	え995-6
(小豆代218文ほか金銭書上)	(近世)	横折紙・1冊	え995-7
(大坂御蔵屋敷御出来につき取計方に付一札、下案)	(安政)	縦紙・1通	え1302
(去寅年大坂表より北海船にて産物引受け願のところ異国船入津の折柄に至り、荷送方書上) 宮本慎助・宮沢善治・松本嘉十郎→北風庄右衛門様・栄助様・直七様	(近世)8月21日	半・1冊	え880
覚(杏仁当村中買代金のうち内金受取に付、雛形) 何村三役人印→御産物方御会所	安政2卯年7月12日	縦紙・1通	え914
乍恐以口上書奉申上候(国産杏仁御用場御開に付取	安政2卯年4月	縦継紙・1通	え915

産物会所 / 大坂での取引 / 安政期杏仁・甘草大坂取引

縮方に小西彦七を仰せ付けられたき旨) 御用場守津の国屋友七(印)→御在阪郡奉行所			
--	--	--	--

産物会所 / 大坂での取引 / 北国への荷物運送駄賃・取引

(塩送り荷物関連書類一括)	(天保)	(え1054-1~6は袋一括)・1点	え1054
(袋、袋上書「越後国頸城郡川浦御陣屋御役人高梨管平様より御案内、同所小山吉之丞殿大船式艘所持之由塩送り荷物引合として天保五年十月罷越、表立願等之儀者同郡西浦田村門平名目ニ而願立として」)	(天保)	袋・1点	え1054-1
送塩直段問永并諸懸仕訳(柏崎より塩送り仰せ付け下されたき願書) 越後国頸城郡西浦田村門平(印)	天保5年年	半美・1冊	え1054-2
(信濃国村々より越後国新潟湊まで信濃川通り通船の儀、善光寺より西大瀧村まで通船にて、同村より西浦田村経由で柏崎浦まで人馬にて継送りは入用減らせる旨伺書) 西浦田村門平→上	天保3辰年3月	半/(え1054-1に巻込)・1冊	え1054-3
柏崎湊塩掛り物附立帳(塩掛物値段書上) 岩下与兵衛(印「<○に岩>越後柏崎恵比寿屋」)	(天保5年)午9月	横長半/(え1054-1に巻込)・1冊	え1054-4
(塩荷送りの儀荷数・陸地里送等に付粗々申上書) 菊屋傳兵衛→深美甚十郎様几下	(天保)2月	横切継紙・1通	え1054-5
(書状、塩引合せの儀松代にて相談の由延引の処、松代菊屋より別紙の通り申来、此度相談したき旨、下案) 深美甚十郎→小山吉之丞様	(天保)3月24日	横切継紙・1通	え1054-6
差上申一札之事(真田伊豆守様御内八田孫左衛門様御荷物馬にて運搬中、堀切村長者堀にて落水に付1日逗留用捨願書) 鶴沼宿問屋九右衛門(印)・同宿年寄九八(印)・同宿役人利兵衛(印)→真田伊豆守様御役人中様	(近世)未10月27日	縦紙・1通	え1207
(御国産荷物運送関係書類綴)	(明治)	綴/(え924-1~5は一綴)・1綴	え924
(大瀧フケ米12表ほか書上)	(明治)	横折紙・1通	え924-1
覚(十日町より大瀧迄の継所ごとの御米運送駄賃ほか書上) 大瀧村問屋太平治・平瀧同重右衛門・平瀧下組同五左衛門・森同与右衛門・寺石同又右衛門・芦ヶ崎庄屋太郎右衛門・同問屋伊左衛門・水沢同喜右衛門・十日町同嘉輔→松代御産物方富岡良右衛門様	明治3年午5月	横折紙・1通	え924-2
覚(十日町より大瀧迄の継所ごとの田植後賃銭減方駄賃書上)	(明治)	縦紙・1通	え924-3
(三田米新潟より長岡迄ほか駄賃書上)	(明治)	横折紙・1通	え924-4
差上申御請書一札之事(御用米並びに御国産御荷物運送御用仰せ付けられに付遅滞なく継立致す旨) 西大瀧問屋太平治・平瀧同重右衛門・同断同五左衛門・森同与右衛門・寺石同又右衛門・芦ヶ崎庄屋太郎右衛門・水沢問屋喜右衛門・十日町同嘉助→松代御産物方富岡良右衛門様	明治3年午5月	縦紙・1通	え924-5

産物会所 / 大坂での取引 / 炭屋孫七関係書状など綴

(菊屋傳兵衛書状下案綴)	(近世)	綴/(え947-1~7は一綴)・1綴	え947
--------------	------	--------------------	------

(時候伺として贈答品進上の書状写留帳) (信州松代菊屋傳兵衛)→(大坂瓦町老丁目炭屋孫七様・炭屋孝兵衛様・炭屋松兵衛様・津国屋友七)	(近世)	横長半・1冊	え947-1
(書状、当表国産甘草・杏仁を新規取立の儀にて先ず栄八に品々相談願う旨、下案) 松代御産物方御会所附菊屋傳兵衛→大坂炭屋孫七様参人々御中	(近世)10月2日	横長半・1冊	え947-2
栄八儀十月三日松代出立大坂表へ罷越十一月六日罷帰候付同九日出御便りに差出候書状下案・大坂内淡路町津国屋友七殿より到来書状之返翰下案 (菊屋傳兵衛)→(江戸深川仙台堀御下屋敷今井覚兵衛様/大坂内淡路町津国屋友七)	(近世)12月8日	横長半・1冊	え947-3
嘉永二酉年五月十四日昼時出立栄八并福島村田之上坂為致候処七月十二日昼時着ニ付向々江書状差出候下案 (信州松代菊屋傳兵衛包仁)→(今井覚兵衛様/大坂瓦町老丁目炭屋孫七様/津国屋友七様)	(嘉永2年7月)	横長半美・1冊	え947-4
嘉永三戌正月廿二日此表出立五月二日此表帰着ニ付上坂表へ書翰品々留 (菊屋傳兵衛)→(炭屋孫七様・炭屋松兵衛様)	(嘉永2年5月)	横長半美・1冊	え947-5
江戸表并大坂表へ申越候書状下案 (菊屋傳兵衛)→(今井覚兵衛様/炭屋孫七様/菊屋清重様/菊屋栄八様)	(近世)2月	横長半美・1冊	え947-6
嘉永二年正月大坂炭屋彦五郎江之年詞状案文孫七殿名宛・孫七殿江之年詞状案文・左之書状者旧年栄八上坂厄介ニ罷成御礼悟達院様死去為知旁申遣候案文 (菊屋傳兵衛包仁)→(炭屋孫七様)	(嘉永2年正月5日)	横長半美・1冊	え947-7
(大坂へ遣わす書状等級)	(近世)	綴/(え946-1~24は一綴)・1綴	え946
(袋、袋上書「大坂表へ遣し候書状下案入」)	(近世)	袋・1点	え946-1
(書状、御国産品積出にて菊屋傳兵衛代栄八上坂のところ、内金払方等細書高覧下されたき旨) 炭屋孫七→水井忠蔵様・松本嘉十郎様	(近世)10月28日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え946-2
追啓(江戸上屋敷役人中納金500両為替手形を菊屋代人栄八へ渡す旨) 炭屋孫七→水井(忠蔵)様・松本(嘉十郎)様	(近世)11月2日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え946-3
(書状別紙、返礼までに鯉節1箱後便にて呈上する旨)	(近世)	横切継紙・1通	え946-4
(書状、時候尋の品千曲川塩鮭など頂戴にてお礼の旨) 炭屋孫七→菊(菊屋)傳兵衛様人々御中	(近世)11月24日	横切継紙・1通	え946-5
覚(銀34貫余他より銀3貫他差し引き、銀33貫余勘定書上) 炭屋孫七→菊屋傳兵衛様・塩屋太三郎様・藤屋戸佐久様	(近世)丑4月	横切継紙・1通	え946-6
目録覚(子4月迄元利銀31貫余に子5月より12月迄の利を加え、銀32貫余に付帳願い) 炭屋孫七(印)→菊屋傳兵衛様・塩屋太三郎様・藤屋戸佐久様	(近世)丑正月	横折紙・1通	え946-7
覚(綿縮代41匁ほか、金79匁3分余金銭書上) きくや傳兵衛角店→炭屋孫七様	(近世)丑7月	横切継紙・1通	え946-8
(戊年残175兩2朱余他金銭書上)	(近世)	横折紙/(虫損甚大)・1通	え946-9
(銀35貫余勘定書並びに銀子預書) 菊屋傳兵衛代栄八、友吉、竹屋喜六、[奥書][欠損]・竹屋喜六→炭(炭屋)孫七との	(近世)亥7月	横切紙/(虫損甚大)・1通	え946-10
覚(錢19貫34匁ほか甘草取引勘定書上)	(近世)	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え946-11

産物会所 / 大坂での取引 / 炭屋孫七関係書状など綴

覚(甘草仕切代ほかノ金213両2分余勘定書上) <喜を□で囲む>→藤屋戸佐久殿	(近世)	横折紙・1通	え946-12
(書状、塩積境屋手船廻し取計らいは手違い多く空船半運賃を規定する旨ほか) 宇田川清輔→松本嘉十郎様・八田嘉助様参人々御中	(近世)臘月8日	横切継紙・1通	え946-13
(書状、鋪積の儀、鋪銀・船運賃は大坂着後に差引き渡すところ、手違成り行き候に付執り成しを頼む旨) 堺屋庄五郎→松本喜十郎様尊答	(近世)11月22日	横切継紙・1通	え946-14
(安政4年~6年元利ノ金38両金銭書上)	慶応3卯年9月	横切継紙・1通	え946-15
(書状、善光寺一条の儀急書状到来の御早速江戸表へ罷下る旨返答ほか) 竹屋喜六拜→八田嘉助様・松本嘉十郎様	(近世)12月2日	横切紙・1通	え946-16
(書状、此度目病にて御国表へ罷下る儀御用捨下されたき旨及び塩積下りに付約定取極めた旨) 竹屋喜六拜→松本嘉十郎様	(近世)12月2日	横切継紙・1通	え946-17
(書状、去る秋中願置の甘草売り払いたく取り計らい願ひ、巨細は藤屋戸佐久上坂の節申し上げる旨、下案) →炭(炭屋)孫七様	(近世)	横切継紙・1通	え946-18
(書状、当表産物取極の儀、津の国や友七様より承知下されたく願う旨、下案) 菊屋傳兵衛→炭(炭屋)孫七様御店中様	(近世)2月19日	横切継紙・1通	え946-19
(書状、康楽寺拝借金の儀に付炭孫殿より金30両加判にて引取り、手形手許へ引取り下されたき旨ほか)	(近世)	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え946-20
覚(御本家様へ岩茸1箱ほか暑中の呈上品目録、下案) →炭(炭屋)孫七様	(近世)13日	横切継紙・1通	え946-21
(書状、登せ荷・下し荷は代栄八上坂諸事内談のところ、同人の甘草荷取り計らいを御本家様へ宜しく仰せ下されたき旨) 松代御産物方御会所附菊屋傳兵衛→炭屋孫七様	(近世)5月14日	横切継紙・1通	え946-22
(書状、炭孫様の申し越しは産物払方不行届の趣にて津国屋友七様より承知下されたき旨ほか、下案)	(近世)	横切紙/(繊維漉込紙)・1通	え946-23
(書状、秋中より下し荷物能州福浦湊にて183個大坂木市久左衛門船に積替えのところ、大時化にて難船し100個余濡荷となるに付ご承引の旨) 柴山作左衛門→塩屋多三郎様・藤屋戸佐久様・広澤屋治太郎様尊下	(近世)10月26日	横切紙・1通	え946-24

産物会所 / 京都での取引

(御国産表御生産麻苧類捌方関係書類綴)	(明治3年)	綴/(え941-1~3は一綴)・1綴	え941
五月廿三日付御文通之写(旧冬前小川勘七よりの借入金をもって坂井伸雄へ当地にて貸渡分の返済方遅引の旨/端裏朱書「甲」あり) 恭蔵→市治様・清右衛門様	(明治3年)5月23日	半・1冊	え941-1
(御国表御生産麻苧類捌方関係書類)	(明治3年)	綴/(え941-2-1~4は一綴)・1綴	え941-2
以上書奉願候(御国表御生産麻苧類に付売捌方を別紙4人に仰せ付けられたき旨/端裏朱書「乙」あり) 夏和村松本虎三郎・小祢山村清之助・右惣代上京同村	明治3年庚午5月	堅紙・1通	え941-2-1

坂井伸雄→長岡茂市様・佐藤元吉様			
口上書(御国表御生産麻苧類に付取締売捌方を私共4人に仰せ付けられたき旨) 新丁三条上ル丁菊屋三郎助・三條西洞院西綿屋小兵衛・寺町松原上ル市田屋吉右衛門・新町三条下ル蛭子屋清助→信州松代坂井伸雄様	明治3年庚午5月	縦紙・1通	え941-2-2
(御国表御生産麻苧類捌方仕法書) 新丁三条上ル丁菊屋三郎助・三條西洞院西綿屋小兵衛・寺町松原上ル市田屋吉右衛門・新町三条下ル蛭子屋清助→坂井伸雄様	明治3年庚午6月	半・1冊	え941-2-3
(引続き申談して売捌方仕法改め致す旨並びに此段生産掛り役筋へ申立て致す旨申送状) 坂井伸雄→菊屋三郎助殿・綿屋小兵衛殿・市田屋吉右衛門殿・蛭子屋清助殿	明治3年庚午8月	縦紙・1通	え941-2-4
(御国表御生産麻苧類上方筋へ売弘に付荷物運送関係書類写留帳) (夏和村松本寅三郎・小祢山村大日方清之助・右惣代上京同村坂井伸雄/木曾奈良井宿手塚民助/濃州可見郡今渡河岸問屋清三郎/濃州安八郡大垣船問屋谷九太夫/江州米原湊船問屋北村源重郎/大津彦根他家運送問屋山岡屋弥六)→(長岡茂市様・佐藤元吉様/松代御産物方御役人中様/松代御藩御産物会所/松代御藩御産物方御役人中様)	(明治3年)	半・1冊	え941-3

産物会所 / 諸産物の統制 / その他地域での取引

(当城下町喜八此度当所産物品々をもって松前産と交易等の儀申談したきに付伺書、下案) 八田喜兵衛→安達六兵衛様	(近世)3月8日	横切継紙/(え903-1~5は巻込一括)・1通	え903-5
--	----------	-------------------------	--------

産物会所 / 江戸への荷物運送駄賃・取引

(宿場道中品物など費用関係綴)	(近世)	綴/(え1308-1~24は一綴)・1綴	え1308
(袋、袋上書「道中方品々書類入」)	(近世)	袋・1点	え1308-1
(書状、産物会所荷物出しの節以来は先約の儀私どもより先約御渡しの旨、下案) 為之進→小平次様	(近世)4月26日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1308-2
覚(金引1駄目方42貫入にて江戸迄の運賃書上) 上船山村久米太	(近世)	横切紙・1通	え1308-3
(浜行人別13ヶ村26名書上)	(近世)	横折紙・1通	え1308-4
(坂木宿より江戸迄宿場名書上) 小出村	(近世)	横折紙・1通	え1308-5
(領内深津宿産の品々江戸運送方入費減すよう産物会所にて取扱いの義頼状)	(近世)	横切紙・1通	え1308-6
(山中筋より荷出の麻苧類ほか再考致したき旨申送状) 長谷川三郎兵衛→小野唯之進殿・水野清右衛門殿	(近世)4月25日	横切継紙・1通	え1308-7
覚(海野宿より江戸迄銭3貫681文ほか産物武家相対の分メ銭654貫文請取に付) 小諸町問屋高橋十右衛門印・深川五右衛門印→松代産物御会所	(近世)	横切継紙・1通	え1308-8
(生糸蚕種金6両ほか金銭書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1308-9
陸と船廻しとの差引覚(下戸倉より江戸まで運送料書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1308-10

産物会所 / 江戸への荷物運送駄賃・取引

覚(糸・紬斜子・白布ほか松代より江戸迄駄賃等金銭書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1308-11
(書状、産物会所荷物今日先触御渡しの旨、下案)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1308-12
才領御手覚(日数別品々雑用金銭書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1308-13
(種糸代金7両ほか駄賃書上)	(近世)	横切紙・1通	え1308-14
賃銭之定(生糸蚕種金6両ほか金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1308-15
(1駄運賃・利金・道中賃銭にて売込代差引メ金100両書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1308-16
(生糸蚕種ほか日数別駄賃等内訳書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1308-17
覚(松代より江戸・濱迄の駄賃等運賃書上)	(近世)	横折紙・1通	え1308-18
賃銭之覚(生糸蚕種金6両ほか金銭書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1308-19
覚(松代より倉賀野宿迄運送賃等差引金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1308-20
覚(谷麻船印1本銭32文金銭書上) 蛸屋質助→御産物方御役所	(近世)卯5月	横切継紙・1通	え1308-21
(松代より江戸迄運送日数別泊宿場書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1308-22
(善光寺より上州倉ヶ野迄荷駄賃定書上)	(近世)	横切紙・1通	え1308-23
(松代より江戸迄道中宿々定宿ほか書上)	(近世)	横折紙・1通	え1308-24

産物会所 / 会所より貸下げ品・拝借金

(糸会所及び産物会所より拝借金上納日延願書綴)	(天保2~6年)	綴/(え944-1~15は一綴)・1綴	え944
乍恐以書付奉願候(城下町絹紬市に付9月10月分御礼金今般上納し11月12月分日延下されたき旨) 内川村重郎治(印)・徳間村友吉(印)・若宮村祖兵衛・同村伊左衛門・網掛村善左衛門(印)→糸方御会所	天保2卯年12月	縦継紙・1通	え944-1
奉指上御日延一札之事(繭仕入貸下金元金・礼金メ金30両2分余に付) 荒神町傳兵衛(印)・同町親類文左衛門(印)→糸御会所御掛り中様	天保3辰年12月	縦継紙・1通	え944-2
差上申一札之事(拝借貸下金・礼金上納滞りに付日延願書) 中町唯七病氣ニ付代替要之助(印)→糸御会所	天保3辰年12月	縦紙・1通	え944-3
奉差上御日延一札之事(拝借金礼金メ金80両上納に付日延願書) 伊勢町保平(印)・中町吉左衛門(印)・唯七(印)・荒神町傳兵衛(印)→御会所御掛り様	天保3辰年12月	縦継紙・1通	え944-4
御拝借仕金子証文之御事(紬6疋引当に金5両借用に付) 山田村御拝借人佐重(爪印)・網掛村御請合善左衛門(印)<丸に横引>信州松代出店高井]→産物御会所	天保4巳年2月27日	縦紙・1通	え944-5
覚(嘉兵衛貸下金礼金10両2分余上納に付日延願書/端裏書込「忝」あり) 紺屋町御借主嘉兵衛(印)・受人甚三郎(印)・同断豊吉(印)・同断弥十郎(印)・同断為吉→糸御会所	天保2卯年12月大晦日	縦紙・1通	え944-6
御日延奉願候御事(嘉兵衛貸下金礼金9両2分余上納に付日延願書/端裏書込「忝」あり) 紺屋町請人甚三	(天保3年)辰9月13日	縦紙・1通	え944-7

郎(印)・同町同断豊吉(印)・関屋川添同断伊十郎(印)→糸御会所			
御日延書一札之御事(嘉兵衛貸下金6両上納に付日延願書/端裏書込「三」あり) 紺屋町親類儀左衛門(印)・五反田同断忠蔵(印)・馬喰町同断為吉(印)・紺屋町受人豊吉(印)・関屋川添受人伊十郎(印)→糸方御会所	天保3辰年12月26日	縦継紙・1通	え944-8
以書付奉願候(中町欠落唯七拜借金20両・年賦金滞りに付、拝借金分は私引請けるので去去年よりの利分は赦免下されたきに付) 中町名主忠三郎(印)→産物御会所	天保6未年3月	縦継紙・1通	え944-9
(中町欠落唯七家屋敷譲渡し願立てに付、会所借出金のうち家屋敷書入の借用金あるか調べ下されたき旨伺書) 松木源八→八田喜兵衛殿	(天保6年)3月17日	横切継紙/(宿紙)・1通	え944-10
御日延証文之事(貸下金礼金上納に付日延願書) 荒神町文左衛門(印)・同町御請人平次郎(印)→御会所	天保3辰年12月	縦紙・1通	え944-11
御日延証文之事(紺屋町嘉兵衛礼金残金上納に付再日延願書) 清野村五反田組嘉兵衛親類受人忠蔵(印)・紺屋町右同断儀左衛門(印)・紺屋町受人豊吉(印)→御会所	天保4巳年2月	縦紙/(挟込)・1通	え944-12
以書付御日延奉願候(拝借貸下金礼金12両余のうち7両余上納のところ残金上納に付日延願書) 中町覚左衛門(印)→御会所	天保3辰年12月	縦紙・1通	え944-13
差上申一札之事(拝借貸下金礼金上納に付日延願書) 中町覚左衛門(印)→糸御会所	天保3辰年12月	縦紙・1通	え944-14
御日延証文之事(貸下金礼金上納に付日延願書) 中町金五郎(印)・かち町受人和吉(印)→糸御会所	天保3辰年12月	縦紙・1通	え944-15
産物会所御貸下金御勘定帳	天保4未年正月	横長半・1冊	え1004
(産物会所借金返済関係綴)	(天保5~7年)	綴/(え887-1~21は一綴)・1綴	え887
乍恐以書付御日延奉願候(当村角弥会所より産物品物代金拝借致す処、松本城下より伊那辺まで罷り出て数月帰村せずに付、返済日延願い/端裏書込あり) 上山田村角弥請人治五左衛門(印)・同断重吉(印)・名主七左衛門(印)→御産物方御会所	天保7申年12月25日	縦紙・1通	え887-1
乍恐以書付御日延奉願候(当村次郎右衛門借用金日延の処今以て江戸表より帰らずに付、再日延願い) 新地村次郎右衛門親彦三郎(印)・加判人次郎左衛門(印)・名主四郎右衛門(印)・組頭重三郎(印)・長百姓和吉(印)→御産物御会所	天保7申年12月21日	縦紙・1通	え887-2
乍恐以書付奉願候(当村角弥産物品物代金拝借滞り日延べのところ今もって金子出来かねに付、猶又日延願い) 上山田村請人治五左衛門(印)・同重吉(印)・名主七左衛門(印)→御産物方御会所	天保8酉年正月	縦紙・1通	え887-3
乍恐以書付御日延奉願候(先月26日産物品物代金返上方仰せ付けられ日延べ致すところ今以て金子出来かねに付、再応日延願い/端裏書込あり) 上山田村御請人治五左衛門(印)・同断重吉(印)・名主七左衛門(印)→御産物方御会所	天保7申年12月10日	縦紙・1通	え887-4
乍恐以書付御日延奉願候(当村角弥上納致すべきところ商場に掛方集まりかね今以て帰宅せず手間取りに付、日延願い) 上山田村角弥受人治五左衛門(印)・同断重吉(印)・名主七左衛門(印)→御産物方御会所	天保7申年6月	縦紙・1通	え887-5
乍恐以書付御日延奉願候(当村角弥去冬中拝借金産	天保7申年11月	縦継紙・1通	え887-6

産物会所 / 会所より貸下げ品・拝借金

物品々商売に出で今以て帰村せず飛脚にて申し遣わしに付、再日延願い/端裏書込あり) 上山田村角弥名代子嘉重(爪印)・受人治五左衛門(印)・同断重吉(印)・名主七左衛門(印)・長百姓勘左衛門(印)→御産物方御会所			
乍恐以書付御日延奉願上候(去正月中真綿代金拝借し商売のところ会所上納分織元へ真綿貸し置き未だ取り集め兼ねに付、日延願い) 上山田村御借主佐重(印)→御産物方御会所	天保6末年4月	縦紙・1通	え887-7
乍恐以口上書御日延奉願候事(貸下金上納のところ調達し兼ねに付、日延願い/端裏書込あり) 上山田村病気佐十・役人徳兵衛(印)→御産物御会所	天保6末年3月29日	縦紙・1通	え887-8
乍恐以書付御日延奉願候(当村直右衛門鎌代金上納仕らざるところ私共も直左衛門手元諸帳面取調出来かねに付、日延願い) 竹生村名主源九郎(印)・組頭五郎右衛門(印)・長百姓儀右衛門(印)・同断林右衛門(印)→御産物方御会所	天保6末年11月	縦継紙・1通	え887-9
乍恐以書付御日延奉願候(当村平之丞鎌代金上納仕らざるところ私共も平之丞手元諸帳面取調出来かねに付、日延願い) 竹房村名主与右衛門(印)・組頭孫右衛門(印)・長百姓新平(印)→御産物方御会所	天保6末年11月	縦紙・1通	え887-10
乍恐以書付御日延奉願候(当村直左衛門鎌代金上納滞りのところ鎌半分売り捌けずに付、日延願い) 竹生村当人直右衛門(印)・名主源九郎(印)・組頭五郎右衛門(印)・長百姓義右衛門(印)・同断林右衛門(印)→御産物方御会所	天保6末年11月12日	縦継紙・1通	え887-11
乍恐以書付御日延奉願候(当村平之丞鎌代金上納滞りのところ鎌半分売り捌けずに付、日延願い) 竹房村当人平之丞(印)・名主与右衛門・組頭孫右衛門・長百姓新平→御産物方御会所	天保6末年11月13日	縦継紙・1通	え887-12
乍恐以書付御日延奉願候(産物の紬・鎌代金上納のところ取集め方不行届きに付、日延願い) 竹生村直右衛門→御産物方御会所	天保6末年10月13日	縦紙・1通	え887-13
覚(八一弁天金引・正味12貫目入り6箇代金11両ほか受取書) 鬼無里村重左衛門(印)→御産物御会所	天保5午年10月	縦紙・1通	え887-14
覚(青金引上麻×6駄18箇代金34両2歩荷作り致しに付江府にて捌方願書) 鬼無里村重左衛門(印)、[奥書] 鬼無里村世話役惣代重左衛門(印)→御産物御会所	天保5午年11月	縦継紙・1通	え887-15
以口上書奉願候(腰村源右衛門借屋栄左衛門綿売買抜売りに付吟味仰せ付けられるにより赦免願い) 風間村常福寺(印)→御産物御会所	天保6末年3月	縦紙・1通	え887-16
乍恐以書取奉申上候(小諸大和屋利兵衛伴勇吉呼び寄せ、代物現金売りのみにては捌けず貸し売り許されたく取り計らいの旨願い) 友吉→御産物方御会所	(天保)3月4日	横切継紙・1通	え887-17
乍恐以書付奉願候(大店方の儀手入れ引き合になり、当春店方へ返礼に藤吉ともども上京したき旨願い) 友吉→御産物方御会所	天保6末年3月	縦継紙・1通	え887-18
以口上書奉願候(腰村安兵衛婿半左衛門綿売買抜売りに付吟味仰せられるにより赦免願い) 茂普村静松寺(印)→御産物御会所	天保6末年3月	縦紙・1通	え887-19
乍恐以書付奉願上候(目違いにより不正生絹買入に付詫状) 買次人善兵衛(印)→御産物御会所	天保6末年3月	縦紙・1通	え887-20

乍恐以書付御請申上候御事(産物裏絹世話役並びに改方仰せ付けられに付織込尺巾ほか規定書) 五反田惣左衛門・紺屋町藤吉・伊勢町徳兵衛(印)・荒神町武左衛門(印)・寺町助弥(印)→御産物方御会所	天保5午年11月	縦継紙・1通	え887-21
乍恐以書付御日延奉願候(次郎右衛門御産物拝借金上納すべきところ金子出来方差し障りに付、日延願い/端裏書込あり) 新地村次郎右衛門親彦三郎(印)・加判人次郎右衛門代彦兵衛(印)・名主四郎右衛門(印)・組頭重三郎(印)・長百姓和吉(印)→御産物方御会所	天保7申年12月7日	縦継紙・1通	え897
乍恐以書付御日延奉願上候(上山田村角弥御拝借御礼金のうち金子調達出来兼に付、日延書い) 上山田村名主勘左衛門(印)→御産物御会所	天保9戌年3月	縦紙・1通	え910
乍恐以書付奉歎願候(当村平之丞拝借金返納滞りに付親類組合村役人当子年より10ヶ年賦にて返納したき旨) 竹房村平之丞親類小兵衛(印)・同人組合佐傳治(印)・名主兵右衛門(印)・組頭吉弥(印)・長百姓新平(印)→御産物方御会所	天保11子年6月	縦継紙・1通	え881
以上上書奉願候(腰村半左衛門買入綿荷物抜売し吟味のところ御咎赦免なされたきに付写) 茂菅村静松寺印→職御奉行所	(近世)	縦紙・1通	え911

産物会所 / 藩よりの拝借金

(金5150両2分と7匁2分4厘内3456両3分と1匁3分1厘江府捌人滞の分他金銭書上)	弘化2巳3月6日調	横長半・1冊	え981
(利足金受取証綴)	(天保4年)	綴/(え939-1~7は一綴)・1綴	え939
(袋、袋上書「巳十二月中 利足渡切手」)	(天保4)巳12月	袋・1点	え939-1
(坂木宿兩人泊り代400文ほかメ銭800文受取証) 保平→御産物方御会所	(天保4)巳12月晦日	横切紙・1通	え939-2
覚(御預の金65両の利分金5両3朱余受取に付) 興津藤左衛門(印)→八田喜兵衛殿	天保4巳年12月26日	横切紙・1通	え939-3
覚(御預ケ金利金1両2分余受取に付) 片岡此面(印)→八田喜兵衛殿・八田辰三郎殿	天保4年巳12月	横切紙・1通	え939-4
覚(白真岡4反代金3分2朱余受取に付) 麻屋庄助(印)→御産物御会所	(天保4)巳12月24日	横切継紙・1通	え939-5
(利分金12両より差し引き3両2分2朱受取証) (堀内)与一右衛門→(八田)喜兵衛様	(天保4年)大晦日	横切紙・1通	え939-6
覚(願置の金子利分金1両1分余受取に付) 興津藤左衛門(印)→八田喜兵衛殿	天保4巳年12月26日	横切紙・1通	え939-7
(書状、伊勢町周左衛門越中表へ商用に罷越に付何分御下金繰合い下されたき旨) 潤蔵→市治様	5月8日	横切継紙/(宿紙)・1通	え957
(拝借金等関係綴)	(天保元~4年)	綴/(え978-2・3は袋一括)/(え978-3-1~7は一綴)・1綴	え978-3
覚(材木方数右衛門方等16口拝借金メ金858両3分及び差出置し分8口メ金382両2朱3匁3分書上)	(天保元)寅年12月~卯年9月	横切継紙・1通	え978-3-1
寅年拝借皆済一紙(3口分元利金メ315両210匁、5月朔日皆済上納に付返済日等書上)	(天保元)寅年5月8日~卯年5月	横切継紙/(宿紙)・1通	え978-3-2

産物会所 / 藩よりの拝借金

覚(材薪・冥加等元利金等20口分ノ1138両書上)	(天保)4月12日~2月16日	横切継紙・1通	え978-3-3
覚(3口分元利金ノ86両3分上納皆済に付返済日等書付)	(天保3)辰年11月	横切継紙・1通	え978-3-4
(21口分元利金ノ1116両5匁、返済額差引残金76両2分1匁7厘書上)	(天保)	横切継紙/(宿紙)・1通	え978-3-5
覚(46両利足金3両2分10匁8分受取に付) 出浦右近(印)→八田辰三郎殿	天保4巳年12月29日	横切紙・1通	え978-3-6
覚(勘解由方利分金2両24匁受取に付) 出浦右近(印)→八田辰三郎殿	天保4巳年12月29日	横切紙・1通	え978-3-7
覚(御産物紬ほか品々代金のうち為替金の分金400両受取に付) 八田辰三郎・八田喜兵衛(印墨消)・八田嘉右衛門→柿崎喜作殿・坂本常左衛門殿	天保5午年正月	堅紙・1通	え912
覚(絹紬仕入金差支に付金700両拝借証文) 伊勢町傳兵衛→酒井市治様・水野清右衛門様・関田莊助様	慶応元乙丑年10月	堅紙・1通	え929
酉年分産物代金御中借并上納方申上扣(辰年より申年迄産物代金並びに口銭等御中借金52101両3分と銀9匁1歩他金銭書上) 産物方会所懸	(近世)戌3月	横長半・1冊	え979
酉年分産物代金御中借并上納方申上(辰年より申年迄産物代金並びに口銭等御中借金52101両3分と銀9匁1歩他金銭書上) 産物方会所懸	(近世)酉12月	横長半・1冊	え980
辰六月より午十二月迄御中借金請払并上納方一紙申上(金36569両1分と12匁8分8厘他金銭書上) 産物方会所懸	(近世)未7月	横長半・1冊	え982
(辰6月より未12月迄産物代金御中借金44964両と2匁9分1厘、内2788両2分と4匁1分1厘未12月中有品もの代金他書上)	(近世)	横長半・1冊	え983

産物会所 / 会所運営 / 役人任免・俸禄

差上申御請証文之事(甚三郎呉服方心得をもって1ヶ年金5両にて当会所へ召抱えに付/端裏書込あり) 石川村林右衛門子当人唯吉事甚三郎(印)・林右衛門(印)・親類惣代受人勘兵衛(印)・荒神町受人九兵衛(印)→御産物方御会所	天保6未年5月7日	堅紙・1通	え899
産物方日記江入候事被仰出留帳(産物入料筋にて、懸り役人の人減を取り調べ、拝借金等片付けるべき旨申し渡し) →御勘定吟味役中	(近世)3月25日	半・1冊	え952

産物会所 / 会所運営 / 用地取得

(産物方田地屋敷地買入証文綴)	(文化13~文政元年)	綴/(え949-1~6は一綴)・1綴	え949
(袋、袋上書「産物方田地屋敷地買入証文」)	(文化)	袋・1点	え949-1
譲渡申証文之事(東寺尾村御高辻の内甚左衛門分居屋敷ほか金8両にて譲渡に付) 東寺尾村単道持讓主丹右衛門(印)・立合吉兵衛(印)・名主治五右衛門(印)・組頭喜惣太(印)・同助左衛門(印)・長百姓甚兵衛(印)→八田嘉右衛門様御役代傳兵衛殿	文化15年寅2月	堅紙・1通	え949-2
覚(東寺尾村字村西悪水弘堰掘替土揚場冥加金32両2)	文政元寅年6月	堅紙・1通	え949-3

分余受取に付) 町田権之助(印)・小野唯右衛門(印)→伊勢町傳兵衛			
一札之事(御当地にて鑄物師職始めるため貴殿居家屋敷建家・土蔵・長屋共年々金2両2分2朱にて借用に付) 東寺尾村借主吉太郎(印)・八幡村請人丹治(印)・当村立合三郎治(印)→重左衛門殿	文化13子年閏8月	縦継紙・1通	え949-4
覚(私家屋敷譲渡に付御心入御助力として金5両2分并建家1棟成しくだされに付請取に付) 荒神町讓主吉左衛門(印)・請人文左衛門(印)→伊勢町傳兵衛殿	文化14丑年7月	縦紙・1通	え949-5
家屋舗売渡申証文之事(私所持家屋舗売渡代金19両2分受取に付) 売主吉左衛門(印)・西隣傳兵衛(印)、[奥書]五人組仙左衛門(印)・七郎太役代勇之助(印)・万太郎(印)・喜平太(印)・傳兵衛(印)、[裏書]長町人新兵衛(印)・名主喜左衛門(印)・検断伴三郎右衛門(印)・御町年寄間嶺甚五左衛門(印)・北村甚右衛門(印)・増田徳左衛門(印)・間嶺円右衛門(印)→買主傳兵衛殿	文化14丑年7月	縦継紙・1通	え949-6

産物会所 / 会所運営 / 賄い領収書

(産物会所勘定書類一括)	(安政3~4年)	袋/(え958-2~12は一綴)・1点	え958
(袋、袋上書「安政三辰年産物会所御勘定帳式帳下帳入」)	安政3辰年	袋・1点	え958-1
覚(当辰家賃金8両2分請取に付) 菊屋惣兵衛(印「信州松代本町 菊惣」)→御産物方御会所	(安政3年)辰12月	横切継紙・1通	え958-2
覚(茶碗1ツ代銀1匁4分ほか、銀3匁4分受取に付) 江戸屋利兵衛→御産物方御会所	(安政3年)辰極月	横切紙・1通	え958-3
覚(干錫代錢100文ほか、銀224文受取に付) のとや富作→上	(安政4年)巳正月20日	横切継紙・1通	え958-4
覚(種油代、銀2貫64文及び酒代、銀4匁5分5厘受取に付) きくや惣兵衛→御産物方御会所	(安政4年)巳正月	横折紙・1通	え958-5
覚(炭代、銀1貫800文受取に付) きくや角大店→御産物方御会所	(安政4年)巳正月	横切継紙・1通	え958-6
覚(極上炭代、銀1貫400文受取に付) 辰巳屋文源太→御産物方御会所	(安政3年)辰極月	横切継紙・1通	え958-7
覚(茶代錢100文ほか諸品代、金1分と銀6匁4分受取に付) みのや喜兵衛→御産物方御会所	(安政3年)辰12月	横折紙・1通	え958-8
覚(手桶代銀4分5厘受取に付) 桶屋栄助→木町御役所	(安政3年)辰極月	横切継紙・1通	え958-9
覚(墨1ツ代錢48文ほか、銀7匁3分6厘受取に付) 丁子や喜太郎→産物方御会所	(安政)2月11日	横切継紙・1通	え958-10
覚(鑑札750枚代銀22匁5分受取に付) 東寺尾村政治→御産物方御会所	(安政4年)巳正月	横切紙・1通	え958-11
覚(真木18駄代金2分受取に付) 西条村要右衛門→御産物方御会所	(安政3年)辰極月	横切紙・1通	え958-12
(産物会所・改所入料受取書類綴)	(慶応元~3年)	綴/(え893-1~21は一綴)・1綴	え893
(産物会所・改所ほか丑年中品々入料、銀5匁2分2厘渡すに付金銭書上) 小野唯之進(印)・酒井市治・水野清右衛門・高橋清蔵・野中直之助	慶応元丑年12月	横切継紙・1通	え893-1

産物会所 / 会所運営 / 賄い領収書

御普請掛御手充(坂本齋助金3分ほか6名ノ金7両1分 余金銭書上)	(慶応)	横切継紙・1通	え893-2
産物会所品々御手充渡元帳(郡方御手附・町方御手附 ・御番人・取締役・世話役手当ほか)	慶応元丑年12月	横長半・1冊	え893-3
産物方御雇足軽被下代金上納請取通帳 柘植彦四郎 ・春原六左衛門・水井市治→小野唯之進殿・水野清右衛門殿	慶応2寅年3月	横半半折・1冊	え893-4
覚(御内用に付善光寺役人へ申談の御入料ノ金5両1 朱余受取に付) 岡田莊助	(慶応元)丑12月	横切継紙・1通	え893-5
覚(菓子品々代金2朱受取に付) 長門屋民之助(印)→た まりや八兵衛様	(慶応)7月20日	横切紙・1通	え893-6
覚(うなき代金2分受取に付) みとりや藤吉(印)→後丁 鈴木様	(慶応)7月20日	横切紙・1通	え893-7
覚(酒肴代金1両1朱と200文受取に付) さしや嶋三郎 (印)→鈴木様	(慶応)7月20日	横切紙・1通	え893-8
覚(白練1反代金1両2分2朱余受取に付) 幾久屋角吉 (印)→御産物方御会所	(慶応元)丑8月	横切紙・1通	え893-9
覚(中奉書1帖・長水引3包代銀金銭書上) 外屋伊兵衛 →上	(慶応)10月25日	横切紙・1通	え893-10
諸入用御書上帳 原村御産物取締役小泉久五郎・小泉奥右 衛門(印)・堀門之丞・大久保忠左衛門(印)・伊藤銀右衛門・小 出新平(印)・高野浅右衛門(印)・大久保直左衛門(印)→御産 物方御役所	慶応元丑年12月	横長半・1冊	え893-11
差上申一札之事(去丑年当村御産物方御入用として 筆墨代金1両と銀1匁2分受取に付) 鼠宿村産物取締 役赤池七右衛門(印)→御産物御役所	慶応4年辰8月	縦紙・1通	え893-12
(布買商人混雑一件関係綴)	(慶応)	綴/(え893- 13-1~4は一 綴)・1綴	え893-13
(他領川辺18ヶ村布買商人鑑札受混雑一件に付、品々 御入料ノ金3両余支払書) 近藤権右衛門	(慶応元)丑12月	横切紙・1通	え893-13-1
(丑年中他領川辺18ヶ村布買商人鑑札請混雑一件に 付赤沼村音右衛門内取扱太義により金2両1分下さ る旨書付)	(慶応)	横切紙・1通	え893-13-2
覚(他領川辺18ヶ村布買商人混雑一件に付住宿料ほ か入料ノ金2分余勘定書上) 近藤権右衛門	(慶応3)卯年8月	横切継紙・1通	え893-13-3
覚(5名宿料ノ3貫文ほか受取に付) 砂屋勘四郎(印「信 州高井郡〔判読不能〕村」)→上	(慶応)11月17日	横切紙・1通	え893-13-4
覚(丑年産物方御用に付出役諸入用ノ金2両1分余受 取に付) 後町村取締役山田喜兵衛・鶴見重兵衛(印)・塩沢 伊兵衛→御産物方御役所	慶応3卯年10月	横長半美・1冊	え893-14
御賄書上帳 三輪村御会所元伊藤元作(印)→御産物方御役 所	慶応元年12月	横長半・1冊	え893-15
諸入用御書帳 三輪村伊藤元作(印)→御産物方御役所	慶応2寅年4月	横長半・1冊	え893-16
年内御入用調帳 吉田村取締役岡沢三大夫(印)→御産物方 御役所	(慶応元)丑年12月	横長半・1冊	え893-17
南長池村御産物改所入用御書上帳 南長池村改所宮沢 弥惣八(印)→御産物方御役所	慶応元丑年12月	横長半・1冊	え893-18

(水野清左衛門出役賄銀10匁受取に付) 新町宿会所→御産物方御会所	(慶応)	横折紙・1通	え893-19
覚(晒木綿50反代金26両2分余受取に付) 坂屋賀助(印「<山2つに仙>信州松代坂屋」)→産物方御役所	慶応元丑9月	横切継紙・1通	え893-20
覚(白紬10疋代金26両2分余ほかメ金87両2分1朱余受取に付) 菊屋傳兵衛(印「<角に喜>信州松代菊傳」)→御産物方御役所	(慶応元年)丑8月	横長半・1冊	え893-21
(賄代金関係書類綴)	(近世)	綴/(え937-1・2・3は各一綴)/(え937-2-1~3は一綴)・1綴	え937-2
預一札(義作殿分8賄代ほかメ銀5匁7分5厘余のうち600文頂戴には及ばざるも押して差置に付) 栃原西条組栄之助(印)→御産物御会所	(近世)辰10月26日	堅紙・1通	え937-2-1
覚(24日朝賄兩人分銭64文受取に付) 追通村名主源之助→義作殿・喜太郎殿	(近世)10月26日	横切紙/(宿紙)・1通	え937-2-2
覚(酒2合代銭24文ほかメ銭644文受取に付) 小松原村近右衛門	(近世)	横折紙・1通	え937-2-3
(金銭受取関係一綴)	(近世)	綴/(え987-1~10は一綴)・1綴	え987
町払(差引残銀1朱と77文返上の旨) 片桐庫之助	(近世)西正月25日	横切紙・1通	え987-1
覚(杉2間8尺半枚代金3分ほかメ銀6匁4分7厘請取に付) 大工寅藏→産物方御会所	(近世)申極月	横切継紙・1通	え987-2
覚(かき代金7分5厘ほか受取に付) かち町万吉→産物御会所	(近世)申極月	横切紙・1通	え987-3
覚(諸品代金メ金1分と銀2匁8分受取に付) のとや富作→産物方御会所	(近世)申極月	横切継紙・1通	え987-4
覚(すみ1俵代銀4匁ほかメ銀29匁請取に付) 現金屋理兵衛(印)→産物方御会所	(近世)申12月	横切継紙・1通	え987-5
覚(小盤紙ほかメ銀30匁と銭5貫682文請取に付) みのや喜兵衛(印)→御産物御会所	(近世)申極月	横切継紙・1通	え987-6
覚(巻紙1本代24文ほかメ銀1匁と銭650文請取に付) 丁子屋喜三郎→産物御会所	(近世)申極月	横切継紙・1通	え987-7
覚(油・酒ほかメ銀4匁8分9厘と銭2貫文50文請取に付) 藤井清吉(印「信州松代本町藤井店」)→産物方御会所	(近世)申12月	横切継紙・1通	え987-8
覚(鑑札850枚代メ金1分2朱と178文請取に付) (東寺尾村)政治→御産物方御会所	(近世)申12月	横切紙・1通	え987-9
覚(真木10駄代金2分請取に付) 東寺尾村政治→御産物方御会所	(近世)申12月	横切継紙・1通	え987-10
(諸品代金請求書一綴)	(近世)	綴/(え988-1~6は一綴)・1綴	え988
(東寺尾村政治給金並びに真木代ほかメ金1両3分と銀11匁1分4厘書上)	(近世)	横切紙・1通	え988-1
覚(酒・水油ほか代メ銀7匁4分2厘と銭664文書上) 藤井酒店→産物御会所	(近世)西12月9日	横切継紙・1通	え988-2
覚(小盤紙・巻紙代メ銀4匁5厘と銭24文書上) ミのや喜兵衛→御産物御会所	(近世)西12月	横切紙・1通	え988-3

産物会所 / 会所運営 / 賄い領収書

覚(細筆・墨ほかメ金2朱と錢176文書上) 丁子や喜三郎→御産物方御会所	(近世)西極月	横切継紙・1通	え988-4
覚(炭ほかメ銀12匁1分5厘書上) 現金屋理兵衛→産物方御会所	(近世)西7月	横切継紙・1通	え988-5
覚(数の子代金50文他メ1両2分2朱と7匁8分と2貫34文金銭書上) 能登屋富作→産物御会所様	(近世)西7月	横切継紙・1通	え988-6
(諸品代金銭書上綴)	(近世)	綴/(え990-1~21は1綴)・1綴	え990
覚(餅米代金3両ほかメ金3兩と銀37匁5分金銭書上) つたや久兵衛(印「松代木町御菓子所葛屋久兵衛」)→御産物御会所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-1
覚(水引1本代金1匁3分ほか諸品代メ銀108匁8分と錢550文金銭書上) 美濃屋喜兵衛(印「松代木町問屋店」)→御産物方御役所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-2
覚(小折紙代銀22匁5分ほかメ銀11匁と錢321文金銭書) 丁子や喜三郎(印)→御産物御役所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-3
覚(茶代錢200文ほかメ錢400文金銭書上) 丁子や喜三郎→御産物御役所御用ノ口	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-4
覚(かあられ1組代金8分ほか金銭書上) ミのや甚三郎→御産物会所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-5
覚(大坂紙3丈代銀21匁ほか金銭書上) 会津や喜作(印)→御産物方御役所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-6
覚(諸品代メ銀57匁2分5厘金銭書上) 会津屋宇兵衛(印「信州松代東木町会津屋宇兵衛」)→御産物御役所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-7
覚(真綿代金180匁ほかメ銀460匁5分金銭書上) きく屋傳兵衛角店(印「<四角に喜>信州松代菊屋傳兵衛」)→御産物方御役所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-8
覚(代銀8匁4分金銭書上) 坂屋賀助(印「<山2つに仙>信州松代西木町坂屋」)→御産物方御役所	(近世)午7月	横切紙・1通	え990-9
覚(油代金2分ほか金銭書上) 一文字屋彦治郎(印「<丸に一と菱>信州松代東木町」)→産物方御会所御役所	(近世)午7月	横切紙・1通	え990-10
覚(印丹17匁代銀4匁2分5厘金銭書上) 大丸屋惣兵衛(印「御用<丸に大>松代西木町御薬種所大丸屋惣兵衛」)→産物御役所	(近世)午7月	横切紙・1通	え990-11
覚(焚炭4俵ほかメ金10兩3分1朱と銀1匁2分5厘のうち残金10兩1分1朱と銀1匁2分5厘請取に付) 保科村新右衛門(印)→御産物御役所	(近世)午7月13日	横折紙・1通	え990-12
覚(御改印5つ代銀20匁金銭書上) 徳嵩弥五郎→上	(近世)午7月	横切紙・1通	え990-13
覚(単判紙50枚代銀15匁7分5厘ほかメ銀69匁7分5厘金銭書上) 高嶋屋万作(印)→御産物御役所	(近世)午7月	横切紙・1通	え990-14
覚(金2分金銭書上) 真福寺代万作→御産物御役所	(近世)	横切紙・1通	え990-15
覚(御状箱1つ代2銀匁6分金銭書上) 伊勢町袋屋惣兵衛→産物御役所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-16
覚(御差札100枚代銀50匁ほかメ銀100匁受取に付) 大工徳太郎改名由作(印)→御産物方御役所	(近世)午9月	横切継紙・1通	え990-17
覚(単半切代銀20匁ほかメ銀536匁受取に付) 藤屋善之助(印「<角に上>信州松代中町東側角藤善」)→御産物御役	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-18

所			
覚(飲食代メ金1両と銀1貫448匁8分5厘金銭書上) 能登屋富作→御産物方御役所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-19
覚(おかい桶代銀2匁ほかメ銀7匁9分金銭書上) 越後屋和吉→産物御会所御役所	(近世)午7月	横切継紙・1通	え990-20
覚(1合代金1匁2分他金銭書上/後欠)	(近世)	横切紙・1通	え990-21
(諸品代金請取書綴)	(近世)	綴/(え999-1・2は紙綴一括)/ (え999-2-1~19は一綴)・1綴	え999-2
覚(筆2本代金8分ほかメ錢1貫937文受取に付) ミのや儀兵衛→産物御会所	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-1
覚(諸品代メ銀6匁2分と錢595文受取に付) 菊屋傳兵衛→御産物御会所	(近世)12月	横切継紙・1通	え999-2-2
覚(千曲川5合代金7分ほかメ金7分と錢325文金銭書上) 伊勢屋歩作→御産物御会所	(近世)辰極月	横切継紙・1通	え999-2-3
覚(書物代金100文ほかメ銀5匁4分と錢551文請取に付) 丁子屋喜三郎→産物御会所	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-4
覚(朱代金4匁ほか請取に付) 美濃屋左兵衛(印「美濃屋」)→産物方御会所	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-5
覚(諸品代メ錢306文金銭書上) 菊屋惣兵衛→御産物御会所	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-6
覚(油代メ銀1匁と錢767文受取に付) きくや惣兵衛→御産物方御会所	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-7
覚(米子炭1俵代金450文ほかメ錢2貫569文金銭書上) 北島屋長左衛門→産物方御会所	(近世)辰極月	横切継紙・1通	え999-2-8
覚(赤貝10代金208文ほか受取に付) 江戸や重兵衛→産物御会所	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-9
覚(午房2貫代錢64文ほかメ錢2貫127文受取に付) 江戸屋佐吉→産物御会所御役所	(近世)辰極月	横切継紙・1通	え999-2-10
覚(なまり300匁代金2朱と錢31文請取に付) 大黒屋徳兵衛(印「松代伊勢町文徳」)→御産物方御会所	(近世)辰12月	横切紙・1通	え999-2-11
覚(鉛400匁代金4匁7分ほかメ銀19匁3分5厘受取に付) 丁子屋清左衛門→御産物会所御役人中様	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-12
覚(鑑札しらけ直し104枚代金260文ほか新規共メ錢312文金銭書上) 増屋義助→御産物御会所	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-13
覚(手問糸代錢174文受取に付) 晝屋儀左衛門→御会所御当番衆中様	(近世)辰7月	横切紙・1通	え999-2-14
覚(手桶2つ代錢80文ほかメ錢164文請取に付) 柳屋太助→会所御役所	(近世)辰12月	横切継紙・1通	え999-2-15
覚(炭大俵代錢424文受取に付) 赤岩村矢崎新田秀治→御産物方御役所様	(近世)辰極月	横切紙・1通	え999-2-16
覚(手桶1つ代錢300文受取に付) 紙屋町吉郎太→御産物方御役人中様	(近世)辰極月	横切紙・1通	え999-2-17
覚(卯年分メ錢650文内金2朱請取に付) 松屋音松→木川会所御役人中様	(近世)辰極月	横切継紙・1通	え999-2-18

産物会所 / 会所運営 / 賄い領収書

覚(摺鉢1つ代銭172文金銭書上) 伊勢町→御会所御役人申様	(近世)	横切紙・1通	え999-2-19
(諸品代金銭書上綴)	(明治3~4年)	綴/(え989-1~22は一綴)・1綴	え989
覚(鑑札板1150枚仕上代メ金3分3朱と銀1匁2分5厘書上) 寺町寅吉→御産物御役所	(明治3年)極月16日	横切継紙・1通	え989-1
覚(差札100枚代銀50匁ほかメ銀500匁受取に付) 大工由作(印)→御産物御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	え989-2
御産物方御役所御用炭(午閏10月20日6俵他メ136俵代金27両と12匁内金10両受取証) 保科村新右衛門(印)→御産物方御役所	明治3年午12月	横折紙・1通	え989-3
覚(餅米代金3両ほかメ金4兩1分2朱書上) 蔦屋久兵衛→御産物御会所	(明治3年)午極月	横切紙・1通	え989-4
覚(細引・筆・茶ほか諸品メ銀37匁19厘と錢1貫570文書上) みのや喜兵衛→御産物御会所	(明治3年)午12月	横切継紙・1通	え989-5
覚(水油・酒ほかメ金2分2朱と銀633匁2分と錢251貫250文書上) 丁子屋喜三郎→御産物御役所	(明治3年)午極月	横長半・1冊	え989-6
覚(長勺代金7匁9分ほか金銭書上) 越後屋和吉→産物御会所	(明治3年)午極月	横切継紙・1通	え989-7
覚(油代金1朱ほか金銭書上) 現金屋理兵衛→御産物方御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	え989-8
覚(大鎌10挺50匁ほかメ銀130匁と錢11貫文金銭書上) 酒井屋恒治→御産物方御会所御役所	(明治3年)午12月	横切継紙・1通	え989-9
覚(宇治巻代銀2匁7分5厘ほかメ銀202匁2分金銭書上) 会津や宇兵衛→産物方御役所	(明治3年)午12月	横切継紙・1通	え989-10
覚(7合入り徳利1本代銀4匁2分ほかメ金1朱と錢250文請取に付) ましや文介→産物方御役所	(明治3年)午極月	横切紙・1通	え989-11
覚(長半切9状代銀114匁5分ほか金銭書上) 会津や喜作→御産物方御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	え989-12
覚(行燈1張代金3朱受取に付) 大工定吉→御産物御役所	(明治3年)午12月	横切継紙・1通	え989-13
覚(銀45匁1分余金銭書上) きく屋佐助→商法方御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	え989-14
覚(銀9匁9分ほか金銭書上) きく屋佐助→御産物方御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	え989-15
覚(筆2本代銀1匁6分金銭書上) 濱屋為吉→御産物御役所	(明治)4月	横切紙・1通	え989-16
覚(極上朱肉代銀32匁1分2厘金銭書上) 一文字屋彦治郎(朱印)→御産物御役所	(明治3年)午極月	横切紙・1通	え989-17
覚(蠟燭10丁代銀10匁金銭書上) 高嶋屋万作→御産物御役所	(明治3年)午12月	横切紙・1通	え989-18
覚(筆1対代銀3匁ほかメ銀1貫18匁9分5厘と錢172文金銭書上) 藤屋善之助→御産物御役所	(明治3年)午12月	横切継紙・1通	え989-19
覚(酒1升5合5勺代銀25匁2分5厘ほかメ銀3貫221匁金銭書上) いせや弥吉→御産物方御会所	(明治3年)午12月	横切継紙・1通	え989-20
覚(肴代銀16匁5分ほかメ金68兩2分3朱と錢172文金銭書上) 能登屋富作→産物方御役所	(明治3年)午12月	横長半・1冊	え989-21

覚(吉原七治へ使善兵衛様金2分ほかメ金1両金銭書上) 白木屋善兵衛→御産物御役所	(明治4)未7月	横切継紙・1通	え989-22
(産物会所差引関係綴)		綴/(え878-1~30は一綴)・1綴	え878
(袋、袋上書「産物方拘り差引書入」)		袋・1点	え878-1
(330両1分富岡、内290両1分2朱八田・39両3分2朱小野より差出しほか金銭書上)		横切継紙・1通	え878-2
(盆前払金81両5分と8匁5分2厘ほかメ金372両12匁7分9厘金銭書上)		横切継紙・1通	え878-3
覚(3貫245匁5分午年分書上) いせ屋弥吉→御産物方御会所	申7月	横切継紙・1通	え878-4
覚(金22両1朱と215文午年引残金書上) 紙屋富作→御産方御役所	申7月	横切継紙・1通	え878-5
覚(銀55匁上弍合入徳利10本ほかメ銀272匁金銭書上) ふじや与兵衛→用度方御役所	未10月23日	横切紙・1通	え878-6
覚(午閏10月15日銀272匁品々代金書上) ふじや与兵衛→八田様御内	申7月	横切紙・1通	え878-7
覚(午7月2日晚より3日昼飯迄御賄6つ八田五十司様・御世話方嘉重郎様当村御出役之節ほか代金お下げ願ひ) 吉田村役人代吉岡重助(印)→商法御役所	未6月4日	横切紙・1通	え878-8
覚(55匁上2合入徳利10本ほかメ銀272匁受取に付) ふじや与兵衛(印)→商法方御役所	申7月	横切継紙・1通	え878-9
(書状、在職中取扱いの金子上納の仰せのところ、私手元には昨年利分のうち2両にて、4月中預り置く分は即刻上納いたす旨ほか) (富岡)良右衛門→(青柳)増太郎様・(八田)慎蔵様	(明治4年)辛未7月23日	横切継紙・1通	え878-10
記(金330両1分富岡、内金40両慎蔵様よりお渡し分・金39両3分2朱小池より勘定済み分ほか金銭書上)		横切継紙/(宿紙)・1通	え878-11
記(仙台平袴1反代金11両2分ほかメ金14両1分6厘金銭書上)		横切紙・1通	え878-12
(金330両1分富岡、内金290両1分2朱八田・金39両3分2朱小野より差出す分ほか金銭書上)		横切継紙・1通	え878-13
記(燭台火鉢代金9両3分1朱ほかメ金16両と銀2匁5分5厘金銭書上)		横切継紙・1通	え878-14
(大坂信濃屋弥左衛門、大坂讃岐屋町鉄屋平右衛門・大坂嶋之内高間町川崎屋庄兵衛借屋熊野屋伴兵衛へ訪問あらば知らすべき旨達)		横切紙・1通	え878-15
(書状、中元挨拶) 伊勢屋茂兵衛→八田弥左衛門様人々御中	7月15日	横切紙・1通	え878-16
覚(白米1斗3升代金2両ほか書上) 九反田村藤右衛門(印「信州九反田穀屋」)→いさみや為助様	5月	横切紙・1通	え878-17
覚(5月17日夜白米2升ほか白米メ5斗2升8合書上) 砂屋為助(印「山に三>信州高井郡福島宿砂屋勘五郎」)→御役元	午6月2日	横切継紙・1通	え878-18
覚(5月26日白米1斗3升代金2両書上) 九反田村藤右衛門(印)→上	5月29日	横切紙・1通	え878-19

産物会所 / 会所運営 / 賄い領収書

覚(銭6貫700文ほかメ銭48貫書上)		横切継紙・1通	え878-20
覚(金11両新潟表より御用に付道中賃銭・賄代仕切証文にて引替え申上書) 長尾三四右衛門(印)→産物御役所	明治3午年7月9日	横切紙/(宿紙)・1通	え878-21
覚(金5両御用米お迎えに付道中仲借として請取に付、証文にて勘定の旨申上書) 才領組荒川左金次→八田様	午7月22日	横切紙・1通	え878-22
覚(6月品々冥加金147両2分と銀4匁5分ほかメ金284両2分と4匁5分、残金124両2分と4匁5分7月12日上納の旨書上)		横切紙/(宿紙)・1通	え878-23
(金7両5分ほかメ金8両2分と銀5匁5厘金銭書上)		横切紙/(宿紙)・1通	え878-24
(金5両と銀2匁7分5厘ほかメ金8両2分と銀5匁5分5厘上納書) 権右衛門	7月13日	横切紙/(宿紙)・1通	え878-25
(4月23日金1両5分ほかメ金15両1分と4匁3分金銭書上)		横切継紙・1通	え878-26
清酒(金3両2朱ほかメ金3両2分と銀4匁6分1厘金銭書上)		横切紙/(宿紙)・1通	え878-27
(その方病気に付名代1人明日4ツ時御城へ差出すべき旨御用状) 鎌原石見→八田嘉右衛門殿	12月10日	横切継紙・1通	え878-28
(小野七より産物改印5通送り状) 善四郎→(八田)慎蔵様	4月14日	横切紙・1通	え878-29
覚(印判2本代銀270匁請取に付) (印「萬角細工 芝宇田川町新道二葉九兵衛御印判師」)→上	月日	横切紙/(木版刷り)・1通	え878-30

産物会所 / 会所運営 / 相場情報

当時相庭(砂糖・生蠟・繰綿相場書上) <山2つに→>店→<□に喜>様	(近世)5月21日	横切紙/(虫損甚大)・1通	え913
鉄物相場附(相場書上) 大坂瓦町一丁目てつや喜蔵(印「大坂瓦町壱丁目 鉄屋」)→信州松城栄助様	(近世)6月2日	縦継紙・1通	え1103

産物会所 / 川船会所

(西大滝村船元太左衛門通船関連書類一綴)	(文化14~天保7年)	綴/(え966-1~11は一綴)・1綴	え966
覚(御国産掛りより金10両内借に付差滞りの節貴殿より取立て願う旨添証文) 西大瀧村船元太左衛門(印)→松代船元和七殿	天保4年巳12月	縦紙・1通	え966-1
御内借金証文之事(私所持の通船積荷物松代金分を引当として金10両借用に付/端裏朱書「丙申」あり) 西大瀧村船元太左衛門(印)→松代御産物方御掛り松本嘉十郎様・山崎久右衛門様	天保4年巳12月	縦紙・1通	え966-2
覚(大瀧村太左衛門滞金に付元利・年賦割金書上/端裏書込あり)	(天保4巳年12月)	横切継紙・1通	え966-3
覚(御免通船2艘の株並びに船1艘を金20両にて譲渡に付代金請取書) 西大瀧村太左衛門(印)→森村和七殿	天保4巳年3月	縦紙・1通	え966-4
覚(船1艘流失のため通船敷料助成頼みに付) 西大瀧村船元太左衛門(印)→松代船元和七殿	天保4年巳12月	縦紙・1通	え966-5

奉拝借金子証文之事(私諸事千曲川通舟のうち1艘引当に金50両借用に付) 水内郡西大瀧村拝借人船元太左衛門(印)・受人親類重蔵(印)→松代御船御会所	文政元寅11月	縦継紙・1通	え966-6
差上申一札之事(船上納の儀新船仕立上納致す旨) 船方文右衛門(印)、[奥書]福嶋宿彦兵衛(印)→通船舟元和七殿	天保4年巳5月	縦紙・1通	え966-7
借用申金子証文之事(私所持川船のうち2艘引当に金50両借用に付) 水内郡西大瀧村船元借用人太左衛門(印)・受人重左衛門(印)・庄屋太左衛門(印)・百姓代市左衛門(印)→松代菊屋和七殿	文化14丑12月	縦紙・1通	え966-8
副証文之事(2艘の船引当に金50両借用に付) 水内郡西大瀧村拝借人船元太左衛門(印)・親類受人重蔵(印)→松代川船御会所	文政元寅年11月	縦継紙・1通	え966-9
覚(通船1艘諸道具料売渡代金1両受取に付) 西大瀧村太左衛門(印)→森村和七殿	天保4巳年3月	縦紙・1通	え966-10
上(金10両受取に付) 高井郡柳沢村七右衛門(印)→松代町菊屋御手代良右衛門様	天保7申11月3日	縦切紙・1通	え966-11

産物会所 / 領内他地域の産物会所

(産物会所冥加金請取関連書類綴)	(万延元年)	綴/(え977-1~5は一綴)・1綴	え977
(金42両余の内上納方内訳並びに残銀3厘書上)	4月29日	横切紙/(縦雑漉込紙)・1通	え977-1
覚(産物会所去未年冥加金の内金10両受取に付) 半田亀作・渡辺承之助(印)→八田慎蔵殿・八田喜兵衛殿	安政7申年正月16日	縦紙・1通	え977-2
覚(去未年分産物方品々冥加金4両2分受取に付) 半田亀作(印)・渡辺承之助→八田慎蔵殿・八田喜兵衛殿	万延元申年閏3月10日	縦紙・1通	え977-3
覚(産物方去未年品々冥加金の内金3両2分2朱受取に付) 半田亀作(印)・渡辺承之助→八田慎蔵殿・八田喜兵衛殿	万延元申年閏3月29日	縦紙・1通	え977-4
覚(産物方去未年冥加金の内金1両2分2朱請取に付) 半田亀作(印)・渡辺承之助→八田慎蔵殿・八田喜兵衛殿	万延元申年4月29日	縦紙・1通	え977-5
(丑年より辰年迄生糸・蚕種紙冥加金産物会所へ取立の金銭書上)	(明治)	横切継紙/(宿紙)・1通	え926
品々御冥加銀御上納御書上帳 上山田御改所	明治3年午12月	横長半・1冊	え1000
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1008-1~4は一綴)・1綴	え1008
覚(1番から4番冥加金書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1008-1
覚(1番から4番鑑札冥加金392両1分取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午6月	横切継紙・1通	え1008-2
(1番から4番鑑札冥加金267両3分取立上納金銭書上) (八田)五十司	(近世)6月	横切継紙・1通	え1008-3
(1番から4番品々糸繭買鑑札冥加金197両1分2匁5分取立上納金銭書上) (八田)慎蔵	(近世)午6月	横切継紙・1通	え1008-4
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1009-1~6は一綴)・1綴	え1009

産物会所 / 領内他地域の産物会所

覚(1番から4番改冥加メ金488両2分と銀13匁4分6厘取立上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1009-1
覚(品々改冥加・三番小綿鑑札冥加メ金36両3分と銀14匁6分1厘取立上納に付) (八田)五十司	(近世) 辛未4月	横切紙・1通	え1009-2
(品々改冥加・1番から4番鑑札税メ金18両1分余取立上納金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1009-3
覚(原村会所上納並びに御役所取立分・3番4番品々鑑札冥加メ金66両3分4厘取立上納に付) 岩之助→(八田)慎蔵様	(近世) 庚午閏10月	横切紙・1通	え1009-4
覚(品々改税・3番4番鑑札税メ金4両2分2朱取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世) 庚午閏10月13日	横切紙・1通	え1009-5
覚(内川村・力石村・上山田村・羽尾村産物改所品々冥加メ金362両7匁2分取立上納に付) 岩之助→(八田)慎蔵様	(近世) 庚午10月	横切継紙・1通	え1009-6
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1010-1~4は一綴)・1綴	え1010
覚(1番から4番品々鑑札冥加金取立上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1010-1
覚(1番から4番鑑札冥加ほかメ金49両2分と銀6匁7分9厘取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世) 午2月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1010-2
覚(3番4番鑑札冥加メ金6両1分と銀5匁7分7厘取立上納に付) (八田)五十司	(近世) 3月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1010-3
覚(産物品々改・2番4番鑑札冥加メ金7両1分と銀9匁7分3厘取立上納に付) (八田)慎蔵	(近世) 午3月	横切継紙・1通	え1010-4
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1011-1~7は一綴)・1綴	え1011
(1番から4番鑑札冥加メ金281両と銀14匁4分1厘取立上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1011-1
覚(1番2番4番鑑札冥加メ金16両1分2朱と銀10匁取立上納に付) 岩之助	(近世) 庚午9月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1011-2
覚(1番から4番鑑札冥加ほかメ金41両と銀12匁9厘取立上納に付) (八田)慎蔵	(近世) 庚午9月	横切継紙・1通	え1011-3
覚(1番から4番鑑札冥加メ金66両1分と銀13匁7分8厘取立上納に付) (八田)五十司	(近世) 9月	横切継紙・1通	え1011-4
覚(1番から4番鑑札税ほかメ金96両と銀14匁5分8厘取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世) 庚午9月	横切継紙・1通	え1011-5
覚(3番麻鑑札冥加並びに上郷出役蚕種生糸等改冥加メ金15両2分と銀1匁8分5厘取立上納に付) (富岡)良右衛門	(近世) 9月12日	横切継紙・1通	え1011-6
覚(矢代村蚕種紙出役改冥加金35両と銀13匁8分取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世) 庚午8月	横切紙/(宿紙)・1通	え1011-7
覚(湯田中村九左衛門油絞半口冥加金辰巳の分上納滞りに付取立上納致し方伺い) 岩之助→(八田)慎蔵様	(近世) 庚午9月	横切継紙・1通	え1012

(品々鑑札冥加金上納書類綴一括)		(え1013-1~4 は巻込一括)・1 点	え1013
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1013- 1-1~8は一 綴)・1綴	え1013-1
(1番から4番品々鑑札冥加ほかメ金906両1分2朱と銀 12匁3分7厘取立上納に付)	(近世)	横切紙/(宿 紙)・1通	え1013-1-1
覚(上郷村々出役改冥加金137両取立上納に付) (青 柳)増太郎	(近世)庚午7月	横切紙/(宿 紙)・1通	え1013-1-2
覚(1番から4番鑑札・品々改冥加メ金147両2分と銀4 匁5分取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午7月	横切継紙/(宿 紙)・1通	え1013-1-3
覚(1番から4番鑑札・品々改冥加メ金109両3分と銀13 匁取立上納に付) (八田)五十司	(近世)7月	横切継紙/(宿 紙)・1通	え1013-1-4
覚(蚕種紙改として川東・川北・川中嶋廻村冥加金332 両3分と銀6匁6分取立上納に付) (八田)五十司	(近世)7月1日	横切継紙/(宿 紙)・1通	え1013-1-5
覚(1番2番4番鑑札・品々改冥加メ金8両1分と銀1匁5 分取立上納に付) (富岡)良右衛門	(近世)7月3日	横切継紙/(宿 紙)・1通	え1013-1-6
覚(4番鑑札・産物改冥加メ金16両2朱と銀1匁5分取立 上納に付) (宮下)兵馬	(近世)午年7月	横切継紙/(宿 紙)・1通	え1013-1-7
覚(1番から4番品々鑑札・産物品々改冥加メ金154両3 分と銀2分7厘取立上納に付) (八田)慎蔵	(近世)午年7月	横切継紙/(宿 紙)・1通	え1013-1-8
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1013- 2-1~5は一 綴)・1綴	え1013-2
覚(1番3番4番鑑札・品々改冥加メ金64両と銀6匁8分 取立上納に付)	(近世)	横切紙・1通	え1013-2-1
覚(油改冥加金1分取立上納に付) (宮下)兵馬	(近世)11月	横切紙・1通	え1013-2-2
覚(4番品々鑑札税・品々改冥加メ金21両3分上納に 付) 荏右衛門	(近世)11月23日	横切継紙・1通	え1013-2-3
覚(品々改冥加金17両2分と銀10匁3厘取立上納に付) 岩之助→(八田)慎蔵様	(近世)庚午11月23日	横切紙・1通	え1013-2-4
覚(1番3番4番鑑札・品々改冥加メ金24両1分と銀5匁6 分5厘取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午11月23日	横切継紙・1通	え1013-2-5
(藍瓶ほか冥加金関連綴)	(近世)	綴/(え1013-3- 1・2は一綴)・1 綴	え1013-3
覚(正月より4月まで藍瓶冥加金メ62両3分と銀2匁5 厘取立上納に付) (八田)慎蔵	(近世)午5月	横切継紙・1通	え1013-3-1
覚(藍瓶鑑札・材木鑑札・鍛冶職鑑札冥加メ金6両1分 と銀4匁2分5厘取立上納に付)	(近世)	横切継紙/(宿 紙)・1通	え1013-3-2
覚(上納金3ヶ月分差引残金11両11匁上納に付) (青 柳)増太郎	(近世)庚午6月7日	横切継紙/(宿 紙)・1通	え1013-4
(品々鑑札冥加金上納書類綴一括)		(え1014-1~6 は巻込一括)・1 点	え1014

産物会所 / 領内他地域の産物会所

(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1014-1-1~5は一綴)・1綴	え1014-1
覚(1番から4番鑑札・品々改冥加メ金29両3分と銀14匁3分取立上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1014-1-1
覚(3番4番鑑札・品々改・腰村和十郎麻荷冥加メ金4両と銀1匁5分3厘取立上納に付) (八田)五十司	(近世)5月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1014-1-2
覚(1番から3番鑑札・品々改冥加、後町村産物改所上納ほかメ金14両と銀5匁取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午6月	横切継紙・1通	え1014-1-3
覚(4番鑑札冥加金2分取立上納に付) (八田)慎蔵	(近世)午4月	横切継紙・1通	え1014-1-4
覚(1番3番4番鑑札冥加メ金11両1分2朱上納に付) (八田)五十司	(近世)5月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1014-1-5
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1014-2-1~9は一綴)・1綴	え1014-2
(1番から4番鑑札冥加ほかメ金401両3分と銀14匁5分3厘取立上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1014-2-1
覚(1番から4番品々鑑札冥加メ金57両2分と銀6匁9分取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午8月	横切継紙・1通	え1014-2-2
覚(品々改冥加金10両1朱と銀6分4厘取立上納に付) (富岡)良右衛門	(近世)午8月9日	横切紙・1通	え1014-2-3
覚(1番から4番鑑札・麻荷物・産物改ほか冥加メ金147両2分と銀2匁3分2厘取立上納に付) (八田)慎蔵	(近世)午8月	横切紙・1通	え1014-2-4
覚(上郷廻村蚕種紙改冥加金70両2分と銀12匁6分取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午7月	横切紙・1通	え1014-2-5
覚(蚕種ほかメ金31両3分と銀14匁4分2厘上郷廻村取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午7月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1014-2-6
覚(蚕種改・生糸改冥加メ金60両11匁7分中川出役取立上納に付) (八田)五十司	(近世)8月	横切紙・1通	え1014-2-7
覚(品々改・1番から4番品々鑑札冥加メ金14両と銀1匁2分取立上納に付) (八田)五十司	(近世)8月	横切継紙・1通	え1014-2-8
覚(産物改冥加金5両1分2朱と銀3匁5厘上納に付) (宮下)兵馬	(近世)8月	横切継紙・1通	え1014-2-9
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1014-3-1~5は一綴)・1綴	え1014-3
(1番から4番品々鑑札冥加メ金17両5分と銀12匁取立上納に付)	(近世)	横切紙・1通	え1014-3-1
覚(1番3番鑑札・品々改冥加メ金2両と銀3匁5分取立上納に付) (八田)五十司	(近世)5月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1014-3-2
覚(2番3番4番鑑札・品々改冥加メ金6両2分と銀7匁取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午6月	横切継紙・1通	え1014-3-3
覚(1番3番鑑札・産物改冥加メ金1両2分と銀9匁取立上納に付) (八田)慎蔵	(近世)午5月	横切紙・1通	え1014-3-4

覚(1番3番4番鑑札冥加メ金7両1分2朱取立上納に付) (八田)五十司	(近世)5月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1014-3-5
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1014-4-1~5は一綴)・1綴	え1014-4
(1番から4番鑑札・品々改冥加メ金77両3分と銀3匁1分1厘取立上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1014-4-1
覚(1番3番4番鑑札・4番蚕種師鑑札・1番絹紬鑑札・品々改冥加メ金14両3分と銀3匁取立上納に付) (八田)五十司	(近世)3月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1014-4-2
覚(麻荷物冥加腰村2番上納分・産物改冥加メ金1両と銀5分上納に付) (八田)慎蔵	(近世)午3月	横切紙・1通	え1014-4-3
覚(1番2番3番品々鑑札・後町村改所上納分ほか冥加メ金27両と銀8匁3厘取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)午3月	横切継紙・1通	え1014-4-4
覚(羽尾村大谷幸蔵方へ出役生糸改冥加金34両3分と銀6匁5分8厘取立上納に付) (八田)五十司	(近世)3月	横切紙/(宿紙)・1通	え1014-4-5
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1014-5-1~8は一綴)・1綴	え1014-5
(1番から4番品々鑑札冥加ほかメ金334両と銀13匁2分4厘取立上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1014-5-1
覚(2番3番4番品々鑑札冥加メ金17両2分取立上納に付) 岩之助	(近世)庚午10月	横切紙・1通	え1014-5-2
覚(2番3番4番鑑札冥加メ金33両1分2朱取立上納に付) (八田)慎蔵	(近世)庚午10月	横切継紙・1通	え1014-5-3
覚(2番3番4番品々鑑札・品々改冥加メ金69両3分と銀11匁2分と錢248文取立上納に付) (八田)五十司	(近世)10月	横切継紙・1通	え1014-5-4
覚(1番から4番品々鑑札・品々改冥加メ金41両1分と銀4匁3分3厘書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1014-5-5
覚(1番から4番品々鑑札・品々改冥加メ金121両と銀13匁1分取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午10月	横切継紙・1通	え1014-5-6
覚(春蚕種夏蚕種改・生糸改冥加メ金47両2分と銀11匁4分1厘、川中島・川北・川東廻村取立上納に付) (八田)五十司	(近世)8月13日	横切継紙・1通	え1014-5-7
覚(矢代村安兵衛冥加金3両1朱と銀4匁2分と錢72文上納に付) 荘右衛門	(近世)8月13日	横切紙・1通	え1014-5-8
(品々鑑札冥加金上納書類綴)	(近世)	綴/(え1014-6-1~5は一綴)・1綴	え1014-6
覚(2番3番4番品々鑑札・品々改冥加メ金183両と銀6匁1分6厘上納に付)	(近世)	横切継紙・1通	え1014-6-1
(2番3番4番品々鑑札・品々改冥加メ金133両3朱1分と銀13匁9分7厘と錢451文取立上納に付) 荘右衛門	(近世)11月	横切継紙・1通	え1014-6-2
覚(4番鑑札・品々改税メ金4両3分と銀11匁6分5厘取立上納に付) (宮下)兵馬	(近世)庚午11月22日	横切紙・1通	え1014-6-3
覚(2番3番4番品々鑑札・品々改冥加メ金79両3分2朱と銀2匁6分取立上納に付) 岩之助→(八田)慎蔵様	(近世)庚午11月	横切継紙・1通	え1014-6-4

産物会所 / 領内他地域の産物会所

覚(2番3番4番品々鑑札冥加・品々改税ノ金24兩1分と銀4匁2厘取立上納に付) (青柳)増太郎	(近世)庚午11月	横切継紙・1通	え1014-6-5
---	-----------	---------	-----------

産物会所 / 諸書類綴

(産物会所関係書類綴)	(近世)	綴/(え940-1~56は一綴)・1綴	え940
(袋、袋上書「当用証文」)	(近世)	袋・1点	え940-1
覚(当春より両替金10兩1分2朱余金銭書上)	(近世)午12月	横切継紙・1通	え940-2
(金13兩より差引き残金4兩2分余勘定書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え940-3
覚(未12月より6月迄7ヶ月分金5兩ほか元利ノ金8兩1分余金銭書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-4
(麻布尺幅不足の件に付、中買人及び村々へ渡した物差は早々差戻し、尺幅は去3月中触示しの通り丈5丈2尺幅1尺にすべき旨達書) 興(興津)権右衛門→山中村々三役人	(近世)閏7月朔日	横切継紙・1通	え940-5
覚(白紬1反代金1分2朱余ほか金銭書上)	(近世)	横切継紙/(一部宿紙)・1通	え940-6
覚(巳年市過払分上納は孫兵衛帰る迄日延下されたきに付金銭届書) 菊屋孫兵衛手代勇吉(印「<丸に二重菱>信州松代増田」)→御産物御会所	(近世)3月	横切継紙・1通	え940-7
(書状、7月朔日貸下ケ願いの糸4兩2分の口を何分お下げなされたき旨) 弥三郎→(八田)喜兵衛様	(近世)11月17日	横切継紙・1通	え940-8
覚(生絹2分ほかノ金4兩余金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え940-9
(村々役人へ渡した物差を会所へ差出す旨並びに市場世話人呼出しは嘉十郎取計う旨申送状) 興津権右衛門→会所掛り中	(近世)閏7月6日	横切継紙・1通	え940-10
覚(地白11枚35匁余ほか代金ノ金3兩2朱余受取に付) 伊勢屋三右衛門(印)→丸田千可吉様	(近世)10月12日	横切継紙・1通	え940-11
乍恐以書取奉申上候(中幅練縮緬10疋ほか追々注文に付品物下拝借したき旨) 木町孫兵衛→御産物方御会所	(近世)5月	横切継紙・1通	え940-12
(書状、5月中忍借の15金と御礼金を受納下されたき旨、並びに先頃上納の5兩は相違もなき旨) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	(近世)7月28日	横切継紙・1通	え940-13
覚(斜子28匁他差し送るので改め入帳すべきに付) 京近江屋新助(印「<角に上>近新」)→荒物屋友吉様	(近世)午7月19日	横切継紙・1通	え940-14
覚(金1兩受取に付) 玉屋清四郎→中嶋三右衛門様	(近世)3月5日	横切紙・1通	え940-15
覚(江戸白玉印4斗入酒樽1本代金1兩2朱ほかノ金1兩2分2朱受取に付) 御飛脚宰領組池田春蔵(印)→産物方御会所	(近世)申3月	横切紙・1通	え940-16
覚(20匁分5つ詰代14匁1分2厘他金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え940-17
覚(産物方御内用荷駄賃銭970文ほか銭1貫188文受取に付) 伊木三郎右衛門(印)→山崎久右衛門殿	(近世)巳12月	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-18
覚(江戸産物会所へ送る筵包1箇駄賃1貫342文荷預書) 御飛脚組吉兵衛(印)→御産物会所	(近世)午6月4日	横切紙・1通	え940-19

覚(縮緬残金11両ほかメ金19両1分1朱余受取に付) 菊屋孫兵衛→御産物御会所	(近世)午2月	横切継紙・1通	え940-20
覚(綿銃付秤1組代銀2朱余ほか受取に付) 守随役所 (印)	(近世)辰10月6日	横切紙/(宿紙)・1通	え940-21
(書状、入料の御用紙下端切紙ほか少なきに付残りも 一両日中に納める旨) 中島渡浪→八田喜兵衛様	(近世)10月4日	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-22
覚(葉罐屋迄差遣す飛脚賃金3朱ほかメ金1分1朱余に 付) 山屋専助→御産物御会所	(近世)午2月11日	横切紙・1通	え940-23
(江戸屋敷上納金31両1分余ほかメ金24両3分余のう ち金11両3分余上納に付金銭書上) 友吉	(近世)正月24日	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-24
覚(渋紙包ほか江戸産物会所へ駄賃メ金1分3朱荷預 書) 宰領組初右衛門(印)→産物御会所	(近世)午6月8日	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-25
覚(銀3朱(マ)と銭91文受取に付) イセ町清吉→御会所 衆中様	(近世)午6月10日	横切紙/(宿紙)・1通	え940-26
覚(御内用状金子入1封受取に付) 御飛脚孝平(印)→木 町御使	(近世)10月28日	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-27
覚(御内用金4両受取に付) 山崎久右衛門(印)・松本嘉十 郎(印)→八田喜兵衛殿	(近世)巳10月	横切紙/(宿紙)・1通	え940-28
覚(筵包2箇江府産物会所へ駄賃銭2貫430文荷預書)御 飛脚吉左衛門(印)→御産物御会所	(近世)午8月13日	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-29
覚(御普請金のうち金5両受取に付) 大工友左衛門(印) →御産物御役所	(近世)巳4月16日	横切紙・1通	え940-30
覚(御普請金のうち金5両受取に付) 大工友左衛門(印) →御産物御役所	(近世)6月10日	横切紙・1通	え940-31
覚(御普請金のうち金5両受取に付) 大工友左衛門(印) →御産物方御会所	(近世)5月4日	横切継紙・1通	え940-32
覚(塗板代銀260匁受取に付) いせや善次(印「<山にホ >飯倉町六丁目伊勢善」)	(近世)3月15日	横切紙・1通	え940-33
覚(筵包3ツ駄賃金1分2朱余受取に付) 御飛脚才領組 林平(印)→御産物御会所	天保5午年8月17日	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-34
覚(箱荷1箇ほか江戸産物会所へ駄賃メ銭1貫578文荷 預書) 御飛脚組米吉(印)→産物御会所	(近世)午7月10日	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-35
覚(白紬1疋代金、上田・中野行旅籠賃・小遣ほかメ金1 両1分余受取に付) 菊屋孫兵衛店伊作(印)→御産物方 御会所	(近世)3月27日	横切継紙・1通	え940-36
覚(荷物目方82貫500目と重荷に付宜しく勘弁下され たき旨) 近江屋作右衛門(印「<角に一>信州日野野瀬田 」)→荒物屋友吉様	(近世)巳10月16日	横切継紙・1通	え940-37
覚(麻3束代金3分2朱余御下ケ金受取に付) 柴町儀惣 治(印)→御産物方御会所	(近世)午2月3日	横切紙・1通	え940-38
覚(和紙包3つほか江府産物懸りへ差出分荷預書) 御 飛脚組文平(印)→御産物御会所	(近世)午5月15日	横切紙/(宿紙)・1通	え940-39
(日雇代清吉渡分として白米6舂余代銭824文ほかメ1 貫367文金銭書上)	(近世)午6月	横切紙/(宿紙)・1通	え940-40
以上口上書申上候御事(3月15日～晦日迄の出勤は都合 16人に付) 伊勢町清吉→御会所	(近世)5月13日	横切紙・1通	え940-41

産物会所 / 諸書類綴

覚(御普請金のうち金1両1分受取に付) 大工忠左衛門(印)→御会所	(近世)巳10月	横切紙・1通	え940-42
覚(去巳6月中上州辺へ御内用の道中旅宿代小遣共入料金2分1朱余に付) 御番人藤吾	(近世)午正月	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-43
覚(当9月中稲荷山上田辺へ御内用の道中旅宿代小遣共入料銀7匁5分に付) 御番人藤吾	(近世)巳11月	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-44
覚(真綿200目代金2分余に付) 美の屋源左衛門→御会所	(近世)5月	横切紙/(宿紙)・1通	え940-45
覚(白紬打直代銭2貫700文受取に付) 内川村柳八→御産物御会所御掛衆中様	(近世)巳12月28日	横切紙・1通	え940-46
覚(りうきふ色1つ駄賃345文受取に付) 御飛脚才領組三郎兵衛(印)→御産物御会所	(近世)4月4日	横切紙・1通	え940-47
覚(荷物2箇ほか江戸御屋敷御掛りへ駄賃銭2貫604文荷預書) 定才領吉左衛門(印)→御会所	(近世)午3月15日	横切紙・1通	え940-48
覚(御内用荷物4箇江府懸りへ駄賃銀2分2朱荷預書) 御飛脚組米吉(印)→産物方御会所	(近世)午4月13日	横切継紙/(宿紙)・1通	え940-49
覚(御産物御内用荷物2箇江府懸りへ駄賃銭1貫990文荷預書) 御飛脚組久作(印)	天保5午年正月25日	横切紙・1通	え940-50
覚(御荷物2箇高崎宿布袋屋へ駄賃銭23匁8分荷預書) 才領組春蔵(印)→御産物方御会所	(近世)午正月27日	横切紙・1通	え940-51
覚(布袋屋送用荷造に使用の渋紙2枚代銀3匁ほかメ金1両余金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え940-52
覚(御内用荷物1箇江府懸りへ駄賃銭932文ほかメ1貫68文荷預書) 御飛脚組弥平(印)→産物方御会所	(近世)午4月10日	横切紙・1通	え940-53
覚(白紬荷物7箇荷預り、紬為替金のうち金30兩渡すに付) 近江屋作右衛門(印)<角に一>信州日野野瀬田)→産物御会所	天保4年巳10月16日	横切継紙・1通	え940-54
覚(御荷物2箇江府懸りへ駄賃金1分2朱余荷預書) 御飛脚組文治(印)→御会所	(近世)午3月19日	横切紙・1通	え940-55
覚(高崎・江戸迄差出す荷物駄賃預書) 才領組古沢藤蔵(印)→産物方御会所	天保5年午4月25日	横切紙・1通	え940-56
(各種頂戴関係綴)	(近世)	綴/(え892-1・2は一綴)・1綴	え892
覚(当巳分市場世話役5人分初代金4両3分余請取に付) 市場世話役与右衛門(印)・善右衛門(印)・嘉十郎(印)・惣之助(印)・儀作(印)→産物方御会所	安政4巳年12月	横切紙・1通	え892-1
品々頂戴物請取通帳(白米) 御仲間政治→御産物方御会所	安政4巳年正月~12月	横半半折・1冊	え892-2
(産物会所関係書類綴)	(近世)	綴/(え873-1~61は一綴)・1綴	え873
(書状、取替の内の300金落手いたし、当座切手差上の旨) 友作→(八田)嘉助様	(近世)正月3日	横切紙・1通	え873-1
(書状、古易断外篇及び伝義差し上げたところ、時言の方は不宜本に付取替差し上げたき旨ほか) (佐竹)周蔵→(八田)嘉兵衛様	(近世)9月7日	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-2
(書状、御受状裏内奉書紙・添書半紙にて然るべくほか案文別に存念無き様に宜しくよう願う旨) 俊章(花押)	(近世)	横切紙・1通	え873-3

(書状、申年10月中より信濃屋・十八屋・亀屋上納に付、その表為替委細差出方控帳相改めたところ、別紙の通り為替差送りに付、承知すべく取り計らい願う旨) 孝三郎→(八田)嘉助様・直右衛門様	(近世)8月17日	横切継紙・1通	え873-4
(書状、後刻罷り出鑑札受け取るべき旨) 松本甚十郎→八田嘉兵衛様	(近世)	横切紙・1通	え873-5
覚(天水桶3つ他代3朱請取に付) 申町清作→御役所	(近世)6月26日	横切紙・1通	え873-6
(4月4日1疋金1両2分他5月4日まで計8両7分5厘金銭書上)	(近世)亥4月27日	横切紙・1通	え873-7
(書状、昨日市場の様子承知の旨) 奥津権右衛門→産物会所御中	(近世)9月18日	横切継紙・1通	え873-8
(書状、紬折計70疋荷物差し出す様御尋ねに付、明日昼過までに申し上げるべき旨)	(近世)	横切紙・1通	え873-9
(書状、お手元に正金有り合わせの旨) (八田)嘉助→寺町様	(近世)3月13日	横切継紙・1通	え873-10
(書状、正金上納の義承知に付当月3日迄に上納の旨)(佐竹)忠蔵→(八田)喜兵衛様	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-11
(書状、紬代金30両差送られのところ、委細九兵衛申遣す旨) 渡甚吉→増田孫兵衛様尊下	(近世)9月28日	横切継紙・1通	え873-12
(書状、4、5日中寄合いたし御覚申し上げ度旨差出し、については同意罷り上る旨) 片岡伝兵衛→寺町様	(近世)正3日	横切継紙・1通	え873-13
(書状、去14日頼母講滞りなく会合調い、出席御礼の旨並びに出金何年滞りか御尋ねの旨) 北上传右衛門→笠井和七様	(近世)11月21日	横切紙・1通	え873-14
(書状、下され金20両遣わすべき旨並びに拝借の事内談の旨) 久右衛門→(八田)嘉兵衛様	(近世)閏11月29日	横切継紙・1通	え873-15
(書状、30兩為替証文御廻しのところ為替は同人へ金子御廻し、為替証返印申すべき旨) (佐竹)周蔵→(八田)嘉兵衛様上	(近世)正月	横切継紙・1通	え873-16
(書状、紬取扱いに付白木屋は当時も引き受けに付金子入り方宜しく評議御伺いの旨) (中嶋)三右衛門→会所御一統様	(近世)9月晦日夜	横切継紙・1通	え873-17
(書状、酒造株代金当月中旬待ち居り候ところ、全国集会出现役人より願いに付取り計らいの旨、下案) 小諸にて一翰	(近世)	横切継紙・1通	え873-18
(書状、七左衛門殿へ御尋ねの旨御懸へ申し上げ度旨)(堀内)与一右衛門→(中嶋)三右衛門様	(近世)正月2日	横切継紙・1通	え873-19
(家屋敷・田地金ほか金銭不足金・借金利金引請人書上)	(近世)	横切継紙・1通	え873-20
(12貫100分他メ12匁と132貫目金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え873-21
(書状、封路お届け有れば私まで申すべく旨) 荻屋孫七店→菊屋傳兵衛様御衆中様	(近世)正月2日	横切紙・1通	え873-22
(書状、当利分1両2分上納の旨) 表柴丁→伊勢町様	(近世)	横切紙・1通	え873-23
(書状、京都小橋屋より貴家様へ金45両及び中野行金25両差仕りにつき頼む旨) 富藤曾右衛門→増田孫兵衛様貫下	(近世)4月2日夕	横切継紙・1通	え873-24

産物会所 / 諸書類綴

(書状、去年中布袋屋へ遣わし白紬疋両代に付御印早速遣わされたき旨) 兩人→御四人様	(近世)2月22日	横切継紙・1通	え873-25
(書状、中島隠居より預かりにて有り難き旨) 盛之丞→(八田)辰三郎様・久右衛門様	(近世)2月6日	横切継紙・1通	え873-26
(書状、増徳一条直に当人へお尋ね願う旨)	(近世)3日	横切継紙・1通	え873-27
(伊勢町傳左右衛門・平蔵他6町11名書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-28
(馬喰町伊助・清次郎・勘次郎他3町8名書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-29
(柴原村より呉宮村迄吉太郎・濱蔵他人名書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-30
(越中表1枚金1両6分6厘他メ3両1分6厘受取に付) 晝屋多吉→御会所様	(近世)6月	横切紙・1通	え873-31
(書状、町方相場の儀に付取り込み申し入れる旨) 磯右衛門→(八田)嘉右衛門様	(近世)9月8日	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-32
覚(綿縮3反228匁他メ3貫456匁書上) 蔦屋民之助・元吉→きく屋傳兵衛様・清七様	(近世)巳7月	横折紙・1通	え873-33
覚(金子入封御状壹通受取に付) 安達官之助内(印)→御飛脚治助殿	(近世)10月22日	小切紙・1通	え873-34
(書状、江府より到来の為替証文廻すべき旨) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)2月21日	横切継紙・1通	え873-35
覚(伊勢町他4町分焼失御手宛金メ金98両1分6厘書上)	(近世)申7月	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-36
覚(屋敷分・産物方・普請方ほか払不足申上書)	(近世)申7月24日	横切継紙・1通	え873-37
覚(金52両739文跡子年高他メ金71両203文金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え873-38
(書状、お土産結構の品戴き御礼の他金25両林助殿より兼ねて願いの通り宜しく願上の旨) 小橋屋利介・弥兵衛→増田孫兵衛様	(近世)3月17日	横切継紙・1通	え873-39
(去年中送り候分源右衛門心得違いの事ほか書上)	(近世)	横切紙・1通	え873-40
(書状、白紬等会所納の分如何取り計らいか伺い他品物受取にて代価調べ早速御廻し願う旨) 江府懸り→御在所御掛様	(近世)6月12日	横切紙/(宿紙)・1通	え873-41
(書状、両年分別紙の通りに付お調べ近日お廻し願う旨) 伊木三郎右衛門→八田嘉兵衛様	(近世)2月23日	横切紙/(宿紙)・1通	え873-42
(西年・戌年分の駄賃・荷筵代金2両3朱と錢2貫870文金銭書上)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-43
(金100両他金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え873-44
(酒店商品売払残り等日々書上) 酒店	(近世)4月1日~6月15日	横切継紙・1通	え873-45
(「枯枝に…」俳句評文)	(近世)	横切紙・1通	え873-46
(書状、別紙人別書差し上げ、今朝仰せ渡さる書面後刻迄申し上げる旨)	(近世)	横切紙・1通	え873-47
(書状、飯米3斗6升御廻し下され、残りの義は近々御廻しくれ候趣御受申し上げの旨ほか) (水野)友作→(八田)嘉助様	(近世)10月2日	横切継紙・1通	え873-48

覚(名古屋より松代迄駄賃・荷造り入用代他メ3貫810文金銭書上) 重郎次	(近世)12月8日	横切紙・1通	え873-49
(書状、支配所村々へ預置き候金子早速返上仕るべくところ、延引御聞き置き旨) (佐竹)周蔵→(八田)慎蔵様	(近世)閏3月4日	横切紙・1通	え873-50
(神秀大師・慧能大師の偈)	(近世)	横切紙/(織維漉込紙)・1通	え873-51
(玉屋源太郎駄賃書上メ42両江戸表へ為替願いの旨) 友吉	(近世)	横折紙・1通	え873-52
覚(大平・大井・大鉢・さしみなど銀79匁3分ほか金銭請求書) かしわ屋保左衛門→柏屋藤吉様	(近世)12月	横切継紙・1通	え873-53
覚(生絹55匁ほか金銭書上) 日野屋傳兵衛(印)→荒物屋友吉様	(近世)12月23日	横切紙・1通	え873-54
(御宮掃除番人兼駒沢市兵衛へ産物会所番人申し付けの旨) →御宮奉行中	(近世)6月12日	横切紙/(宿紙)・1通	え873-55
(書状、御宮番駒沢市兵衛儀産物会所番人命じられるに付、その役方へ引渡す旨) 与良弥門→磯田音門様	(近世)6月12日	横切紙・1通	え873-56
(子年分・丑年分の元利金ほか書上)	(近世)	横切紙・1通	え873-57
(差引として金167両上納不足に付書付)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え873-58
覚(差引銭200貫349文不足の旨、下案)	(近世)	横切継紙・1通	え873-59
(9月24日分・10月分メ金170両のうち上納済の外残金書付)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え873-60
(松山方貸金ほか金45両金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え873-61
(産物会所関係綴)	(近世)	綴/(え874-1~10は一綴)・1綴	え874
(書状、糸方会所にて取扱い物数多に付、元帳面ほか御縮筋の義一同申談・取調の旨) 矢沢監物→松木源八殿・奥津権右衛門殿	(近世)10月23日	横切継紙・1通	え874-1
(書状、紺屋町藤吉手代竹屋中野表へ糸買入のところ、布袋屋手代より内談にて松代袖市場にて仕入れたきに付、松代様子伺いのため内壺人此表へ帰国いたし候旨藤吉申し立ての旨)	(近世)	横切紙・1通	え874-2
(書状、越後米廻したき儀、善光寺取り持ちながら堂島米仲買を世話人に置きたく堂島新地蔵屋敷見取り図など申上る旨) (留賀にて認)	(近世)11月朔日	横切継紙・1通	え874-3
(書状、本所松坂町一町目長次郎14歳両眼共自由に出し入れに付善次郎見せ物に差し出す由風聞の旨)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え874-4
(書状、年始挨拶) 佐竹周蔵→八田喜兵衛様人々御中	(近世)正月2日	横切紙・1通	え874-5
(書状、内助の計らい下されたく願書) (佐竹)周蔵→(八田)喜兵衛様	(近世)2月	横切紙・1通	え874-6
(書状、先刻申し聞かれた書類御懸りへ差出しに付お下げ願の差越し候旨) 磯田音門→八田嘉兵衛殿	(近世)3月26日	横切継紙・1通	え874-7
(金1万1697両と銀8匁7分1厘の内金5155両4匁8厘書上、後欠)	(近世)	横切紙・1通	え874-8

産物会所 / 諸書類綴

(書状、傳兵衛様所持の井草その外品々代米は対談の上取りはからうべき旨ほか) 庄屋源七→(菊屋)傳兵衛様・(沼田屋)大蔵様	(近世)11月2日	横切継紙/(虫損甚大)・1通	え874-9
覚(花色絹御染代金3両2分請取に付) 沼田や大蔵(印)→八田辰三郎様御内	(近世)7月4日	横切紙・1通	え874-10
(送達・出頭村触関係綴)	(近世)	綴/(え879-1~14は一綴)・1綴	え879
(この一封村継遅滞無く早々達すべき旨達) 高(高田)幾太(印)→東寺尾村(印)・町川田村・福島村(印)・布野村・里村山村 右村々三役人	(近世)12月8日	横切継紙・1通	え879-1
(明後10日4時村役人1名差添罷出るべき旨達) 高(高田)幾太(印)→小嶋村弥平治(印)・右村三役人(印)	(近世)12月8日	横切紙/(包紙とも)・1通	え879-2
(この一封村継遅滞無く早々達すべき旨達) 高(高田)幾太(印)→東寺尾村(印)・町川田村右村々三役人	(近世)12月8日	横切紙・1通	え879-3
(明後10日4時村役人1名差添罷出るべき旨達) 高(高田)幾太(印)→八丁村源三郎(印)	(近世)12月8日	横切紙/(包紙とも)・1通	え879-4
(この一封村継遅滞無く早々達すべき旨達) 高(高田)幾太(印)→清野村(印)・小森村(印)・石川村(印)・赤田村(印)・三水村(印)・今泉村・水内村(印)・上条村(印) 右村々三役人	(近世)12月8日	横切継紙・1通	え879-5
(明後10日4時村役人1名差添罷出るべき旨達) 高(高田)幾太(印)→新町村与惣治・右村三役人(印)	(近世)12月8日	横切紙/(包紙とも)・1通	え879-6
(この一封村継遅滞無く早々達すべき旨達) 高(高田)幾太(印)→東寺尾村三役人(印)	(近世)12月8日	横切紙・1通	え879-7
(明後10日4時村役人1名差添罷出るべき旨達) 高(高田)幾太(印)→上真嶋村喜兵衛・右村三役人(印)	(近世)12月8日	横切紙/(包紙とも)・1通	え879-8
(この一封村継遅滞無く早々達すべき旨達) 高(高田)幾太(印)→清野村(印)・小森村(印)・御平川村・石川村(印)・田野口村(印)・高野村(印)・中牧村(印)・南牧村(印) 右村々三役人	(近世)12月8日	横切継紙・1通	え879-9
(明後10日4時村役人1名差添罷出るべき旨達) 高(高田)幾太(印)→大岡村宮平組与五右衛門子重兵衛・右村三役人(印)	(近世)12月8日	横切継紙/(包紙とも)・1通	え879-10
(と組藤岡伊織抱屋敷半三・ろ組御安口寿平・田中村之内御安口妻蔵明10日4時所役人差添え罷出るべき旨達) 高(高田)幾太(印)→と組(印)・ろ組(印)・な組(印) 右組々役人	(近世)12月9日	横切継紙/(え879-10と13の間に挟込)・1通	え879-11
(紙屋町山下嘉兵衛・永之助・伊勢町増田孫兵衛・鍛冶町柳左衛門子重蔵明10日4時町村役人差添え罷出るべき旨達) 高(高田)幾太(印)→紙屋町(印)・伊勢町(印)・鍛冶町(印) 右町々役人	(近世)12月9日	横切継紙/(え879-10と13の間に挟込)・1通	え879-12
(この一封村継遅滞無く早々達すべき旨達) 高(高田)幾太(印)→清野村(印)・岩野村(印)・大口村(印)・雨宮村(印) 右村々三役人	(近世)12月8日	横切継紙・1通	え879-13
(明後10日4時村役人1名差添罷出るべき旨達) 高(高田)幾太(印)→矢代村倉重・右村三役人(印)	(近世)12月8日	横切紙/(包紙とも)・1通	え879-14
(書状下案一括)	(近世)	(え900-1~3は巻込一括)・1点	え900
(紺屋町政吉より申立の大坂東雲堂方へ頼み入れ才覚金口入の儀に付内慮伺書、下案)	(近世)	縦紙/(虫損甚大)・1通	え900-1

(三輪村ほか木綿師共行司を立てる願立の儀に付伺書、下案)	(近世)	縦紙/(虫損甚大)・1通	え900-2
(当方金談の儀は当町政吉より稲荷山表へ頼申し入れ一条に付書付、下案)	(近世)	縦紙/(虫損甚大)・1通	え900-3
(産物会所関係書状綴)	(近世)	綴/(え927-1~28は一綴)・1綴	え927
(袋、袋上書「古袖御払代金請払帳」)	(近世)	袋・1点	え927-1
口上覚(元会所御抱仲間山布施村清三郎の儀、紛失物届書の神主・山伏記載の遺恨にて、貴所様を暗討致すと申し会所へ強争に付御礼願) 御番人庫之助→産物方御会所	(近世)12月4日	横切継紙・1通	え927-2
覚(八田嘉助殿他21名仲位免許・目録人別書上)	(近世)辰9月	横切継紙・1通	え927-3
(麻布尺幅の儀触示以前に糸拵織立分は期日を限り買い取る旨の評議に付伺書) 産物会所掛り	(近世)9月	横切継紙/(宿紙)・1通	え927-4
(納屋甚兵衛献上物廻勤一卷書抜差し上げに付御落手下されたき旨届書)	(近世)11月23日	横切紙・1通	え927-5
(麻布尺幅の儀触示以前より糸拵織立分は期日を限り買い取る旨の評議に付伺書、下案)	(近世)9月	横切継紙/(宿紙)・1通	え927-6
(納屋甚兵衛御用達に成り候節配物等会所御控帳より内々書抜き遣わされたき旨依頼書) 弥惣右衛門→(八田)嘉助様	(近世)11月22日	横切紙・1通	え927-7
(別紙触以前にても兼て触置きに付心得違いにて糸拵え云々の文談に直し候旨書付/朱書)	(近世)	横切継紙・1通	え927-8
(麻布尺幅の儀触示以前より糸拵織立分は期日を限り買い取る旨の評議に付伺書、下案) 産物会所掛り	(近世)9月	横切継紙/(宿紙)・1通	え927-9
(産物会所初度の頃より勤め心懸け宜しく励み貞実にて、一代上下・苗字ご免下されたきに付願書、下案)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え927-10
(書状、喜兵衛様より伊賀屋太兵衛へ御下ケ金100両は伊賀屋より正金上納仰せ付けられ近江屋三右衛門へ御下ケ金にて、御印書御引下ケ成されたき旨ほか) (佐竹)周蔵→(八田)嘉助様	(近世)9月7日	横切継紙/(青紙)・1通	え927-11
(書状、別紙の通り申し来るにより嘉十郎へは御用の趣申し遣わされたき旨) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)12月22日	横切紙・1通	え927-12
(市場世話役中町嘉十郎の儀明日自宅へ罷出べき旨達書) 磯田音門→産物会所掛中	(近世)12月22日	横切継紙・1通	え927-13
(出精勤めに付会所勤中上下御免の達書) →中嶋伴兵衛組産物会所番人庫之助	(近世)12月27日	横切継紙・1通	え927-14
(良作殿金1両3分余ほか金銭書上)	(近世)8月5日	横切継紙・1通	え927-15
覚(金13両3分2朱ほか金銭書上) 宮沢善吉	(近世)7月4日	横切紙・1通	え927-16
酉十二月十五日(江府差出しの白縮緬ほか)金933両3分余品物・金銭書上) 産物会所懸	(近世)(酉)12月14日	横折紙・1通	え927-17
(金192両1分余、差引き金30両不足に付金銭勘定書上)	(近世)酉6月~戌2月	横折紙・1通	え927-18

産物会所 / 諸書類綴

(江戸駄賃金100両程ほか駄賃差引勘定書上)	(近世)	横折紙・1通	え927-19
土蔵有物調(染絹・白紬・縮緬・斜子縞・帯地メ金34両2分余金銭書上)	(近世)亥7月	横折紙・1通	え927-20
(別紙の通り売買所上納分にて上納致すに付御手の分は何程かお調べ下されたき旨書付) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)3月2日	横切紙・1通	え927-21
(書状、御礼金32両未だ上納なきに付何分繰合わせ上納下されたき旨) 池田良右衛門→八田喜兵衛様・八田嘉助様	(近世)3月6日	横切紙・1通	え927-22
(書状、会所調方突合にて明朝矢野倉氏お出でくださるよう申通しの旨) (八田)喜兵衛→(八田)嘉助様	(近世)27日	横切継紙/(宿紙)・1通	え927-23
覚(友吉上納分金50両ほかメ金130両1分金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え927-24
差引一紙(友吉より小売方へ上納分直に紬方へ打廻し金高74両ほか上納金取扱差引金181両1分2朱余勘定書上)	(未10月17日)	横切継紙/(宿紙)・1通	え927-25
覚(金76両1分1朱書上)	(近世)亥9月	横切紙・1通	え927-26
(荒神町陶器竈渡世に付東寺尾村三之丞の儀傳兵衛と渡世仕りたき旨伺書、下案) 産物会所掛	(近世)未3月	横切継紙・1通	え927-27
覚(馬喰町専助糸2駄ほかメ7駄は当5月14日までに矢代宿継立に付)	(近世)	横切継紙・1通	え927-28

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
松代商法社			
(金銭等受取関係書類綴)	(明治3年)	綴/(え888-1~16は一綴)・1綴	え888
(袋、袋上書「商法方書類」) 八田知衛	(明治3年)辛未6月	袋・1点	え888-1
(書状、御手元金引当に付都合金42両3分別紙証文を取り亀太郎・亀之助へ渡す旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(明治3年)午大晦日	横切継紙・1通	え888-2
御内借金証文之事(要用のため御産物方助成金44両3分拝借に付、下案) 番人・世話役・使丁→商法掌御役所	(明治3年)	横切継紙・1通	え888-3
(書状、別紙の通り差し上げる旨) (大里)忠一郎→(八田)慎蔵様	(明治3年)6月17日	横切継紙・1通	え888-4
覚(昨11月下旬事件前預り返上金304両ほかメ金304両2歩2朱と466文金銭書上)	(明治3年)	横切紙・1通	え888-5
覚(大奉書紙5丸代金47両2分受取に付) 日名村牛越佐市(印)→八田様	明治3午年4月4日	横切紙・1通	え888-6
覚(中奉書13束・小奉書15束メ代金167両受取に付) 日名村牛越佐市(印)→御産物御掛り八田慎蔵様	明治3午年4月26日	横切紙・1通	え888-7
(粘入半紙早速お廻し下されに付礼状) 栄左衛門→(八田)慎蔵様	(明治3年)6月19日	横切紙・1通	え888-8
覚(金1両と銀6匁8分受取に付) 片羽町国治(印「松代片羽町建具師」)→上	(明治3年)4月12日	横切紙・1通	え888-9
(雨宮村杏干仁買1人金2朱ほか諸商売上納金書上/端裏書込あり)	(明治3年)	横切継紙/(宿紙)・1通	え888-10
(稲荷山村杏干仁買5人金2分2朱上納金書上)	(明治3年)	横切紙/(宿紙)・1通	え888-11
覚(去巳12月取立の冥加金13両余上納書上) (八田)慎蔵	(明治3年)午正月	横切継紙/(宿紙)・1通	え888-12
覚(下筋才領に付中借金5両受取に付) 岡沢朝治組宇左衛門(印)	(明治3年)午6月	横切紙・1通	え888-13
覚(善光寺本屋弥助殿行鱈100本受取に付) 長沼宿積問屋西島三郎右衛門(印)→西大瀧村積問屋斎藤太左衛門殿	(明治3年)午6月17日	横切継紙・1通	え888-14
覚(音七・美之松分米代金メ金12両2分余上納書) 音七・美之松→御産物御会所	(明治3年)6月20日	横切紙・1通	え888-15
覚(玄米1俵代金3両3分余上納書) 船乗円蔵(印)→御産物方御役所	(明治3年)午6月20日	横切紙・1通	え888-16
(産物冥加金取立帳面関係達書綴)	(明治4年)	綴/(え904-1~12は一綴)・1綴	え904
(包紙、包紙上書「急 商法方御役所 竹房村孫右衛門」) 商法方御役所(印)→竹房村孫右衛門	(明治4年)辛未10月23日	包紙・1点	え904-1
(一昨巳年以來差出しの御用紙員数並びに代金渡分取調べ至急持参の旨達書) 富岡良右衛門→竹房村孫右衛門	(明治4年)辛未9月23日	横切継紙・1通	え904-2
(包紙、包紙上書「商法方御役所 矢代村柿崎繁之助・松崎善代治 矢代村より今順達」) 商法方御役所(印)→矢代村柿崎繁之助・松崎善代治	(明治4年)5月10日	包紙・1点	え904-3

松代商法社

(去去年中産物品々改帳面並びに冥加金取立帳取調べ持参すべき旨達書) 商法方御役所(印)→矢代村柿崎繁之助・松崎善代治	(明治4年)5月10日	横切継紙・1通	え904-4
(福嶋村田之助・辰弥海外輸出蚕種取積見込鑑札の儀 東京御役所へ返上の趣申上げべく旨達書 商法方御役所(印)→右(福嶋)村三役人	(明治4年)4月26日	横切継紙/(包紙貼付)・1通	え904-5
(包紙、包紙上書「商法方御役所 福島村竹内文八 東寺尾村より順村継」) 商法方御役所(印)→福島村竹内文八	(明治4年)4月27日	包紙・1点	え904-6
(去去年中品々産物改諸帳面並びに冥加金取立帳残らず差出すべき旨達書) 商法方御役所(印)→福島村竹内文八	(明治4年)4月27日	横切継紙・1通	え904-7
(包紙、包紙上書「至急 商法方御役所 福島村竹内文八 東寺尾村・町川田村・福嶋村より可相達」) 商法方御役所(印)→福島村竹内文八	(明治4年)5月11日	包紙・1点	え904-8
(去去年産物品々改帳冊類並びに冥加金取立帳入用に付即急持参すべき旨達書) 商法方御役所(印)→福島村竹内文八(印)・丸山九兵衛	(明治4年)5月11日	横切継紙・1通	え904-9
(去去年産物品々改帳冊類並びに冥加金取立帳入用に付即急持参すべき旨達書) 商法方御役所→吉田村伊藤弥兵衛・竹内重左衛門	(明治4年)5月11日	横切継紙・1通	え904-10
(包紙、包紙上書「至急 商法方御役所 網懸村高井又十郎」)/え904-12の包紙 商法方御役所(印)→網懸村高井又十郎	(明治4年)5月11日	包紙・1点	え904-11
(去去年産物品々改帳並びに冥加金取立帳残らず差出すべき旨達書) 商法方御役所→網懸村高井又十郎・金子義右衛門	(明治4年)5月11日	横切継紙・1通	え904-12
以書面奉願上候(余儀なく横浜表に参り帰国まで家屋敷諸品組合に預けたきに付) 中町願人儀作→御産物方御掛り富岡良右衛門様・八田慎蔵様	明治4年4月4日	縦紙・1通	え930
(産物会所金銭受取関係綴)	(明治)	綴/(え886-1・2は各一綴)/(え886-1-1~22は一綴)・1綴	え886-1
(袋、袋上書「産物方」)	(明治)	袋・1点	え886-1-1
覚(金34両2分と銀3匁2厘樽代割返し分請取に付) 志垣村五郎治代小兵衛→商法方御役所	(明治)未6月6日	横切紙・1通	え886-1-2
(力石村佐市正月27日金100両ほか金銭書上)	(明治)	横切継紙・1通	え886-1-3
(奉書御買勘定金214両2分書上)	(明治)	横切紙・1通	え886-1-4
(奉書瀧立に付御入料御下金不足金184両3分2朱ほか金銭書上)	(明治)	横切継紙・1通	え886-1-5
覚(総督府より書状箱持参の飛脚賃金2両2分2朱と248文請取に付) 御飛脚取次役石合周左衛門(印)→検断所	(明治)辰5月8日	横切紙・1通	え886-1-6
(書状、東京総督府よりの御用状持参の飛脚賃早速御廻し下され有り難く落手いたし早々下げ申すべく旨) 増蔵→(八田)慎蔵様	(明治)7月5日	横切継紙・1通	え886-1-7
覚(江戸総督府より御状持参の飛脚賃金2両2分2朱と218文請取書) 御飛脚取次役石合周左衛門印→検断所	(明治)辰5月8日	横切紙・1通	え886-1-8

(高岡5両樽代ほか金銭書上)	(明治)	横切継紙・1通	え886-1-9
証(金5両旧藩札にて時借の旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(明治)辛未7月23日	横切継紙・1通	え886-1-10
(勘定帳面下請いたす旨ほか伺書) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(明治)	横切継紙・1通	え886-1-11
(幸蔵より御借入元利金116両1分2朱ほか金銭書上)	(明治)	横切紙・1通	え886-1-12
(午2月分元1割5分金95両ほか金銭書上)	(明治)	横切紙・1通	え886-1-13
(書状、進上品々税金御断りの分は会中へ上納、並びに御用米買上の借入ご返済に付委細書上の旨) (青柳)増太郎・(八田)慎蔵・誠蔵→斎助様	(明治)7月23日	横切継紙・1通	え886-1-14
(諸品税金元利メ金17両3分7匁1分2厘金銭書上)	(明治)	横切継紙・1通	え886-1-15
(南堀村幸吉ほか3名繭中買人名書上)	(明治)	横切紙・1通	え886-1-16
記(銀7貫5分7月12日白紬改税金取立の分上納の旨) (八田)慎蔵	(明治4年)辛未7月22日	横切紙・1通	え886-1-17
証(金42兩当5月中会合助成講懸金の内受取に付) 商法方御役所(印)→力石村沼田多右衛門	(明治4年)辛未7月12日	横切継紙・1通	え886-1-18
記(9月上納金16兩1分2朱と10匁ほか去午年中上納の旨) 岩之助	(明治4年)辛未8月17日	横切継紙・1通	え886-1-19
(未7月4会目10口分金10兩3分と銀14匁5分金銭書上)	(明治)	横切紙・1通	え886-1-20
(午6月1割5分金95兩、1割5分18ヶ月21兩1分2朱金銭書上)	(明治)	横切紙・1通	え886-1-21
(米買上御借入金95兩ほか金銭書上)	(明治)	横切紙・1通	え886-1-22

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
内方・産物会所混合文書 / 書状・領収書ほか一括			
(借入金・無尽など金銭関係ほか綴)	(天保)	綴/(え969-1~53は一綴)・1綴	え969
(袋、袋上印「内津産御煎茶 野路乃梅」) (端印「尾州内津山下鶴飼興右衛門」)	(天保)	袋・1点	え969-1
(紬189疋代金117両ほか斜子縞・紬縞・山繭紬等代金並びに絹染代金22両沼田屋金兵衛へ渡す旨書上)	(天保)	横折紙・1通	え969-2
(母願いの金子2両1分3朱今朝下され落手に付申送状) 五百人→(八田)嘉助様	(天保)26日	横切継紙/(宿紙)・1通	え969-3
覚(未年差引残金1両3分1朱余と奈岡木綿染代差引残銀9匁5分メ金1両3分3朱と348文勘定書上) 近江屋作左衛門→師岡様御内	(天保)霜月8日	横切継紙・1通	え969-4
(中條村年賦金3分と6匁1分ほか惣メ23両2分3朱60文金銭書上)	(天保)	横切継紙/(宿紙)・1通	え969-5
(書状、儀三郎殿参られ御咄のところ今以て一向渡金無く難洪に付先ず金5両有らば年越しの用意、歳暮物も出来申すべく、先ず金5両御渡し下さるべき旨) 源八→(八田)嘉助様	(天保)12月28日	横切紙・1通	え969-6
(別紙の通り扱んどころなき儀にて金5両御渡し下さるべき旨書付) (八田)嘉助	(天保9年)戊12月28日	横切紙・1通	え969-7
口上(夕方までに昨日の儀何分も願いたきに付伺書) 叔玉拝→書鳩公	(天保)30日	横切紙・1通	え969-8
(書状、光次郎願いたきに付相談成りたき旨) 以月浪拝→御向様	(天保)2月29日	横切紙・1通	え969-9
覚(戌御礼金20両ほかメ金126両御内借御礼金受取に付) 池田良右衛門(印)・西村源蔵・大嶋磯右衛門→八田嘉右衛門殿	天保10亥年2月8日	横切継紙・1通	え969-10
(書状、別居に付積立差し出し一覧のところ、当時家中取扱いにては入用際限なく、儉約の旨、下案)	(天保)	横切継紙・1通	え969-11
(一昨年稀の違作に付、用達金のため金302両2分年1割にて拝借に付証文写) 西村源蔵・大嶋磯右衛門、[奥書]岡島庄蔵・金児丈助→八田嘉右衛門殿	天保7申年12月	横切継紙/(宿紙)・1通	え969-12
(御預り金は用達方へ差し出し、元利は御下金次第返済致す旨に付一札/前欠) 八田嘉右衛門→水野友作殿	天保10亥年2月	横切紙・1通	え969-13
覚(御安口蓮乗寺事績取調書、下案) (八田)嘉右衛門→尼殿方丈様	(天保)12月11日	横切継紙・1通	え969-14
(開基久龍源吾ほか過去帳抜粹)	(天保)	横切紙・1通	え969-15
(書状、田幸村(マ)地藏院釣鐘銘文に拙家名前も有る覚を坂原より写しのところ紛失し書き取り願う旨) (八田)嘉右衛門→宗準様尊床下	(天保)正月11日	横切継紙・1通	え969-16
(蓮乗寺開基の事績に付天文年中の過去帳取調べ覚書)	(天保)	横切紙・1通	え969-17
(書状、金子御用の由畏み奉り、今年是有り合わせのところ外へ遣わす約諾し、30金あれば差し懸かりの義に付) (堀内)与一右衛門→(八田)嘉助様	(天保)霜月16日	横切継紙・1通	え969-18

(請取証文落手に付金9両差送る旨申送書) (水井)忠歳→(八田)嘉助様	(天保)12月25日	横切紙/(宿紙)・1通	え969-19
(書状、呉服太物小売仕度儀、兼ねて申上の通り高崎店の品内正札付現金買いと堅く相定め、先ず少々宛売捌き、呉服売り捌きの上は産物も手堅く大丈夫になる故、取扱い願う旨/端裏書込あり)	(天保)2月	横切継紙・1通	え969-20
(油店の儀、北堀村甚十郎長々上州辺り迄も油商売仕り老年に付隠居致し居るため、多助同格にて召抱える旨申上書/端裏書込あり)	(天保)2月	横切継紙・1通	え969-21
覚(嘉助様、金30両の内1両1分と9匁懸前の分ほかメ金23両3分3朱と2匁3分5厘金銭書上)	(天保)	横折紙・1通	え969-22
覚(金8両借用に付) 八田嘉右衛門内平兵衛(印)→堀内与一右衛門様	天保9戌年3月	横切紙・1通	え969-23
覚(金5両借用に付) 八田嘉右衛門内平兵衛(印)→堀内与一右衛門様	(天保9年)戌4月3日	横切紙・1通	え969-24
覚(金5両借用に付) 八田嘉右衛門内平兵衛(印)→堀内与一右衛門様	(天保9年)戌3月23日	横切紙・1通	え969-25
覚(初代金メ金170両と12匁7分5厘請取に付) 藤屋戸佐久(印)→伊勢町傳兵衛殿	天保9戌年極月27日	横切継紙・1通	え969-26
覚(年1割2分利息にて金2両預り書) 八田嘉助(印/氏名・印とも墨消)→山越嘉膳殿	天保3辰年11月	横切紙・1通	え969-27
(去暮迄の元利調の金子お廻し下され有り難く、尤も元金の内1両は手元より戌9月中返済するべき旨に付申送状)	(天保)	横切紙・1通	え969-28
亥会差引嘉助様方(金15両来子年半口御取入と当会預り分ほか差引メ残金4両3分2朱と1匁2分4厘書上) (関田)守之丞	(天保10年)亥6月	横切紙・1通	え969-29
覚(初代金63両3分と4匁7分9厘請取に付) 藤屋戸佐久(印)→伊勢町勝之助殿	天保9年戌極月27日	横切継紙・1通	え969-30
(書状、南蛮銅鑼代金10両お廻し下され落手に付礼状) 刑左衛門	(天保)6月26日	横切継紙・1通	え969-31
(書状、寺門多宮父子の間柄心得違いの旨御尋ねの儀別段行き違い無くこの度身上向改革仕り成る丈省略致す旨/端裏書込「壱」あり) (八田)知義	(天保)3月29日	横切継紙/(茶紙)・1通	え969-32
覚(無尽懸金・懸戻金書上)	(天保)	横切継紙・1通	え969-33
出金之分(無尽懸金・懸戻金差引銀4匁7分8厘懸不足書上)	(天保)11月15日	横切継紙・1通	え969-34
(八田嘉右衛門無尽1口掛戻ほか八田家懸出戻書上)	(天保)	横切継紙・1通	え969-35
覚(預け置分の戌年利息金1両2分受取に付) 岡野弥太郎→八田嘉助殿	天保9戌12月15日	横切紙・1通	え969-36
(書状、御手元差引別紙の通りに付、此の節会所甚だ金詰り差支えにて明日利息の分お廻し下されたき旨) 喜兵衛→(八田)嘉助様	(天保)27日	横切継紙/(宿紙)・1通	え969-37
覚(天保8酉年6月金100両ほか上納分メ金450両1分9匁金銭書上)	(天保)	横切継紙/(宿紙)・1通	え969-38

内方・産物会所混合文書 / 書状・領収書ほか一括

(書状、河原理助方無尽来る22日暮時より会合に付、 貴意を得たくところご案内の旨) 丹下→(八田)嘉助 様	(天保)12月19日	横切継紙/(宿 紙)・1通	え969-39
(山水事出金分金2両と銀9匁早速お廻し下され有り 難き旨礼状) (菊屋)貞蔵→勝之助様	(天保)17日	横切紙・1通	え969-40
覚(当年掛金9両2朱ほかメ金9両8分2朱と銀8匁4分3 厘金銭書上)	(天保)	横切継紙・1通	え969-41
八田様分(メ金12両と銀14匁1分懸金書上)	(天保)	横切紙・1通	え969-42
覚(12月24日出金預り・草川吉右衛門掛不足分ほかメ 金1両1分3朱金銭書上)	(天保)	横切紙/(え 969-1~53は一 綴)・1通	え969-43
(銀9分4厘ほか差引メ錢58文差上げる旨書上) (関 田)守之丞	(天保)	横切継紙・1通	え969-44
覚(私発起無尽へ出金に付金3両2朱請取に付) 長谷 川藤五郎時総(花押)→八田嘉助殿	天保9戌年12月28日	横切紙・1通	え969-45
(書状、7月内借の3両返上の儀、御使へ渡し返上致し、 切手は追って返却の旨) 源八→(八田)嘉助様	(天保)12月26日	横切継紙・1通	え969-46
覚(晦日小幡外記殿より戌年利分金7両受取りにて差 引メ残金差上げる旨) (堀内)与一右衛門	(天保10年)亥正月朔日	横切継紙・1通	え969-47
(書状、小幡公より昨夜遣わされるに付、直ちに差上 げ別紙の通り承知下され切手・印形願いたき旨) (堀内)与一右衛門→(八田)嘉助様	(天保)元日	横切継紙・1通	え969-48
覚(取替金戌利分119両2分受取に付) 水野友作(印)→ 八田嘉右衛門殿	天保9戌年12月27日	横切紙・1通	え969-49
(書状、馬場丁様無尽金4両1分1朱と銀3分4厘上納に 付落手願う旨) (菊屋)貞蔵	(天保)2月13日	横切継紙・1通	え969-50
覚(菊屋貞蔵分受取金4両1分1朱と銀3分4厘内訳書 上)	(天保10年)亥2月13日 調済	横切紙/(宿 紙)・1通	え969-51
竹山丁様御無尽割合(卯年より未年迄5ヶ年割合書 上)	(天保)	横切紙・1通	え969-52
(諸品代金メ13両2分と3匁5分3厘金銭書上)	(天保)	横切紙・1通	え969-53
(請取書関係綴)	(嘉永6~安政5年)	綴/(え1025-1 ~104は一綴)・ 1綴	え1025
(袋、袋表書「嘉永六癸丑より之請取切手類入」) 八田 知道	(嘉永6年)	袋・1点	え1025-1
覚(大豊錢648文ほかの内錢648文払いに付) 現金屋	(近世)3月7日	横切紙・1通	え1025-2
覚(わさび代錢72文ほかメ錢2貫556文請求に付)	(近世)3月20日	横切継紙・1通	え1025-3
覚(あさば代錢348文金銭書上) 現金や祖吉→上	(近世)2月21日	横切紙・1通	え1025-4
覚(19日分ひらめ代錢750文ほか金銭書上) 能登や三 衆→八田慎蔵様御内	(近世)2月21日	横切紙・1通	え1025-5
覚(割麦6斗代錢3貫748文金銭書上) 現金や理兵衛	(近世)	横切継紙・1通	え1025-6
覚(2月14日分割6斗ほか代銀62匁6分金銭書上) 大丸 屋嘉助→八田様御内	(近世)2月晦日	横切紙・1通	え1025-7

覚(やうかん5本箱共代銭617文金銭書上)	(近世)	横切紙・1通	え1025-8
覚(子年5ヶ月分家賃金2両2分2朱と銀2匁5分受取に付) 義太夫(印「信州 儀敦」)→松代境屋町役代伊兵衛殿	嘉永5子年12月8日	横切紙・1通	え1025-9
覚(竈場趣意金2両受取に付) 荒神町名主佐吉代平左衛門(印「信州<山に「加」>松代荒神町柏屋」)→当町(菊屋)伝兵衛殿	嘉永5子年12月29日	横切紙・1通	え1025-10
覚(子年利足金2両2分請取に付) 小山田重太夫(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年12月	横切紙・1通	え1025-11
覚(子年御懸金1両受取に付) 大林寺納所(印)→八田慎蔵様御役人中	(嘉永5年)子12月29日	横切紙・1通	え1025-12
覚(師岡様御無尽金13両請取に付) 丸山和蔵(印)→八田慎蔵様	嘉永5子年12月28日	横切紙・1通	え1025-13
覚(御内借金御礼金15両受取に付) 春日栄作(印)・宮澤善治→八田慎蔵殿	嘉永5子年12月29日	横切紙・1通	え1025-14
覚(増田茂右衛門預け金子年利分金2両2分受取に付) 片桐重之助(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年12月27日	横切紙・1通	え1025-15
覚(子年御懸金3両1分と銀3匁受取に付) 大塚音治	(嘉永6年)丑正月12日	横切紙・1通	え1025-16
覚(子年分無尽割取差引出金分金6両と銀6匁6分8厘受取に付) 中澤村肥後商廉之助→八田様	嘉永6丑年正月29日	横切紙・1通	え1025-17
覚(子年掛戻金1両と銀6匁預りに付) 藤田村大岡此次→八田様御内御役人中様	嘉永6丑2月朔日	横切紙・1通	え1025-18
(書状、昨年諸懸金利分金2両3分落手に付取番へ渡す旨) 柴作→(八田)慎蔵様		横切紙・1通	え1025-19
(書状、1月利分銀2匁5分と銭262文落手に付早速取番へ遣わす旨) 柴作→(八田)慎蔵様	正月晦日	横切紙・1通	え1025-20
(書状、金7両落手の旨) 柴作→(八田)慎蔵様	正月29日	横切紙/(宿紙)・1通	え1025-21
(書状、諸懸金5両落手に付取番へ渡す旨並びに当月利分戴きたき旨) 柴作→(八田)慎蔵様	正月28日	横切紙・1通	え1025-22
覚(八田■助内借金350両のうち金20両と御礼金1分・銀5匁受取に付) 水井忠蔵(印)→菊屋市兵衛殿	嘉永5子年閏2月2日	横切紙・1通	え1025-23
覚(八田慎蔵内借金のうち金10両と御礼金1分受取に付) 水井忠蔵(印)→菊屋市兵衛殿	嘉永5子年3月4日	横切紙・1通	え1025-24
覚(八田慎蔵内借金のうち金10両と御礼金1分・銀5匁受取に付) 水井忠蔵(印)→木町市兵衛殿	嘉永5子年4月4日	横切紙・1通	え1025-25
覚(戊年内借金のうち金10両と御礼金1分2朱と銀2匁5分請取に付) 水井忠蔵(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年5月6日	横切紙・1通	え1025-26
覚(内借金のうち金10両と御礼金2分・銀5匁請取に付) 水井忠蔵(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年7月6日	横切紙・1通	え1025-27
覚(内借金のうち金50両請取に付) 水井忠蔵(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年7月22日	横切紙・1通	え1025-28
覚(内借金のうち金10両と御礼金3分・銀5匁請取に付) 水井忠蔵(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年10月7日	横切紙・1通	え1025-29
覚(内借金のうち金10両と御礼金3分・銀10匁受取に付) 水井忠蔵(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年11月13日	横切紙・1通	え1025-30

内方・産物会所混合文書 / 書状・領収書ほか一括

覚(内借元金50両のうち8ヶ月御礼金3両1分と銀5匁請取に付) 水井忠蔵(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年8月28日	横切紙・1通	え 1025-31
覚(内借元金16両と御礼金1両2分・銀6匁請取に付) 水井忠蔵(印)→八田慎蔵殿	嘉永5子年11月20日	横切紙・1通	え 1025-32
覚(増田茂右衛門より預ケ金の寅年利分金2両2分受取に付) 片桐重之助(印)→八田慎蔵殿	安政元寅年12月	横切紙・1通	え 1025-33
覚(金1両受取に付) 大木伊左衛門(印)	(安政元年)寅12月晦日	横切紙・1通	え 1025-34
覚(寅年利足金5両2分と銀1匁2分受取に付) 片桐庫之助(印)→八田慎蔵様御取次中様	安政元寅年12月晦日	横切紙・1通	え 1025-35
覚(内借金寅年分御礼金15両受取に付) 春日栄作(印)・宮澤善治→八田慎蔵殿	安政元寅年12月晦日	横切紙・1通	え 1025-36
覚(金1両受取に付) 大木伊左衛門(印)	(安政元年)寅12月29日	横切紙・1通	え 1025-37
覚(子年利合金5両2分請取に付) 富沢勇之進(印)→八田慎蔵殿	(嘉永6年)丑正月	横切継紙・1通	え 1025-38
覚(金1両受取に付) 富沢勇之進→八田慎蔵様	(安政元年)寅6月2日	横切紙・1通	え 1025-39
覚(丑年利合金52両受取に付) 富沢勇之進(印)→八田慎蔵殿	(嘉永7年)寅正月	横切紙・1通	え 1025-40
覚(金1両請取に付) かち町喜一郎→上	(嘉永6年)丑11月16日	横切紙・1通	え 1025-41
覚(金10両1分2朱請取預置にて貸出し次第利分加えて当暮まで返済致すべき旨) 水井忠蔵(印)→八田慎蔵殿	嘉永7寅年5月27日	横切紙・1通	え 1025-42
覚(新証文之内嘉永元年8月附金60両見出し次第返済致すべく旨) 高野覚之進(印)・片桐重之助→八田慎蔵殿	安政2卯年5月4日	横切継紙・1通	え 1025-43
覚(預置証文8通×金701両1分古証見出し次第返却致すべく旨) 高野覚之進(印)・片桐重之助→八田慎蔵殿	安政2卯年4月19日	横切継紙/(宿紙)・1通	え 1025-44
(書状、証文見へ兼ねた分落手の旨) (片桐)重之助・(高野)覚之進→(八田)慎蔵様	(嘉永・安政)4月19日	横切継紙/(宿紙)・1通	え 1025-45
覚(利合金5両2分と銀6匁請取に付) 富沢勇之進(印)→八田嘉助殿	(嘉永3年)戌12月	横切紙・1通	え 1025-46
覚(戌年利足金7両2分請取に付) 堀内太一郎(印)→八田嘉助殿	嘉永4亥年2月	横切紙・1通	え 1025-47
覚(取替金戌利分金16両請取に付) 水井忠治(印)・水井忠蔵→八田嘉助殿	嘉永4亥年2月8日	横切紙・1通	え 1025-48
覚(当町陶器竈場規定趣意金1両受取に付) 名主佐吉(印)→伊勢町(菊屋)傳兵衛殿	嘉永4亥年7月	横切紙・1通	え 1025-49
覚(子年分金7両2分請取に付) 堀内太一郎(印)→八田慎蔵殿	嘉永6丑年4月	横切紙・1通	え 1025-50
覚(善田六郎左衛門へ廻し金3両2分受取に付) 升戸草以(印)→八田慎蔵殿	(嘉永・安政)	横切継紙・1通	え 1025-51
覚(金5両受取に付) 佐竹周蔵→八田慎蔵様	(嘉永6年)丑3月8日	横切紙・1通	え 1025-52
覚(亥年利分金5両2分請取に付) 富沢勇之進(印)→八田慎蔵殿	(嘉永5年)子12月	横切紙・1通	え 1025-53
覚(古茂右衛門預金利分金2両2分受取に付) 片桐重之助(印)→八田慎蔵殿	安政2卯年12月26日	横切紙・1通	え 1025-54

覚(内借金のうち金20両受取に付) 高野覚之進・片桐重之助(印)→小林唯蔵殿	安政2卯年12月29日	横切紙・1通	え1025-55
覚(卯年利分金5両2分と銀1匁2分請取に付) 片桐庫之助(印)→八田慎蔵様御取次中様	安政2卯年12月	横切継紙・1通	え1025-56
覚(古茂右衛門預金利分金2両2分受取に付) 片桐重之助(印)→八田慎蔵殿	安政3辰年12月27日	横切紙・1通	え1025-57
覚(産物会所御出方金76両1分と銀5匁9分6厘受取に付) 渡辺永之助(印)→八田慎蔵殿	安政3辰年4月	横切紙・1通	え1025-58
覚(辰年趣意金3両2分受取に付) 東寺尾村名主吉郎左衛門(印)→産物方御会所御取次重蔵殿	安政4年巳4月	横切紙・1通	え1025-59
覚(利合のうち金4両受取に付) 富沢勇之進(印)→八田慎蔵殿	(安政4年)巳12月晦日	横切紙・1通	え1025-60
覚(梅へ金2両頂戴に付御礼状) 中町利八(印)→上	(安政4年)巳12月27日	横切紙・1通	え1025-61
覚(割合のうち金1両請取に付) 富沢勇之進(印)→八田慎蔵殿	(安政5年)午正月20日	横切紙・1通	え1025-62
覚(古茂右衛門預金午利分金2両2分受取に付) 片桐十之助(印)→八田慎蔵殿	安政5午年12月29日	横切紙・1通	え1025-63
覚(利合のうち金5両受取に付) 富沢勇之進(印)→八田慎蔵殿	(安政5年)午12月晦日	横切継紙・1通	え1025-64
覚(巳年利足金5両2分と銀1匁2分請取に付) 片桐庫之助(印)→八田慎蔵様御取次中様	安政5午年12月	横切紙・1通	え1025-65
覚(足緒代金1分1朱と錢249文受取に付) 中屋太郎右衛門(印「江戸<丸に「中」>柴井町新道」)→上	3月26日	横切紙・1通	え1025-66
覚(金1両2分受取に付) →上		横切紙・1通	え1025-67
(御使預り金3分受取証) 喜一郎→上	8月20日	横切紙・1通	え1025-68
覚(柄糸代金1分2朱受取に付) 布袋屋久次郎(印「現金かけねなし<二重丸に「本」>江戸尾張町糸物類安売仕候 布袋屋佐右衛門」)→上	3月22日	横切紙・1通	え1025-69
覚(メ金2朱と錢212文請取に付) 遠州屋儀八→上	5月20日	横切紙・1通	え1025-70
覚(紺小倉男帯代金2朱と錢400文請取に付) 栄屋角之長→上	2月21日	横切紙・1通	え1025-71
覚(鯉2本代銀25匁金錢書上) 能登屋富治→齊藤亀作様御内	8月11日	横切紙・1通	え1025-72
覚(焼鯛2枚代金1分請取に付) 現金屋祖吉(印「信州松代西木町現金屋」)→御料理所御役所	5月10日	横切継紙・1通	え1025-73
覚(紙代銀12匁請取に付) 鈴木四郎(印)→仲亦一平様	(安政4年)巳7月	横切紙・1通	え1025-74
覚(菓子代金2分請取に付) 鳥飼常吉(印「松代中町鳥飼」)→八田嘉助様御内御役人中様	(安政4年)巳閏5月2日	横切紙・1通	え1025-75
覚(内借金丑御礼金15両受取に付) 春日栄作(印)→八田慎蔵殿	嘉永6丑年12月	横切紙・1通	え1025-76
覚(丑年利分金2両2分請取に付) 小山田重太夫(印)→八田慎蔵殿	嘉永6丑年12月	横切継紙・1通	え1025-77
覚(善三郎様無尽掛金1両2分受取に付) 赤池代幸之助→上		横切紙・1通	え1025-78

内方・産物会所混合文書 / 書状・領収書ほか一括

覚(古増田茂右衛門より預ケ金丑年利分金2両2分受取に付) 片桐重之助(印)→八田慎藏殿	嘉永6丑年12月27日	横切継紙・1通	え1025-79
覚(金6両1分2朱と錢1貫5文請取に付) 杭瀬下水村色部儀太夫代義七→松代菊屋傳兵衛様	(嘉永6年)丑12月9日	横切紙・1通	え1025-80
覚(取替金10兩受取に付) 春日栄作(印)→八田慎藏殿	嘉永6丑年12月15日	横切紙/(宿紙)・1通	え1025-81
覚(丑年始御礼青銅10疋受取に付) 大嶋市作(印)→八田慎藏殿	嘉永5子年正月	横切紙・1通	え1025-82
覚(殿様へ青銅10疋・大殿様へ青銅5疋祝御儀献上受取に付) 佐川又左衛門(印)→八田慎藏殿	嘉永5子年5月	横切紙・1通	え1025-83
覚(丑年始御礼青銅10疋請取御納戸へ収めるに付) 菊藤善藏(印)→八田慎藏殿	嘉永6丑年正月	横切紙・1通	え1025-84
覚(入部御礼青銅10疋請取御納戸へ収めるに付) 菊藤善藏(印)→八田慎藏殿	嘉永7寅年7月	横切紙・1通	え1025-85
覚(婚礼祝儀青銅5疋請取に付) 菊藤善藏(印)→八田慎藏殿	嘉永6丑年12月	横切紙・1通	え1025-86
覚(寅年始御礼青銅10疋請取に付) 佐川又左衛門(印)→八田慎藏殿	嘉永7寅年正月	横切紙・1通	え1025-87
覚(献上肴代20疋請取に付) 大川才兵衛(印)→八田慎藏殿	(安政元年)閏7月13日	横切紙・1通	え1025-88
覚(昇進祝儀青銅10疋請取に付) 鹿野外守(印)→八田慎藏殿	安政4巳年12月	横切紙・1通	え1025-89
覚(午年始御礼青銅10疋請取に付) 鹿野外守(印)→八田慎藏殿	安政5午年正月	横切紙・1通	え1025-90
覚(生鯛箱代金524文金錢書上) 現金屋祖吉→上)5月11日	横切紙・1通	え1025-91
(錢200文受取に付) 現金屋祖吉→上	4月22日	横切紙・1通	え1025-92
覚(のり20状代銀2匁4分ほかメ錢1貫17文金錢書上) 現金屋祖吉(印「信州<丸に■>松代西木町 現金屋」)→上	2月24日	横切紙・1通	え1025-93
覚(肴代錢224文受取に付) えとや鉤五郎→上	4月10日	横切継紙・1通	え1025-94
覚(種粕代2朱と錢383文受取に付) 藤屋(印「信松代紙屋町藤屋」)→八田様御内	卯4月5日	横切紙・1通	え1025-95
覚(錢424文受取に付) 現金屋祖吉→上	5月8日	横切紙・1通	え1025-96
覚(金2朱受取に付) 丸屋清二郎(印)→上	5月26日	横切紙/(宿紙)・1通	え1025-97
覚(金2朱受取に付) 三河屋嘉兵衛→上	5月25日	横切紙・1通	え1025-98
覚(品物代メ金2朱と錢1貫92文金錢書上) 江戸屋重兵衛→八田慎藏様御内	(安政3年)辰極月	横切継紙・1通	え1025-99
覚(師岡敬次郎無尽卯年掛不足金残りメ金3兩3朱1・銀1匁6分4厘請取に付) 磯田春門(印)→八田慎藏殿	安政4巳年12月30日	横切紙/(宿紙)・1通	え1025-100
覚(鉄次郎訛分世話にて金1万疋各方取次を以て遣わさる旨)		横切継紙・1通	え1025-101
覚(柄糸ほか代金2分と錢50文受取に付) 布袋屋久次郎→八田様	7月16日	横切継紙・1通	え1025-102
(書状、注文之品差上の旨) 布袋屋久次郎→八田様衆	7月16日	横切継紙・1通	え1025-103

人々御中			
覚(写譜ほかメ銀34匁5分受取に付) 岡田屋嘉七(印「芝 []尚古堂」)→上	丑6月29日	横切紙・1通	え1025-104
(安政4年12月到来書状綴)	(安政4年)	綴/(え928-1~ 15は一綴)・1綴	え928
(袋、袋上書「安政四丁巳年十二月中到来之書簡入 義 井堂」)	安政4丁巳年12月	袋・1点	え928-1
(書状、当年格別物入多にて何卒御下金下されたき 旨) 善三郎・甚右衛門→(八田)慎蔵様	(安政4年)12月24日	横切継紙・1通	え928-2
(書状、廣田村儀十郎上方登りのため九蔵へ金銀引替 願うに付伊勢町様へ廻す様申談致した旨ほか) 重 蔵→(伊勢町様)	(安政4年)27日	横切継紙・1通	え928-3
(書状、御内約の件に付/え928-5と関連) (矢野倉)謙 兵衛→八田様	(安政4年)季冬29日	横切継紙・1通	え928-4
(書状、矢謙より昨日申越しにて漸十金遣わずに付/ え928-4と関連) 松山丁	(安政4年)念八	横切継紙・1通	え928-5
(書状、矢代村安兵衛内々に杏仁を大坂・名古屋へ差 出した由の源之助内訴に付松本氏へ懸合下された き旨) (八田)喜兵衛→(八田)慎蔵様	(安政4年)24日	横切紙・1通	え928-6
(昨朝申上げた清左衛門一条は如何の旨並びに矢代 村安兵衛大坂へ荷出一件は引戻しを申し渡した旨 申上書) (松本)嘉十郎→(八田)喜兵衛様	(安政4年)12月24日	横切継紙・1通	え928-7
(書状、お廻しなされば袋の俣預かり置く旨) 高希堅 承拝→尊酬	(安政4年)季冬28日	横切継紙・1通	え928-8
(書状、佐久間先生へ御同伴は早春の内に願う旨並び に故先生御遺章への起文御染筆下されに付御礼は 何分御手元より宜しく成されたき旨) (八田)喜兵 衛→(八田)慎蔵様	(安政4年)12月29日	横切継紙・1通	え928-9
(書状、内願の件何とかお繰り合わせの上頂戴したき に付) (八田)慎蔵→(水井)忠蔵様	(安政4年)12月28日	横切継紙・1通	え928-10
(書状、願いの金子差支え難洪のところ少々でも頂戴 致したき旨) 市三郎→(八田)慎蔵様	(安政4年)晦日	横切紙・1通	え928-11
(書状、度々結構な品頂戴にて御礼並びに歳暮挨拶の 旨) 寫田大蔵→(八田)慎蔵様尊下	(安政4年)除夜	横切継紙・1通	え928-12
(内願の一条宜しき通り仰せ付けられるに付申上書)	(安政4年)	横切紙・1通	え928-13
(書状、例の千疋は催促ながら春來色々遣込みあるに 付貰いたき旨) しば丁→いせ丁様内用	(安政5年)正月16日	横切紙・1通	え928-14
(書状、大室村の儀、発紀取入は江戸表へ遣わしたの で手元がないが、卯辰両年分金2両3分1朱余差し上 げる旨) 甚之介→(八田)慎蔵様	(安政4年)12月晦日	横切継紙・1通	え928-15
(産物会所関係綴)	(近世)	綴/(え876-1~ 59は一綴)・1綴	え876
(書状、5俵分の切手差し上げに付落掌されたき旨)	(近世)	横切継紙・1通	え876-1
(水箱御下げ願いの旨書付) (富岡)良右衛門	(近世)9月12日	横切紙・1通	え876-2
(庶務掌・司蔵・商法掌ほか職掌に付別紙の通り心得 の事)	(近世)8月28日	横切継紙/(宿 紙)・1通	え876-3

内方・産物会所混合文書 / 書状・領収書ほか一括

(夏服取受勝手次第のことに付書付)	(近世)8月28日	横切紙・1通	え876-4
(書状、金子差返しの節の御用状・柏栗および東京出張所えの書翰等を東京へ申返したき旨) (大里)忠一郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月6日	横切紙・1通	え876-5
(書状、御用米運賃118両余差上げるに付落手されたき旨) (八田)慎蔵→(大里)忠一郎様	(近世)6日	横切紙・1通	え876-6
(書状、私義昨夜より風邪にて今明日とも節句不参・出勤取り止めに付詫びる旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月8日	横切紙・1通	え876-7
(書状、入用に付御手元立ち会い時借願い) (富岡)良右衛門・(大里)忠一郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月8日	横切紙・1通	え876-8
(寺領にて木綿師・同中買・絹紬中買・布買継・同中買・藍中買・種中買渡世の者へ鑑札渡しに付、名面取調願出べき旨達書) 松代産物役所(印)→善光寺東町忠兵衛・利兵衛ほか3町3名	(近世)8月27日	横切紙・1通	え876-9
(書状、御用米到着に付取調の処115両1分5匁3分3厘に相成り、早々御廻し下さるべき旨) (大里)忠一郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月6日	横切紙・1通	え876-10
(書状、善光寺へ渡す鑑札認め方伺いの処宿請の名面無く、権堂様御渡しの鑑札にも無きに付、同様に宜しきや伺う旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月5日	横切紙・1通	え876-11
(書状、来状御廻し委細承りの処都合の分金子取りあうべき旨)	(近世)5月	横切紙/(え876-11と13の間に挟込)・1通	え876-12
(書状、先日の100石私方へ下されたく仰せの直段手札にて下されたく取り計らい願う旨) 啓十郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月8日	横切紙・1通	え876-13
(書状、御手札之儀年内両三度宛御手元より会所へ出し引替下されたき旨)	(近世)8日	横切紙・1通	え876-14
(書状、いかがわしくあれども愚弟の勝負にて御覧に入れたき旨)	(近世)9日	横切紙・1通	え876-15
(書状、明朝の儀ご面倒ながら願ひ上げの旨) 波之助→(富岡)良右衛門様	(近世)29日	横切紙・1通	え876-16
(書状、一札箱入1つ・風呂布包1つ印封に致し希ういたす旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)8月27日	横切紙・1通	え876-17
(書状、御用米の義飯山にて船頭共運賃の儀彼是申し居り出来ずに付、申し含め、船積次第今日乗り入れのところが伺う旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)8月晦日	横切紙・1通	え876-18
(書状、一昨日相談願の生糸買一条甚だ不都合出来に付引掛会所へ立ち寄り伺いたき旨) (富岡)良右衛門・(八田)慎蔵→竹院様	(近世)8月29日	横切紙・1通	え876-19
(書状、昨日願の風呂布つつみの方おさげ下されき旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)8月28日	横切紙・1通	え876-20
口上願(壺包尚又厄介ながら願ひ上げ候旨) (富岡)良右衛門	(近世)8月28日	横切紙・1通	え876-21
(書状、大札のみにて不都合に付小札御届け成されたき旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)8月27日	横切紙/(宿紙)・1通	え876-22
(書状、後刻参上の旨)	(近世)26日	横切紙/(赤紙)・1通	え876-23

(書状、御用米人足手配等の義問合せほか御用向廻すべき旨) 大里忠一郎→青柳増太郎様・八田慎蔵様	(近世)8月18日	横切紙・1通	え876-24
覚(伊勢中町八幡屋庄右衛門宛運送代銭209貫369文受取に付) 高崎田町京屋弥平(印)→菊(菊屋)傳(傳兵衛)様	(近世)	堅切紙/(宿紙)・1通	え876-25
(書状、寺領行司への触書にて坂本庶務掌在局に申談し、別紙の通り認め候にてご覧の上封印し渡し下されたき旨) (八田)五十司→(八田)慎蔵様	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え876-26
(書状、昨日の勝負ご覧に付有り難き旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)8月22日	横切継紙・1通	え876-27
(書状、先日金子入用の趣願い上げに付繰合わせ次第貸し下げ取り計らい願う旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)8月19日	横切継紙/(宿紙)・1通	え876-28
(書状、切手2枚ほか買入差上げに付、今日受取地米と申す旨御含みくだされたき旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)8月18日	横切継紙・1通	え876-29
(書状、内願の8両3分落手致し、今日切手にて差上げ又尽力申上げる旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)8月18日	横切継紙/(宿紙)・1通	え876-30
(書状、真用仕り難く最一品贈り下さり真の正偽を儀したく旨) 丸山→八田様御衆中	(近世)7月15日	横切紙・1通	え876-31
(書状、片貝酒の事有り難き旨ほか) 松山丁→伊勢街様	(近世)7月14日	横切継紙・1通	え876-32
(書状、明朝出張に付世話役へお伝え願い並びに善光寺商人等寸刻を争う儀に付いずれ明早朝に訪問したき旨) (八田)五十司→(八田)慎蔵様	(近世)16日	横切継紙/(宿紙)・1通	え876-33
(書状、片貝御廻し落手の旨並びに只今丸山・大忠両氏出局に付通船・下筋一條評議したきにより御出局御願いたき旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)7月14日	横切紙/(宿紙)・1通	え876-34
(別紙承りの旨申上書)	(近世)7月11日	横切継紙・1通	え876-35
(書状、片貝未だ残りもあれば会所へ御廻し下さるよう願う旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)14日	横切継紙/(宿紙)・1通	え876-36
(書状、75両入用に付御尋ね繰り合わせ出来れば早速申す旨) (八田)慎蔵→宅へ	(近世)12日	横切継紙/(宿紙)・1通	え876-37
御答(過刻は人参り居り即答申さずお詫びの旨) おゝり	(近世)	横切紙・1通	え876-38
口上(風呂敷包み2つ面倒ながらお預かり願う旨) (富岡)良右衛門・(青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)7月4日	横切継紙・1通	え876-39
(書状、来る11日象山七回忌祭礼執行に付同日8ツ時より奠香致されたき旨) 佐久間恪二郎→八田慎蔵様	(近世)7月9日	横切紙・1通	え876-40
(書状、蚕種紙税金のうち過刻220両預け、残金112両3分と6匁6分差し上げに付、両様改調の上落手願う旨) (八田)五十司→(八田)慎蔵様	(近世)西10月	横切継紙/(宿紙)・1通	え876-41
(岩崎壺樽ほか書上)	(近世)	横切継紙・1通	え876-42
(書状、東境堀下に取り付ける者あり、早々取り払い申すべき旨)	(近世)	横切紙・1通	え876-43
(書状、過刻申す通り第一の品差し支え心配困り入りご勘弁にて、間に合い申す様取り計らい願う旨)	(近世)6月28日	横切継紙・1通	え876-44

内方・産物会所混合文書 / 書状・領収書ほか一括

下屋敷→精七様			
(書状、扶持代金の義井堀氏代判にて受取るようお願い置きに付、いづれ尊君様へ御廻し致すのでその趣ご承知くださりたき旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)7月16日	横切継紙・1通	え876-45
(書状、藤右衛門別紙預かり証文及び運賃証文×2本の残金22両3分返上に付落手願いたき旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)8月19日	横切継紙・1通	え876-46
(書状、先月取立の分のうち先ず金96両差上げる旨及び御用米の旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月4日	横切継紙・1通	え876-47
(書状、善光寺領人別木綿鑑札請に罷出にて渡してもよろしいか伺う旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月4日	横切紙・1通	え876-48
(書状、過日大幸より差し出し金1000両の内金500両お下げ願う旨) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)9月20日	横切継紙・1通	え876-49
(書状、過日願上げの大政官の内金500両只今拝借致し昨日仰せの拝借返上の義、両三日中に上納致すにて猶予願う旨ほか) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)9月13日	横切継紙・1通	え876-50
(書状、弥左衛門より扶持切手並びに別紙の通り申し越しに付披見の上宜しく取り計らい願う旨)	(近世)13日	横切紙/(え876-50と52の間に挟込)・1通	え876-51
(書状、商社より金子借用の義丸山公より指図下され当局へ持ち来る事厄介に付、このうち拝借分金500両は受取残り、残金は明日迄御預かりくださりたき旨) (富岡)良右衛門・(大里)忠一郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月15日	横切継紙・1通	え876-52
覚(玄米・運賃代金差引金30両3分と4匁5分8厘請求書)	(近世)庚午9月26日	横切継紙・1通	え876-53
(書状、御用米別紙の通り相調いに付差引にて御渡し下さる旨願う) (青柳)増太郎・(大里)忠一郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月16日	横切紙・1通	え876-54
(書状、大幸より1500匁上納の分の内500匁だけは御手元へ返金したく残金先ずそのまま預かりたき旨願う) (富岡)良右衛門→(八田)慎蔵様	(近世)9月17日	横切継紙・1通	え876-55
口上(過日50両ずつ拝借分都合官札100両を箱へ入れ置く旨) (富岡)良右衛門	(近世)9月17日	横切継紙/(え876-55と57の間に挟込)・1通	え876-56
(書状、明日9日腹痛にて御礼罷出兼びに小林氏も罷出兼に付何分宜しく願う旨) 一郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月8日	横切継紙・1通	え876-57
(書状、佐久郡天神林村より買上米残りの分明日にも斗立引渡たき願う如何取り扱うか相談の旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月4日	横切継紙・1通	え876-58
(書状、去年当年材木・鍛冶等税金御廻し下さる分別紙仕訳2通のごとく控置きに付、御手元お調べ願いたき旨) (青柳)増太郎→(八田)慎蔵様	(近世)9月13日	横切継紙/(え876-58の後に剥離)・1通	え876-59
(産物会所関係書状綴)	(近世)	綴/(え991-1~43は一綴)・1綴	え991
覚(太甘草1箇代245匁・細甘草1箇代50匁金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え991-1
(大坂炭彦方へ内引合の甘草他北海船積み登せの儀、伊勢町傳兵衛代栄八が上坂内規定罷り帰り別紙の通り願うにより評議下されたき旨廻状) (松本)嘉	(近世)8月7日	横切継紙・1通	え991-2

内方・産物会所混合文書 / 書状・領収書ほか一括

(書状、家具借入に付荒目鯉2本頂戴なられるべき旨) 藤左衛門→(八田)嘉右衛門様	(近世)2月9日	横切紙・1通	え991-21
(福嶋村・町川田村定式飯米代金より間銀差引きメ金 2両2匁3分厘書上/911-16と関連か)	(近世)申6月	横切継紙・1通	え991-22
(書状、柴町御内方差し引きはお手元より調べて取り 極め下されたき旨) 一泡庵拜→(八田)嘉助様貴報	(近世)菊月12日	横切紙・1通	え991-23
(書状、若殿様好物に付、味噌漬大根2,3本内々貰いた きに旨) 富大夫→(八田)嘉右衛門様	(近世)8月13日	横切継紙・1通	え991-24
(書状、柴町より書付あり、別紙の通りご覧に入れる 旨) 一泡庵申上→(八田)嘉助様	(近世)10月11日	横切紙・1通	え991-25
(極彩色屏風1双ほか見繕い品書上) →一泡御庵様	(近世)	横切紙・1通	え991-26
(書状、餅米拝借代上納願を聞済み下されば、御扶持 通に付き出したきにて取り計らい伺う旨) (水野) 友作→(八田)嘉助様	(近世)9月29日	横切紙・1通	え991-27
(書状、急に御摺米懸り仰せ渡されたので6枚ほど拝 借したき旨) 関田守之丞→八田嘉助様	(近世)10月5日	横切紙/(宿 紙)・1通	え991-28
(書状、産物買次共売買方締筋会所一同評議仕り、買 入方は買次友吉に直段高下改めさせて取り扱わせ る旨ほか下案/端裏書込あり) 八田嘉右衛門	(近世)8月	横切継紙・1通	え991-29
口上(産物買継共売買方締筋、此節八田嘉右衛門出勤 も有るに付、締め方を立てるよう取り計らうべき 旨) 松木源八→産物会所懸中	(近世)8月12日	横切紙・1通	え991-30
(書状、嘉右衛門の高田領赤倉温泉湯治は聞き済みの ところ、前広の願い出が遅れお詫びの旨) (八田)嘉 右衛門→(八田)嘉助殿	(近世)19日	横切継紙・1通	え991-31
(書状、柴町御不幸の件驚入のところ、御三方様第一 の催しの趣お知らせの旨ほか) (中嶋)三右衛門→ (八田)喜兵衛様	(近世)4月22日	横切紙・1通	え991-32
(書状、当年は不作にて家中蔵内私米もなく買入方差 支え、御持御扶持蔵渡の内3表並びに10表戴きたき 旨) (水野)友作→(八田)嘉助様	(近世)9月25日	横切継紙・1通	え991-33
忌掛り(大瀬謙之助ほか39名書上)	(近世)	横折紙・1通	え991-34
覚(船倉板ほか材木代金書上並びに入用の節は松本 大檜物屋迄通達するよう願う旨) 堀米村木屋浅右衛 門(印<山に嶋>信松本堀米村木屋)→白板村折井儀右衛門 様	(近世)4月21日	横折紙・1通	え991-35
覚(材木代金書上並びに御用の節は仰せ付けられた き旨) 井上村質屋貞吉→綿内村質屋木曾八様貴答	(近世)7月5日	横切継紙・1通	え991-36
(書状、預り置きの懸物2幅代金3分差し上げる旨、並 びに唐物茶入・利休翁像懸物は片付き兼ね返上す る旨) 勇記→(八田)嘉助様	(近世)7月11日	横切継紙/(宿 紙)・1通	え991-37
覚(杉3間7寸角代金3分ほか材木代金書上) しちや 八十郎店	(近世)申7月	横切紙・1通	え991-38
覚(杉6寸角代銀20匁ほか材木渡し代金書上) 久保寺 村岩次郎→松代伊勢町傳兵衛様	(近世)	横切紙・1通	え991-39
(書状、明日荷物出すにて先ず葛粉1箱指し上げ、今日 御注文品々到来により落手下されたき旨ほか) (宮下)三郎治→(八田)嘉助様	(近世)4月8日	横切継紙・1通	え991-40

覚(きせる張り手間代金1分と銀9分3厘ほかメ金1両1分と銀9匁6分6厘金銭書上)	(近世)	横切継紙・1通	え991-41
(書状、お誂えの提灯等の荷物は今日出のところ、上細工にて出来兼ね明日差し上げる旨) (宮下)三郎治→(八田)嘉助様	(近世)4月7日	横切紙・1通	え991-42
(書状、増田孫兵衛為替上納の儀は、沼田屋九兵衛不納分を引き、金4両2分2匁8厘為替証文落手下されたき旨、下案)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え991-43
(廣田筑後一件・大坂杏仁取引関係書類混合)	(近世)	綴/(え1329-1~30は一綴)・1綴	え1329
(書状、筑後殿当書三方会所へ願出の趣にて返答差し出すところ、相分かるまじく願いの儀差し控えの旨ほか) 岩出六右衛門→八田孫左衛門様・同(八田)喜右衛門様・増田宗右衛門様・宇佐美清十郎様	(近世)11月2日	横切継紙・1通	え1329-1
(下札か、「全又ハ悉ク其模様之工面違にて御認故…」)	(近世)	札・1点	え1329-2
(下札か、「七筆と申候事勿論之事右安兵衛金事出入二付彦五郎彦四郎構一切ニ不及事申候…」)	(近世)	札・1点	え1329-3
(下札か、「其儀六右衛門殿彦五郎附書等へハ表向ハ右筑後殿方へ差懸り之金子成…」)	(近世)	札・1点	え1329-4
(花山院名目奉加金請取分に致しくれと善左衛門願いに付、奉加金済みの分に切手遣わす旨申上書)	(近世)2月13日	横切紙・1通	え1329-5
覚(路用として金1両2分受取に付/飛脚諸入用金3両1分渡し状継貼) 木田半兵衛→佐藤伊兵衛様	(近世)辛卯月22日	横切継紙・1通	え1329-6
(書状、慎蔵殿へ当年中金20両相談くださるようお願いの旨) 源八→お長との	(近世)11月晦日	横切継紙・1通	え1329-7
(書状、御領産杏仁大坂表への荷送りに付、領分仲買のみでなく善光寺・稲荷山その外他所者も鑑札願いに取扱いなど評議の旨、下案) 産物会所懸	(近世)5月	横切継紙/(宿紙)・1通	え1329-8
(下札か、「忠蔵様・儀左衛門様・周蔵様・慎蔵様・喜兵衛様・義三郎様 嘉十郎) (松本嘉十郎)→(水井忠蔵様・春日儀左衛門様・佐竹周蔵様・八田慎蔵様・八田喜兵衛様・八田義三郎様)	(近世)	札・1点	え1329-9
(書状、大坂向山彦五郎・彦五郎店懸り手代孝兵衛・同断懸り手代松兵衛の履歴書上並びに内評仕る旨、下案) 惣連名	(近世)5月	横切継紙・1通	え1329-10
山中大豆当節相場(大豆・杏仁の相場書上)	(近世)	横切継紙・1通	え1329-11
(あんになん山はかり1升の相場書上)	(近世)	横切紙/(宿紙)・1通	え1329-12
(書状、杏仁大坂表にて友七より願いの一条御評義に付今夕より会所へ寄合下されたき旨) (松本)嘉十郎→(水井)忠蔵様・(春日)儀左衛門様・(佐竹)周蔵様・(八田)慎蔵様・(八田)喜兵衛様・(八田)義三郎様	(近世)5月13日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1329-13
(下札か、「孫左衛門江戸表済口不同心之趣六右衛門申分表立候之申方ニても畢竟主人筑後殿へ対シ於勢州表及公訴候故…」)	(近世)	札・1点	え1329-14
(下札か、「其訳ハ六右衛門印証之表京都花籠様名目拝借金ニ不仕候てハ廣田筑後信州へ差下シ候儀、難相成…」)	(近世)	札・1点	え1329-15

内方・産物会所混合文書 / 書状・領収書ほか一括

(書状、安兵衛其地にて彼是難しき事願ひ居る処、吉村嘉右衛門取り計らいにて滞りなく事に済まし、今般嘉右衛門用事にて罷越すにつき延引に及びたき旨) 廣田筑後正貞(花押)→八田孫左衛門様・宇佐美清十郎様	(近世)8月13日	横折紙・1通	え1329-16
(書状、信州水内郡久保寺村庄屋幸助の儀当地町奉行長谷川備中守役所へ出頭のため早々上京致させたき旨ほか) 葛木茂兵衛安(花押)→八田孫左衛門様人々御中	(近世)5月15日	横切継紙・1通	え1329-17
覚(堀市郎左衛門殿より拝借金30両ほか拝借金・利金書上)	(近世)	横折紙・1通	え1329-18
(書状、岩出氏申しあげの通り難渋いたし飛脚便り急に吟味いたし宜しく相談成し下されたき旨ほか) 鈴木安兵衛→佐藤伊兵衛様人々御中	(近世)2月14日夕	横切継紙/(宿紙)・1通	え1329-19
安兵衛より済切一札差上可申候(御返翰請取一札ほか証文類目録)	(近世)	横切紙・1通	え1329-20
(書状、安兵衛方へ印書入れ置き金子六左衛門引受のところ今以て片付き申さず、辰年以前に六左衛門へ金子引渡、印書片付けの旨勢州御役所へ願出る旨)	(近世)	横折紙・1通	え1329-21
(書状、名代弥市殿遣わされ終会迄滞り無く済み、御礼是迄延引に及ぶ趣許容下されたき旨ほか、写) →堀儀左衛門様人々御中	(近世)4月20日	横切紙・1通	え1329-22
(花山院様支配人の由、当時紀州領分伊勢国多気郡仁田村安兵衛方より以来申し訳なく書付取り置き書上覚)	(近世)	横折紙・1通	え1329-23
(書状、善助殿へ替金仰せ渡して金10両受取のところ、書状に金20両とあり、吟味のところ書状間違いにて兩人より金10両の証文受取の旨)	(近世)	横切継紙/(宿紙)・1通	え1329-24
(書状、信州並びに伊勢方惣借金高書上) 鈴木安兵衛→佐藤伊兵衛様	(近世)10月17日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1329-25
(書状、岩出氏名代善助義三河・近江旦廻りにて金30両ばかり有れば借用方片付け済むに付、便り次第に両所書状表にて済ます旨ほか) す、木(鈴木)安兵衛→佐藤伊兵衛様人々御中	(近世)10月21日夕	横切継紙/(宿紙)・1通	え1329-26
(書状、目録通り不足故名古屋まで飛脚を立て、目録通り4枚添え、西田方へ1枚メ5枚取り替え申す旨) 鈴木安兵衛→岩出六右衛門様人々御中	(近世)2月24日夕	横切継紙/(宿紙)・1通	え1329-27
(書状、此度より岩出氏に代わり私引請にて先納を差し遣わしたく、岩出氏には咄無用にて内談お返事の旨/前欠) 鈴木安兵衛→佐藤伊兵衛様人々御中	(近世)10月19日夕	横切継紙・1通	え1329-28
(書状、普請金は岩出氏方にて引請け成られる旨書状差出すところ、返答無き故、返答早々此方へお願いの旨/前欠) 鈴木安兵衛→佐藤伊兵衛様	(近世)10月17日	横切継紙/(宿紙)・1通	え1329-29
(書状、金子都合出来兼ねに日延し新助様と内談いす旨ほか/後欠)	(近世)	横切紙・1通	え1329-30

内方・産物会所混合文書 / 白紙・断簡

(断簡)		断簡・1点	え1060
------	--	-------	-------

(白紙)		横切紙/(え 1062~え1091 括り紐一括)・2 通	え1089
(白紙)		横切紙・1通	え1108

史料目録 第96集

信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録（その5）

印刷発行 平成25年3月31日

発行者 人間文化研究機構 国文学研究資料館

編集 調査収集事業部

〒190-0014

東京都立川市緑町10-3

電話番号 050-5533-2900（代）

印刷 三鈴印刷株式会社

©人間文化研究機構 禁無断複写

（本目録は国文学研究資料館史料館の『史料館所蔵史料目録』（第78集まで発行）を継続しています。）

（本文用紙は中性紙を使用しています。）

978-4-87592-167-7